

建築関係 法令集

法令編・法令編S・告示編

令和7年版 追録

【ダウンロード版】

①令和7年版追録は、令和7年1月1日時点で公布されている下記の官報から、主要なものを掲載しています。

◆法・令・規則…令和7年1月1日現在施行分

令6政令第312号・366号、令6国交省令第92号

◆法・令・規則…令和7年4月1日現在施行分

令4法律第69号、令6政令第172号、令6国交省令第68号、令6経産国交省令第1号

◆告示…令和7年4月1日現在施行分

令6国交告第445号・447号・955号・1005号・1148号

②法・令・規則の改正については、その条全体を掲載しています。

ただし、各種表の改正については、改正箇所のみを掲載としています。

③告示の改正については、原則として全文掲載しています。

④脚注の参照ページは、原則として発刊済みの法令編若しくは告示編のページとなります。当追録に該当条文が掲載されている場合は「[図123](#)」のように表記しています。

本追録ダウンロード版はプリントアウトして試験会場へ持ち込むことはできません。

■追録を試験会場に持ち込む場合は、総合資格学院が配布する冊子の追録をお取り寄せ頂き、ご利用ください。

■冊子をご希望の方は、最寄りの当学院までご連絡下さい。

収録法令一覧

| | |
|--|-----|
| 建築基準法 | 3 |
| 第2条、第5条の6、第6条、第6条の3、第6条の4、第7条の6、第18条、第20条、第41条、第68条の9、第87条の4、第88条、第90条の2、第93条 | |
| 建築基準法施行令 | 18 |
| 第8条の4、第9条の3、第36条の2、第43条、第45条、第46条、第48条、第67条、第73条、第146条、第147条、第148条 | |
| 建築基準法施行規則 | 24 |
| 第1条の3、第2条、第2条の2、第3条、第3条の2、第3条の3、第3条の4、第3条の5、第3条の7、第3条の9、第3条の11、第3条の13、第4条、第4条の4、第4条の4の2、第4条の8、第4条の10、第4条の11の2、第4条の13、第4条の16の2、第5条の2、第6条の2、第6条の2の3、第6条の3、第6条の4、第8条、第8条の2、第8条の2の2、第8条の2の3、第8条の2の4、第8条の2の5、第8条の2の6、第10条の4の4、第10条の5の16、第10条の23、第11条の2、第11条の2の3 | |
| 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令 | 89 |
| 第15条、第16条、第17条、第28条、第29条、第31条の11 | |
| 建築士法 | 93 |
| 第2条、第3条 | |
| 建築士法施行規則 | 94 |
| 第21条 | |
| 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 | 95 |
| 第7条 | |
| 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 | 96 |
| 全条文(第1条～第76条) | |
| 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令 | 115 |
| 全条文(第1条～第8条) | |
| 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 | 117 |
| 全条文(第1条～第83条) | |

| | |
|---|-----|
| 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 | 138 |
| 第1条、第4条、第5条、第8条、第9条の2、第10条 | |
| 都市の低炭素化の促進に関する法律 | 145 |
| 第10条、第54条 | |
| 建設業法施行令 | 147 |
| 第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第37条、第38条、第39条、第40条、第45条 | |
| 消防法 | 148 |
| 第7条 | |
| 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 | 149 |
| 第25条 | |

収録告示一覧

| | |
|---|-----|
| 昭和 56 年建設省告示第 1100 号 | 150 |
| 木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件 | |
| 平成 12 年建設省告示第 1349 号 | 161 |
| 構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対する木造の柱の小径の割合等を定める件 | |
| 令和 6 年国土交通省告示第 445 号 | 162 |
| 学校の木造の校舎の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件 | |
| 令和 6 年国土交通省告示第 955 号 | 163 |
| ボルト接合によることができる安全上支障がない建築物の基準を定める件 | |
| 令和 6 年国土交通省告示第 1148 号 | 163 |
| 確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーターを定める件 | |

建築基準法

令和4年法律第69号(令和7年4月1日施行分)を反映したものです。

第2条(用語の定義)

この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 令1条(用語の定義)→152
- 一 **建築物** 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。
- 二 **特殊建築物** 学校(専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。)、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。
 - 法別表1→133
 - 令115条の3→214
 - 令19条1項(児童福祉施設等)→160
 - 学校教育法1条(学校の定義)→1131
 - 法51条(卸売市場等の位置)→57
- 三 **建築設備** 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。
- 四 **居室** 居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。
- 五 **主要構造部** 壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、付け柱、揚げ床、最下階の床、回り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。

●法2条十四、十五号(大規模の修繕・模様替)→図4

●令1条三号(構造耐力上主要な部分)→152

●令144条の3(安全上、防火上、衛生上重要な部分)→294

- 六 **延焼のおそれのある部分** 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物(延べ面積の合計が500㎡以内の建築物は、一の建築物とみなす。)相互の外壁間の中心線(ロにおいて「隣地境界線等」という。)から、1階にあつては3m以下、2階以上にあつては5m以下の距離にある建築物の部分进行う。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当する部分を除く。
 - イ 防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分
 - ロ 建築物の外壁面と隣地境界線等との角度に応じて、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのないものとして国土交通大臣が定める部分
 - 令2国交告197(燃焼するおそれのない部分)→図26
- 七 **耐火構造** 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能(通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
 - 令107条(耐火性能に関する技術的基準)→197
 - 平12建告1399(耐火構造の構造方法)→1191/図27
- 七の二 **準耐火構造** 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能(通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の三口及び第26条第2項第二号において同じ。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
 - 令107条の2(準耐火性能に関する技術的基準)→198
 - 平12建告1358(準耐火構造の構造方法)→1180/図32
- 八 **防火構造** 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能(建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するた

めに当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。) に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しつくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

●令108条(防火性能に関する技術的基準)→198

●法23条(準防火性能)→47

●令109条の10(準防火性能に関する技術的基準)→204

●平12建告1359(防火構造の構造方法)→1185/㊦38

九 不燃材料 建築材料のうち、不燃性能(通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。) に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

●令108条の2(不燃性能)→199

●令1条五号(準不燃材料)→152

●令1条六号(難燃材料)→152

●平12建告1400(不燃材料)→1197/㊦40

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分以外の部分(以下「特定主要構造部」という。)が、(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

●令108条の3(支障がない部分)→199

- (1) 耐火構造であること。
- (2) 次に掲げる性能(外壁以外の特定主要構造部にあつては、(i)に掲げる性能に限る。) に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。

●令108条の4(特定主要構造部に関する技術的基準)→199

(i)当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

(ii)当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備(その構造が遮炎性能(通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。第27条第1項において同じ。) に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を有すること。

●令109条(防火戸その他の防火設備)→201

●令112条1項(特定防火設備)→206

●令109条の2(遮炎性能に関する技術的基準)→202

●平12建告1360(防火設備の構造方法)→1187/㊦40

九の三 準耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。

イ 主要構造部を準耐火構造としたもの

●令107条の2-1号(45分)→198

●令109条の2(遮炎性能に関する技術的基準)→202

●令109条の2の2 1項(層間変形角)→202

●令112条2項(1時間)→207

ロ イに掲げる建築物以外の建築物であつて、イに掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの

●令109条の3 1号(外壁耐火)→202

●令109条の3 2号(軸組不燃)→202

十 設計 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第6項に規定する設計をいう。

●建築士法2条6項(設計図書)→460/㊦93

十一 工事監理者 建築士法第2条第8項に規定する工事監理をする者をいう。

●建築士法2条8項(工事監理)→460/㊦93

十二 設計図書 建築物、その敷地又は第88条第1項から第3項までに規定する工作物に関する工事用の図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書をいう。

十三 建築 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。

十四 大規模の修繕 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。

十五 大規模の模様替 建築物の主要構造部の一

種以上について行う過半の模様替をいう。

●法2条五号(主要構造部)→18/図3

- 夫 **建築主** 建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 七 **設計者** その者の責任において、設計図書を作成した者をいい、建築士法第20条の2第3項又は第20条の3第3項の規定により建築物が構造関係規定(同法第20条の2第2項に規定する構造関係規定をいう。以下同じ。)又は設備関係規定(同法第20条の3第2項に規定する設備関係規定をいう。第5条の6第3項及び第6条第3項第三号において同じ。)に適合することを確認した構造設計一級建築士(同法第10条の3第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。以下同じ。)又は設備設計一級建築士(同法第10条の3第4項に規定する設備設計一級建築士をいう。第5条の6第3項及び同号において同じ。)を含むものとする。
- 八 **工事施工者** 建築物、その敷地若しくは第88条第1項から第3項までに規定する工作物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らこれらの工事をする者をいう。
- 九 **都市計画** 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第1項に規定する都市計画をいう。
- 一〇 **都市計画区域又は準都市計画区域** それぞれ、都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域又は準都市計画区域をいう。
- 一一 **第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区**
それぞれ、都市計画法第8条第1項第一号から第六号までに掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一

- 種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区をいう。
- 一二 **地区計画** 都市計画法第12条の4第1項第一号に掲げる地区計画をいう。
- 一三 **地区整備計画** 都市計画法第12条の5第2項第一号に掲げる地区整備計画をいう。
- 一四 **防災街区整備地区計画** 都市計画法第12条の4第1項第二号に掲げる防災街区整備地区計画をいう。
- 一五 **特定建築物地区整備計画** 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号。以下「密集市街地整備法」という。)第32条第2項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。
- 一六 **防災街区整備地区整備計画** 密集市街地整備法第32条第2項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。
- 一七 **歴史的風致維持向上地区計画** 都市計画法第12条の4第1項第三号に掲げる歴史的風致維持向上地区計画をいう。
- 一八 **歴史的風致維持向上地区整備計画** 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号。以下「地域歴史的風致法」という。)第31条第2項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。
- 一九 **沿道地区計画** 都市計画法第12条の4第1項第四号に掲げる沿道地区計画をいう。
- 二〇 **沿道地区整備計画** 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号。以下「沿道整備法」という。)第9条第2項第一号に掲げる沿道地区整備計画をいう。
- 二一 **集落地区計画** 都市計画法第12条の4第1項第五号に掲げる集落地区計画をいう。
- 二二 **集落地区計画** 都市計画法第12条の4第1項第五号に掲げる集落地区計画をいう。
- 二三 **集落地区整備計画** 集落地域整備法(昭和

62年法律第63号)第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。

三 地区計画等 都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。

四 プログラム 電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。

五 特定行政庁 この法律の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第97条の2第1項若しくは第2項又は第97条の3第1項若しくは第2項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

●法4条(建築主事又は建築副主事)→22

●令2条の2(定める建築物)→154

第5条の6(建築物の設計及び工事監理)

建築士法第3条第1項(同条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)、第3条の2第1項(同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。若しくは第3条の3第1項(同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。))に規定する建築物又は同法第3条の2第3項(同法第3条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。))の規定に基づく条例に規定する建築物の工事は、それぞれ当該各条に規定する建築士の設計によらなければ、することができない。

●建築士法3条(設計・工事監理の資格)→94

●建築士法3条の2(設計・工事監理の資格)→461

●建築士法3条の3(設計・工事監理の資格)→461

2 建築士法第2条第7項に規定する構造設計図書による同法第20条の2第1項の建築物の工事は、構造設計一級建築士の構造設計(同法第2条第7項に規定する構造設計をいう。以下同じ。))又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければ、することができない。

●建築士法20条の2(構造設計)→476

3 建築士法第2条第7項に規定する設備設計図書による同法第20条の3第1項の建築物の工事は、設備設計一級建築士の設備設計(同法第2

条第7項に規定する設備設計をいう。以下この項及び次条第3項第三号において同じ。))又は当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によらなければ、することができない。

●建築士法20条の3(設備設計)→476

4 建築主は、第1項に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項に規定する建築士又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。

5 前項の規定に違反した工事は、することができない。

第6条(建築物の建築等に関する申請及び確認)

建築主は、第一号若しくは第二号に掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号又は第二号に規定する規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第三号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定(この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下「建築基準法令の規定」という。))その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。))に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という。))の確認(建築副主事の確認にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。以下この項において同じ。))を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。))をして、第一号若しくは第二号に掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号又は第二号に規定する規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第三号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

●法4条7項(大規模建築物)→23

●法85条(仮設建築物)→109

- 法87条1項(用途変更)→117
 - 令137条の18(類似の用途)→286
 - 法87条の4(建築設備への準用)→15
 - 令146条(確認等を要する建築設備)→21
 - 法88条(工作物への準用)→16
 - 令138条(工作物の指定等)→287
 - 法93条(消防長等の同意)→17
 - 令9条(建築基準関係規定)→156
 - 移動等円滑化法14条4項(建築基準関係規定)→529
 - 建築物省エネ法10条2項(建築基準関係規定)→98
 - 都市緑地法41条(建築基準関係規定)→1070
 - 規則3条の2(確認を要しない軽微な変更)→64
- 一 別表第1(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの
- 法別表1(い)欄→133
- 二 前号に掲げる建築物を除くほか、2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超える建築物
- 三 前2号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域(いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。)若しくは景観法(平成16年法律第110号)第74条第1項の準景観地区(市町村長が指定する区域を除く。)内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物
- 2 前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10㎡以内であるときに限っては、適用しない。
- 都計法8条1項五号(防火地域、準防火地域)→783
 - 法18条2項(国等の建築物)→10
- 3 建築主事等は、第1項の申請書が提出された場合において、その計画が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請書を受領することができない。
- 一 建築士法第3条第1項、第3条の2第1項、第3条の3第1項、第20条の2第1項若しくは第20条の3第1項の規定又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例の規定に違反するとき。
- 建築士法3条(設計・工事監理)→94
 - 建築士法3条の2(設計・工事監理)→461
- 建築士法3条の3(設計・工事監理)→461
- 二 構造設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第20条の2第1項の建築物の構造設計を行った場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものでないとき。
- 建築士法20条の2(構造設計)→476
- 三 設備設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第20条の3第1項の建築物の設備設計を行った場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものでないとき。
- 建築士法20条の3(設備設計)→476
- 4 建築主事等は、第1項の申請書を受領した場合においては、同項第一号又は第二号に係るものにあつてはその受領した日から35日以内に、同項第三号に係るものにあつてはその受領した日から7日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。
- 5 建築主事等は、前項の場合において、申請に係る建築物の計画が第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築主から同条第7項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、第1項の規定による確認をすることができる。
- 6 建築主事等は、第4項の場合(申請に係る建築物の計画が第6条の3第1項本文に規定する特定構造計算基準(第20条第1項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。)において、第4項の期間内に当該申請者に第1項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、35日の範囲内において、第4項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。
- 規則2条2項(省令で定める場合)→358
- 7 建築主事等は、第4項の場合において、申請に

係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定により第4項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該申請者に交付しなければならない。

- 8 第1項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、することができない。
- 9 第1項の規定による確認の申請書、同項の確認済証並びに第6項及び第7項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。

●規則1条の3～(確認申請書の様式)→310～/ 図24

第6条の3(構造計算適合性判定)

建築主は、第6条第1項の場合において、申請に係る建築物の計画が第20条第1項第二号若しくは第三号に定める基準（同項第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従つた構造計算で、同項第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下「特定構造計算基準」という。）又は第3条第2項（第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により第20条の規定の適用を受けない建築物について第86条の7第1項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準（特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。以下「特定増改築構造計算基準」という。）に適合するかどうかの確認審査（第6条第4項に規定する審査又は前条第1項の規定による確認のための審査をいう。以下この項において同じ。）を要するものであるときは、構造計算適合性判定（当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）の申請書を提出して都道府県知事の構造計算適合性判定を受けなければならない。ただし、当該建築物の計画に係る確認審査が次の各号に掲げる確認審査である場合において、当該確認審査を構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として当該各号に掲げる確認審査の区分に応じて国土交通省令で定める要件を備

える者である建築主事等がするとき又は前条第1項の規定による指定を受けた者が当該要件を備える者である第77条の24第1項の確認検査員若しくは副確認検査員にさせるときは、この限りでない。

- 一 当該建築物の計画が特定構造計算基準のうち第20条第1項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分であつて確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるもの又は特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに適合するかどうかの確認審査

●令9条の3(審査が比較的容易にできるもの)→ 図18

- 二 当該建築物の計画（第20条第1項第四号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査（前号に掲げる確認審査に該当するものを除く。）

●法18条の2(指定構造計算適合性判定機関による実施)→44

●令9条の2(特定増改築構造計算基準)→156

●規則3条の13(高度の専門的知識等を有する者)→ 図70

- 2 都道府県知事は、前項の申請書を受理した場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて当該都道府県に置かれた建築主事等が第6条第1項の規定による確認をするときは、当該建築主事等を当該申請に係る構造計算適合性判定に関する事務に従事させてはならない。
- 3 都道府県知事は、特別な構造方法の建築物の計画について第1項の構造計算適合性判定を行うに当たつて必要があると認めるときは、当該構造方法に係る構造計算に関して専門的な識見を有する者の意見を聴くものとする。
- 4 都道府県知事は、第1項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から14日以内に、当該申請に係る構造計算適合性判定の結果を記載した通知書を当該申請者に交付しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の場合（申請に係る建築物の計画が特定構造計算基準（第20条第1項

第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合その他国土交通省令で定める場合に限る。)において、前項の期間内に当該申請者に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、35日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

- 6 都道府県知事は、第4項の場合において、申請書の記載によつては当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定により第4項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該申請者に交付しなければならない。
- 7 建築主は、第4項の規定により同項の通知書の交付を受けた場合において、当該通知書が適合判定通知書（当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。以下同じ。）であるときは、第6条第1項又は前条第1項の規定による確認をする建築主事等又は同項の規定による指定を受けた者に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該建築物の計画に係る第6条第7項又は前条第4項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。
- 8 建築主は、前項の場合において、建築物の計画が第6条第1項の規定による建築主事等の確認に係るものであるときは、同条第4項の期間（同条第6項の規定により同条第4項の期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）の末日の3日前までに、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事等に提出しなければならない。
- 9 第1項の規定による構造計算適合性判定の申請書及び第4項から第6項までの通知書の様式は、国土交通省令で定める。

第6条の4（建築物の建築に関する確認の特例）

第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は第三号に掲げる建築物の建築に対する第6条及び第6条の2の規定の適用については、第6条第1項中「政令で定めるものをいう。以下同じ」とあるのは、「政令で定めるものをいい、建築基準法令の規定のうち政令で定める規定を除く。以下この条及び次条において同じ」とする。

●令10条(建築基準法令のうち除く規定)→157

●法7条の5(建築物に関する検査の特例)→31

一 第6条の10第1項の認定を受けた型式(次号において「認定型式」という。)に適合する建築材料を用いる建築物

●法68条の10第1項(型式適合認定)→81

●法68条の20(認証型式部材等に関する特例)→82

二 認定型式に適合する建築物の部分に有する建築物

三 第6条第1項第三号に掲げる建築物で建築士の設計に係るもの

- 2 前項の規定により読み替えて適用される第6条第1項に規定する政令のうち建築基準法令の規定を定めるものにおいては、建築士の技術水準、建築物の敷地、構造及び用途その他の事情を勘案して、建築士及び建築物の区分に応じ、建築主事等の審査を要しないこととしても建築物の安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる規定を定めるものとする。

第7条の6（検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限）

第6条第1項第一号若しくは第二号に掲げる建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラーその他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機若しくは防火区画で政令で定めるものに関する工事（政令で定める軽易な工事を除く。以下この項、第18条第38項及び第90条の3において「避難施設等に関する工事」という。）を含むものをする場合においては、当該建築物の建築主は、第7条第5項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、

又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

●法90条の3(安全措置等の計画の届出)→121

●令13条(避難施設等の範囲)→158

●令13条の2(避難施設等に含まれない軽易な工事)→158

一 特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたとき。

●規則4条の16 1項(特定行政庁の認定)→387

二 建築主事等(当該建築物又は建築物の部分が大規模建築物又はその部分に該当する場合にあつては、建築主事)又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた者が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めたとき。

●法4条7項(大規模建築物)→23

●規則4条の16 2項(建築主事等の認定)→387

三 第7条第1項の規定による申請が受理された日(第7条の2第1項の規定による指定を受けた者が同項の規定による検査の引受けを行つた場合にあつては、当該検査の引受けに係る工事が完了した日又は当該検査の引受けを行つた日のいずれか遅い日)から7日を経過したとき。

2 前項第一号及び第二号の規定による認定の申請の手續に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

●規則4条の16(仮使用認定の申請等)→387

3 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、第1項第二号の規定による認定をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、仮使用認定報告書を作成し、同号の規定による認定をした建築物に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

●規則4条の16の2(仮使用認定報告書)→図73

4 特定行政庁は、前項の規定による仮使用認定報告書の提出を受けた場合において、第1項第二号の規定による認定を受けた建築物が同号の国土交通大臣が定める基準に適合しないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該認定を行つた第7条の2第1項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該認定は、その効力を失う。

●規則4条の16の3(通知書の様式)→388

第18条(国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手續の特例)

国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物及び建築物の敷地については、第6条から第7条の6まで、第9条から第9条の3まで、第10条及び第90条の2の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第41項までの規定に定めるところによる。

2 第6条第1項の規定によつて建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする建築物の建築主が国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合においては、当該国の機関の長等は、当該工事に着手する前に、その計画を建築主事等(当該計画が大規模建築物に係るものである場合にあつては、建築主事)に通知しなければならない。ただし、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合(当該増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10㎡以内である場合に限る。)においては、この限りでない。

●法6条2項(確認申請)→図7

●規則8条の2(準用規定)→401

3 建築主事等は、前項の通知を受けた場合においては、第6条第4項に定める期間内に、当該通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定(第6条の4第1項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第三号に掲げる建築物の建築について通知を受けた場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される第6条第1項に規定する建築基準関係規定。以下この項、次項、第15項、第16項及び第19項において同じ。)に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、建築基準関係規定に適合することを認めるときは、当該通知をした国の機関の長等に対して確認済証を交付しなければならない。

4 国の機関の長等が第2項の規定による通知をしなければならない場合において、国の機関の長等が同項の計画を当該計画に係る工事に着手する前に第6条の2第1項の規定による指定を受けた者に通知したときは、当該者は、当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、建築基準関係規定

に適合することを認めるときは、当該通知をした国の機関の長等に対して確認済証を交付しなければならない。この場合においては、前2項の規定は、適用しない。

- 5 国の機関の長等は、前2項の場合において、第2項又は前項の通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下この項において「審査」という。)を要するものであるときは、当該建築物の計画を都道府県知事に通知し、構造計算適合性判定を求めなければならない。ただし、当該建築物の計画に係る審査が次の各号に掲げる審査である場合において、当該審査を構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として当該各号に掲げる審査の区分に応じて国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事等がするとき又は第6条の2第1項の規定による指定を受けた者が当該要件を備える者である第77条の24第1項の確認検査員若しくは副確認検査員にさせるときは、この限りでない。

●規則8条の2第1項(定める要件)→図76

一 当該建築物の計画が特定構造計算基準のうち第20条第1項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分であつて審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるもの又は特定増改築構造計算基準のうち審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに適合するかどうかの審査

二 当該建築物の計画(第20条第1項第四号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。)が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(前号に掲げる審査に該当するものを除く。)

- 6 都道府県知事は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて当該都道府県に置かれた建築主事等が第3項に規定する審査をするときは、当該建築主事等を当該通知に係る構造計算適合性判定に関する事務に従事させてはならない。

- 7 都道府県知事は、特別な構造方法の建築物の計画について第5項の構造計算適合性判定を行うに当たつて必要があると認めるときは、当該構造方法に係る構造計算に関して専門的な識見を有する者の意見を聴くものとする。

- 8 都道府県知事は、第5項の通知を受けた場合においては、その通知を受けた日から14日以内に、当該通知に係る構造計算適合性判定の結果を記載した通知書を当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。

- 9 都道府県知事は、前項の場合(第5項の通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準(第20条第1項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかの判定を求められた場合その他国土交通省令で定める場合に限る。)において、前項の期間内に当該通知をした国の機関の長等に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、35日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。

●規則8条の2第2項(定める場合)→図76

- 10 都道府県知事は、第8項の場合において、第5項の通知の記載によつては当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を第8項の期間(前項の規定により第8項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間)内に当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。

- 11 国の機関の長等は、第8項の規定により同項の通知書の交付を受けた場合において、当該通知書が適合判定通知書であるときは、第3項又は第4項の規定による審査をする建築主事等又は第6条の2第1項の規定による指定を受けた者に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該建築物の計画に係る第15項又は第16項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

- 12 前項の場合において、同項の規定による適合判定通知書又はその写しの建築主事等への提出

- は、第3項の期間（第14項の規定により第3項の期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）の末日の3日前までにしなければならない。
- 13 建築主事等又は第6条の2第1項の規定による指定を受けた者は、第3項又は第4項の場合において、第2項又は第4項の通知に係る建築物の計画が第5項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、当該通知をした国の機関の長等から第11項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、第3項又は第4項の確認済証を交付することができる。
- 14 建築主事等は、第3項の場合（第2項の通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準（第20条第1項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、第3項の期間内に当該通知をした国の機関の長等に同項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、35日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。
- 規則8条の2 3項(定める場合)→ 図76
- 15 建築主事等は、第3項の場合において、第2項の通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を第3項の期間（前項の規定により第3項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。
- 16 第6条の2第1項の規定による指定を受けた者は、第4項の場合において、同項の通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及びその理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。
- 規則8条の2 4項(通知書の交付)→ 図76
- 17 第2項又は第4項の通知に係る建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、第3項又は第4項の確認済証の交付を受けた後でなければすることができない。
- 18 第6条の2第1項の規定による指定を受けた者は、第4項の確認済証又は第16項の通知書の交付をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、審査報告書を作成し、当該確認済証又は当該通知書の交付に係る建築物の計画に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。
- 規則8条の2 5項・6項・7項(期間・書類)→ 図77
- 19 特定行政庁は、前項の規定による審査報告書の提出を受けた場合において、第4項の確認済証の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、国の機関の長等及び当該確認済証を交付した第6条の2第1項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならない。
- 20 国の機関の長等は、第17項の工事を完了した場合においては、その旨を、工事が完了した日から4日以内に到達するように、建築主事等（当該工事が大規模建築物に係るものである場合にあつては、建築主事。第28項において同じ。）に通知しなければならない。
- 法4条7項(大規模建築物)→ 23
- 21 建築主事等が前項の規定による通知を受けた場合においては、検査実施者は、その通知を受けた日から7日以内に、その通知に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定（第7条の5に規定する建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事について通知を受けた場合にあつては、第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項に規定する建築基準関係規定。以下この条において同じ。）に適合しているかどうかを検査しなければならない。
- 22 検査実施者は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めるときは、国の機関の長等に対して検査済証を交付しなければならない。
- 23 第20項の規定は、第7条の2第1項の規定による指定を受けた者が、第17項の工事の完了の日から4日が経過する日までに、当該工事に

- 係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査を引き受けた場合において、当該検査の引受けに係る工事が完了したときについては、適用しない。
- 24 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、前項の規定による検査の引受けを行ったときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を証する書面を国の機関の長等に交付しなければならない。
- 25 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、第23項の規定による検査の引受けを行ったときは、当該検査の引受けを行った第17項の工事が完了した日又は当該検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から7日以内に、第23項の検査をしなければならない。
- 26 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、第23項の検査をした建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めたとときは、国土交通省令で定めるところにより、国の機関の長等に対して検査済証を交付しなければならない。
- 27 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、第23項の検査をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、完了検査報告書を作成し、同項の検査をした建築物及びその敷地に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。
- 規則8条の2 12項・13項・14項(期間・書類)→ 77
- 28 国の機関の長等は、第17項の工事が特定工程を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、その旨を、その日から4日以内に到達するように、建築主事等に通知しなければならない。
- 29 建築主事等が前項の規定による通知を受けた場合においては、検査実施者は、その通知を受けた日から4日以内に、当該通知に係る工事中の建築物等について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかを検査しなければならない。
- 30 検査実施者は、前項の規定による検査をした場合において、工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めたとときは、国土交通省令で定めるところにより、国の機関の長等に対して当該特定工程に係る中間検査合格証を交付しなければならない。
- 31 特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。
- 32 第28項及び前項の規定は、第17項の工事が特定工程を含む場合において、第7条の2第1項の規定による指定を受けた者が当該特定工程に係る工事を終えた後の工事中の建築物等について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を当該工事を終えた日から4日が経過する日までに引き受けたときについては、適用しない。
- 33 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、前項の規定による検査の引受けを行ったときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を証する書面を国の機関の長等に交付しなければならない。
- 34 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、第32項の検査をした場合において、特定工程に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めたとときは、国土交通省令で定めるところにより、国の機関の長等に対して当該特定工程に係る中間検査合格証を交付しなければならない。
- 35 第32項の規定による検査に係る特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。
- 36 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、第32項の検査をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、中間検査報告書を作成し、同項の検査をした工事中の建築物等に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。
- 37 検査実施者又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、第29項又は第32項の規定による検査において建築基準関係規定に適合することを認められた工事中の建築物等について、第21項、第23項、第29項又は第32項の規定による検査をするときは、第29項又は第32項の規定による検査において建築基準関係規定に適合することを認められた建築物の部分及びその敷地については、第21項、第23項、第29項又は第32項の規定による検査をすることを要しない。

- 38 第6条第1項第一号若しくは第二号に掲げる建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事を含むものをする場合においては、第22項又は第26項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。
- 一 特定行政庁が、安全上、防火上又は避難上支障がないと認めたとき。
 - 二 建築主事等（当該建築物又は建築物の部分が大規模建築物又はその部分に該当する場合にあつては、建築主事）又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた者が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めたとき。
 - 三 第20項の規定による通知をした日（第7条の2第1項の規定による指定を受けた者が第23項の規定による検査の引受けを行った場合にあつては、当該検査の引受けに係る工事が完了した日又は当該検査の引受けを行った日のいずれか遅い日）から7日を経過したとき。
- 39 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、前項第二号の規定による認定をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、仮使用認定報告書を作成し、同号の規定による認定をした建築物に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。
- 40 特定行政庁は、前項の規定による仮使用認定報告書の提出を受けた場合において、第38項第二号の規定による認定を受けた建築物が同号の国土交通大臣が定める基準に適合しないと認めるときは、国の機関の長等及び当該認定を行った者にその旨を通知しなければならない。
- 41 特定行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物又は建築物の敷地が第9条第1項、第10条第1項若しくは第3項又は第90

条の2第1項の規定に該当すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該建築物又は建築物の敷地を管理する国の機関の長等に通知し、これらの規定に掲げる必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

第20条（構造耐力）

建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 高さが60mを超える建築物 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によつて建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令で定める基準に従つた構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。
 - 令36条1項(政令で定める技術的基準)→172
 - 令81条1項(政令で定める基準)→186
 - 法98条(罰則)→125
- 二 高さが60m以下の建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が4以上であるもの又は高さが16mを超えるものに限る。）又は木造以外の建築物（地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物、高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。）次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - 令36条の2(政令で定める建築物)→18
 - 法98条(罰則)→125
- イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、地震力によつて建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令で定める基準に従つた構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を

有すること。

●令36条2項(政令で定める技術的基準)→172

●令81条2項(政令で定める基準)→187

●平19国交告592(構造計算の方法)→箇79

ロ 前号に定める基準に適合すること。

- 三 高さが60m以下の建築物(前号に掲げる建築物を除く。)のうち、第6条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物(木造の建築物にあつては、地階を除く階数が3以上であるもの又は延べ面積が300㎡を超えるものに限る。)次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

●法98条(罰則)→125

イ 当該建築物の安全に必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、構造耐力上主要な部分ごとに応力度が許容応力度を超えないことを確かめることその他の政令で定める基準に従った構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有すること。

●令36条3項(政令で定める技術的基準)→173

●令81条3項(政令で定める基準)→187

●平19国交告592(構造計算の方法)→箇79

ロ 前2号に定める基準のいずれかに適合すること。

- 四 前3号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

●法99条(罰則)→126

イ 当該建築物の安全に必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。

●令36条3項(政令で定める技術的基準)→173

ロ 前3号に定める基準のいずれかに適合すること。

- 2 前項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

●令36条の4(別の建築物)→173

第41条(市町村の条例による制限の緩和)

第6条第1項第三号の区域外においては、市町村は、土地の状況により必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、区域を限り、第19条、第21条、第28条、第29条及び第36条の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。ただし、第6条第1項第一号に掲げる建築物及び同項第二号に掲げる建築物(木造以外の建築物に限る。)については、この限りでない。

第68条の9

第6条第1項第三号の規定に基づき、都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内においては、地方公共団体は、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、適正かつ合理的な土地利用を図るため必要と認めるときは、政令で定める基準に従い、条例で、建築物又はその敷地と道路との関係、建築物の容積率、建築物の高さその他の建築物の敷地又は構造に関して必要な制限を定めることができる。

●令136条の2の9(建築物に係る制限)→269

- 2 景観法第74条第1項の準景観地区内においては、市町村は、良好な景観の保全を図るため必要があると認めるときは、政令で定める基準に従い、条例で、建築物の高さ、壁面の位置その他の建築物の構造又は敷地に関して必要な制限を定めることができる。

●令136条の2の10(建築物に係る制限)→269

第87条の4(建築設備への準用)

政令で指定する昇降機その他の建築設備を第6条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物に設ける場合においては、同項(第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認又は第18条第2項(第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知を要する場合を除き、第6条(第3項、第5項及び第6項を除く。)、第6条の2(第3項を除く。)、第6条の4(第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第7条から第7条の4まで、第7条の5(第6条の4第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第7条の6、第18条(第5項から第14項まで及び第41項を除く。)及び第89条から第90条の3までの規定を準用する。この場合において、第6条

第4項中「同項第一号又は第二号に係るものにあつてはその受理した日から35日以内に、同項第三号に係るものにあつてはその受理した日から7日以内に」とあるのは、「その受理した日から7日以内に」と読み替えるものとする。

●令146条(確認等を要する建築設備)→図21

第88条(工作物への準用)

煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの(以下この項において「昇降機等」という。)については、第3条、第6条(第3項、第5項及び第6項を除くものとし、第1項及び第4項は、昇降機等については第1項第一号又は第二号の建築物に係る部分、その他のものについては同項第三号の建築物に係る部分に限る。)、第6条の2(第3項を除く。)、第6条の4(第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第7条から第7条の4まで、第7条の5(第6条の4第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第8条から第11条まで、第12条第5項(第三号を除く。))及び第6項から第9項まで、第13条、第15条の2、第18条(第5項から第14項まで及び第38項から第40項までを除く。)、第20条、第28条の2(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第32条、第33条、第34条第1項、第36条(避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。)、第37条、第38条、第40条、第3章の2(第68条の20第2項については、同項に規定する建築物以外の認証型部材等に係る部分に限る。)、第86条の7第1項(第28条の2(同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第86条の7第2項(第20条に係る部分に限る。)、第86条の7第3項(第32条、第34条第1項、第36条(昇降機に係る部分に限る。))及び第37条に係る部分に限る。)、前条、次条並びに第90条の規定を、昇降機等については、第7条の6、第12条第1項から第4項まで、第12条の2、第12条の3及び第18条第38項から第40項までの規定を準用する。この場合において、第20条第1項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとす

る。

●令138条1項、2項、3項(工作物の指定等)→287

●令138条の3(維持保全準則作成を要する昇降機等)→289

- 2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第3条、第6条(第3項、第5項及び第6項を除くものとし、第1項及び第4項は、第1項第一号又は第二号の建築物に係る部分に限る。)、第6条の2(第3項を除く。)、第7条、第7条の2、第7条の6から第9条の3まで、第11条、第12条第5項(第三号を除く。))及び第6項から第9項まで、第13条、第15条の2、第18条(第5項から第14項まで及び第28項から第37項までを除く。)、第48条から第51条まで、第60条の2第3項、第60条の2の2第4項、第60条の3第3項、第68条の2第1項及び第5項、第68条の3第6項から第9項まで、第86条の7第1項(第48条第1項から第14項まで及び第51条に係る部分に限る。)、第87条第2項(第48条第1項から第14項まで、第49条から第51条まで、第60条の2第3項、第60条の2の2第4項、第60条の3第3項並びに第68条の2第1項及び第5項に係る部分に限る。)、第87条第3項(第48条第1項から第14項まで、第49条から第51条まで及び第68条の2第1項に係る部分に限る。)、前条、次条、第91条、第92条の2並びに第93条の2の規定を準用する。この場合において、第6条第2項及び別表第2中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第68条の2第1項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

●令138条4項(工作物の指定等)→288

- 3 第3条、第8条から第11条まで、第12条(第5項第三号を除く。)、第12条の2、第12条の3、第13条、第15条の2並びに第18条第1項及び第41項の規定は、第64条に規定する工作物について準用する。
- 4 第1項中第6条から第7条の5まで、第18条(第1項及び第41項を除く。))及び次条に係る部分は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項若しくは第35条第1項、都市計画法第29条第1項若しくは第2項若しくは第35条の2第1項本文、特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第57条第1項若しくは第62条第1項又は津波防災地

域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第73条第1項若しくは第78条第1項の規定による許可を受けなければならない場合の擁壁については、適用しない。

●令138条1項五号(擁壁)→287

第90条の2（工事中の特殊建築物等に対する措置）

特定行政庁は、第9条又は第10条の規定による場合のほか、建築、修繕若しくは模様替又は除却の工事の施工中に使用されている第6条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の建築主又は所有者、管理者若しくは占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずることができる。

- 2 第9条第2項から第9項まで及び第11項から第15項までの規定は、前項の場合に準用する。

第93条（許可又は確認に関する消防長等の同意等）

特定行政庁、建築主事等又は指定確認検査機関は、この法律の規定による許可又は確認をする場合においては、当該許可又は確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長の同意を得なければ、当該許可又は確認をすることができない。ただし、確認に係る建築物が防火地域及び準防火地域以外の区域内における住宅（長屋、共同住宅その他政令で定める住宅を除く。）である場合又は建築主事等若しくは指定確認検査機関が第87条の4において準用する第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認をする場合においては、この限りでない。

●令147条の3(同意を要する住宅)→298

●消防法7条(消防同意)→148

- 2 消防長又は消防署長は、前項の規定によつて同意を求められた場合においては、当該建築物の計画が法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（建築主事等又は指定確認検査機関が第6条の4第1項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更又は同項第三号に掲げる建築物の建築について確認する場合において同意を求められたときは、同項の規定により読み替えて適用される第6条第1項の政令で定める建

築基準法令の規定を除く。）で建築物の防火に関するものに違反しないものであるときは、第6条第1項第三号に係る場合にあつては、同意を求められた日から3日以内に、その他の場合にあつては、同意を求められた日から7日以内に同意を与えてその旨を当該特定行政庁、建築主事等又は指定確認検査機関に通知しなければならない。この場合において、消防長又は消防署長は、同意することができない事由があると認めるときは、これらの期限内に、その事由を当該特定行政庁、建築主事等又は指定確認検査機関に通知しなければならない。

- 3 第68条の20第1項（第68条の22第2項において準用する場合を含む。）の規定は、消防長又は消防署長が第1項の規定によつて同意を求められた場合に行う審査について準用する。
- 4 建築主事等又は指定確認検査機関は、第1項ただし書の場合において第6条第1項（第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による確認申請書を受理したとき若しくは第6条の2第1項（第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請を受けたとき又は第18条第2項若しくは第4項（これらの規定を第87条第1項又は第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、これを当該申請又は通知に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長に通知しなければならない。
- 5 建築主事等又は指定確認検査機関は、第31条第2項に規定する尿尿浄化槽又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物に該当する建築物に関して、第6条第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書を受理した場合、第6条の2第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請を受けた場合又は第18条第2項若しくは第4項（これらの規定を第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、これを当該申請又は通知に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する保健所長に通知しなければならない。
- 6 保健所長は、必要があると認める場合においては、この法律の規定による許可又は確認につい

て、特定行政庁、建築主事等又は指定確認検査機関に対して意見を述べることができる。

建築基準法施行令

令和6年政令第172号（令和7年4月1日施行分）、令和6年政令第312号（令和6年11月1日施行）を反映したものです。

第8条の4（受検資格）

法第5条の4第3項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第7項に規定する構造設計の業務
- 二 法第6条第4項若しくは法第18条第3項若しくは第4項に規定する審査又は法第6条の2第1項の規定による確認のための審査の業務（法第20条第1項に規定する基準に適合するかどうかの審査の業務を含むものに限る。）
- 三 建築物の構造の安全上の観点からする審査の業務（法第6条の3第1項の構造計算適合性判定の業務を除く。）であつて国土交通大臣が同項の構造計算適合性判定の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認められたもの

第9条の3（確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準）

法第6条の3第1項第一号の政令で定める特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準並びに法第18条第5項第一号の政令で定める特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準は、第81条第2項第二号イに掲げる構造計算で、法第20条第1項第二号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することとする。

●令81条2項2号イ（許容応力度等計算）→187

第36条の2（地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物）

法第20条第1項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

●令36条1項（耐久性等関係規定）→172

- 一 地階を除く階数が4以上である組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物
- 二 地階を除く階数が3以下である鉄骨造の建築物であつて、高さが16mを超えるもの
- 三 鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、高さが

20 mを超えるもの

- 四 木造、組積造、補強コンクリートブロック造若しくは鉄骨造のうち2以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち1以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 地階を除く階数が4以上である建築物
ロ 高さが16 mを超える建築物

- 五 前各号に掲げるもののほか、その安全性を確かめるために地震力によつて地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限つて国土交通大臣が指定する建築物

●平19国交告593(指定建築物)→図260

第43条(柱の小径)

構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及び桁行方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接着する土台、足固め、胴差、はり、桁その他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、建築物の用途及び規模並びに屋根、外壁その他の建築物の部分の構造に応じて国土交通大臣が定める割合以上のものでなければならない。

●平12建告1349(基準)→図272/図161

- 2 地階を除く階数が2を超える建築物の1階の構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及び桁行方向の小径は、13.5cmを下回つてはならない。ただし、当該柱と土台又は基礎及び当該柱とはり、桁その他の横架材とをそれぞれボルト締その他これに類する構造方法により緊結し、かつ、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
- 平12建告1349(基準)→図272/図161
- 3 法第41条の規定によつて、条例で、法第21条第1項及び第2項の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和する場合においては、当該条例で、柱の小径の横架材の相互間の垂直距離に対する割合を補足する規定を設けなければならない。
- 4 前3項の規定による柱の小径に基づいて算定した柱の所要断面積の $\frac{1}{3}$ 以上を欠き取る場合においては、その部分を補強しなければならない。
- 5 階数が2以上の建築物における隅柱又はこれに

準ずる柱は、通し柱としなければならない。ただし、接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強した場合においては、この限りでない。

- 6 構造耐力上主要な部分である柱の有効細長比(断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう。以下同じ。)は、150以下としなければならない。

第45条(筋かい)

引張力を負担する筋かいは、厚さ1.5cm以上で幅9cm以上の木材若しくは径9mm以上の鉄筋又はこれらと同等以上に引張力を負担することができる材料として国土交通大臣が定めたもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたものを使用したものとしなければならない。

- 2 圧縮力を負担する筋かいは、厚さ3cm以上で幅9cm以上の木材又はこれと同等以上に圧縮力を負担することができる材料として国土交通大臣が定めたもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたものを使用したものとしなければならない。
- 3 筋かいは、その両端の端部を、柱又ははりその他の横架材に、ボルト、かすがい、くぎその他の金物で緊結しなければならない。この場合において、そのいずれか一方の端部を緊結する位置は、当該柱と当該横架材との仕口の部分でなければならない。
- 4 筋かいには、欠込みをしてはならない。ただし、筋かいをたすき掛けにするためにやむを得ない場合において、必要な補強を行つたときは、この限りでない。

第46条(構造耐力上必要な軸組等)

構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とした建築物にあつては、全ての方向の水平力に対して安全であるように、各階の張り間方向及び桁行方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組を釣合い良く配置しなければならない。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する木造の建築物又は建築物の構造部分については、適用しない。

一 次に掲げる基準に適合するもの

イ 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材(間柱、小はりその他これらに類するものを除く。以下この号において

同じ。)に使用する集成材その他の木材の品質が、当該柱及び横架材の強度及び耐久性に関し国土交通大臣の定める基準に適合していること。

●昭62建告1898(基準)→図272

ロ 構造耐力上主要な部分である柱の脚部が、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎に緊結している土台に緊結し、又は鉄筋コンクリート造の基礎に緊結していること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて、構造耐力上安全であることが確かめられた構造であること。

●昭62建告1899(基準)→図273

二 方づえ(その接着する柱が添木その他これに類するものによつて補強されているものに限る。)、控柱又は控壁があつて構造耐力上支障がないもの

3 床組及び小屋ばり組には木板その他これに類するものを国土交通大臣が定める基準に従つて打ち付け、小屋組には振れ止めを設けなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

●昭62建告1899(基準)→図273

●平28国交告691(基準)→図274

4 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える木造の建築物においては、第1項の規定により配置する軸組は、当該建築物の各階に作用する水平力により構造耐力上支障のある変形又は破壊が生じないよう木材、鉄筋その他必要な強度を有する材料を使用した壁又は筋かいが有効に設けられたものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを、当該建築物が地震及び風圧に対して構造耐力上安全なものとなるように国土交通大臣が定める基準に従つて設置するものでなければならない。

●令88条2項(地盤が著しく軟弱な区域)→193

●昭56建告1100(構造方法・設置基準)→図150

第48条 削除

第67条 (接合)

構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、接

合される鋼材が炭素鋼であるときは高力ボルト接合、溶接接合若しくはリベット接合(構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合)又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、接合される鋼材がステンレス鋼であるときは高力ボルト接合若しくは溶接接合又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、それぞれよらなければならない。ただし、軒の高さが9m以下で、かつ、張り間が13m以下の建築物(延べ面積が3,000㎡を超えるものを除く。)その他その規模及び構造に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する建築物にあつては、ボルトが緩まないように次の各号のいずれかに該当する措置を講じたボルト接合によることができる。

●令60国交告955(基準)→図163

- 一 当該ボルトをコンクリートで埋め込むこと。
- 二 当該ボルトに使用するナットの部分を溶接すること。
- 三 当該ボルトにナットを二重に使用すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、これらと同等以上の効力を有する戻り止めをすること。

2 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。この場合において、柱の端面を削り仕上げとし、密着する構造とした継手又は仕口で引張応力が生じないものは、その部分の圧縮力及び曲げモーメントの $\frac{1}{4}$ (柱の脚部においては、 $\frac{1}{2}$)以内を接触面から伝えている構造とみなすことができる。

●平12建告1464(構造方法)→図292

第73条 (鉄筋の継手及び定着)

鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあつては、その末端を折り曲げないことができる。

- 一 柱及びはり(基礎ばりを除く。)の出すみ部分

二 煙突

- 2 主筋又は耐力壁の鉄筋(以下この項において「主筋等」という。)の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径(径の異なる主筋等をつなぐ場合にあつては、細い主筋等の径。以下この項において同じ。)の25倍以上とし、継手を引張力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあつては、この限りでない。

●平12建告1463(構造方法)→図294

- 3 柱に取り付けるはりの引張鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

●平23国交告432(基準)→図295

- 4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前2項の規定を適用する場合には、これらの項中「25倍」とあるのは「30倍」と、「40倍」とあるのは「50倍」とする。

第146条(確認等を要する建築設備)

法第87条の4(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定により政令で指定する建築設備は、次に掲げるものとする。

- 一 エレベーター(使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)及びエスカレーター

●令6国交告1148(エレベーター)→通163

- 二 小荷物専用昇降機(昇降路の出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より高いことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)

●平28国交告239(小荷物専用昇降機)→図840

- 三 法第12条第3項の規定により特定行政庁が指定する建築設備(屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽を除く。)

- 2 第7章の8の規定は、前項各号に掲げる建築設備について準用する。

●令7章の8(工事現場の危害防止)→272

第147条(仮設建築物等に対する制限の緩和) ㊦

法第85条第2項の規定の適用を受ける建築物(以下この項において「応急仮設建築物等」という。)又は同条第6項若しくは第7項の規定による許可を受けた建築物(いずれも高さが60m以下のものに限る。)については、第22条、第28条から第30条まで、第37条、第46条、第49条、第67条、第70条、第3章第8節、第112条、第114条、第5章の2、第129条の2の3(屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る。)、第129条の13の2及び第129条の13の3の規定は適用せず、応急仮設建築物等については、第41条から第43条まで及び第5章の規定は適用しない。

- 2 災害があつた場合において建築物の用途を変更して法第87条の3第2項に規定する公益的建築物として使用するときにおける当該公益的建築物(以下この項において「公益的建築物」という。)、建築物の用途を変更して同条第6項に規定する興行場等とする場合における当該興行場等及び建築物の用途を変更して同条第7項に規定する特別興行場等とする場合における当該特別興行場等(いずれも高さが60m以下のものに限る。)については、第22条、第28条から第30条まで、第46条、第49条、第112条、第114条、第5章の2、第129条の13の2及び第129条の13の3の規定は適用せず、公益的建築物については、第41条から第43条まで及び第5章の規定は適用しない。

- 3 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突でその存続期間が2年以内のもの(高さが60mを超えるものにあつては、その構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。)については、第139条第1項第三号及び第四号の規定並びに同条第4項において準用する第37条、第38条第6項及び第67条の規定は、適用しない。

- 4 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第二号に掲げる工作物でその存続期間が2年以内のもの(高さが60mを超えるものにあつては、その構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。)については、第139条第1項第三号及び第四号の規定並びに同条第4項において準用する第37条、第38条第6項及び第67条の規定は、適用しない。

いものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。)については、第140条第2項において準用する第139条第1項第三号及び第四号の規定並びに第140条第4項において準用する第37条、第38条第6項及び第67条の規定は、適用しない。

●令4国交告1024(基準)→図840

- 5 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第三号又は第四号に掲げる工作物でその存続期間が2年以内のもの（高さが60mを超えるものにあつては、その構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）については、第141条第2項において準用する第139条第1項第三号及び第四号の規定並びに第141条第4項において準用する第37条、第38条第6項、第67条及び第70条の規定は、適用しない。

第148条（市町村の建築主事等の特例）

法第97条の2第1項の政令で定める事務は、法の規定により建築主事の権限に属するものとされている事務のうち、次に掲げる建築物又は工作物（当該建築物又は工作物の新築、改築、増築、移転、築造又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）に係る事務とする。

- 一 法第6条第1項第二号に掲げる建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が3以上であるもの、延べ面積が300㎡を超えるもの及び高さが16mを超えるものを除く。）
 - 二 法第6条第1項第三号に掲げる建築物
 - 三 第138条第1項に規定する工作物のうち、同項第一号に掲げる煙突若しくは同項第三号に掲げる工作物で高さが10m以下のもの又は同項第五号に掲げる擁壁で高さが3m以下のもの（いずれも前2号に規定する建築物以外の建築物の敷地内に築造するものを除く。）
- 2 前項の規定は、法第97条の2第2項の政令で定める事務について準用する。この場合において、前項中「建築主事」とあるのは、「建築副主事」と読み替えるものとする。
- 3 法第97条の2第5項の政令で定める事務は、次に掲げる事務（建築審査会が置かれていない

市町村の長にあつては、第一号及び第三号に掲げる事務）とする。

- 一 法第6条の2第6項及び第7項（これらの規定を法第87条の4及び法第88条第1項において準用する場合を含む。）、法第7条の2第7項（法第87条の4及び法第88条第1項において準用する場合を含む。）、法第7条の4第7項（法第87条の4及び法第88条第1項において準用する場合を含む。）、法第7条の6第1項第一号及び第4項（これらの規定を法第87条の4において準用する場合を含む。）、法第9条第1項及び第10項（これらの規定を法第88条第1項及び第3項並びに法第90条第3項において準用する場合を含む。）、法第9条第2項から第9項まで、第11項、第12項及び第15項（これらの規定を法第88条第1項及び第3項、法第90条第3項並びに法第90条の2第2項において準用する場合を含む。）、法第9条第13項及び第14項（これらの規定を法第88条第1項及び第3項並びに法第90条の2第2項において準用する場合を含む。）、法第9条の2（法第88条第1項及び第3項並びに法第90条第3項において準用する場合を含む。）、法第9条の3（法第88条第1項及び第3項並びに法第90条第3項において準用する場合を含む。）、法第9条の4（法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）、法第10条（法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）、法第11条第1項（法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）、法第12条（法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）、法第18条第19項（法第87条の4及び法第88条第1項において準用する場合を含む。）、法第18条第38項第一号及び第40項（これらの規定を法第87条の4において準用する場合を含む。）、法第18条第41項（法第88条第1項及び第3項並びに法第90条第3項において準用する場合を含む。）、法第43条第2項第一号、法第85条第3項、第5項、第6項及び第8項（同条第5項の規定により許可の期間を延長する場合に係る部分に限る。）、法第86条第1項、第2項及び第8項（同条第1項又は第2項の規定による

- 認定に係る部分に限る。)、法第86条の2第1項及び第6項(同条第1項の規定による認定に係る部分に限る。)、法第86条の5第2項及び第4項(同条第2項の規定による認定の取消しに係る部分に限る。)、法第86条の6、法第86条の8第1項、同条第3項から第6項まで(これらの規定を法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)、法第87条の2第1項、法第87条の3第3項、第5項、第6項及び第8項(同条第5項の規定により許可の期間を延長する場合に係る部分に限る。)、法第90条の2第1項(法第87条の4において準用する場合を含む。))並びに法第93条の2に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、第1項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務
- 二 法第43条第2項第二号、法第44条第1項第二号、法第52条第14項(同項第二号に該当する場合に限る。以下この号において同じ。)、同条第15項(同条第14項の規定による許可をする場合に係る部分に限る。))において準用する法第44条第2項、法第53条第6項第三号、同条第9項(同号の規定による許可をする場合に係る部分に限る。))において準用する法第44条第2項、法第53条の2第1項第三号及び第四号、同条第4項において準用する法第44条第2項、法第67条第3項第二号、同条第10項(同号の規定による許可をする場合に係る部分に限る。))において準用する法第44条第2項、法第68条第3項第二号、同条第6項(同号の規定による許可をする場合に係る部分に限る。))において準用する法第44条第2項、法第68条の7第5項並びに同条第6項において準用する法第44条第2項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、第1項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務
- 三 法第42条第1項第五号、同条第2項(幅員1.8m未満の道の指定を除く。)、同条第4項(幅員1.8m未満の道の指定を除く。)、法第45条及び法第68条の7第1項(同項第一号に該当する場合に限る。))に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務
- 四 法第42条第2項(幅員1.8m未満の道の指定に限る。)、第3項、第4項(幅員1.8m未満の道の指定に限る。))及び第6項並びに法第68条の7第1項(同項第一号に該当する場合を除く。))及び第2項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務
- 4 法第97条の2第5項の規定により同項に規定する市町村の長が前項第一号に掲げる事務のうち法第12条第4項ただし書、法第85条第8項又は法第87条の3第8項の規定に係るものを行う場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「建築審査会」とあるのは、「建築審査会(建築審査会が置かれていない市町村にあつては、当該市町村を包括する都道府県の建築審査会)」とする。
- 5 法第97条の2第5項の場合においては、この政令中都道府県知事たる特定行政庁に関する規定は、同条第1項又は第2項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の長に関する規定として当該市町村の長に適用があるものとする。

建築基準法施行規則

令和6年国土交通省令第68号（令和7年4月1日施行分）、令和6年国土交通省令第92号（令和6年11月1日施行）を反映したものです。

第1条の3（確認申請書の様式）

法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。第4項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表1の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表2の(2)項の(ア)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(2)項の(イ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(2)項の(イ)欄に掲げる日影図と、表1の(イ)項に掲げる2面以上の立面図又は2面以上の断面図は、表2の(2)項の(イ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の2面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の2面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の2面以上の立面図又は同表の(4)項の(イ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

- 一 別記第2号様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）
 - イ 次の表1の各項に掲げる図書（次の(1)から(3)までに掲げる場合にあつては、当該(1)から(3)までに掲げる図書を除く。）
 - (1) 用途変更の場合 次の表1の(イ)項に掲げる図書
 - (2) 確認に係る建築物又は建築物の部分が木造の建築物（法第6条第1項に規定する建築基準法令の規定（国土交通大臣が定めるものを除く。）に定めるところによる構造計算によつて安全性を確かめたものを除く。以下この項及び第3条の2第1項第十号において「特定木造建築物」という。）又はその

部分である場合 次の表1の(イ)項に掲げる図書のうち基礎伏図、各階床伏図及び小屋伏図

- (3) 確認に係る建築物又は建築物の部分が国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分である場合（当該認定に係る認定書の写しを添えた場合に限る。） 次の表1の(イ)項に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したもの
 - ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類
 - (1) 次の表2の各項の(イ)欄並びに表5の(2)項及び(3)項の(イ)欄に掲げる建築物 それぞれ表2の各項の(イ)欄に掲げる図書並びに表5の(2)項の(イ)欄に掲げる計算書及び同表の(3)項の(イ)欄に掲げる図書（用途変更の場合においては表2の(1)項の(イ)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表2の(1)項の(イ)欄に掲げる図書、表5の(1)項及び(4)項から(6)項までの(イ)欄に掲げる計算書並びに同表の(3)項の(イ)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを、(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合においては同表の(2)項の(イ)欄に掲げる計算書を除く。）
 - (2) 次の(i)及び(ii)に掲げる建築物（用途変更をする建築物を除く。） それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書（国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合においては、当該認定に係る認定書の写し及び当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書）。ただし、(i)及び(ii)に掲げる

建築物について法第20条第1項第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第3条の22第1項及び第2項において同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）並びに(i)及び(ii)に定める図書のうち国土交通大臣が指定したものをもつて代えることができる。

(i) 次の表3の各項の(i)欄左列（(2)項にあつては(i)欄）に掲げる建築物 当該各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書

(ii) 建築基準法施行令（以下「令」という。）第81条第2項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により安全性を確かめた建築物 次の表3の各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの

●平19国交告823～831（構造計算書）→Ⓔ842～

●平28国交告612（構造計算書）→Ⓔ879

(3) 次の表4の各項の(i)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類（建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

二 別記第3号様式による建築計画概要書

三 代理者によつて確認の申請を行う場合にあ

つては、当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）又はその写し

四 申請に係る建築物が一級建築士、二級建築士又は木造建築士（第4項第四号、第3条第3項第四号及び第3条の7第1項第四号において「建築士」という。）により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合（建築士法（昭和25年法律第202号）第20条の2の規定の適用がある場合を除く。第4項第四号、第3条第3項第四号及び第3条の7第1項第四号において同じ。）にあつては、同法第20条第2項に規定する証明書（構造計算書を除く。第4項第四号、第3条第3項第四号及び第3条の7第1項第四号において単に「証明書」という。）の写し

1 (略)

2

| (イ) | | (ロ) | |
|---|---|--|---|
| | | 図書の種類 | 明示すべき事項 |
| (1) 令第20条の規定が適用される建築物 | 令第3章第2節の規定が適用される建築物(特定木造建築物に限る。) | 各階平面図 | 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法 |
| | | 2面以上の立面図 | 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付け部分の構造方法 |
| | | 2面以上の断面図 | |
| | | 仕様表 | 基礎の構造方法、寸法並びに材料の種別及び寸法 |
| | | 構造詳細図 | 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付け部分の構造方法 |
| | | 使用構造材料一覧表 | 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防錆若しくは摩損防止のための措置 |
| | | 基礎・地盤説明書 | 特定天井(令第39条第3項に規定する特定天井をいう。以下同じ。)で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽その他の劣化のおそれの程度又はさび止め、防錆その他の劣化防止のための措置 |
| | | | 支持地盤の種別及び位置 |
| | | | 基礎の種類 |
| | | | 基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置 |
| 施工方法及び等計画書 | 基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法 | | |
| | 木ぐい及び常水面の位置 | | |
| | 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置 | | |
| | 令第38条第3項若しくは第4項又は令第39条第2項若しくは第3項の規定に適合することの確認に必要な図書 | | |
| 令第38条第3項若しくは第4項又は令第39条第2項若しくは第3項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 | | |
| | 令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法 | | |
| | 令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 | | |
| | 令第39条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 | | |
| 令第3章第2節の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種 | |
| | 2面以上の立面図 | 屋根ふき材の種別 | |
| | 2面以上の断面図 | | |

| | | |
|---|--------------------------------|---|
| (特定木造建築物を除く。) | 面図 | 別、位置及び寸法 |
| | 基礎伏図 | 基礎の配置、構造方法、寸法並びに材料の種別及び寸法 |
| | 構造詳細図 | 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付け部分の構造方法 |
| | 使用構造材料一覧表 | 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防錆若しくは摩損防止のための措置 |
| | | 特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽その他の劣化のおそれの程度又はさび止め、防錆その他の劣化防止のための措置 |
| | | 支持地盤の種別及び位置 |
| | | 基礎の種類 |
| | 基礎・地盤説明書 | 基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置 |
| | | 基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法 |
| | | 木ぐい及び常水面の位置 |
| 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置 | | |
| 令第38条第3項若しくは第4項又は令第39条第2項若しくは第3項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 | |
| | 令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法 | |
| | 令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 | |
| | 令第39条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 | |
| 令第3章第3節の規定が適用される建築物(特定木造建築物に限る。) | 各階平面図 | 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 |
| | 2面以上の立面図 | 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法 |
| | 2面以上の断面図 | |
| | 仕様表 | 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法 |
| 構造詳細図 | 屋根ふき材の種別 柱の有効細長比 | |

| | | |
|----------------------------------|---|---|
| | | 構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法 |
| | | 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法 |
| | | 外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地 |
| | | 構造耐力上主要な部分である部材の地面から1m以内の部分の防霉又は防蟻措置 |
| | 使用構造材料一覧表 | 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質 |
| 令第3章第3節の規定が適用される建築物(特定木造建築物を除く。) | 各階平面図 2面以上の立面図 2面以上の断面図 基礎伏図 各階床伏図 小屋伏図 2面以上の軸組図 構造詳細図 | 令第40条ただし書、令第42条第1項第2号若しくは第3号、令第43条第1項若しくは第2項ただし書、令第46条第3項本文若しくは第4項又は令第47条第1項の規定に適合することの確認に必要な図書 |
| | | 令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項 |
| | | 令第42条第1項第2号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 |
| | | 令第42条第1項第3号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 |
| | | 令第42条第1項第3号に規定する方法による検証内容 |
| | | 令第43条第1項の規定に適合することを確認するために必要な事項 |
| | | 令第43条第2項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 |
| | | 令第46条第3項本文に規定する基準への適合性審査に必要な事項 |
| | | 令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 |
| | | 令第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 |
| | | 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 |
| | | 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 |
| | | 屋根ふき材の種別 |
| | | 柱の有効細長比 |
| | | 構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法 |
| | | 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法 |
| | | 外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地 |
| | | 構造耐力上主要な部分である部材の地面から1m以内の部分の防霉又は防蟻措置 |

| | | |
|---------------------|---|--|
| | 使用構造材料一覧表 | 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質 |
| 令第3章第4節の規定が適用される建築物 | 配置図 各階平面図 2面以上の立面図 2面以上の断面図 基礎伏図 各階床伏図 小屋伏図 2面以上の軸組図 構造詳細図 使用構造材料一覧表 施工方法等計画書 令第51条第1項ただし書、令第55条第2項、令第57 | 令第40条ただし書、令第42条第1項第2号若しくは第3号、令第43条第1項若しくは第2項ただし書、令第46条第2項第1号イ若しくはハ、第3項若しくは第4項又は令第47条第1項の規定に適合することの確認に必要な図書 |
| | | 令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項 |
| | | 令第42条第1項第2号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 |
| | | 令第42条第1項第3号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 |
| | | 令第42条第1項第3号に規定する方法による検証内容 |
| | | 令第43条第1項の規定に適合することを確認するために必要な事項 |
| | | 令第43条第2項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 |
| | | 令第46条第2項第1号イに規定する基準への適合性審査に必要な事項 |
| | | 令第46条第2項第1号ハの構造計算の結果及びその算出方法 |
| | | 令第46条第3項本文に規定する基準への適合性審査に必要な事項 |
| | | 組積造の塀の位置 |
| | | 構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 |
| | | 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 |
| | | 塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法 |
| | | 構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別 |
| | | 使用するモルタルの調合等の組積材の施工方法の計画 |
| | | 令第51条第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 |
| | | 令第55条第2項に規定する |

| | | |
|-----------------------|--|--|
| | 条第1項第一号及び第二号又は令第59条の2の規定に適合することの確認に必要な図書 | 基準への適合性審査に必要な事項 令第57条第1項第一号及び第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第59条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 |
| 令第3章第4節の2の規定が適用される建築物 | 配置図 | 補強コンクリートブロック造の塀の位置 |
| | 各階平面図 | 構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 |
| | 2面以上の立面図 | |
| | 2面以上の断面図 | |
| | 基礎伏図 | 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 |
| | 各階床伏図 | |
| | 小屋伏図 | |
| | 2面以上の軸組図 | |
| | 構造詳細図 | 塀の寸法、構造方法、基礎の丈及び根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法 帳壁の材料の種別及び構造方法 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 |
| | 使用構造材料一覧表 | 構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別 |
| 施工方法等計画書 | コンクリートブロックの組積方法 補強コンクリートブロックの耐力壁、門又は塀の縦筋の接合方法 | |
| | 令第62条の4第1項から第3項まで、令第62条の5第2項又は令第62条の8ただし書の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第62条の4第1項から第3項までに規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第62条の5第2項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第62条の8ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 |
| 令第3章第5節の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 |
| | 2面以上の立面図 | |
| | 2面以上の断面図 | |
| | 基礎伏図 | 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 |
| | 各階床伏図 | |
| | 小屋伏図 | |
| | 2面以上の軸組図 | |
| 構造詳細図 | 圧縮材の有効細長比 構造耐力上主要な部分であ | |

| | | |
|---|---|---|
| | | る接合部並びに継手及び仕口の構造方法 |
| | 使用構造材料一覧表 | 構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別 |
| 令第3章第6節の規定が適用される建築物 | 令第66条、令第67条第1項ただし書若しくは第2項、令第69条又は令第70条の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第66条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第67条第1項ただし書に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第69条の構造計算の結果及びその算出方法 令第70条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第70条に規定する一の柱のみの火熱による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合として国土交通大臣が定める場合に該当することを確認するために必要な事項 |
| | 各階平面図 | 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 |
| | 2面以上の立面図 | |
| | 2面以上の断面図 | |
| | 基礎伏図 | 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 |
| | 各階床伏図 | |
| | 小屋伏図 | |
| | 2面以上の軸組図 | |
| | 構造詳細図 | 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ |
| | 使用構造材料一覧表 | 構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別 コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別 |
| 施工方法等計画書 | コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法 コンクリートの型枠の取外し時期及び方法 | |
| 令第73条第2項ただし書、同条第3項ただし書、令第77条第四号、同条第五号ただし書、令第77条の2第1項ただし書又は令第79条第2項の規定に適合するこ | 令第73条第2項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第73条第3項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 令第77条第四号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第77条第五号ただし書の構造計算の結果及びその算 | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | との確認に必要な図書 | 出方法 令第77条の2第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 | |
| 令第3章第6節の2の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 | |
| | 2面以上の立面図 | | |
| | 2面以上の断面図 | | |
| | 基礎伏図 | 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 | |
| | 各階床伏図 | | |
| | 小屋伏図 | | |
| | 2面以上の軸組図 | | |
| | 構造詳細図 | 構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ | |
| | 使用構造材料一覧表 | 構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別 | |
| | | コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別 | |
| | 施工方法等計画書 | コンクリートの強度試験方法、調査及び養生方法 | |
| | | コンクリートの型枠の取外し時期及び方法 | |
| | 令第66条、令第67条第1項ただし書若しくは第2項、令第69条、令第73条第2項ただし書若しくは第3項ただし書、令第77条第五号ただし書若しくは第六号、令第77条の2第1項ただし書、令第79条第2項又は令第79条の3第2項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第66条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 | |
| 令第67条第1項ただし書に規定する基準への適合性審査に必要な事項 | | | |
| 令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 | | | |
| 令第69条の2第1項ただし書若しくは第六号、令第77条の2第1項ただし書、令第79条第2項又は令第79条の3第2項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第69条の2第1項ただし書若しくは第六号、令第77条の2第1項ただし書、令第79条第2項又は令第79条の3第2項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第69条の2第1項ただし書若しくは第六号、令第77条の2第1項ただし書、令第79条第2項又は令第79条の3第2項の規定に適合することの確認に必要な図書 | |
| | 令第73条第2項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 | | |
| | 令第73条第3項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 | | |
| 令第77条の2第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 | 令第77条第五号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 | | |
| | 令第77条第六号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 | | |
| | 令第77条の2第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 | | |

| | | | |
|--------------------------------------|--|--|--|
| | | 令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 | |
| 令第3章第7節の規定が適用される建築物 | 配置図 | 無筋コンクリート造の扉の位置、構造方法及び寸法 | |
| | 各階平面図 | 構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 | |
| | | 2面以上の立面図 | |
| | 2面以上の断面図 | | |
| | 基礎伏図 | 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 | |
| | 各階床伏図 | | |
| | 小屋伏図 | | |
| | 2面以上の軸組図 | | |
| | 構造詳細図 | 扉の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法 | |
| | 使用構造材料一覧表 | コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別 | |
| | 施工方法等計画書 | コンクリートの強度試験方法、調査及び養生方法 | |
| | | コンクリートの型枠の取外し時期及び方法 | |
| | 令第51条第1項ただし書、令第55条第2項、令第57条第1項第一号及び第二号又は令第59条の2の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第51条第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 | |
| 令第55条第2項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 | | | |
| 令第57条第1項第一号及び第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 | | | |
| 令第59条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 | 令第59条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 | | |
| | 令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 | | |
| | 令第80条の3に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 | | |
| 令第80条の2又は令第80条の3の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第80条の2又は令第80条の3の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第80条の2又は令第80条の3の規定に適合することの確認に必要な図書 | |
| | 令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 | | |
| | 令第80条の3に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 | | |
| 令第3章第8節の規定が適用される建築物 | 各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、2面以上の軸組図及び構造詳細図 | 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別 | |
| | | | |
| 令第129条の2の3第三号の規定が適用されること | 令第129条の2の3第三号の規定に適合することの確認 | 令第129条の2の3第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 | |

| | | | |
|-------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---|
| | 用される建築物 | 認に必要な図書 | |
| | 第8条の3の規定が適用される建築物 | 第8条の3の規定に適合することの確認に必要な図書 | 第8条の3に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 |
| | 法第20条第2項の規定が適用される建築物 | 2面以上の断面図 | 令第36条の4に規定する構造方法 |
| (2) | 法第21条第1項本文の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 耐力壁及び非耐力壁の位置 |
| | | | 防火区画の位置及び面積 |
| | | | 通常火災終了時間の算出に当たつて必要な建築設備の位置 |
| | | 耐火構造等の構造詳細図 | 主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| | | 通常火災終了時間計算書 | 通常火災終了時間及びその算出方法 |
| | 法第21条第1項ただし書の規定が適用される建築物 | 付近見取図 | 延焼防止上有効な空地の状況 |
| | | 配置図 | 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 |
| | | | 令第109条の6に規定する建築物の各部分から空地の反対側の境界線までの水平距離 |
| | | | 建築物の各部分の高さ |
| | 法第21条第2項の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 開口部及び防火設備の位置 |
| | | | 耐力壁及び非耐力壁の位置 |
| | | | スプリンクラー設備等消火設備の配置 |
| 袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ | | | |
| 2面以上の立面図 | | 開口部の面積、位置、構造、形状及び寸法 | |
| | 耐火構造等の構造詳細図 | 主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法 | |
| | その他法第21条第2項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 法第21条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 | |
| 法第21条第3項の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 火熱遮断壁等の位置 | |
| | | 耐火構造等の構造詳細図 | 火熱遮断壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| | その他法第21条第3項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第109条の8に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 | |

| | | | |
|--|--------------------------|---|---|
| (3) | 法第22条の規定が適用される建築物 | 耐火構造等の構造詳細図 | 屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| | | その他法第22条の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第109条の9に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 |
| (4) | 法第23条の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 耐力壁及び非耐力壁の位置 |
| | | 耐火構造等の構造詳細図 | 延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| | | 使用建築材料表 | 主要構造部の材料の種別 |
| (5) | 法第24条の規定が適用される建築物 | 配置図 | 法第22条第1項の規定による区域の境界線 |
| (6) | 法第25条の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 耐力壁及び非耐力壁の位置 |
| | | 耐火構造等の構造詳細図 | 屋根並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| (7) | 法第26条の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 防火壁及び防火床の位置 |
| | | | 防火壁及び防火床による区画の位置及び面積 |
| | | 2面以上の断面図 | 防火床の位置 |
| | | | 防火床による区画の位置 |
| | | 耐火構造等の構造詳細図 | 防火壁及び防火床並びに防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| | 法第26条第1項ただし書の規定が適用される建築物 | 付近見取図 | 建築物の周囲の状況 |
| | | 各階平面図 | 耐力壁及び非耐力壁の位置 |
| | | | かまど、こんろその他火を使用する設備又は器具の位置 |
| | | | 外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ |
| | | | 令第115条の2第1項第六号に規定する区画の位置並びに当該区画を構成する床若しくは壁又は防火設備の位置及び構造 |
| 令第115条の2第1項第七号に規定するスプリンクラー設備等及び令第126条の3の規定に適合する排煙設備の位置 | | | |
| | 耐火構造等の構造詳細図 | 主要構造部、軒裏及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法 | |
| | | 令第115条の2第1項第六号に規定する床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造 | |
| | | 令第115条の2第1項第八号に規定する柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造 | |
| | | 室内仕上げ表 | 令第115条の2第1項第七 |

| | | | |
|-----|-----------------------|-----------------------------------|---|
| | | | 号に規定する部分の仕上げの材料の種類及び厚さ |
| | | 令第115条の2第1項第九号の規定に適合することの確認に必要な図書 | 通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造 |
| | 令第113条第2項の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 風道の配置 防火壁又は防火床を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別 給水管、配電管その他の管と防火壁又は防火床との隙間を埋める材料の種別 |
| | | 2面以上の断面図 | 防火壁又は防火床を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別 給水管、配電管その他の管と防火壁又は防火床との隙間を埋める材料の種別 |
| | | 耐火構造等の構造詳細図 | 防火設備の構造、材料の種別及び寸法 |
| | 法第26条第2項の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 特定部分の位置 |
| | | 耐火構造等の構造詳細図 | 特定部分の主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| | | その他法第26条第2項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 法第26条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 |
| (8) | 法第27条の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ 防火区画の位置及び面積 特定避難時間の算出に当たつて必要な建築設備の位置 |
| | | 耐火構造等の構造詳細図 | 主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| | | 特定避難時間計算書 | 特定避難時間及びその算出方法 |
| | | その他法第27条第1項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 法第27条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 |
| | 令第110条の5の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 警報設備の位置及び構造 |

| | | | |
|------|---------------------------|--------------------------------|---|
| | 法第27条第2項の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ |
| | | 耐火構造等の構造詳細図 | 主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| | 法第27条第3項の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ |
| | | 耐火構造等の構造詳細図 | 主要構造部、軒裏、天井及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| | | 危険物の数量表 | 危険物の種類及び数量 |
| | 法第27条第4項の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 火熱遮断壁等の位置 |
| | | 耐火構造等の構造詳細図 | 火熱遮断壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| | | その他法第27条第4項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第109条の8に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 |
| (9) | 法第28条第1項及び第4項の規定が適用される建築物 | 配置図 | 敷地の接する道路の位置及び幅員並びに令第20条第2項第一号に規定する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅 令第20条第2項第一号に規定する水平距離 |
| | | 各階平面図 | 法第28条第1項に規定する開口部の位置及び面積 |
| | | 2面以上の立面図 | 令第20条第2項第一号に規定する垂直距離 |
| | | 2面以上の断面図 | 令第20条第2項第一号に規定する垂直距離 |
| | | 開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書 | 居室の床面積 開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法 |
| | 令第19条第3項ただし書の規定が適用される建築物 | 令第19条第3項ただし書の規定が適用される居室を有する建築物 | 令第19条第3項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する居室に該当することを確認するために必要な事項 |
| (10) | 法第28条の2の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置 外壁の開口部に設ける建具(通気ができる空隙のあるものに限る。)の構造 |

| | | | | | | | |
|------|----------------------|---------------------------|---|--|--|--|--|
| | | 使用建築材料表 | 内装の仕上げに使用する建築材料の種類 令第20条の7第1項第一号に規定する第1種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表及び第3条の2第1項第十三号の表において単に「第1種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）、令第20条の7第1項第二号に規定する第2種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表及び第3条の2第1項第十三号の表において単に「第2種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）又は令第20条の7第1項第二号に規定する第3種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表及び第3条の2第1項第十三号の表において単に「第3種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）を使用する内装の仕上げの部分の面積（以下この項において単に「内装の仕上げの部分の面積」という。） 内装の仕上げの部分の面積に、内装の仕上げに用いる建築材料の種類に応じ令第20条の7第1項第二号の表の(1)項又は(2)項に定める数値を乗じて得た面積の合計 | | | 口部の開放できる部分の面積 防火設備の構造詳細図 各階平面図 | 消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の防火設備の構造 開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 防火区画の位置及び面積 階段の配置及び構造 階段室、バルコニー及び付室の開口部、窓及び出入口の構造及び面積 歩行距離 廊下の幅 避難階段及び特別避難階段に通ずる出入口の幅 物品販売業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口の幅 令第118条に規定する出口の戸 令第125条の2第1項に規定する施錠装置の構造 令第126条第1項に規定する手すり壁、さく又は金網の位置及び高さ |
| | | 有効換気量又は有効換気換算量を算出した際の計算書 | 有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法 換気回数及び必要有効換気量 | | | 2面以上の断面図 耐火構造等の構造詳細図 室内仕上げ表 | 直通階段の構造 主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種類及び寸法 令第123条第1項第二号及び第3項第四号に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種類及び厚さ |
| (11) | 法第29条の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 令第22条の2第一号イに規定する開口部、令第20条の2に規定する技術的基準に適合する換気設備又は居室内の湿度を調節する設備の位置 | | | 令第117条第2項第二号及び令第123条第3項第二号の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第117条第2項第二号に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項 令第123条第3項第二号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 |
| | | 外壁等の構造詳細図 | 直接土に接する外壁、床及び屋根又はこれらの部分の構造及び材料の種類 | | | 令第120条第1項の表の(1)の項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書 | 令第120条第1項の表の(1)の項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することを確認するために必要な事項 |
| | | 開口部の換気に有効な部分の面積を算出した際の計算書 | 居室の床面積 開口部の換気に有効な部分の面積及びその算出方法 | | | 令第121条の2の規定に適合することの確認に必要な図書 | 直通階段で屋外に設けるものが木造である場合における当該直通階段の構造及び防雨措置 |
| (12) | 法第30条の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 界壁の位置及び遮音性能 | | | 令第5章第5節の | 各階平面図 |
| | | 2面以上の断面図 | 界壁の位置及び構造 | | | | 赤色灯及び非常用進入口である旨の表示の構造 |
| | 法第30条第2項の規定が適用される建築物 | 2面以上の断面図 | 天井の位置、構造及び遮音性能 | | | | |
| (13) | 法第35条の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 令第116条の2第1項に規定する窓その他の開口部の面積 令第116条の2第1項第二号に規定する窓その他の開 | | | | |

| | | | | | | |
|-----------------------------|--|--|----------------------|---------------------------|-------------|---|
| 規定が適用される建築物 | | 令第126条の6第三号に規定する空間の位置 | | | 室内仕上げ表 | 令第128条の5に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ |
| | 2面以上の立面図 | 非常用進入口又は令第126条の6第二号に規定する窓その他の開口部の構造 赤色灯及び非常用進入口である旨の表示の構造 | 令第128条の6の規定が適用される建築物 | 令第128条の6の規定が適用される建築物 | 耐火構造等の構造詳細図 | 令第128条の6に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項 |
| | 2面以上の断面図 | 令第126条の6第三号に規定する空間に通ずる出入口の構造 | | 令第111条第1項に規定する窓その他の開口部の面積 | | |
| | その他令第126条の6第三号の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第126条の6第三号に規定する空間に該当することを確認するために必要な事項 令第126条の6第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 | | | | |
| | 令第5章第6節の規定が適用される建築物 | 配置図 | 敷地内における通路の幅員 | | | |
| | 各階平面図 | 防火設備の位置及び種別 歩行距離 渡り廊下の位置及び幅員 地下道の位置及び幅員 | | | | |
| | 2面以上の断面図 | 渡り廊下の高さ | | | | |
| | 使用建築材料表 | 主要構造部の材料の種別及び厚さ | | | | |
| | 室内仕上げ表 | 令第128条の3に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚さ | | | | |
| | 地下道の床面積求積図 | 地下道の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 | | | | |
| 非常用の照明設備の構造詳細図 | 照度 照明設備の構造 照明器具の材料の位置及び種別 | | | | | |
| 非常用の排煙設備の構造詳細図 | 地下道の床面積 垂れ壁の材料の種別 排煙設備の構造、材料の配置及び種別 排煙口の自動開放装置の位置及び構造 排煙機の能力 | | | | | |
| 非常用の排水設備の構造詳細図 | 排水設備の構造及び材料の種別 排水設備の能力 | | | | | |
| 法第35条の2の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 令第128条の3の2第1項に規定する窓のその他の開口部の開放できる部分の面積 令第128条の5第7項に規定する国土交通大臣が定める建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項 | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 法第35条の3の規定が適用される建築物 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 法第36条の規定が適用される建築物 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 法第109条の2の2第1項本文の規定が適用される建築物 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 法第109条の2の2第2項の規定が適用される建築物 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 法第109条の2の2第3項の規定が適用される建築物 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 法第112条第1項から第18項 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| | | |
|-----------------------------------|---|--|
| 項までの規定が適用される建築物 | | 防火設備の位置及び種別並びに戸の位置 |
| | | 防火区画の位置及び面積 |
| | | 強化天井の位置 |
| | | 令第112条第18項に規定する区画に用いる壁の構造 |
| | 2面以上の断面図 | 令第112条第16項に規定する外壁の位置及び構造 令第112条第18項に規定する区画に用いる床の構造 |
| | 耐火構造等の構造詳細図 | 主要構造部、天井及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| 令第112条第3項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第112条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 | |
| 令第112条第4項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第112条第4項に規定する防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分に該当することを確認するために必要な事項 | |
| 令第112条第15項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第112条第15項に規定する国土交通大臣が定める建築物の堅穴部分に該当することを確認するために必要な事項 | |
| 令第112条第18項ただし書の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第112条第18項ただし書に規定する場合に該当することを確認するために必要な事項 | |
| 令第112条第19項の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 防火設備の位置及び種別 |
| | 耐火構造等の構造詳細図 | 防火設備の構造、材料の種別及び寸法 |
| 令第112条第19項第二号の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 防火設備の位置及び種別並びに戸の位置 |
| | 耐火構造等の構造詳細図 | 防火設備の構造、材料の種別及び寸法並びに戸の構造 |
| 令第112条第20項及び第21項の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 風道の配置 |
| | | 令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別 |
| | 2面以上の断面図 | 給水管、配電管その他の管と令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別 令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別 |

| | | |
|------------------------|---|---|
| | | 給水管、配電管その他の管と令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別 |
| | 耐火構造等の構造詳細図 | 防火設備の構造、材料の種別及び寸法 |
| 令第112条第22項の規定が適用される建築物 | 令第112条第22項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第112条第22項に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項 |
| | 令第112条第23項の規定が適用される建築物 | 令第112条第23項の規定に適合することの確認に必要な図書 |
| 令第114条の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 界壁又は防火上主要な間仕切壁の位置 |
| | | スプリンクラー設備等消火設備の配置 |
| | | 防火区画の位置 |
| | | 強化天井の位置 |
| | | 界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の位置 |
| | | 給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁との隙間を埋める材料の種別 |
| 2面以上の断面図 | 小屋組の構造 | 界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁の位置 |
| | 界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の位置 | |
| 耐火構造等の構造詳細図 | 給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁との隙間を埋める材料の種別 | 界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁及び天井の断面並びに防火設備の構造、材料の種別及び寸法 |
| | 令第114条第1項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第114条第1項に規定する防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分に該当することを確認するために必要な事項 |
| 令第114条第2項の規定が適用される建築物 | 令第114条第2項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第114条第2項に規定する防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分に該当することを確認するために必要な事項 |
| | 令第114条第6項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第114条第6項に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項 |

| | | | |
|------|----------------------------------|---|---|
| | 第8条の4の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 令第108条の3に該当する部分その他必要な事項を表示する位置 |
| (17) | 法第37条の規定が適用される建築物 | 使用建築材料表 | 建築物の基礎、主要構造部及び令第144条の3に規定する部分に使用する指定建築材料の種類 指定建築材料を使用する部分 使用する指定建築材料の品質が適合する日本産業規格又は日本農林規格及び当該規格に適合することを証する事項 |
| | | | 日本産業規格又は日本農林規格の規格に適合することを証明する事項 |
| | | | 使用する指定建築材料が国土交通大臣の認定を受けたものである場合は認定番号 |
| | | | |
| (18) | 法第43条の規定が適用される建築物 | 付近見取図 | 敷地の位置 |
| | | 配置図 | 敷地の道路に接する部分及びその長さ |
| | | その他法第43条の規定に適合することの確認に必要な図書 | 法第43条に規定する敷地等と道路との関係への適合性審査に必要な事項 |
| | 法第43条第2項第一号又は第二号の規定が適用される建築物 | 法第43条第2項第一号の認定又は同項第二号の許可の適用に適合することの確認に必要な図書 | 当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |
| (19) | 法第44条の規定が適用される建築物 | 付近見取図 | 敷地の位置 |
| | | 2面以上の断面図 | 敷地境界線 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 |
| | | その他法第44条の規定に適合することの確認に必要な図書 | 法第44条に規定する道路内の建築制限への適合性審査に必要な事項 |
| | 法第44条第1項第二号若しくは第四号までの規定が適用される建築物 | 法第44条第1項第二号の許可又は同項第三号の認定の適用に適合することの確認に必要な図書 | 当該許可又は認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |
| (20) | 法第47条の規定が適用される建築物 | 付近見取図 | 敷地の位置 |
| | | 配置図 | 壁面線 |
| | | | 申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置 |
| | | | 門又は塀の位置及び高さ |
| | | 2面以上の断面図 | 敷地境界線 壁面線 |

| | | | | |
|------|-----------------------------------|---|--|------------|
| | | | 門又は塀の位置及び高さ | |
| (21) | 法第48条の規定が適用される建築物 | 法第47条ただし書の規定が適用される建築物 | 法第47条ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書 当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 | |
| | | 付近見取図 | 敷地の位置 | |
| | | | 配置図 | 用途地域の境界線 |
| | | | 危険物の数量表 | 危険物の種類及び数量 |
| | | 工場・事業調書 | 事業の種類 | |
| | 法第48条第1項から第14項までのただし書の規定が適用される建築物 | 法第48条第1項から第14項までのただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 | |
| (22) | 法第51条の規定が適用される建築物 | 付近見取図 | 敷地の位置 | |
| | | 配置図 | 都市計画において定められた法第51条に規定する建築物の敷地の位置 | |
| | | | 用途地域の境界線 | |
| | | | 都市計画区域の境界線 | |
| | | 卸売市場等の用途に供する建築物調書 | 法第51条に規定する建築物の用途及び規模 | |
| | 法第51条ただし書の規定が適用される建築物 | 法第51条ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 | |
| (23) | 法第52条の規定が適用される建築物 | 付近見取図 | 敷地の位置 | |
| | | 配置図 | 指定された容積率の数値の異なる地域の境界線 | |
| | | | 法第52条第12項の壁面線等 令第135条の19に掲げる建築物の部分の位置、高さ及び構造 | |
| | | 各階平面図 | 蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分の位置 | |
| | | 床面積求積図 | 蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 | |
| | | 敷地面積求積図 | 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式 | |
| | | その他法第52条の規定に適合することの確認に必要な図書 | 法第52条に規定する容積率への適合性審査に必要な事項 | |

| | | | |
|----|----------------------------------|---|--|
| | 法第52条第6項第三号の規定が適用される建築物 | 法第52条第6項第三号の認定の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |
| | 法第52条第8項の規定が適用される建築物 | 法第52条第8項第二号に規定する空地のうち道路に接して有効な部分（以下「道路に接して有効な部分」という。）の配置図 | 敷地境界線 法第52条第8項第二号に規定する空地の面積及び位置 道路に接して有効な部分の面積及び位置 敷地内における工作物の位置 敷地の接する道路の位置 令第135条の17第3項の表イ欄各項に掲げる地域の境界線 |
| | 法第52条第9項の規定が適用される建築物 | 法第52条第9項に規定する特定道路（以下単に「特定道路」という。）の配置図 | 前面道路及び前面道路が接続する特定道路の位置及び幅員 当該特定道路から敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長 |
| | 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定が適用される建築物 | 法第52条第10項、第11項又は第14項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |
| 24 | 法第53条の規定が適用される建築物 | 付近見取図 | 敷地の位置 |
| | | 配置図 | 用途地域の境界線 |
| | | | 防火地域の境界線 |
| | 敷地面積求積図 | 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式 | |
| | 建築面積求積図 | 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 | |
| | 耐火構造等の構造詳細図 | 主要構造部の断面の構造、材料の種類及び寸法 | |
| | 令第2条第1項第二号に規定する特例軒等 | 令第2条第1項第二号に規定する特例軒等に該当することの確認に必要な図書 | 令第2条第1項第二号に規定する特例軒等に該当することの確認に必要な事項 |
| | 法第53条第4項、第5項又は第6項第三号の規定が適用される建築物 | 法第53条第4項、第5項又は第6項第三号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |
| 25 | 法第53条の2の規定が適用される建築物 | 付近見取図 | 敷地の位置 |
| | | 敷地面積求積図 | 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式 |
| | | 配置図 | 用途地域の境界線 |

| | | | | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|--|---|--|
| | 法第53条の2第1項第三号又は第四号の規定が適用される建築物 | 法第53条の2第1項第三号又は第四号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書 | 防火地域の境界線 | |
| | | | 耐火構造等の構造詳細図 | 主要構造部の断面の構造、材料の種類及び寸法 |
| | | | 法第53条の2第3項の規定が適用される建築物 | 現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面 |
| 26 | 法第54条の規定が適用される建築物 | 付近見取図 | 敷地の位置 | |
| | | 配置図 | 用途地域の境界線 | |
| | | | 都市計画において定められた外壁の後退距離の限度の線 | |
| | | | 申請に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置 | |
| | | | 令第135条の22に掲げる建築物又はその部分の用途、高さ及び床面積 | |
| 申請に係る建築物又はその部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線及びその長さ | | | | |
| 27 | 法第55条の規定が適用される建築物 | 付近見取図 | 敷地の位置 | |
| | | 配置図 | 用途地域の境界線 | |
| | | | 2面以上の断面図 | 用途地域の境界線 土地の高低 |
| | | 法第55条第2項、第3項又は第4項の規定が適用される建築物 | 法第55条第2項の認定又は同条第3項若しくは第4項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |
| | | 28 | 法第56条の規定が適用される建築物 | 付近見取図 |
| 配置図 | 令第131条の2第1項に規定する街区の位置 | | | |
| | 地盤面及び前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さ | | | |
| | 地盤面の異なる区域の境界線 | | | |
| | 法第56条第1項第二号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離 | | | |
| 令第130条の12に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積 | | | | |

| | | | | | | |
|-----------|---|---------------------------------|---|---|-------------------------------|--|
| | <p>法第 56 条第 2 項に規定する後退距離</p> <p>用途地域の境界線</p> <p>高層住居誘導地区の境界線</p> <p>法第 56 条第 1 項第二号イの規定により特定行政庁が指定した区域の境界線</p> <p>令第 132 条第 1 項若しくは第 2 項又は令第 134 条第 2 項に規定する区域の境界線</p> <p>前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置</p> <p>北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置</p> | | | | | <p>北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置</p> |
| 2 面以上の断面図 | <p>前面道路の路面の中心の高さ</p> <p>地盤面及び前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さ</p> <p>令第 135 条の 2 第 2 項、令第 135 条の 3 第 2 項又は令第 135 条の 4 第 2 項の規定により特定行政庁が規則において定める前面道路の位置</p> <p>法第 56 条第 1 項から第 6 項までの規定による建築物の各部分の高さの限度</p> <p>敷地の接する道路の位置、幅員及び種類</p> <p>前面道路の中心線</p> <p>擁壁の位置</p> <p>土地の高低</p> <p>地盤面の異なる区域の境界線</p> <p>令第 130 条の 12 に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積</p> <p>法第 56 条第 1 項第二号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離</p> <p>法第 56 条第 2 項に規定する後退距離</p> <p>用途地域の境界線</p> <p>高層住居誘導地区の境界線</p> <p>法第 56 条第 1 項第二号イの規定により特定行政庁が指定した区域の境界線</p> <p>令第 132 条第 1 項若しくは第 2 項又は令第 134 条第 2 項に規定する区域の境界線</p> <p>前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置</p> | <p>法第 56 条第 7 項の規定が適用される建築物</p> | <p>令第 135 条の 6 第 1 項第一号の規定により想定する道路高さ制限適合建築物（以下「道路高さ制限適合建築物」という。）の配置図</p> | <p>縮尺</p> <p>敷地境界線</p> <p>敷地内における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の位置</p> <p>擁壁の位置</p> <p>土地の高低</p> <p>敷地の接する道路の位置、幅員及び種類</p> <p>前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ</p> <p>申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の前面道路の境界線からの後退距離</p> <p>道路制限勾配が異なる地域等の境界線</p> <p>令第 132 条又は令第 134 条第 2 項に規定する区域の境界線</p> <p>令第 135 条の 9 に規定する位置及び当該位置の間の距離</p> <p>申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物について令第 135 条の 9 に規定する位置ごとに算定した天空率（令第 135 条の 5 に規定する天空率をいう。以下同じ。）</p> | <p>道路高さ制限適合建築物の 2 面以上の立面図</p> | <p>縮尺</p> <p>前面道路の路面の中心の高さ</p> <p>前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ</p> <p>令第 135 条の 2 第 2 項の規定により特定行政庁が規則に定める高さ</p> <p>擁壁の位置</p> <p>土地の高低</p> <p>令第 135 条の 9 に規定する位置からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ</p> <p>申請に係る建築物と道路高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位置（以下「道路高さ制限近接点」という。）における水平投影位置確認</p> |

| | |
|--|---|
| 表 | |
| 道路高さ制限 近接点における 申請に係る 建築物及び道路 高さ制限適合建 築物の天空図 | 水平投影面 |
| | 天空率 |
| 道路高さ制限 近接点における 天空率算定 表 | 申請に係る建築物及び道路 高さ制限適合建築物の天空 率を算定するための算式 |
| 令第135条の 7第1項第一 号の規定によ り想定する隣 地高さ制限適 合建築物（以 下「隣地高さ 制限適合建 築物」という。） の配置図 | 縮尺 |
| | 敷地境界線 |
| | 敷地内における申請に係る 建築物及び隣地高さ制限適 合建築物の位置 |
| | 擁壁の位置 |
| | 土地の高低 |
| | 敷地の接する道路の位置、幅 員及び種類 |
| | 地盤面からの申請に係る建 築物及び隣地高さ制限適合 建築物の各部分の高さ |
| | 法第56条第1項第二号に規 定する水平距離のうち最小 のものに相当する距離 |
| | 令第135条の7第1項第二号 に規定する隣地高さ制限適 合建築物の隣地境界線から の後退距離 |
| | 隣地制限勾配 <small>マウ</small> が異なる地域 等の境界線 |
| | 高低差区分区域の境界線 |
| | 令第135条の10に規定する 位置及び当該位置の間の距 離 |
| 申請に係る建築物及び隣地 高さ制限適合建築物につい て令第135条の10に規定す る位置ごとに算定した天空 率 | |
| 隣地高さ制限 適合建築物の 2面以上の立 面図 | 縮尺 |
| | 地盤面 |
| | 地盤面からの申請に係る建 築物及び隣地高さ制限適合 建築物の各部分の高さ |
| | 令第135条の3第2項の規定 により特定行政庁が規則に 定める高さ |
| | 擁壁の位置 |
| | 土地の高低 |
| | 高低差区分区域の境界線 |
| 令第135条の10に規定する 位置からの申請に係る建 築物及び隣地高さ制限適合 建築物の各部分の高さ | |

| | |
|---|---|
| 申請に係る建 築物と隣地高 さ制限適合建 築物の天空率 の差が最も近 い算定位置 (以下「隣地 高さ制限近接 点」という。) における水平 投影位置確認 表 | 申請に係る建築物及び隣地 高さ制限適合建築物の各部分 の高さ |
| | 隣地高さ制限近接点から申 請に係る建築物及び隣地高 さ制限適合建築物の各部分 までの水平距離、仰角及び方 位角 |
| 隣地高さ制限 近接点にお ける申請に係 る建築物及び 隣地高さ制限 適合建築物の 天空図 | 水平投影面 |
| | 天空率 |
| 隣地高さ制限 近接点にお ける水平 投影位置確 認表 | 申請に係る建築物及び隣地 高さ制限適合建築物の天空 率を算定するための算式 |
| 令 第 135 条 の 8 第 1 項 の規定により 想定する建 築物（以下「 北側高さ制 限適合建 築物」とい う。）の配置 図 | 縮尺 |
| | 敷地境界線 |
| | 敷地内における申請に係る 建築物及び北側高さ制限適 合建築物の位置 |
| | 擁壁の位置 |
| | 土地の高低 |
| | 敷地の接する道路の位置、幅 員及び種類 |
| | 地盤面からの申請に係る建 築物及び北側高さ制限適合 建築物の各部分の高さ |
| | 北側制限高さが異なる地域 の境界線 |
| | 高低差区分区域の境界線 |
| | 令第135条の11に規定する 位置及び当該位置の間の距 離 |
| | 申請に係る建築物及び北側 高さ制限適合建築物につい て令第135条の11に規定す る位置ごとに算定した天空 率 |
| | 北側高さ制限 適合建築物の 2面以上の立 面図 |
| 地盤面 | |
| 地盤面からの申請に係る建 築物及び北側高さ制限適合 建築物の各部分の高さ | |
| 令第135条の4第2項の規定 により特定行政庁が規則に 定める高さ | |
| 擁壁の位置 | |
| 土地の高低 | |
| 令第135条の11に規定する 位置からの申請に係る建 築物及び北側高さ制限適合 建築物の高さ | |

| | | | |
|---------|---------------------------|--|--|
| | の4第1項ただし書の規定が適用される建築物 | 第1項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書 | 地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |
| 33 | 法第57条の5の規定が適用される建築物 | 付近見取図 | 敷地の位置 |
| | | 配置図 | 高層住居誘導地区の境界線 |
| | | 敷地面積求積図 | 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式 |
| | | 建築面積求積図 | 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 |
| | 法第57条の5第3項の規定が適用される建築物 | 現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面 | 現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨 |
| 34 | 法第58条の規定が適用される建築物 | 付近見取図 | 敷地の位置 |
| | | 配置図 | 地盤面の異なる区域の境界線 |
| | | | 高度地区の境界線 |
| | | 2面以上の断面図 | 高度地区の境界線 土地の高低 |
| | 法第58条第2項の規定が適用される建築物 | 法第58条第2項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |
| 35 | 法第59条の規定が適用される建築物 | 付近見取図 | 敷地の位置 |
| | | 配置図 | 高度利用地区の境界線 |
| | | | 高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 |
| | | | 申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置 |
| | | 2面以上の断面図 | 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置 |
| | | | 高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 |
| | | 敷地面積求積図 | 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置 |
| | | | 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式 |
| 建築面積求積図 | 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 | | |
| | 法第59条第1項第三号又は第4項の規定が適用される | 法第59条第1項第三号又は第4項の許可の内容に適合することの確認に必要な | 当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |

| | | | | |
|----------|--------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|
| | | 建築物 | 図書 | |
| 36 | 法第59条の2の規定が適用される建築物 | | 法第59条の2第1項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |
| | | 37 | 法第60条の規定が適用される建築物 | 付近見取図 |
| 配置図 | 地盤面の異なる区域の境界線 | | | |
| | 特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 | | | |
| | 申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置 | | | |
| 2面以上の断面図 | 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置 | | | |
| | 特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 | | | |
| 敷地面積求積図 | 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置 | | | |
| | 土地の高低 | | | |
| 敷地面積求積図 | 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式 | | | |
| | 38 | 法第60条の2の規定が適用される建築物 | 付近見取図 | 敷地の位置 |
| 配置図 | | | 都市再生特別地区の境界線 | |
| | | | 都市再生特別地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 | |
| | | | 申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置 | |
| 2面以上の断面図 | 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置 | | | |
| | 都市再生特別地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 | | | |
| 敷地面積求積図 | 都市再生特別地区の境界線 | | | |
| | 土地の高低 | | | |
| 敷地面積求積図 | 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置 | | | |
| | 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式 | | | |
| 建築面積求積図 | 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 | | | |
| | | 法第60条の2第1項第三号の規定が適用される建築物 | 法第60条の2第1項第三号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |
| 38の2 | 法第60条の2の2の規定が適用される建築物 | 付近見取図 | 敷地の位置 | |
| | | 配置図 | 地盤面の異なる区域の境界 | |

| | | | | | | | | |
|----|---------------------|--------------------------------------|--|--|--|--------------------------------|---------------------------------|--|
| | | | 線 | | | | スプリンクラー設備等消火設備の配置 | |
| | | | 居住環境向上用途誘導地区の境界線 | | | | 外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ | |
| | | | 居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 | | | 2面以上の立面図 | 開口部の面積、位置、構造、形状及び寸法 | |
| | | | 申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置 | | | 2面以上の断面図 | 換気孔の位置及び面積 窓の位置及び面積 | |
| | | | 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置 | | | 耐火構造等の構造詳細図 | 主要構造部の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法 | |
| | | | 2面以上の断面図 | 居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 | | 令 第136条の2第五号の規定が適用される建築物 | 構造詳細図 門又は塀の断面の構造、材料の種別及び寸法 | |
| | | | 居住環境向上用途誘導地区の境界線 | | | 法 第61条第2項の規定が適用される建築物 | 各階平面図 耐火構造等の構造詳細図 | 火熱遮断壁等の位置 火熱遮断壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| | | | 土地の高低 | | | その他法第61条第2項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令 第109条の8に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 | |
| | | | 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置 | | | 法第62条の規定が適用される建築物 | 耐火構造等の構造詳細図 | 主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| | | | 敷地面積求積図 | 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式 | | | その他法第62条の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令 第136条の2の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 |
| | | | 建築面積求積図 | 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 | | | | |
| | | 法第60条の2の2第1項第2号又は第3項ただし書の規定が適用される建築物 | 法第60条の2の2第1項第2号又は第3項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 | | | 耐火構造等の構造詳細図 | 主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| | | | | | | | その他法第62条の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令 第136条の2の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 |
| 39 | 法第60条の3の規定が適用される建築物 | 付近見取図 | 敷地の位置 | | | 法第63条の規定が適用される建築物 | 配置図 | 隣地境界線の位置 |
| | | 配置図 | 地盤面の異なる区域の境界線 特定用途誘導地区の境界線 | | | | 耐火構造等の構造詳細図 | 外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| | | 2面以上の断面図 | 土地の高低 | | | | 配置図 | 看板等の位置 |
| | | 敷地面積求積図 | 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式 | | | | 2面以上の立面図 | 看板等の高さ |
| | | 建築面積求積図 | 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 | | | | 耐火構造等の構造詳細図 | 看板等の材料の種別 |
| | | 法第60条の3第1項第三号又は第2項ただし書の規定が適用される建築物 | 法第60条の3第1項第三号又は第2項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 | | | 配置図 | 防火地域又は準防火地域の境界線 |
| | | | | | | | 各階平面図 | 防火壁の位置 |
| | | | | | | | 耐火構造等の構造詳細図 | 防火壁の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| 40 | 法第61条の規定が適用される建築物 | 配置図 | 隣地境界線、道路中心線及び同一敷地内の他の建築物の外壁の位置 | | | 法第65条の規定が適用される建築物 | 配置図 | 防火地域又は準防火地域の境界線 |
| | | 各階平面図 | 開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 | | | | 付近見取図 | 敷地の位置 |
| | | | | | | | 配置図 | 特定防災街区整備地区の境界線 |
| | | | | | | | | 特定防災街区整備地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 |
| | | | | | | | | 申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置 |
| | | | | | | | | 敷地の接する防災都市計画施設的位置 |

| | | | | | | | |
|----|--|--|--|--|---|--|--|
| | | | 申請に係る建築物の防災都市計画施設に面する部分及びその長さ | | | 敷地面積求積図 | 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式 |
| | | | 敷地の防災都市計画施設に接する部分及びその長さ | | 法第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号又は第5項の規定が適用される建築物 | 法第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号の許可又は同条第5項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該許可又は認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |
| | | 敷地面積求積図 | 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式 | | 法第68条第4項の規定が適用される建築物 | 現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面 | 現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨 |
| | | 防災都市計画施設に面する方向の立面図 | 縮尺 | | | | |
| | | | 建築物の防災都市計画施設に係る開口率の最低限度以内の部分の位置 | | | | |
| | | | 建築物の高さの最低限度より低い高さの建築物の部分(建築物の防災都市計画施設に係る開口率の最低限度を超える部分を除く。)の構造 | | | | |
| | | | 建築物の防災都市計画施設に面する部分及びその長さ | | | | |
| | | | 敷地の防災都市計画施設に接する部分及びその長さ | | | | |
| | | | 敷地に接する防災都市計画施設の位置 | | 法第68条の3の規定が適用される建築物 | 法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項の認定又は同条第4項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |
| | | 2面以上の断面図 | 特定防災街区整備地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 | | | | |
| | | | 土地の高低 | | | | |
| | | 耐火構造等の構造詳細図 | 主要構造部の断面の構造、材料の種類及び寸法 | | 法第68条の4の規定が適用される建築物 | 法第68条の4の認定の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |
| | 法第67条第3項第2号、第5項第2号又は第9項第2号の規定が適用される建築物 | 法第67条第3項第2号、第5項第2号又は第9項第2号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 | | 法第68条の5の2の規定が適用される建築物 | 法第68条の5の2の認定の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |
| | 法第67条第4項の規定が適用される建築物 | 現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面 | 現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨 | | 法第68条の5の3の規定が適用される建築物 | 法第68条の5の3第2項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |
| 46 | 法第68条の規定が適用される建築物 | 付近見取図 | 敷地の位置 | | 法第68条の5の5の規定が適用される建築物 | 法第68条の5の5第1項又は第2項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |
| | | 配置図 | 地盤面の異なる区域の境界線 | | | | |
| | | | 景観地区の境界線 | | | | |
| | | | 景観地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 | | 法第68条の5の6の規定が適用される建築物 | 法第68条の5の6の認定の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |
| | | | 申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置 | | | | |
| | | 2面以上の断面図 | 土地の高低 | | 法第68条の7の規定が適用される建築物 | 法第68条の7第5項の許可の内容に適合することの確 | 当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |
| | | | 景観地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 | | | | |

| | | | |
|-------------|--------------------------|--|-------------------------------------|
| | | 認に必要な図書 | |
| 53 | 法第84条の2の規定が適用される建築物 | 配置図 | 敷地境界線の位置 |
| | | 各階平面図 | 壁及び開口部の位置 |
| | | | 延焼のおそれのある部分 |
| | | 2面以上の立面図 | 常時開放されている開口部の位置 |
| | | 2面以上の断面図 | 塀その他これに類するもの高さ及び材料の種類 |
| 耐火構造等の構造詳細図 | 柱、はり、外壁及び屋根の断面の構造及び材料の種類 | | |
| | | 令第136条の10第三号ハに規定する屋根の構造 | |
| 54 | 法第85条の規定が適用される建築物 | 法第85条第6項又は第7項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書 | 仮設建築物の許可の内容に関する事項 |
| 55 | 法第85条の2の規定が適用される建築物 | 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定されていることの確認に必要な図書 | 景観重要建造物としての指定の内容に関する事項 |
| 56 | 法第85条の3の規定が適用される建築物 | 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条第1項後段に規定する条例の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該条例に係る制限の緩和の内容に関する事項 |
| 57 | 法第86条の規定が適用される建築物 | 法第86条第1項若しくは第2項の認定又は同条第3項若しくは第4項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |
| 58 | 法第86条の2の規定が適用される建築物 | 法第86条第1項若しくは第2項又は同条第2項若しくは第3項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |
| 59 | 法第86条の4の規定が適用される建築物 | 法第86条第1項から第4項まで又は法第86条の2第1項から第3項までの認定又は許可の内容に適合することの確認に | 当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |

| | | | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|--|--|-------------|
| | | 必要図書 | | |
| | | 耐火構造等の構造詳細図 | 主要構造部の断面の構造、材料の種類及び寸法 | |
| 60 | 法第86条の6の規定が適用される建築物 | 法第86条の6第2項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 | |
| | | 法第86条の7の規定が適用される建築物 | 既存不適格調査書 | |
| 61 | 法第86条の7の規定が適用される建築物 | 令第137条の2の規定が適用される建築物 | 令第137条の2第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イの規定に適合することの確認に必要な図書 | |
| | | 令第137条の2の2第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イの規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第137条の2第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イに規定する構造方法に関する事項 | |
| | | 各階平面図 | 増築又は改築に係る部分 | |
| | | 令第137条の2の2第1項の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 増築又は改築に係る部分 |
| | | その他令第137条の2の2第1項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第137条の2の2第1項の規定に適合することを確認するために必要な事項 | |
| | | 令第137条の2の2第2項の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 増築又は改築に係る部分 |
| | | その他令第137条の2の2第2項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第137条の2の2第2項の規定に適合することを確認するために必要な事項 | |
| | | 令第137条の2の3の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 増築又は改築に係る部分 |
| | | その他令第137条の2の3の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第137条の2の3の規定に適合することを確認するために必要な事項 | |
| | | 令第137条の2の4の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 増築又は改築に係る部分 |
| その他令第137条の2の4の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第137条の2の4の規定に適合することを確認するために必要な事項 | | | |
| 令第137条の2の5の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 増築又は改築に係る部分 | | |
| その他令第137条の2の5の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第137条の2の5の規定に適合することを確認するために必要な事項 | | | |
| 令第137条の3の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 増築又は改築に係る部分 | | |
| その他令第137条の3の規定に適合することの確認 | 令第137条の3の規定に適合することを確認するために必要な事項 | | | |

| | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|---|
| | に必要な図書 | |
| 令第137条の4の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 増築又は改築に係る部分 |
| | その他令第137条の4の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第137条の4の規定に適合するために必要な事項 |
| 令第137条の4の2の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 増築又は改築に係る部分 |
| | 石綿が添加されている部分 | 石綿が添加されている部分 |
| 2面以上の断面図 | 2面以上の断面図 | 石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置 |
| | | |
| 令第137条の5の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 増築又は改築に係る部分 |
| 令第137条の6の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 増築又は改築に係る部分 |
| 2面以上の断面図 | 2面以上の断面図 | 改築に係る部分の建築物の高さ及び基準時における当該部分の建築物の高さ |
| | | |
| 令第137条の6の2第2項の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 増築又は改築に係る部分 |
| その他令第137条の6の2第2項の規定に適合することの確認に必要な図書 | その他令第137条の6の2第2項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第137条の6の2第2項の規定に適合するために必要な事項 |
| | | |
| 令第137条の6の3第2項の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 増築又は改築に係る部分 |
| | その他令第137条の6の3第2項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第137条の6の3第2項の規定に適合するために必要な事項 |
| 令第137条の6の4第2項の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 増築又は改築に係る部分 |
| | その他令第137条の6の4第2項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第137条の6の4第2項の規定に適合するために必要な事項 |
| 令第137条の7の規定が適用される建築物 | 敷地面積求積図 | 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式 |
| | 建築面積求積図 | 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 |
| | 危険物の数量表 | 危険物の種類及び数量 |
| | 工場・事業調書 | 事業の種類 |
| 令第137条の8の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 増築又は改築に係る部分 |
| | | 増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分、法第52条第6項第三号に掲げる建築物の部分、自 |

| | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|--|
| | | 自動車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分以外の部分 |
| | | 増築又は改築後における自動車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分又は宅配ボックス設置部分 |
| 令第137条の9の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 改築に係る部分 |
| | 敷地面積求積図 | 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式 |
| 建築面積求積図 | 建築面積求積図 | 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 |
| | | |
| 令第137条の10の規定が適用される建築物 | 耐火構造等の構造詳細図 | 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種類及び寸法 |
| | 各階平面図 | 増築又は改築に係る部分 |
| その他令第137条の10の規定に適合することの確認に必要な図書 | その他令第137条の10の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第137条の10の規定に適合するために必要な事項 |
| | | |
| 令第137条の11の規定が適用される建築物 | 耐火構造等の構造詳細図 | 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種類及び寸法 |
| | 各階平面図 | 増築又は改築に係る部分 |
| その他令第137条の11の規定に適合することの確認に必要な図書 | その他令第137条の11の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第137条の11の規定に適合するために必要な事項 |
| | | |
| 令第137条の11の2の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 増築又は改築に係る部分 |
| | その他令第137条の11の2の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第137条の11の2の規定に適合するために必要な事項 |
| 令第137条の11の3の規定が適用される建築物 | 耐火構造等の構造詳細図 | 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種類及び寸法 |
| | 各階平面図 | 増築又は改築に係る部分 |
| その他令第137条の11の3の規定に適合することの確認に必要な図書 | その他令第137条の11の3の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第137条の11の3の規定に適合するために必要な事項 |
| | | |
| 令第137条 | 各階平面図 | 大規模の修繕又は大規模の |

| | | | | | |
|----|---|---|---|--|--|
| | 条の12第3項の規定が適用される建築物 | | 模様替に係る部分 石綿が添加されている部分 | | |
| | 令第137条の12第4項の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分 | | |
| | 令第137条の12第5項の規定が適用される建築物 | その他令第137条の12第4項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第137条の12第4項の規定に適合するために必要な事項 | | |
| | 令第137条の12第6項の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分 | | |
| | 令第137条の12第7項の規定が適用される建築物 | 令第137条の12第6項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 | | |
| | 令第137条の12第7項の規定が適用される建築物 | 令第137条の12第7項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 | | |
| | 令第137条の14の規定が適用される建築物 | 各階平面図 2面以上の断面図 | 防火設備の位置 令第137条の14第一号に規定する構造方法 | | |
| | | 耐火構造等の構造詳細図 | 床又は壁の断面の構造、材料の種別及び寸法 | | |
| | | 令第137条の14第二号の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第137条の14第二号に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項 | | |
| | | 令第137条の14第三号の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第137条の14第三号に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項 | | |
| | 令第137条の16第二号の規定が適用される建築物 | 付近見取図 | 敷地の位置 | | |
| | | その他令第137条の16第二号の規定に適合することの確認に必要な図書 | 当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 | | |
| 62 | 法第86条の9第2項の規定が適用される建築物 | | 現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面 | | |
| 63 | 法第87条の3の規定が適用される建築物 | | 法第87条の3第6項又は第7項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書 | | |
| 64 | 消防法(昭和23年法律第186号)第9条の規定が適用される建築物 | 消防法第9条の市町村条例の規定に適合することの確認に必要な図書 | 消防法第9条の市町村条例の規定に適合することの確認に必要な図書 | | 当該市町村条例で定められた火災の予防のために必要な事項 |
| 65 | 消防法第9条の2の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 住宅用防災機器の位置及び種類 | | |
| | | 消防法第9条の2第2項の市町村条例の規定に適合することの確認に必要な図書 | 消防法第9条の2第2項の市町村条例の規定に適合することの確認に必要な図書 | | 当該市町村条例で定められた住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項 |
| 66 | 消防法第15条の規定が適用される建築物 | 各階平面図 | 特定防火設備の位置及び構造 消火設備の位置 映写機用排気筒及び室内換気筒の位置及び材料 格納庫の位置 映写窓の構造 映写室の寸法 映写室の出入口の幅 映写室である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板の位置及び構造 | | |
| | | 2面以上の断面図 | 映写室の天井の高さ 映写室の出入口の高さ | | |
| | | 構造詳細図 | 映写室の壁、柱、床及び天井の断面の構造、材料の種別及び寸法 | | |
| 67 | 消防法第17条の規定が適用される建築物 | 消防法第17条第1項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 消防法第17条第1項の規定に適合することの確認に必要な図書 | | 当該規定に係る消防用設備等の技術上の基準に関する事項 |
| | | 消防法第17条第2項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書 | 消防法第17条第2項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書 | | 当該条例で定められた制限に係る消防用設備等の技術上の基準に関する事項 |
| | | 消防法第17条第3項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 消防法第17条第3項の規定に適合することの確認に必要な図書 | | 当該認定に係る消防用設備等に関する事項 |
| 68 | 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第3条(公告物の表示及び公告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分)に限る。以 | 屋外広告物法第3条第1項から第3項までの条例の規定に適合することの確認に必要な図書 | 屋外広告物法第3条第1項から第3項までの条例の規定に適合することの確認に必要な図書 | | 当該条例で定められた制限に係る広告物の表示又は掲出物件の設置に関する事項 |

| | | | | | | |
|---------|---|---|--|-----------|---|---|
| | 下この項において同じ。)の規定が適用される建築物 | | | | る書面 | |
| (69) | 屋外広告物法第4条(公告物の表示及び公告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定が適用される建築物 | 屋外広告物法第4条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書 | 当該条例で定められた制限に係る広告物の表示又は掲出物件の設置に関する事項 | (74の2)(b) | 宅地造成及び特定盛土等規制法第35条第1項の規定が適用される建築物 | 宅地造成及び特定盛土等規制法第35条第1項の規定に適合していることを証する書面 |
| (70) | 屋外広告物法第5条(公告物の表示及び公告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定が適用される建築物 | 屋外広告物法第5条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書 | 当該条例で定められた制限に係る広告物の形状、面積、意匠その他表示の方法又は掲出物件の形状その他設置の方法に関する事項 | (75) | 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第5条第1項の規定が適用される建築物 | 流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項の規定に適合していることを証する書面 |
| (71) | 港湾法(昭和25年法律第218号)第40条第1項(同法第50条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定が適用される建築物 | 港湾法第40条第1項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書 | 当該条例で定められた制限に係る建築物その他の構築物に関する事項 | (76) | 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の規定が適用される建築物 | 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に適合していることを証する書面 |
| (72) | 駐車場法(昭和32年法律第106号)第20条(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第19条の14、第62条の12及び第107条並びに都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定が適用される建築物 | 駐車場法第20条第1項又は第2項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書 | 当該条例で定められた制限に係る駐車施設に関する事項 | (77) | 都市計画法第35条の2第1項の規定が適用される建築物 | 都市計画法第35条の2第1項の規定に適合していることを証する書面 |
| (73) | 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定が適用される建築物 | 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に適合していることを証する書面 | 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に適合していること | (78) | 都市計画法第41条第2項(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定が適用される建築物 | 都市計画法第41条第2項の規定に適合していることを証する書面 |
| (73の2) | 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定が適用される建築物 | 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に適合していることを証する書面 | 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に適合していること | (79) | 都市計画法第42条の規定が適用される建築物 | 都市計画法第42条の規定に適合していることを証する書面 |
| (74)(b) | 宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第1項の規定が適用される建築物 | 宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第1項の規定に適合していることを証す | 宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第1項の規定に適合していること | (80) | 都市計画法第43条第1項の規定が適用される建築物 | 都市計画法第43条第1項の規定に適合していることを証する書面 |
| | | | | (81) | 都市計画法第53条第1項(都市再生特別措置法第36条の4の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は都市計画法第53条第2項において準用する同法第52条の2第2項の規定が適用される建築物 | 都市計画法第53条第1項又は同法第52条の2第2項の規定に適合していること |
| | | | | (82) | 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和53年法律第26号)第5条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定が適用される建 | 構造詳細図 窓及び出入口の構造 排気口、給気口、排気筒及び給気筒の構造 |

| | | | |
|-------------------------------|--|---|--|
| | 建築物 | | |
| 83 | 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第5条第2項及び第3項(同条第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定が適用される建築物 | 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第5条第2項ただし書の許可を受けたことの確認に必要な図書 | 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第5条第2項の規定に適合していること |
| 84 | 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第5条第4項の規定が適用される建築物 | 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第4項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 当該条例で定められた制限に係る駐車施設に関する事項 |
| 85 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条の規定が適用される建築物 | 配置図 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下この項において「移動等円滑化促進法施行令」という。)第16条に規定する敷地内の通路の構造 |
| | | | 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の構造 |
| | | | 車いす使用者用駐車施設的位置及び寸法 |
| | | 各階平面図 | 客室の数 |
| | | | 移動等円滑化経路及び視覚障害者移動等円滑化経路の位置 |
| | | | 車いす使用者用客室及び案内所の位置 |
| | | | 移動等円滑化促進法施行令第18条第2項第六号及び第19条に規定する標識の位置 |
| | | | 移動等円滑化促進法施行令第20条第1項に規定する案内板その他の設備の位置 |
| | | | 移動等円滑化促進法施行令第20条第2項に規定する設備の位置 |
| | | | 移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造 |
| | | | 移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーの構造 |
| | | | 車いす使用者用客室の便所及び浴室等の構造 |
| | | | 移動等円滑化促進法施行令第14条に規定する便所の位置及び構造 |
| 階段、踊り場、手すり等及び階段に代わる傾斜路の位置及び構造 | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---------------|---|
| (85)の2 | 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第10条第1項の規定が適用される建築物(同法第11条第1項又は第2項(これらの規定を同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。))の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物及び法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物を除く。) | 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物 | 設計内容説明書 | 建築物(増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする建築物の部分)が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第一号イ又はロに掲げる基準に適合するものであることの説明 |
| | | | 配置図 | 空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備(以下この項において「エネルギー消費性能確保設備」という。)の位置 |
| | | | 仕様書(仕上げ表を含む。) | 部材の種類及び寸法 |
| | | | | エネルギー消費性能確保設備の種類 |
| | | | 各階平面図 | 各室の名称及び天井の高さ |
| | | | | 開口部の構造 |
| | | | | エネルギー消費性能確保設備の位置 |
| | | | 用途別床面積表 | 用途別の床面積 |
| | | | 立面図 | 外壁の位置 |
| | | | | エネルギー消費性能確保設備の位置 |
| | | | 断面図又は矩計図 | 外壁及び屋根の構造 |
| | | | | 小屋裏の構造 |
| | | | | 各階の天井の構造 |
| 床、床下及び基礎の構造 | | | | |
| 各部詳細図 | 縮尺 | | | |
| | 外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種類及び寸法 | | | |
| 機器表 | 空気調和設備 | 空気調和設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法 | | |
| | 空気調和設備以外の機械換気設備 | 空気調和設備以外の機械換気設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法 | | |
| | 照明設備 | 照明設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法 | | |
| | 給湯設備 | 給湯器の種類、位置、仕様、数及び制御方法 | | |
| | | 太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法 | | |
| | 節湯器具の種類、位置及び数 | | | |
| 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法 | | | | |

| | | | | | | |
|----|--|---|---|---|---|---|
| | | | する建築設備 | | | |
| | 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第2号イただし書の国土交通大臣が定める基準が適用される建築物 | 建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第2号の規定が適用される建築物 | 建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第2号の規定が適用される建築物 | 建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第3号の規定が適用される建築物 | 建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第2号の規定が適用される建築物 | 建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第3号の規定が適用される建築物 |
| | | | | | 89 | 令第108条の3に規定する防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する建築物 |
| | | | | | | 各階平面図 |
| | | | | | | 当該主要構造部を区画する床及び壁の位置 |
| | | | | | | 開口部の位置及び寸法 |
| | | | | | | 防火設備の位置及び種別 |
| | | | | | | 耐火構造等の構造詳細図 |
| | | | | | | 主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| | | | | | | その他令第108条の3に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 |
| | | | | | | 令第108条の3に規定することの確認に必要な図書 |
| | | | | | 90 | 令第108条の4第1項第1号の耐火性能検証法により法第2条第九号のニイ(2)に該当するものであることを確かめた特定主要構造部を有する建築物 |
| | | | | | | 各階平面図 |
| | | | | | | 開口部の位置及び寸法 |
| | | | | | | 防火設備の種別 |
| | | | | | | 耐火構造等の構造詳細図 |
| | | | | | | 主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| | | | | | | 使用建築材料表 |
| | | | | | | 令第108条の4第2項第1号に規定する部分の表面積並びに当該部分に使用する建築材料の種別及び発熱量 |
| | | | | | | 耐火性能検証法により検証した際の計算書 |
| | | | | | | 令第108条の4第2項第1号に規定する火災の継続時間及びその算出方法 |
| | | | | | | 令第108条の4第2項第2号に規定する屋内火災保有耐火時間及びその算出方法 |
| | | | | | | 令第108条の4第2項第3号に規定する屋外火災保有耐火時間及びその算出方法 |
| | | | | | | 防火区画検証法により検証した際の計算書 |
| | | | | | | 令第108条の4第5項第2号に規定する保有遮炎時間 |
| | | | | | | 発熱量計算書 |
| | | | | | | 令第108条の4第2項第1号に規定する可燃物の発熱量及び可燃物の1秒間当たりの発熱量 |
| | | | | | | 令第108条の4第1項第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査に必要な事項 |
| | | | | | | 令第108条の4第1項第1号イ(2)及びロ(2)の規定に適合することの確認に必要な図書 |
| | | | | | 91 | 令第128条の7第1項の区画避難安全検証法により区画避難安全性能を有することを確かめた区画部分を有する建築物(ニ) |
| | | | | | | 各階平面図 |
| | | | | | | 耐力壁及び非耐力壁の位置 |
| | | | | | | 耐火構造等の構造詳細図 |
| | | | | | | 主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| | | | | | | 室内仕上げ表 |
| | | | | | | 令第128条の5に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ |
| | | | | | | 区画避難安全検証法により検証した際の平面図 |
| | | | | | | 防火区画の位置及び面積 |
| | | | | | | 居室の出口の幅 |
| | | | | | | 各室の天井の高さ |
| | | | | | | 区画避難安全検証法により検証した際の計算書 |
| | | | | | | 各室の用途 |
| | | | | | | 在館者密度 |
| | | | | | | 各室の用途に応じた発熱量 |
| | | | | | | 令第128条の7第3項第1号イに規定する居室避難時間及びその算出方法 |
| 86 | 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第35条の規定が適用される建築物 | 都市緑地法第35条の規定に適合していることを証する書面 | 都市緑地法第35条の規定に適合していること | 都市緑地法第35条の規定に適合していること | | |
| 87 | 都市緑地法第36条の規定が適用される建築物 | 都市緑地法第36条の規定に適合していることを証する書面 | 都市緑地法第36条の規定に適合していること | 都市緑地法第36条の規定に適合していること | | |
| 88 | 都市緑地法第39条第1項の規定が適用される建築物 | 都市緑地法第39条第2項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書 | 当該条例で定められた制限に係る建築物の緑化率に関する事項 | | | |

| | | | |
|----|---|----------------------|---------------------------------------|
| | | | 令第128条の7第3項第一号ロに規定する居室煙降下時間及びその算出方法 |
| | | | 令第128条の7第3項第一号ニに規定する区画避難時間及びその算出方法 |
| | | | 令第128条の7第3項第一号ホに規定する区画煙降下時間及びその算出方法 |
| | | | 令第128条の7第3項第二号イに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法 |
| | | | 令第128条の7第3項第二号ハに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法 |
| 92 | 令第129条第1項の階避難安全検証法により階避難安全性能を有することを確かめた階を有する建築物 | 各階平面図 | 耐力壁及び非耐力壁の位置 |
| | | | 耐火構造等の構造詳細図 |
| | | 室内仕上げ表 | 令第128条の5に規定する部分の仕上げの材料の種類及び厚さ |
| | | | 階避難安全検証法により検証した際の平面図 |
| | | 階避難安全検証法により検証した際の計算書 | 各室の用途 |
| | | | 在館者密度 |
| | | | 各室の用途に応じた発熱量 |
| | | | 令第129条第3項第一号イに規定する居室避難時間及びその算出方法(ロ) |
| | | | 令第129条第3項第一号ロに規定する居室煙降下時間及びその算出方法(ロ) |
| | | | 令第129条第3項第一号ニに規定する階避難時間及びその算出方法(ロ) |
| | | | 令第129条第3項第一号ホに規定する階煙降下時間及びその算出方法(ロ) |
| | | | 令第129条第3項第二号イに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法(ロ) |
| | | | 令第129条第3項第二号ハに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法(ロ) |
| | 令第129条の2の2に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な図書 | | |

| | | | |
|--|------------------------|-------------------------------|--|
| | | | 分の仕上げの材料の種類及び厚さ |
| | | 全館避難安全検証法により検証した際の平面図 | 防火区画の位置及び面積 居室の出口の幅 各室の天井の高さ |
| | | 全館避難安全検証法により検証した際の計算書(ロ) | 各室の用途 在館者密度 各室の用途に応じた発熱量 令第129条第3項第一号イに規定する居室避難時間及びその算出方法(ロ) 令第129条第3項第一号ロに規定する居室煙降下時間及びその算出方法(ロ) 令第129条第3項第一号ニに規定する階避難時間及びその算出方法(ロ) 令第129条第3項第一号ホに規定する階煙降下時間及びその算出方法(ロ) 令第129条の2第4項第一号ロに規定する全館避難時間及びその算出方法(ロ) 令第129条の2第4項第一号ハに規定する全館煙降下時間及びその算出方法(ロ) 令第129条第3項第二号イに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法(ロ) 令第129条第3項第二号ハに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法(ロ) 令第129条の2第4項第二号ロに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法(ロ) |
| | 令第129条の2の2の規定が適用される建築物 | 令第129条の2の2の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第129条の2の2に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項 |

3 (略)

4

| | (い) | (ろ) | | |
|------|---|------------------------------|----|--|
| (1) | 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造を法第2条第七号の認定を受けたものとする建築物 | 法第2条第七号に係る認定書の写し | 23 | 法第67条の2において準用する法第38条の認定を受けたものとする特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物 |
| (2) | 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造を法第2条第七号の二の認定を受けたものとする建築物 | 法第2条第七号の二に係る認定書の写し | 24 | 令第1条第五号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物 |
| (3) | 建築物の外壁又は軒裏の構造を法第2条第八号の認定を受けたものとする建築物 | 法第2条第八号に係る認定書の写し | 25 | 令第1条第六号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物 |
| (4) | 法第2条第九号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物 | 法第2条第九号に係る認定書の写し | 26 | 令第20条の7第1項第二号の表の認定を受けたものとする居室を有する建築物 |
| (5) | 防火設備を法第2条第九号の二の認定を受けたものとする建築物 | 法第2条第九号の二に係る認定書の写し | 27 | 令第20条の7第2項の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物 |
| (6) | 法第20条第1項第一号の認定を受けたものとする構造方法を用いる建築物 | 法第20条第1項第一号に係る認定書の写し | 28 | 令第20条の7第3項の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物 |
| (7) | 法第20条第1項第二号イ及び第三号イの認定を受けたものとするプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた建築物 | 法第20条第1項第二号イ及び第三号イに係る認定書の写し | 29 | 令第20条の7第4項の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物 |
| (8) | 特定主要構造部を法第21条第1項の認定を受けたものとする建築物 | 法第21条第1項に係る特定主要構造部に関する認定書の写し | 30 | 令第20条の8第2項の認定を受けたものとする居室を有する建築物 |
| (9) | 壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火設備を法第21条第2項の認定を受けたものとする建築物 | 法第21条第2項に係る認定書の写し | 31 | 令第20条の9の認定を受けたものとする居室を有する建築物 |
| (10) | 屋根の構造を法第22条第1項の認定を受けたものとする建築物 | 法第22条第1項に係る認定書の写し | 32 | 床の構造を令第22条の認定を受けたものとする建築物 |
| (11) | 外壁で延焼のおそれのある部分の構造を法第23条の認定を受けたものとする建築物 | 法第23条に係る認定書の写し | 33 | 外壁、床及び屋根又はこれらの部分を令第22条の2第二号口の認定を受けたものとする建築物 |
| (12) | 特定主要構造部を法第27条第1項の認定を受けたものとする建築物 | 法第27条第1項に係る特定主要構造部に関する認定書の写し | 34 | 特定天井の構造を令第39条第3項の認定を受けたものとする建築物 |
| (13) | 防火設備を法第27条第1項の認定を受けたものとする建築物 | 法第27条第1項に係る防火設備に関する認定書の写し | 35 | 令第45条第1項の認定を受けたものとする材料を用いた筋かいを入れた軸組を設置する建築物 |
| (14) | 法第28条の2第二号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物 | 法第28条の2第二号に係る認定書の写し | 36 | 令第45条第2項の認定を受けたものとする材料を用いた筋かいを入れた軸組を設置する建築物 |
| (15) | 界壁を法第30条第1項第一号の認定を受けたものとする建築物 | 法第30条第1項第一号に係る認定書の写し | 37 | 令第46条第4項の認定を受けたものとする軸組を設置する建築物 |
| (16) | 天井を法第30条第2項の認定を受けたものとする建築物 | 法第30条第2項に係る認定書の写し | 38 | 構造耐力上主要な部分である鋼材の接合を令第67条第1項の認定を受けたものとする接合方法による建築物 |
| (17) | 法第37条第二号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物 | 法第37条第二号に係る認定書の写し | 39 | 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造を令第67条第2項の認定を受けたものとする建築物 |
| (18) | 法第38条の認定を受けたものとする特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物 | 法第38条に係る認定書の写し | 40 | 令第68条第3項の認定を受けたものとする高力ボルト接合を用いる建築物 |
| (19) | 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造を法第61条第1項の認定を受けたものとする建築物 | 法第61条第1項に係る建築物の部分に関する認定書の写し | 41 | 令第70条に規定する国土交通大臣が定める場合において、当該建築物の柱の構造を令第70条の認定を受けたものとする建築物 |
| (20) | 防火設備を法第61条第1項の認定を受けたものとする建築物 | 法第61条第1項に係る防火設備に関する認定書の写し | 42 | 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを令第79条第2項の認定を受けたものとする建築物 |
| (21) | 屋根の構造を法第62条の認定を受けたものとする建築物 | 法第62条に係る認定書の写し | 43 | 鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さを令第79条の3第2項の認定を受けたものとする建築物 |
| (22) | 法第66条において準用する法第38条の認定を受けたものとする特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物 | 法第66条において準用する法第38条に係る認定書の写し | 44 | 建築物の部分令第108条の3第一号の認定を受けた床、壁又は防火設備で区画されたものとする建築物 |
| | | | 45 | 床、壁又は防火設備を令第108条の3第一号の認定を受けたものとする建築物 |

| | | |
|----|--|---|
| 46 | 特定主要構造部を令第108条の4第1項第二号の認定を受けたものとする建築物 | 令第108条の4第1項第二号に係る認定書の写し |
| 47 | 防火設備を令第108条の4第4項の認定を受けたものとする建築物 | 令第108条の4第4項に係る認定書の写し |
| 48 | 屋根の延焼のおそれのある部分の構造を令第109条の3第一号の認定を受けたものとする建築物 | 令第109条の3第一号に係る認定書の写し |
| 49 | 床又はその直下の天井の構造を令第109条の3第二号ハの認定を受けたものとする建築物 | 令第109条の3第二号ハに係る認定書の写し |
| 50 | 壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火設備を令第109条の8の認定を受けたものとする建築物 | 令第109条の8に係る認定書の写し |
| 51 | 防火設備を令第112条第1項の認定を受けたものとする建築物 | 令第112条第1項に係る認定書の写し |
| 52 | 主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造を令第112条第2項の認定を受けたものとする建築物 | 令第112条第2項に係る認定書の写し |
| 53 | 建築物の部分の構造を令第112条第3項の認定を受けたものとする建築物 | 令第112条第3項に係る認定書の写し |
| 54 | 天井を令第112条第4項第一号の認定を受けたものとする建築物 | 令第112条第4項第一号に係る認定書の写し |
| 55 | 防火設備を令第112条第12項ただし書の認定を受けたものとする建築物 | 令第112条第12項ただし書に係る認定書の写し |
| 56 | 防火設備を令第112条第19項第一号の認定を受けたものとする建築物 | 令第112条第19項第一号に係る認定書の写し |
| 57 | 防火設備又は戸を令第112条第19項第二号の認定を受けたものとする建築物 | 令第112条第19項第二号に係る認定書の写し |
| 58 | 防火設備を令第112条第21項の認定を受けたものとする建築物 | 令第112条第21項に係る認定書の写し |
| 59 | 防火設備を令第114条第5項において読み替えて準用する令第112条第21項の認定を受けたものとする建築物 | 令第114条第5項において読み替えて準用する令第112条第21項に係る認定書の写し |
| 60 | 床の構造を令第115条の2第1項第四号の認定を受けたものとする建築物 | 令第115条の2第1項第四号に係る認定書の写し |
| 61 | 階段室又は付室の構造を令第123条第3項第二号の認定を受けたものとする建築物 | 令第123条第3項第二号に係る認定書の写し |
| 62 | 防火設備を令第126条の2第2項第一号の認定を受けたものとする建築物 | 令第126条の2第2項第一号に係る認定書の写し |
| 63 | 通路その他の部分を令第126条の6第三号の認定を受けたものとする建築物 | 令第126条の6第三号に係る認定書の写し |
| 64 | 令第128条の7第1項の認定を受けたものとする区画部分を有する建築物 | 令第128条の7第1項に係る認定書の写し |
| 65 | 令第129条第1項の認定を受けたものとする階を有する建築物 | 令第129条第1項に係る認定書の写し |
| 66 | 令第129条の2第1項の認定を受けたものとする建築物 | 令第129条の2第1項に係る認定書の写し |
| 67 | 防火設備を令第129条の13の2第三号の認定を受けたものとする建築物 | 令第129条の13の2第三号に係る認定書の写し |
| 68 | 特定主要構造部を令第137条の2の2第 | 令第137条の2の2第 |

| | | |
|----|--|--------------------------------------|
| | 1項第一号口の認定を受けたものとする建築物 | 1項第一号口に係る認定書の写し |
| 69 | 増築又は改築に係る部分を令第137条の2の2第2項第一号口の認定を受けたものとする建築物 | 令第137条の2の2第2項第一号口に係る認定書の写し |
| 70 | 外壁を令第137条の2の4第一号口の認定を受けたものとする建築物 | 令第137条の2の4第一号口に係る認定書の写し |
| 71 | 増築又は改築に係る部分を令第137条の4第一号口の認定を受けたものとする建築物 | 令第137条の4第一号口に係る認定書の写し |
| 72 | 増築又は改築に係る部分を令第137条の10第一号イ(2)の認定を受けたものとする建築物 | 令第137条の10第一号イ(2)に係る認定書の写し |
| 73 | 防火設備を令第137条の10第一号ロ(4)の認定を受けたものとする建築物 | 令第137条の10第一号ロ(4)に係る認定書の写し |
| 74 | 増築又は改築に係る部分を令第137条の11第一号イ(2)の認定を受けたものとする建築物 | 令第137条の11第一号イ(2)に係る認定書の写し |
| 75 | 防火設備を令第145条第1項第二号の認定を受けたものとする建築物 | 令第145条第1項第二号に係る認定書の写し |
| 76 | 第1条の3第1項第一号イ又は同号ロ(1)若しくは(2)又は同項の表3の各項の認定を受けたものとする建築物又は建築物の部分 | 第1条の3第1項第一号イ又は同号ロ(1)若しくは(2)に係る認定書の写し |
| 77 | 構造耐力上主要な部分である壁及び床版の構造を第8条の3の認定を受けたものとする建築物 | 第8条の3に係る認定書の写し |

5

| | (イ) | (ロ) |
|-----|--|---|
| (1) | 特定主要構造部を法第2条第九号の二イ(2)に該当する構造とする建築物(令第108条の4第1項第一号に該当するものに限る。) | 一 令第108条の4第1項第一号の耐火性能検証法により検証をした際の計算書 二 当該建築物の開口部が令第108条の4第4項の防火区画検証法により検証をしたものである場合にあっては、当該検証をした際の計算書 |
| (2) | 令第38条第4項、令第43条第2項ただし書、令第46条第2項第一号ハ、同条第3項ただし書、令第51条第1項ただし書、令第62条の8ただし書、令第73条第3項ただし書、令第77条第五号ただし書又は令第77条の2第1項ただし書の構造計算により安全性を確かめた建築物 | い欄に掲げる規定にそれぞれ規定する構造計算の計算書 |
| (3) | 令第70条に規定する国土交通大臣が定める場合に該当しないとする建築物 | 一の柱のみの火熱による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれのあるものではないことを証する図書 |
| (4) | 令第128条の7第1項の区画避難安全性能を有することを確かめた区画部分を有する建築物 | 令第128条の7第1項の区画避難安全性能を有することを確かめた区画部分を有する建築物 |
| (5) | 令第129条第1項の階避難安全性能を有することを確かめた階を有する建築物 | 令第129条第1項の階避難安全性能を有することを確かめた階を有する建築物 |

| | |
|--|------------------------------------|
| (6) 令第129条の2第1項の全館避難安全検証法により全館避難安全性能を有することを確かめた建築物 | 令第129条の2第1項の全館避難安全検証法により検証をした際の計算書 |
|--|------------------------------------|

- 2 法第86条の7各項の規定によりそれぞれ当該各項に規定する増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をする建築物に係る確認の申請書にあつては、前項の表1の(イ)項に掲げる図書に当該各項に規定する規定が適用されない旨を明示することとする。
- 3 法第86条の8第1項若しくは法第87条の2第1項の認定（以下「全体計画認定」という。）又は法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更の認定（以下「全体計画変更認定」という。）を受けた建築物に係る確認の申請書にあつては、別記第67号の5様式による全体計画認定通知書又は全体計画変更認定通知書及び添付図書の写しを添えるものとする。
- 4 法第6条第1項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。
- 一 別記第2号様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）
 - イ 第1項第一号イ及びロに掲げる図書及び書類
 - ロ 申請に係る建築物の計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第6条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物の計画に令第146条第1項第三号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては、別記第8号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類
 - ハ 申請に係る建築物の計画に含まれる建築設備が次の(1)及び(2)に掲げる建築設備である場合にあつては、当該(1)及び(2)に定める図書及び書類
 - (1) 次の表1の各項の(イ)欄に掲げる建築設備 当該各項の(ロ)欄に掲げる図書
 - (2) 次の表2の各項の(イ)欄に掲げる建

築設備 当該各項の(ロ)欄に掲げる書類（建築主事等が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

- 二 別記第3号様式による建築計画概要書
- 三 代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、委任状又はその写し
- 四 申請に係る建築物が建築士により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合にあつては、証明書の写し

1

| | (イ) | (ロ) | |
|----------------------------|-------------------------------------|----------|--|
| | | 図書の種類 | 明示すべき事項 |
| (1) | 法第28条第2項から第4項までの規定が適用される換気設備 | 各階平面図 | 居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積 |
| | | | 給気機又は給気口の位置 |
| | | | 排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置 |
| | | | かまど、こんろその他設備器具の位置、種別及び発熱量 |
| | | | 火を使用する室に関する換気経路 |
| | | 中央管理室の位置 | |
| | | 2面以上の断面図 | 給気機又は給気口の位置 |
| | | | 排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置 |
| | | 換気設備の仕様書 | 換気設備の有効換気量 |
| | | | 中央管理方式の空調設備の有効換気量 |
| 換気設備の構造詳細図 | 火を使用する設備又は器具の近くの排気フードの材料の種別 | | |
| | 給気口及び排気口の有効開口面積又は給気筒の有効断面面積及びその算出方法 | | |
| 給気口及び排気口の有効開口面積等を算出した際の計算書 | 排気口の有効開口面積又は排気筒の有効断面面積及びその算出方法 | | |
| | 必要有効断面面積及びその算出方法 | | |
| | 煙突の有効断面面積及びその算出方法 | | |
| | 給気口の中心から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心までの高さ | | |
| 必要有効換気量を算出した際の計算書 | 必要有効換気量及びその算出方法 | | |
| | 必要有効換気量及びその算出方法 | | |
| (2) | 法第28条の2第三号の規定が適用される換気設備 | 各階平面図 | 中央管理室の位置 |
| | | | 令第20条の7第1項第二号の表及び令第20条の8第2項に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするため |

| | | | | | | | | |
|-----|---|-----------------------------|---|-----|--------------------------|----------------------|--|---|
| | | | に必要な換気を確保することができる居室の構造方法 | | | 小屋伏図 | 受雷部システムの配置 | |
| | | 換気設備の構造詳細図 | 令第20条の7第1項第二号の表及び令第20条の8第2項に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法 | | | 避雷設備の構造詳細図 | 雨水等により腐食のおそれのある避雷設備の部分 避雷設備の構造が適合する日本産業規格 受雷部システム及び引下げ導線の位置及び構造 接地極の位置及び構造 | |
| | | 給気機又は排気機の給気又は排気能力を算定した際の計算書 | 令第20条の8第1項第一号イ(3)、ロ(3)及びハに規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる換気設備の構造方法 給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法 換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。)及びその算出方法 | | | 避雷設備の使用材料表 | 腐食しにくい材料を用い、又は有効な腐食防止のための措置を講じた避雷設備の部分 | |
| (3) | 法第31条第1項の規定が適用される便所 | 配置図 | 排水ます及び公共下水道の位置 | (7) | 法第34条第1項の規定が適用される昇降機 | 各階平面図 | 昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置 | |
| (4) | 法第31条第2項の規定が適用される尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽(以下この項において「浄化槽」という。) | 配置図 | 浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法 | | | 昇降機の構造詳細図 | 昇降機の昇降路の周壁及び開口部の構造 | |
| | | 浄化槽の仕様書 | 浄化槽の汚物処理性能 浄化槽の処理対象人員及びその算出方法 浄化槽の処理方式 浄化槽の各槽の有効容量 | (8) | 法第34条第2項の規定が適用される非常用の昇降機 | 各階平面図 | 非常用の昇降機の位置 | |
| | | 浄化槽の構造詳細図 | 浄化槽の構造 | (9) | 法第35条の規定が適用される排煙設備 | 令第5章第3節の規定が適用される排煙設備 | 各階平面図 | 排煙の方法及び火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分 令第116条の2第1項第二号に該当する窓その他の開口部の位置 防火区画及び令第126条の2第1項に規定する防煙壁による区画の位置 排煙口の位置 排煙風の配置 排煙口に設ける手動開放装置の使用法を表示する位置 排煙口の開口面積又は排煙機の位置 |
| (5) | 法第32条の規定が適用される電気設備 | 各階平面図 | 常用の電源及び予備電源の種類及び位置 非常用の照明装置及び予備電源を有する照明設備の位置 | | | | 予備電源の位置 不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備の位置 給気口を設けた付室(以下「給気室」という。)及び直通階段の位置 給気口から給気室に通ずる建築物の部分に設ける開口部(排煙口を除く。)に設ける戸の構造 | |
| | | 電気設備の構造詳細図 | 受電設備の電気配線の状況 常用の電源及び予備電源の種類及び構造 予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況 ガス漏れを検知し、警報する設備(以下「ガス漏れ警報設備」という。)に係る電気配線の構造 | | | | 予備電源の位置 不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備の位置 給気口を設けた付室(以下「給気室」という。)及び直通階段の位置 給気口から給気室に通ずる建築物の部分に設ける開口部(排煙口を除く。)に設ける戸の構造 | |
| | | 予備電源の容量を算出した際の計算書 | 予備電源の容量及びその算出方法 | | | | 予備電源の位置 不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備の位置 給気口を設けた付室(以下「給気室」という。)及び直通階段の位置 給気口から給気室に通ずる建築物の部分に設ける開口部(排煙口を除く。)に設ける戸の構造 | |
| (6) | 法第33条の規定が適用される避雷設備 | 付近見取図 | 建築物の周囲の状況 | | | | 防火区画及び令第126条の2第1項に規定する防煙壁による区画の面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 | |
| | | 2面以上の立面図 | 建築物の高さが20mを超える部分 雷撃から保護される範囲 受雷部システムの配置 | | | | 排煙口に設ける手動開放装置の位置 | |
| | | | | | | 2面以上の断面図 | 排煙口に設ける手動開放装置の位置 | |

| | | | |
|-------------------------------------|-----------------------------------|--|--|
| | | 排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の位置 | |
| | | 給気口の位置 | |
| | | 給気口の開口面積及び給気室の開口部の開口面積 | |
| | 使用建築材料表 | 建築物の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに用いる建築材料の種類 | |
| | 排煙設備の構造詳細図 | 排煙口の構造 | |
| | | 排煙口に設ける手動開放装置の使用方法 | |
| | | 排煙風道の構造 | |
| | | 排煙設備の電気配線に用いる配線の種別 | |
| | | 給気室の構造 | |
| | 排煙機の空気を排出する能力を算出した際の計算書 | 排煙機の空気を排出する能力及びその算出方法 | |
| | 排煙設備の使用材料表 | 排煙設備の給気口の風道に用いる材料の種類 | |
| | 令第126条の2第2項第2号の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第126条の2第2項第2号の規定に適合する構造方法への適合性審査に必要な事項 | |
| 令第5章第4節の規定が適用される非常用の照明装置 | 各階平面図 | 照明装置の位置及び構造 | |
| | | 非常用の照明装置によって、床面において1lx以上の照度を確保することができる範囲 | |
| | 令第126条の4第2項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第126条の4第2項に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項 | |
| 令第5章第6節の規定が適用される非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備 | 非常用の照明設備の構造詳細図 | 照度 | |
| | | 照明設備の構造 | |
| | | 照明器具の位置及び材料の種類 | |
| | 非常用の排煙設備の構造詳細図 | 地下道の床面積 | |
| | | 垂れ壁の材料の種類 | |
| 地下道の床面積求積図 | 排煙設備の構造、配置及び材料の種類 | | |
| | 排煙口の手動開放装置の構造及び位置 | | |
| | 排煙機の能力 | | |
| | 地下道の床面積の求積に必要な地下道の各部分の寸法及び算式 | | |
| 非常用の排水設備の構造詳細図 | 排水設備の構造及び材料の種類 | | |
| | 排水設備の能力 | | |

| | | | | |
|-----|--------------------|--|---|---|
| 100 | 法第36条の規定が適用される建築設備 | 令第129条の2の3第2号に関する規定が適用される昇降機以外の建築設備 | 構造詳細図 | 昇降機以外の建築設備の構造方法 |
| | | 令第28条から第31条まで、第33条及び第34条に関する規定が適用される便所 | 配置図 | くみ取便所の便槽及び井戸の位置 |
| | | | 各階平面図 | 便所に設ける採光及び換気のため直接外気に接する窓の位置又は当該窓に代わる設備の位置及び構造 |
| | | | 便所の構造詳細図 | 尿尿に接するくみ取便所の部分 |
| | | | | くみ取便所の便器及び小便器から便槽までの污水管の構造 [注] |
| | | | | 水洗便所以外の大便所に設ける窓その他換気のための開口部の構造 |
| | | | | 便槽の種類及び構造 |
| | | | | 改良便槽の貯留槽に設ける掃除するための穴の位置及び構造 |
| | | | | くみ取便所に講じる防水モルタル塗その他これに類する防水の措置 |
| | | | | くみ取便所のくみ取口の位置及び構造 |
| | | 便所の断面図 | 改良便槽の貯留槽の構造 | |
| | | | 汚水の温度の低下を防止するための措置 | |
| | | 便所の使用材料表 | 便器及び小便器から便槽までの污水管に用いる材料の種類 | |
| | | | 耐水材料で造り、防水モルタル塗その他これに類する有効な防水の措置を講じる便槽の部分 | |
| | | 井戸の断面図 | 令第34条ただし書きの適用に係る井戸の構造 | |
| | | 井戸の使用材料表 | 令第34条ただし書きの適用に係る井戸の不浸透質で造られている部分 | |
| | 令第115条の規定が適用される煙突 | 各階平面図 | 煙突の位置及び構造 | |
| | | 2面以上の立面図 | 煙突の位置及び高さ | |
| | | 2面以上の断面図 | 煙突の位置及び構造 | |
| | 令第129条の2の4の規定 | 配置図 | 建築物の外部の給水タンク等の位置 | |
| | | | 配管設備の種別及び配置 | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|---|------------------------------|--|---|--|------------|-------|-----------------|---------------------------------|-------|-------------|----------|
| が適用される配管設備(チ) | | 給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)からくみ取便所の便槽、浄化槽、排水管(給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する管を除く。)、ガソリタンクその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離(給水タンク等の底が地盤面下にある場合に限る。) | | | | 給水タンク等の構造 | | | | | | | | |
| | 各階平面図 | 配管設備の種別及び配置 | | 配管設備の系統図 | 配管設備の種類、配置及び構造 | 排水槽の構造 | | | | | | | | |
| | | 給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置及び構造 | | | 配管設備の末端の連結先 | 阻集器の位置及び構造 | | | | | | | | |
| | | 給水タンク等の位置及び構造 | | | 給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置 | ガス漏れ警報設備の構造 | | | | | | | | |
| | | 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況 | | | 給水管の止水弁の位置 | | | | | | | | | |
| | | ガス栓及びガス漏れ警報設備の位置 | | | 排水トラップ、通気管等の位置 | | | | | | | | | |
| | 2面以上の断面図 | 給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造 | | 排水のための配管設備の容量及び傾斜並びにそれらの算出方法 | 配管設備の使用材料表 | 配管設備に用いる材料の種別 | 排水のための配管設備の容量及び傾斜並びにそれらの算出方法 | | | | | | | |
| | | 給水タンク等の位置及び構造 | | | | | | 配管設備の構造詳細図 | 風道の構造 | 防火設備及び特定防火設備の位置 | | | | |
| | | 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況 | | | | | | | | | 令 第 129 条の 2 の 5 の 規定が適用される換気設備 | 各階平面図 | 給気口又は給気機の位置 | |
| | | ガス漏れ警報設備を設けた場合にあつては、当該設備及びガス栓の位置 | | | | | | | | | | | | 2面以上の断面図 |
| 腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置 | | | 換気設備の構造詳細図 | | | | | | | | | | | |
| 圧力タンク及び給湯設備に設ける安全装置の種別 | | 排気口若しくは排気機又は排気筒の位置 | | 排気筒の立上り部分及び頂部の構造 | | | | | | | | | | |
| 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部に講じた水の逆流防止のための措置 | | | | | 給気機の外気取入口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水の浸入又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものの浸入を防ぐための設備の構造 | | | | | | | | | |
| 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置 | | | | | | 直接外気に開放された給気口又は排気口に換気扇を設けた換気設備の外気の流れによつて著しく換気能力が低下しない構造 | | | | | | | | |
| 金属製の給水タンク等に講じたさび止めのための措置 | | | | | | | 中央管理方式の空気調和設備の空気浄化装置に設ける濾過材、フィルターその他これらに類するものの構造 | | | | | | | |
| 給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置 | | | 中央管理方式の空気調和設備の給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法 | | | | | | | | | | | |
| ガス栓の金属管等への接合方法 | | 換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。)及びその算出方法 | | | | | | | | | | | | |
| ガスが過流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができる機構の種別 | | | | 換気設備の使用材料表 | 風道に用いる材料の種別 | | | | | | | | | |
| 排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は沈殿しない措置 | | | | | | | | | | | | | | |
| 配管設備の構造詳細図 | 飲料水の配管設備に設ける活性炭等の濾材その他これに類するものを内蔵した装置の位置及び構造 | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--|--------------------------|---|
| 令 第 129 条の 2 の 6 の 規定が適用される冷却塔設備 | 各階平面図 | 冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離 |
| | 2 面以上の断面図 | 冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離 |
| | 冷却塔設備の仕様書 | 冷却塔設備の容量 |
| | 冷却塔設備の使用材料表 | 冷却塔設備の主要な部分に用いる材料の種類 |
| 令 第 129 条の 3 第 1 項 第 1 号及び第 2 項 第 1 号並びに第 129 条の 4 から第 129 条の 11 までの規定が適用されるエレベーター | 各階平面図 | エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置 |
| | | エレベーターの機械室の出入口の構造 |
| | | エレベーターの機械室に通ずる階段の構造 |
| | | エレベーター昇降路の壁又は開いの全部又は一部を有さない部分の構造 |
| | 床面積求積図 | エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 |
| | エレベーターの仕様書 | 乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあっては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員 |
| | | 昇降行程 |
| | | エレベーターのかごの定格速度 |
| | | 保守点検の内容 |
| | エレベーターの構造詳細図 | エレベーターのかごの構造 |
| エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造 | | |
| エレベーターの鈎合おもりの構造 | | |
| エレベーターのかご及び昇降路の壁又は開い及び出入口の戸の位置及び構造 | | |
| 非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造 | | |
| エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法 | | |
| エレベーターの制御器の構造 | | |
| エレベーターの安全装置の位置及び構造 | | |
| エレベーターのかご、昇降 | 乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合 | |

| | | |
|--|---|---|
| 路及び機械室の断面図 | にあつては、出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかごの床先と昇降路の壁との水平距離 | |
| | エレベーターの昇降路内の突出物の種別、位置及び構造 | |
| | エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離 | |
| | エレベーターの機械室に通ずる階段の構造 | |
| エレベーター強度検証法により検証した際の計算書 | 固定荷重及び積載荷重によつて主要な支持部分等に生ずる力 | |
| | 主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度 | |
| | 主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度 | |
| | 独立してかごを支え、又は吊ることができる部分の材料の破断強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度 | |
| エレベーターの荷重を算出した際の計算書 | エレベーターの各部の固定荷重 | |
| | エレベーターのかごの積載荷重及びその算出方法 | |
| | エレベーターのかごの床面積 | |
| 令 第 129 条の 4 第 3 項 第六号又は第七号の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令 第 129 条の 4 第 3 項 第六号の構造計算の結果及びその算出方法 | |
| | 令 第 129 条の 4 第 3 項 第七号の構造計算の結果及びその算出方法 | |
| エレベーターの使用材料表 | エレベーターのかご及び昇降路の壁又は開い及び出入口の戸（構造上軽微な部分を除く。）に用いる材料の種類 | |
| | エレベーターの機械室の出入口に用いる材料 | |
| | | |
| 令 第 129 条の 3 第 1 項 第 2 号及び第 2 項 第 2 号並びに第 129 条の 12 の規定が適用されるエスカレーター | 各階平面図 | エスカレーターの位置 |
| | エスカレーターの仕様書 | エスカレーターの勾配及び揚程 |
| | | エスカレーターの階段の定格速度 |
| | | 保守点検の内容 |
| | エスカレーターの構造詳細図 | 通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにするための措置 |
| エスカレーターの階段の構造 | | |
| | エスカレーターの取付け部分の構造方法 | |

| | | | |
|--|--------------------------|---|--|
| | | エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造 | くは排煙設備又は出入口を除く。)の構造 |
| | | エスカレーターの制動装置の構造 | 予備電源を有する照明設備の位置 |
| | | 昇降口において踏段の昇降を停止させることができる装置の構造 | 屋内消火栓、連結送水管の放水口、非常コンセント設備等の消火設備を設置できる非常用エレベーターの乗降ロビーの部分 |
| | エスカレーターの断面図 | エスカレーターの踏段の両側に設ける手すりの構造 | 非常用エレベーターの積載量及び最大定員 |
| | | エスカレーターの踏段の幅及び踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部及び中心までの水平距離 | 非常用エレベーターである旨、避難階における避難経路その他避難上必要な事項を明示した標識を掲示する位置 |
| | エスカレーター強度検証法により検証した際の計算書 | 固定荷重及び積載荷重によつて主要な支持部分等に生ずる力 | 非常用エレベーターを非常の用に供している場合においてその旨を明示することができる表示灯その他これに類するものの位置 |
| | | 主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度 | 非常用エレベーターの昇降路の床及び壁(乗降ロビーに通ずる出入口及び機械室に通ずる鋼索、電線その他のものの周囲を除く。)の構造 |
| | | 主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度 | 避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第129条の13の3第3項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口(道又は道に通ずる幅員4m以上の通路、空地その他これらに類するものに接しているものに限る。)の位置 |
| | | 独立して踏段を支え、又は吊ることができる部分の材料の破断強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度 | 非常用エレベーターの乗降ロビーの床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 |
| | エスカレーターの荷重を算出した際の計算書 | エスカレーターの各部の固定荷重 | 2面以上の断面図 |
| | | エスカレーターの踏段の積載荷重及びその算出方法 | エレベーターの仕様書 |
| | | エスカレーターの踏段面の水平投影面積 | エレベーターの構造詳細図 |
| 令第129条の3第1項第3号及び第2項第3号並びに第129条の13の規定が適用される小荷物専用昇降機 | 各階平面図 | 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の位置 | 非常用エレベーターの乗降ロビーの構造にかご及びその出入口の寸法 |
| | 小荷物専用昇降機の構造詳細図 | 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造 | 非常用エレベーターの乗降ロビーの構造にかご及びその出入口の寸法 |
| | | 小荷物専用昇降機の安全装置の位置及び構造 | 非常用エレベーターの乗降ロビーの構造にかご及びその出入口の寸法 |
| | | かごの構造 | 非常用エレベーターの乗降ロビーの構造にかご及びその出入口の寸法 |
| | 小荷物専用昇降機の使用材料表 | 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸に用いる材料の種類別 | 非常用エレベーターの乗降ロビーの構造にかご及びその出入口の寸法 |
| 令第129条の13の2及び第129条の13の3の規定が適用される非常用エレベーター | 各階平面図 | 非常用エレベーターの配置 | 非常用エレベーターの乗降ロビーの構造にかご及びその出入口の寸法 |
| | | 高さ31mを超える建築物の部分の階の用途 | 非常用エレベーターの乗降ロビーの構造にかご及びその出入口の寸法 |
| | | 非常用エレベーターの乗降ロビーの位置 | 非常用エレベーターの乗降ロビーの構造にかご及びその出入口の寸法 |
| | | バルコニーの位置 | 非常用エレベーターの乗降ロビーの構造にかご及びその出入口の寸法 |
| | | 非常用の乗降ロビーの出入口(特別避難階段の階段室に通ずる出入口及び昇降路の出入口を除く。)に設ける特定防火設備 | 非常用エレベーターの乗降ロビーの構造にかご及びその出入口の寸法 |
| | | 非常用エレベーターの乗降ロビーの床及び壁(窓若し | 非常用エレベーターの乗降ロビーの構造にかご及びその出入口の寸法 |

| | | | | | | | | |
|------------|---|------------------------------------|--|------|---|---|---|--|
| | | | 降させることができる装置及び予備電源の位置 | | | 各部の接続部並びに排気筒及び排気扇の接続部の取付状況 | | |
| | | | 非常用エレベーターの予備電源の位置 | | | 燃焼器と直接接続する排気扇と燃焼器との取付状況 | | |
| | | エレベーターの使用材料表 | 非常用エレベーターの乗降ロビーの室内に面する部分の仕上げ及び下地に用いる材料の種類 | | | 密閉燃焼式の燃焼器の給排気部（排気に係るものに限る。）を構成する各部の接続部並びに給排気部及び燃焼器のケーシングの接続部の取付状況 | | |
| | | 令第129条の13の3第13項の規定に適合することの確認に必要な図書 | 令第129条の13の3第13項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 | | | 燃焼器の排気筒に接続する排気扇が停止した場合に燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断する装置の位置 | | |
| (11) | 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第24条の規定が適用される家庭用設備 | 各階平面図 | 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第52条に規定する燃焼器に接続する配管の配置 | | | 建物区分のうち特定地下街等又は特定地下室等に設置する燃焼器とガス栓との接続状況 | | |
| | | | 一般高圧ガス保安規則第52条に規定する家庭用設備の位置 | | 消費機器の使用材料表 | 燃焼器の排気筒に用いる材料の種類 | | |
| | | 家庭用設備の構造詳細図 | 閉止弁と燃焼器との間の配管の構造 | | | 燃焼器の排気筒に接続する排気扇に用いる材料の種類 | 密閉燃焼式の燃焼器の給排気部（排気に係るものに限る。）に用いる材料の種類 | |
| (12) | ガス事業法（昭和29年法律第51号）第162条の規定が適用される消費機器（L） | 各階平面図 | ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第202条第一号に規定する燃焼器（以下この項において単に「燃焼器」という。）の排気筒又は排気フードの位置 | (13) | 水道法（昭和32年法律第177号）第16条の規定が適用される給水装置 | 水道法第16条に規定する給水装置（以下この項において単に「給水装置」という。）の構造 | | |
| | | | 給気口その他給気上有効な開口部の位置及び構造 | | | 給水装置の使用材料表 | 給水装置の材質 | |
| | | | 密閉燃焼式の燃焼器の給排気部の位置及び構造 | | (14) | 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項の規定が適用される排水設備 | 配置図 | 下水道法第10条第1項に規定する排水設備（以下この項において単に「排水設備」という。）の位置 |
| | | 2面以上の断面図 | 燃焼器の排気筒の高さ | | | 排水設備の構造詳細図 | 排水設備の構造 | |
| | | 消費機器の仕様書 | 燃焼器の種類 | (15) | 下水道法第25条の2の規定が適用される排水設備 | 配置図 | 下水道法第25条の2に規定する排水設備（以下この項において単に「排水設備」という。）の配置 | |
| | | | ガスの消費量 | | | | | 下水道法第25条の2の条例の規定に適合することの確認に必要な図書 |
| | | | 燃焼器出口の排気ガスの温度 | | | 配置図 | 下水道法第30条第1項の規定が適用される排水施設 | 下水道法第30条第1項に規定する排水施設（以下この項において単に「排水施設」という。）の位置 |
| | | | ガス事業法施行規則第21条に規定する建物区分（以下この項において単に「建物区分」という。）のうち特定地下街等又は特定地下室等に設置する燃焼器と接続するガス栓における過流出安全機構の有無 | | | | | |
| | | ガス事業法施行規則第202条第十号に規定する自動ガス遮断装置の有無 | | | | | | |
| | | ガス事業法施行規則第202条第十号に規定するガス漏れ警報器の有無 | | | | | | |
| 消費機器の構造詳細図 | 燃焼器の排気筒の構造及び取付状況 | (17) | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の2の規定が適用される供給設備及び | 配置図 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第18条第一号に規定する貯蔵設備及び同条第三号に規定する貯槽並びに同令第1条第2項 | | | |
| | 燃焼器の排気筒を構成する | | | | | | | |

| | | |
|--|---|--|
| 消費設備 | | 第六号に規定する第一種保安物件及び同項第七号に規定する第二種保安物件の位置 |
| | | 供給管の配置 |
| | 供給設備の仕様書 | 貯蔵設備の貯蔵能力 貯蔵設備、気化装置及び調整器が供給しうる液化石油ガスの数量 一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量 |
| | 供給設備の構造詳細図 | 貯蔵設備の構造 バルブ、集合装置、気化装置、供給管及びガス栓の構造 |
| | 供給設備の使用材料表 | 貯蔵設備に用いる材料の種類 |
| | 消費設備の構造詳細図 | 消費設備の構造 |
| (18) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第3条の2第1項の規定が適用される浄化槽 | 配置図 | 浄化槽法第3条の2第1項に規定する浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法 |
| (19) 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第10条の規定が適用される排水設備 | 配置図 | 特定都市河川浸水被害対策法第10条に規定する排水設備(以下この項において単に「排水設備」という。)の配置 |
| | 特定都市河川浸水被害対策法第10条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書 | 当該条例で定められた基準に係る排水設備に関する事項 |

2 (略)

5 第1項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 法第6条の4第1項第二号に掲げる建築物
法第68条の10第1項の認定を受けた型式(以下「認定型式」という。)の認定書の写し(その認定型式が令第136条の2の11第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては、当該認定型式の認定書の写し及び申請に係る建築物が当該認定型式に適合する建築物の部分の有するものであることを確認するために必要な図書及び書類として国土交通大臣が定めるもの)を添えたものにあつては、次の表1の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

●平28国交告698(必要な図書及び書類)→第886

- 二 法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物
次の表2の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、同表の(ハ)欄に掲げる図書については同表の(ニ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。
- 三 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等(第3条第4項第二号を除き、以下単に「認証型式部材等」という。)を有する建築物 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表1の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、同表の(ニ)欄に掲げる図書については同表の(ホ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

1、2 (略)

- 6 第1項の表1及び表2並びに第4項の表1の各号に掲げる図書に明示すべき事項をこれらの表に掲げる図書のうち他の図書に明示してその図書を第1項又は第4項の申請書に添える場合においては、第1項又は第4項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各号に掲げる図書に明示すべきすべての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各号に掲げる図書を第1項又は第4項の申請書に添えることを要しない。
- 7 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第39条第2項、第40条、第43条第3項、第43条の2、第49条から第50条まで、第68条の2第1項若しくは第68条の9第1項の規定に基づく条例(法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。)又は第68条の9第2項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第1項又は第4項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。
- 8 前各項の規定にかかわらず、確認を受けた建築物の計画の変更の場合における確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類は、前各項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類並びに当該計画の変更に係る直前の確認に要し

た図書及び書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の確認を受けた建築主事等に対して申請を行う場合においては、変更に係る部分の申請書（第1面が別記第4号様式によるものをいう。）並びにその添付図書及び添付書類とする。

- 9 申請に係る建築物の計画が全体計画認定又は全体計画変更認定を受けたものである場合において、前各項の規定により申請書に添えるべき図書及び書類と当該建築物が受けた全体計画認定又は全体計画変更認定に要した図書及び書類の内容が同一であるときは、申請書にその旨を記載した上で、当該申請書に添えるべき図書及び書類のうち当該内容が同一であるものについては、申請書の正本1通及び副本1通に添えることを要しない。
- 10 前各項の規定にかかわらず、増築又は改築後において、増築又は改築に係る部分とそれ以外の部分とがエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接するものとなる建築物の計画のうち、増築又は改築に係る部分以外の部分の計画が増築又は改築後においても令第81条第2項又は第3項に規定する基準に適合することが明らかなものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この項及び第3条の7第4項において「構造計算基準に適合する部分の計画」という。）に係る確認の申請において、当該申請に係る建築物の直前の確認に要した図書及び書類（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認に要した図書及び書類を含む。次項において「直前の確認に要した図書及び書類」という。）並びに当該建築物に係る検査済証の写しを確認の申請書に添えた場合にあつては、第1項第一号ロ(2)に掲げる図書及び書類（構造計算基準に適合する部分の計画に係るものに限る。）を添えることを要しない。
- 平27国交告180(基準適合部分の計画)→昭886
- 11 前項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認）を受けた建築主事等に対して行う場合においては、当該建築主事等が直前の確認に要した図書及び書類を有していないことその他の理由により提出を求める場合を除き、当該図書及び書類を添えることを要しない。

第2条（確認済証等の様式等）

法第6条第4項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付は、別記第5号様式による確認済証に第1条の3の申請書の副本1通並びにその添付図書及び添付書類、第3条の12に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写し、同令第8条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第4項、第3条の4第1項及び同条第2項第一号において同じ。）を添えて行うものとする。

- 2 法第6条第6項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。
- 一 申請に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準（令第81条第2項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第二号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。第3条の9第2項第一号、第3条の11第2項第一号並びに第8条の2第2項第一号及び第3項第一号において同じ。）に適合するかどうかの審査をする場合
 - 二 申請に係る建築物（法第6条第1項第二号に掲げる建築物に限る。）の計画が令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合において、第1条の3第1項第一号ロ(2)ただし書の規定による電磁的記録媒体の提出がなかつた場合
 - 三 申請に係る建築物（法第6条第1項第二号に掲げる建築物を除く。）の計画が令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合
 - 四 申請に係る建築物の計画が令第81条第3項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第三号イに規定する方法に

よるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合

五 法第6条第4項の期間の末日の3日前までに法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第6項に規定する適合判定通知書若しくはその写し（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し。第4項、第3条の4第2項第一号及び第6条の3第2項第十一号において同じ。）の提出がなかつた場合

3 法第6条第6項の規定による同条第4項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記第5号の2様式により行うものとする。

4 法第6条第7項（法第87条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第6号様式による通知書に第1条の3の申請書の副本1通並びにその添付図書及び添付書類、法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写し、第3条の12に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条に規定する書類を添えて行うものとする。

5 法第6条第7項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第7号様式により行うものとする。

第2条の2（建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式）

法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第8号様式（昇降機用）又は同様式（昇降機以外の建築設備用）による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書

及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）

イ 次の表の各項に掲げる図書

ロ 申請に係る建築設備が次の(1)から(4)までに掲げる建築設備である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(4)までに定める図書及び書類

(1) 第1条の3第4項の表1の各項の(イ)欄に掲げる建築設備 当該各項の(ロ)欄に掲げる図書

(2) 第1条の3第4項の表2の各項の(イ)欄に掲げる建築設備 当該各項の(ロ)欄に掲げる書類（建築主事等が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求めるときに限る。）

(3) 法第37条の規定が適用される建築設備 第1条の3第1項の表2の(18)項の(ロ)欄に掲げる図書

(4) 法第37条第二号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築設備 法第37条第二号に係る認定書の写し

二 代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、委任状又はその写し

表（略）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築設備の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 認定型式に適合する建築設備 認定型式の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表の(イ)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 認証型式部材等を有する建築設備 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表の(イ)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、同表の(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の(ニ)欄に掲げる図書については同表の(ハ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

表（略）

- 3 第1項の表1の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同表に掲げる図書のうち他の図書に明示してその図書を同項の申請書に添える場合においては、同項の規定にかかわらず、当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべきすべての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を第1項の申請書に添えることを要しない。
- 4 特定行政庁は、申請に係る建築設備が法第39条第2項、第40条、第43条第3項、第43条の2、第49条から第50条まで、第68条の2第1項若しくは第68条の9第1項の規定に基づく条例（これらの規定に基づく条例の規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は第68条の9第2項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第1項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、確認を受けた建築設備の計画の変更の場合における確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類は、前各項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類並びに当該計画の変更に係る直前の確認に要した図書及び書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の確認を受けた建築主事等に対して申請を行う場合においては、変更に係る部分の申請書（第1面が別記第9号様式によるものをいう。）並びにその添付図書及び添付書類とする。
- 6 前条第1項の規定は法第87条の4において準用する法第6条第4項の規定による交付について、前条第4項及び第5項の規定は法第87条の4において準用する法第6条第7項の規定による交付について準用する。この場合において、前条第1項中「法第6条第4項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第87条の4において準用する法第6条第4項」と、「第1条の3」とあるのは「次条」と、「添付書類、第3条の12に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写し、同令第8条第一号に規定す

る認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第4項、第3条の4第1項及び同条第2項第一号において同じ。）」とあるのは「添付書類」と、同条第4項中「法第6条第7項（法第87条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」とあるのは「法第87条の4において準用する法第6条第7項」と、「第1条の3」とあるのは「次条」と、「添付書類、法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写し、第3条の12に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条に規定する書類」とあるのは「添付書類」と、同条第5項中「法第6条第7項」とあるのは「法第87条の4において準用する法第6条第7項」と読み替えるものとする。

第3条（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）

法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

- 一 別記第10号様式（令第138条第2項第一号に掲げるもの（以下「観光用エレベーター等」という。）にあつては、別記第8号様式（昇降機用）による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）

イ 次の表1の各項に掲げる図書

- ロ 申請に係る工作物が次の(1)及び(2)に掲げる工作物である場合にあつては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類

(1) 次の表2の各項の(イ)欄に掲げる工作物 当該各項の(ロ)欄に掲げる図書

(2) 次の表3の各項の(イ)欄に掲げる工作物 当該各項の(ロ)欄に掲げる書類（建築主事等が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限り。）

- 二 代理者によつて確認の申請を行う場合にあ

つては、委任状又はその写し

表 (略)

2 法第 88 条第 2 項において準用する法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第 11 号様式による正本 1 通及び副本 1 通に、それぞれ、次に掲げる図書を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）

イ 次の表の各項に掲げる図書

ロ 申請に係る工作物が、法第 88 条第 2 項の規定により第 1 条の 3 第 1 項の表 2 の(2)項、(2)項又は(6)項の(イ)欄に掲げる規定が準用される工作物である場合にあつては、それぞれ当該各項の(3)欄に掲げる図書

二 別記第 12 号様式による築造計画概要書

三 代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、委任状又はその写し

表 (略)

3 工作物に関する確認申請（法第 88 条第 2 項において準用する法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請を除く。以下この項において同じ。）を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。この場合においては、第一号の正本に工作物に関する確認申請を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。

一 別記第 2 号様式による正本 1 通及び副本 1 通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）

イ 第 1 条の 3 第 1 項から第 4 項までに規定する図書及び書類

ロ 別記第 10 号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第 8 号様式（昇降機用）中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類

ハ 第 1 項第一号イに掲げる図書（付近見取図又は配置図に明示すべき事項を第 1 条の 3 第 1 項の付近見取図又は配置図に明示した場合においては、付近見

取図又は配置図を除く。）

ニ 申請に係る工作物が第 1 項第一号ロ(1)及び(2)に掲げる工作物である場合にあつては、それぞれ当該(1)又は(2)に定める図書及び書類

二 別記第 3 号様式による建築計画概要書

三 代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、委任状又はその写し

四 申請に係る建築物が建築士により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合にあつては、証明書の写し

4 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる工作物の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第 88 条第 1 項において準用する法第 6 条の 4 第 1 項第二号に掲げる工作物 法第 88 条第 1 項において準用する法第 68 条の 10 第 1 項の認定を受けた型式の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表の(イ)欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の(3)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 法第 88 条第 1 項において準用する法第 68 条の 20 第 1 項に規定する認証型式部材等（この号において単に「認証型式部材等」という。）を有する工作物 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表の(イ)欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の(3)欄及び(ハ)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の(ニ)欄に掲げる図書については同表の(ロ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

表 (略)

5 申請に係る工作物が都市計画法第 4 条第 11 項に規定する特定工作物である場合においては、第 1 項から第 3 項までの規定に定めるもののほか、その計画が同法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 42 条又は第 43 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

6 特定行政庁は、申請に係る工作物が法第 88 条第 1 項において準用する法第 40 条又は法第 88 条第 2 項において準用する法第 49 条から第 50 条まで若しくは第 68 条の 2 第 1 項の規定に基

づく条例（これらの規定に基づく条例の規定を法第88条第2項において準用する法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第1項から第3項までの規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

7 前各項の規定にかかわらず、確認を受けた工作物の計画の変更の場合における確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類は、前各項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類並びに当該計画の変更に係る直前の確認に要した図書及び書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の確認を受けた建築主事等に対して申請を行う場合においては、変更に係る部分の申請書（第1項の規定による確認の申請書にあつては第1面が別記第13号様式に、第2項の規定による確認の申請書にあつては第1面が別記第14号様式によるもの）並びにその添付図書及び添付書類とする。

8 第2条第1項の規定は法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第4項の規定による交付について、第2条第4項及び第5項の規定は法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第7項の規定による交付について準用する。この場合において、第2条第1項中「法第6条第4項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第4項」と、「第1条の3」とあるのは「第3条」と、「添付書類、第3条の12に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写し、同令第8条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第4項、第3条の4第1項及び同条第2項第一号において同じ。）」とあるのは「添付書類」と、同条第4項中「法第6条第7項（法第87条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」とあるのは「法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第7項」と、「第1条の3」とあるのは「第3条」と、「添付書類、法第6条

の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写し、第3条の12に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条に規定する書類」とあるのは「添付書類」と、同条第5項中「法第6条第7項」とあるのは「法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第7項」と読み替えるものとする。

第3条の2（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）

法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

- 一 敷地に接する道路の幅員及び敷地が道路に接する部分の長さの変更（都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物又はその敷地と道路との関係が定められた区域内にあつては敷地に接する道路の幅員が大きくなる場合（敷地境界線が変更されない場合に限る。）及び変更後の敷地が道路に接する部分の長さが2m（条例で規定する場合にあつてはその長さ）以上である場合に限る。）
- 二 敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更（当該敷地境界線の変更により変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く。）
- 三 建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更（建築物の高さの最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。）
- 四 建築物の階数が減少する場合における建築物の階数の変更
- 五 建築面積が減少する場合における建築面積の変更（都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例により日影による中高層の建築物の高さの制限が定められた区域内において当該建築物の外壁が隣地境界線又は同一の敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分から後退しない場合及び建築物の建

築面積の最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。)

- 六 床面積の合計が減少する場合における床面積の変更（都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第 68 条の 9 第 1 項の規定に基づく条例の適用を受ける区域内の建築物に係るものにあつては次のイ又はロに掲げるものを除く。）
- イ 当該変更により建築物の延べ面積が増加するもの
- ロ 建築物の容積率の最低限度が定められている区域内の建築物に係るもの
- 七 用途の変更（令第 137 条の 18 で指定する類似の用途相互間におけるものに限る。）
- 八 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小ばりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であつて、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第 82 条各号に規定する構造計算によつて確かめられる安全性を有するものに限る。）
- 九 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第十三号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）
- 十 特定木造建築物の構造耐力上主要な部分である部材の材料若しくは構造の変更（変更後の建築材料（令第 46 条第 3 項の床組又は小屋ばり組に用いるもの及び同条第 4 項の壁又は筋かいに用いるものを除く。以下この号において同じ。）が変更前の建築材料と異なる変更及び前号に掲げる変更を除き、第十三号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更（第八号に掲げる変更を除く。）
- 十一 構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材（天井を除く。）、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取付け部

分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料若しくは構造の変更（第十三号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更（間仕切壁にあつては、主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。）

- 十二 構造耐力上主要な部分以外の部分である天井の材料若しくは構造の変更（次号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る、特定天井にあつては変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更又は強度若しくは耐力が減少する変更を除き、特定天井以外の天井にあつては特定天井とする変更を除く。）又は位置の変更（特定天井以外の天井にあつては、特定天井とする変更を除く。）
- 十三 建築物の材料又は構造において、次の表の左欄に掲げる材料又は構造を同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更（第九号から前号までに係る部分の変更を除く。）

表（略）

- 十四 井戸の位置の変更（くみ取便所の便槽との間の距離が短くなる変更を除く。）
- 十五 開口部の位置及び大きさの変更（次のイ又はロに掲げるものを除く。）
- イ 令第 117 条の規定により令第 5 章第 2 節の規定の適用を受ける建築物の開口部に係る変更で次の(1)及び(2)に掲げるもの
- (1) 当該変更により令第 120 条第 1 項又は令第 125 条第 1 項の歩行距離が長くなるもの
- (2) 令第 123 条第 1 項の屋内に設ける避難階段、同条第 2 項の屋外に設ける避難階段又は同条第 3 項の特別避難階段に係る開口部に係るもの
- ロ 令第 126 条の 6 の非常用の進入口に係る変更で、進入口の間隔、幅、高さ及び下端の床面からの高さ並びに進入口に設けるバルコニーに係る令第 126 条の 7 第二号、第三号及び第五号に規定する値の範囲を超えることとなるもの
- 十六 建築設備の材料、位置又は能力の変更（性

能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)

七 前各号に掲げるもののほか、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの

●平28国交告1438(変更)→番887

2 法第 87 条の 4 において準用する法第 6 条第 1 項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築設備の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一 第 1 条の 3 第 4 項の表 1 の(7)項の昇降機の構造詳細図並びに同表の(10)項のエレベーターの構造詳細図、エスカレーターの断面図及び小荷物専用昇降機の構造詳細図における構造又は材料並びに同表の昇降機以外の建築設備の構造詳細図における主要な部分の構造又は材料において、耐火構造又は不燃材料を他の耐火構造又は不燃材料とする変更

二 建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)

三 前 2 号に掲げるもののほか、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの

3 法第 88 条第 1 項において準用する法第 6 条第 1 項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も工作物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一 第 3 条第 1 項の表 1 の配置図における当該工作物の位置の変更

二 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小ばりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であつて、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第 82 条各号に規定する構造計算によつて確かめられる安全性を有するものに限る。)

三 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力

が減少する変更を除き、第 1 項第十三号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。)

四 構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する工作物の部分、広告塔、装飾塔その他工作物の屋外に取り付けるものの材料若しくは構造の変更（第 1 項第十三号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。)

五 観光用エレベーター等の構造耐力上主要な部分以外の部分（前号に係る部分を除く。）の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)

六 前各号に掲げるもののほか、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの

4 法第 88 条第 2 項において準用する法第 6 条第 1 項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も工作物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一 築造面積が減少する場合における当該面積の変更

二 高さが減少する場合における当該高さの変更

三 前 2 号に掲げるもののほか、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの(8)

第 3 条の 3（指定確認検査機関に対する確認の申請等）

第 1 条の 3（第 7 項及び第 9 項を除く。）の規定は、法第 6 条の 2 第 1 項（法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請について、第 1 条の 4 の規定は法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請を受けた場合について準用する。この場合において、第 1 条の 3 第 1 項中「法第 6 条第 1 項（）」とあるのは「法第 6 条の 2 第 1 項（）」と、同項第

一号ロ(3)中「建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)」とあり、並びに第1条の3第4項第一号ハ(2)、第8項及び第11項並びに第1条の4(見出しを含む。)中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と、第1条の3第4項及び第1条の4中「法第6条第1項の」とあるのは「法第6条の2第1項の」と読み替えるものとする。

- 2 第2条の2(第4項及び第6項を除く。)の規定は、法第87条の4において準用する法第6条の2第1項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第2条の2第1項中「法第6条第1項」とあるのは「法第6条の2第1項」と、同項第一号ロ(2)及び同条第5項中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。
- 3 第3条(第6項及び第8項を除く。)の規定は、法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条の2第1項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第3条第1項から第3項までの規定中「法第6条第1項」とあるのは「法第6条の2第1項」と、同条第1項第一号ロ(2)及び第7項中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と、同条第3項第一号イ及びハ中「第1条の3第1項」とあるのは「第3条の3第1項において準用する第1条の3第1項」と読み替えるものとする。
- 4 第1条の3第7項、第2条の2第4項又は第3条第6項の規定に基づき特定行政庁が規則で法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の申請書に添えるべき図書を選定した場合にあつては、前各項の規定による確認の申請書に当該図書を添えるものとする。

第3条の4(指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等)

法第6条の2第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による確認済証の交付は、別記第15号様式による確認済証に、前条において準用する第1条の3、第2条の2又は第3条の申請書の副本1通並びにその添付図書及び添付書類、第3条の12に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する

法律施行規則第8条に規定する書類を添えて行わなければならない。

- 2 法第6条の2第4項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。)の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。
 - 一 申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書 別記第15号の2様式による通知書に、前条において準用する第1条の3、第2条の2又は第3条の申請書の副本1通並びにその添付図書及び添付書類、法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写し、第3条の12に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条に規定する書類を添えて行う。
 - 二 申請に係る建築物の計画が申請の内容によつては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書 別記第15号の3様式による通知書により行う。
- 3 前2項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織(指定確認検査機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第3条の11、第3条の22(第6条の10、第6条の12、第6条の14及び第6条の16において準用する場合を含む。)及び第11条の2の2を除き、以下同じ。)の使用又は電磁的記録媒体の交付によることができる。

第3条の5(確認審査報告書)

法第6条の2第5項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の国土交通省令で定める期間は、法第6条の2第1項の確認済証又は同条第4項の通知書の交付の日から7日以内とする。

- 2 法第6条の2第5項に規定する確認審査報告書は、別記第16号様式による。

3 法第6条の2第5項の国土交通省令で定める書類（法第6条の2第1項の確認済証の交付をした場合に限る。）は、次に掲げる書類とする。

- 一 次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める書類
 - イ 建築物 別記第2号様式の第4面から第6面までによる書類及び別記第3号様式による建築計画概要書
 - ロ 建築設備 別記第8号様式の第2面による書類
 - ハ 法第88条第1項に規定する工作物 別記第10号様式（観光用エレベーター等にあつては、別記第8号様式（昇降機用））の第2面による書類
 - ニ 法第88条第2項に規定する工作物 別記第12号様式による築造計画概要書
- 二 法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する指針（以下単に「確認審査等に関する指針」という。）に従つて法第6条の2第1項の規定による確認のための審査を行つたことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの

●平19国交告885(様式)→図888

三 法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写し

4 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもつて同項各号の書類に代えることができる。

第3条の7（構造計算適合性判定の申請書の様式）

法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

- 一 別記第18号の2様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）
 - イ 第1条の3第1項の表1の各項に掲げる図書（同条第1項第一号イの認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同号イに規定

する国土交通大臣の指定した図書を除く。）

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1) 次の(i)及び(ii)に掲げる建築物 それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書及び書類

- (i)第1条の3第1項の表2の(1)項の(イ)欄に掲げる建築物並びに同条第1項の表5の(2)項及び(3)項の(イ)欄に掲げる建築物 それぞれ同条第1項の表2の(1)項の(ロ)欄に掲げる図書並びに同条第1項の表5の(2)項の(ロ)欄に掲げる計算書及び同表の(3)項の(ロ)欄に掲げる図書（同条第1項第一号ロ(1)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同号ロ(1)に規定する国土交通大臣が指定した図書及び計算書、同号ロ(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合においては同項の表5の(2)項の(ロ)欄に掲げる計算書を除く。）

(ii)第1条の3第1項の表2の(6)項の(イ)欄に掲げる建築物（令第137条の2の規定が適用される建築物に限る。） 同項の(ロ)欄に掲げる図書（同条の規定が適用される建築物に係るものに限る。）

(2) 次の(i)及び(ii)に掲げる建築物 それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書（第1条の3第1項第一号ロ(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合においては、当該認定に係る認定書の写し及び同号ロ(2)に規定する国土交通大臣が指定した構造計算の計算書）。ただし、(i)及び(ii)に掲げる建築物について法第20条第1項第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安

全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、第1条の3第1項第一号ロ(2)ただし書の規定による電磁的記録媒体及び同号ロ(2)ただし書に規定する国土交通大臣が指定した図書をもつて代えることができる。

(i)第1条の3第1項の表3の各項の(イ)欄左段(2)項にあつては(イ)欄)に掲げる建築物 当該各項の(ロ)欄に掲げる構造計算書

(ii)令第81条第2項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により安全性を確かめた建築物 第1条の3第1項第一号ロ(2)(ii)に規定する国土交通大臣が定める構造計算書に準ずる図書

(3) 第1条の3第1項の表4の(7)項、(17)項、(34)項から(43)項まで、(76)項及び(77)項の(イ)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類(都道府県知事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求めるときに限る。)

二 別記第3号様式による建築計画概要書

三 代理者によつて構造計算適合性判定の申請を行う場合にあつては、委任状又はその写し

四 申請に係る建築物が建築士により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合にあつては、証明書の写し

2 前項第一号イ及びロ(1)に掲げる図書に明示すべき事項をこれらの図書のうち他の図書に明示してその図書を同項の申請書に添える場合においては、同項の規定にかかわらず、同号イ及びロ(1)に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、同号イ及びロ(1)に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、同号イ及びロ(1)に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。

3 前2項の規定にかかわらず、構造計算適合性判定(特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合する旨の判定に限る。)を受けた建築物の計画の変更の場合における構造計算適合性判定の申請書並びにその添付図書及び添付書

類は、前2項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類並びに当該計画の変更に係る直前の構造計算適合性判定に要した図書及び書類(変更に係る部分に限る。)とする。ただし、当該直前の構造計算適合性判定を受けた都道府県知事に対して申請を行う場合においては、変更に係る部分の申請書(第1面が別記第18号の3様式によるものをいう。)並びにその添付図書及び添付書類とする。

4 前各項の規定にかかわらず、第1条の3第10項に規定する建築物の計画に係る構造計算適合性判定の申請を行う場合にあつては、前各項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類(構造計算基準に適合する部分の計画に係るものに限る。)を提出することを要しない。

第3条の9(適合判定通知書等の様式等)

法第6条の3第4項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに第3条の7の申請書の副本1通並びにその添付図書及び添付書類を添えて行うものとする。

一 建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合 別記第18号の4様式による適合判定通知書

二 建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定された場合 別記第18号の5様式による通知書

2 法第6条の3第5項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 申請に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合

二 申請に係る建築物の計画が令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従つた構造計算で、法第20条第1項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかの判定の申請を受けた場合において、第1条の3第1項第一号ロ(2)ただし書の規定による電磁的記録媒体の提出がなかつた場合

三 法第20条第1項第二号イに規定するプログラムにより令第81条第2項に規定する基準に従つた構造計算を行う場合に用いた

構造設計の条件が適切なものであるかどうかその他の事項について構造計算適合性判定に関する事務に従事する者相互間で意見が異なる場合

- 3 法第6条の3第5項の規定による同条第4項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記第18号の6様式により行うものとする。
- 4 法第6条の3第6項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第18号の7様式により行うものとする。

第3条の11（指定構造計算適合性判定機関が交付する適合判定通知書等の様式等）

法第18条の2第4項において読み替えて適用する法第6条の3第4項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるものに、前条において準用する第3条の7の申請書の副本1通並びにその添付図書及び添付書類を添えて行わなければならない。

- 一 建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合 別記第18号の8様式による適合判定通知書
 - 二 建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定された場合 別記第18号の9様式による通知書
- 2 法第18条の2第4項において読み替えて適用する法第6条の3第5項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。
 - 一 申請に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合
 - 二 申請に係る建築物の計画が令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかの判定の申請を受けた場合において、第1条の3第1項第一号ロ(2)ただし書の規定による電磁的記録媒体の提出がなかつた場合
 - 三 法第20条第1項第二号イに規定するプロ

グラムにより令第81条第2項に規定する基準に従った構造計算を行う場合に用いた構造設計の条件が適切なものであるかどうかその他の事項について構造計算適合性判定員相互間で意見が異なる場合

- 3 法第18条の2第4項において読み替えて適用する法第6条の3第5項の規定による同条第4項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記第18号の10様式により行うものとする。
- 4 法第18条の2第4項において読み替えて適用する法第6条の3第6項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第18号の11様式により行うものとする。
- 5 第1項及び前2項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織（指定構造計算適合性判定機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）の使用又は電磁的記録媒体の交付によることができる。

第3条の13（構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者等）

法第6条の3第1項ただし書の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれか（同項第二号に掲げる確認審査にあつては、第二号）に該当する者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）であることとする。

- 一 建築士法第10条の3第4項に規定する構造設計一級建築士
 - 二 法第77条の66第1項の登録を受けている者（以下「構造計算適合判定資格者」という。）
 - 三 構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を習得させるための講習であつて、次条から第3条の16までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録特定建築基準適合判定資格者講習」という。）を修了した者
 - 四 前3号に掲げる者のほか国土交通大臣が定める者
- 2 特定行政庁及び指定確認検査機関は、その指揮監督の下にある建築主事等及び確認検査員又は副確認検査員が特定建築基準適合判定資格者と

して法第6条の3第1項ただし書の規定による審査を行う場合にあっては、その旨をウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により公表するものとする。

第4条（完了検査申請書の様式）

法第7条第1項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項において「完了検査申請書」という。）は、別記第19号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

- 一 当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認に要した図書及び書類を含む。第4条の8第1項第一号並びに第4条の16第1項及び第2項において同じ。）
- 二 法第7条の5の適用を受けようとする場合にあっては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真（特定工程に係る建築物にあっては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。）
- 三 都市緑地法第43条第1項の認定を受けた場合にあっては当該認定に係る認定書の写し
- 四 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定が適用される場合にあっては、次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに定める図書及び書類
 - イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項（同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合 当該建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類（同法第11条第2項（同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による判定を受けた場合にあつ

ては当該判定に要した図書及び書類を含む。）

- ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第二号の規定が適用される場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第3条第1項に規定する設計住宅性能評価に要した図書及び書類（建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）
- ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第二号、第3条第4項又は第4条第2項の規定が適用される場合であつて、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第1条第三号に規定する建設住宅性能評価のための検査を受けた場合 同令第6条第7項に規定する検査報告書又はその写し
- ニ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第三号の規定が適用される場合 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の認定（同法第8条第1項の変更の認定を含む。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第1項の確認に要した図書及び書類（建築物のエネルギー消費性能に係るものに限る。）
- ホ 次の(1)から(3)までに掲げる場合 当該(1)から(3)までに定める図書及び書類
 - (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条第一号に掲げる場合 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第3項の規定による認定に要した図書及び書類
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条第二号に掲げる場合 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定によ

る認定に要した図書及び書類（同法第31条第1項の規定による認定を受けた場合にあっては当該認定に要した図書及び書類を含む。）

- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条第三号に掲げる場合 都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第1項又は同法第54条第1項の規定による認定に要した図書及び書類（同法第11条第1項又は同法第55条第1項の規定による認定を受けた場合にあっては当該認定に要した図書及び書類を含む。）

- 五 直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合にあっては、当該変更の内容を記載した書類
- 六 その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類
- 七 代理者によつて検査の申請を行う場合にあっては、委任状又はその写し

- 2 法第7条第1項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認。第4条の8第2項並びに第4条の16第1項及び第2項において「直前の確認」という。）を受けた建築主事等に対して行う場合の完了検査申請書にあっては、前項第一号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

第4条の4（検査済証の様式）

法第7条第5項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付は、別記第21号様式による検査済証に、第4条第1項第一号又は第四号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合にあっては当該図書及び書類を添えて行うものとする。

第4条の4の2（指定確認検査機関に対する完了検査の申請）

第4条の規定は、法第7条の2第1項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第4条の5の2第1項及び第4条の7第3項第二号において同

じ。）の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「法第7条第1項」とあるのは「法第7条の2第1項」と、同項中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

第4条の8（中間検査申請書の様式）

法第7条の3第1項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項において「中間検査申請書」という。）は、別記第26号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

- 一 当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類
- 二 法第7条の5の適用を受けようとする場合にあっては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真（既に中間検査を受けている建築物にあっては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。）
- 三 直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合にあっては、当該変更の内容を記載した書類
- 四 その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類
- 五 代理者によつて検査の申請を行う場合にあっては、委任状又はその写し

- 2 法第7条の3第1項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認を受けた建築主事等に対して行う場合の中間検査申請書にあっては、前項第一号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

第4条の10（中間検査合格証の様式）

法第7条の3第5項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査合格証の交付は、別記第

28号様式による中間検査合格証に、第4条の8第1項第一号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合にあっては当該図書及び書類を添えて行うものとする。

第4条の11の2（指定確認検査機関に対する中間検査の申請）

第4条の8の規定は、法第7条の4第1項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。第4条の12の2第1項及び第4条の14第3項第二号において同じ。）の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第4条の8第1項及び第2項中「法第7条の3第1項」とあるのは「法第7条の4第1項」と、同項中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

第4条の13（指定確認検査機関が交付する中間検査合格証の様式）

法第7条の4第3項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する中間検査合格証の様式は、別記第31号様式による。

- 2 指定確認検査機関が第4条の11の2において準用する第4条の8第1項第一号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合における法第7条の4第3項の中間検査合格証の交付は、当該図書及び書類を添えて行わなければならない。
- 3 前項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体の交付によることができる。

第4条の16の2（仮使用認定報告書）

法第7条の6第3項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、前条第5項の規定による通知をした日から7日以内とする。

- 2 法第7条の6第3項に規定する仮使用認定報告書は、別記第35号の4様式による。
- 3 法第7条の6第3項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 別記第34号様式の第2面による書類
 - 二 法第7条の6第1項第二号に規定する国土交通大臣が定める基準に従つて認定を行つたことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの

●平27国交告248(様式)→㊦48

- 4 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもつて同項各号の書類に代えることができる。

第5条の2（国の機関の長等による建築物の点検）

法第12条第2項の点検（次項において単に「点検」という。）は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして3年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

●平20国交告282(調査項目等)→㊦89

- 2 法第18条第22項又は第26項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して6年以内に行うものとする。

第6条の2（国の機関の長等による建築設備等の点検）

法第12条第4項の点検（次項において単に「点検」という。）は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして1年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については3年）以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

●平20国交告283(昇降機の検査項目等)→㊦929

●平20国交告285(建築設備の検査項目等)→㊦908

●平28国交告723(防火設備の検査項目等)→㊦1021

- 2 法第18条第22項又は第26項（これらの規定を法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して2年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については6年）以内に行うものとする。

●平20国交告285(建築設備の検査項目等)→㊦908

第6条の2の3（国の機関の長等による工作物の点検）

法第88条第1項及び第3項において準用する法第12条第2項及び第4項の点検（次項において単に「点検」という。）は、工作物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして1年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については3年）以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

●平20国交告283（昇降機の検査項目等）→㊦929

●平20国交告284（遊戯施設の検査項目等）→㊦991

- 2 法第88条第1項において準用する法第18条第22項又は第26項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して2年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については6年）以内に行うものとする。

第6条の3（台帳の記載事項等）

法第12条第8項（法第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する台帳は、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 建築物に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

- イ 別記第3号様式による建築計画概要書（第3面を除く。）、別記第36号の3様式による定期調査報告概要書、別記第37号様式による建築基準法令による処分等の概要書（以下この項及び第11条の3第1項第五号において「処分等概要書」という。）及び別記第67号の4様式による全体計画概要書（以下単に「全体計画概要書」という。）に記載すべき事項
- ロ 第1条の3の申請書及び第8条の2の2において準用する第1条の3の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

- 二 建築設備に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

る事項

- イ 別記第8号様式による申請書の第2面、別記第36号の5様式による定期検査報告概要書（観光用エレベーター等に係るものを除く。）、別記第36号の7様式による定期検査報告概要書（看板等に係るものを除く。）及び処分等概要書並びに別記第42号の7様式による通知書の第2面に記載すべき事項

- ロ 第2条の2の申請書及び第8条の2の5第1項において準用する第2条の2の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

- 三 防火設備に係る台帳 別記第36号の9様式による定期検査報告概要書その他特定行政庁が必要と認める事項

- 四 工作物に係る台帳 次のイからニまでに掲げる事項

- イ 法第88条第1項に規定する工作物にあつては、別記第10号様式（観光用エレベーター等にあつては、別記第8号様式（昇降機用））による申請書の第2面及び別記第42号の9様式（観光用エレベーター等にあつては、別記第42号の7様式（昇降機用））による通知書の第2面に記載すべき事項

- ロ 法第88条第2項に規定する工作物にあつては、別記第11号様式による申請書の第2面及び別記第42号の11様式による通知書の第2面に記載すべき事項

- ハ 別記第36号の5様式による定期検査報告概要書（観光用エレベーター等に係るものに限る。）、別記第36号の7様式による定期検査報告概要書（看板等に係るものに限る。）及び別記第36号の11様式による定期検査報告概要書並びに処分等概要書に記載すべき事項

- ニ 第3条の申請書及び第8条の2の6第1項において準用する第3条の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と

認める事項

- 2 法第12条第8項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
- 一 第1条の3（第8条の2の2において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（別記第3号様式による建築計画概要書を除く。）
 - 二 第2条の2（第8条の2の5第1項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類
 - 三 第3条（第8条の2の6第1項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（別記第3号様式による建築計画概要書及び別記第12号様式による築造計画概要書を除く。）
 - 四 第4条第1項（第8条の2の2において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類
 - 五 第4条の2第1項（第8条の2の4において準用する場合を含む。）に規定する書類
 - 六 第4条の8第1項（第8条の2の2において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類
 - 七 第5条第3項に規定する書類
 - 八 第6条第3項に規定する書類
 - 九 第6条の2の2第3項に規定する書類
 - 十 法第6条の3第7項又は法第18条第11項に規定する適合判定通知書又はその写し
 - 十一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第6項又は第12条第7項に規定する適合判定通知書又はその写し
- 3 第1項各号に掲げる事項又は前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第12条第8項に規定する台帳への記載又は同項に規定する書類の保存に代えることができる。
- 4 法第12条第8項に規定する台帳（第2項に規定する書類を除き、前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、当該建築物又は工作物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。
- 5 第2項に規定する書類（第3項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、次の各号の書類の区分に応じ、

それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

- 一 第2項第一号から第六号まで、第十号及び第十一号の図書及び書類 当該建築物、建築設備又は工作物に係る確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から起算して15年間
 - 二 第2項第七号から第九号までの書類 特定行政庁が定める期間
- 6 指定確認検査機関から台帳に記載すべき事項に係る報告を受けた場合においては、速やかに台帳を作成し、又は更新しなければならない。

第6条の4（都道府県知事による台帳の記載等）

都道府県知事は、構造計算適合性判定に関する台帳を整備し、かつ、当該台帳（第3条の7の申請書及び第8条の2の2において準用する第3条の7の通知書（以下この条において「申請書等」という。）を含む。）を保存しなければならない。

- 2 前項に規定する台帳は、次の各号に定める事項を記載しなければならない。
- 一 別記第18号の2様式による申請書の第2面及び第3面並びに別記第42号の12の2様式による通知書の第2面及び第3面に記載すべき事項
 - 二 申請書等の受付年月日
 - 三 構造計算適合性判定の結果
 - 四 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の番号及びこれを交付した年月日その他都道府県知事が必要と認める事項
- 3 申請書等又は前項に規定する事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ都道府県において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて申請書等の保存又は第1項に規定する台帳への記載に代えることができる。
- 4 第1項に規定する台帳（申請書等を除き、前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。
- 5 申請書等（第3項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、法第6条の3第4項又は法第18条第8項の規定による通知書の交付の日から起算して

15年間保存しなければならない。

第8条（建築工事届及び建築物除却届）

法第15条第1項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出及び同項の規定による建築物を除却しようとする旨の届出は、それぞれ別記第40号様式及び別記第41号様式による。

- 2 既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合においては、建築物を建築しようとする旨の届出及び建築物を除却しようとする旨の届出は、前項の規定にかかわらず、合わせて別記第40号様式による。
- 3 前2項の届出は、当該建築物の計画について法第6条第1項の規定により建築主事等の確認を受け、又は法第18条第2項の規定により建築主事等に工事の計画を通知しなければならない場合においては、当該確認申請又は通知と同時に（法第6条の2第1項又は法第18条第4項の確認済証の交付を受けた場合においては、遅滞なく）行わなければならない。
- 4 法第15条第2項の届出は、同項各号に規定する申請と同時に行わなければならないものとする。

第8条の2（国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知等）

法第18条第5項ただし書の国土交通省令で定める要件は、特定建築基準適合判定資格者であることとする。

- 2 法第18条第9項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。
 - 一 通知に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの判定の通知を受けた場合
 - 二 通知に係る建築物の計画が令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかの判定の通知を受けた場合において、次条において準用する第1条の3第1項第一号ロ(2)ただし書（第3条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による電磁的記録媒体の提出がなかつた場合
 - 三 法第20条第1項第二号イに規定するプログラムにより令第81条第2項に規定する

基準に従った構造計算を行う場合に用いた構造設計の条件が適切なるものであるかどうかその他の事項について構造計算適合性判定に関する事務に従事する者相互間で意見が異なる場合

- 3 法第18条第14項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。
 - 一 通知に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をする場合
 - 二 通知に係る建築物（法第6条第1項第二号に掲げる建築物に限る。）の計画が令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合において、次条において準用する第1条の3第1項第一号ロ(2)ただし書の規定による電磁的記録媒体の提出がなかつた場合
 - 三 通知に係る建築物（法第6条第1項第二号に掲げる建築物を除く。）の計画が令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合
 - 四 通知に係る建築物の計画が令第81条第3項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第三号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合
 - 五 法第18条第3項の期間の末日の3日前までに同条第11項に規定する適合判定通知書若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第7項に規定する適合判定通知書若しくはその写しの提出がなかつた場合
- 4 法第18条第16項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。
 - 一 通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書 別記第42号の6の

- 2 様式による通知書に、次条において準用する第3条の3第1項において準用する第1条の3、第8条の2の5第1項において準用する第3条の3第2項において準用する第2条の2又は第8条の2の6第1項において準用する第3条の3第3項において準用する第3条の通知書の副本1通並びにその添付図書及び添付書類、法第18条第11項に規定する適合判定通知書又はその写し、次条において準用する第3条の12に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第7項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第9条第5項において準用する同令第8条に規定する書類を添えて行う。
- 二 通知に係る建築物の計画が通知の内容によつては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書 別記第42号の6の3様式による通知書により行う。
- 5 法第18条第18項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次項及び第7項において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第18条第4項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第7項において同じ。）の確認済証又は法第18条第16項の通知書の交付の日から7日以内とする。
- 6 法第18条第18項に規定する審査報告書は、別記第42号の6の4様式による。
- 7 法第18条第18項の国土交通省令で定める書類（同条第4項の確認済証の交付をした場合に限る。）は、次に掲げる書類とする。
- 一 次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める書類
- イ 建築物 別記第42号様式の第4面から第6面までによる書類及び別記第3号様式による建築計画概要書
- ロ 建築設備 別記第42号の7様式の第2面による書類
- ハ 法第88条第1項に規定する工作物 別記第42号の9様式（観光用エレベーター等にあつては、別記第42号の7様式（昇降機用））の第2面による書類
- ニ 法第88条第2項に規定する工作物 別記第12号様式による築造計画概要書
- 二 確認審査等に関する指針に従つて法第18条第4項の規定による審査を行つたことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの
- 三 法第18条第11項に規定する適合判定通知書又はその写し
- 8 第3条の5第4項の規定は、前項の書類について準用する。
- 9 法第18条第24項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の検査の引受けを行つた旨を証する書面の様式は、別記第42号の14の2様式による。
- 10 法第18条第26項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次項及び第12項において同じ。）に規定する検査済証の様式は、別記第42号の16の2様式による。
- 11 指定確認検査機関が次条において準用する第4条の4の2において準用する第4条第1項第一号又は第四号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合における法第18条第26項の規定による検査済証の交付は、当該図書及び書類を添えて行わなければならない。
- 12 法第18条第27項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次項及び第14項において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第18条第26項の検査済証の交付の日又は次条において準用する第4条の5の2第1項の規定による通知をした日から7日以内とする。
- 13 法第18条第27項に規定する完了検査報告書は、別記第42号の16の3様式による。
- 14 法第18条第27項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 別記第42号の13様式の第2面から第4面までによる書類
- 二 確認審査等に関する指針に従つて法第18条第23項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の検査を行つたことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの

- 15 第4条の7第4項の規定は、前項の書類について準用する。
- 16 法第18条第30項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査合格証の交付は、別記第42号の19様式による中間検査合格証に、次条において準用する第4条の8第1項第一号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合にあっては当該図書及び書類を添えて行うものとする。
- 17 法第18条第33項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の検査の引受けを行つた旨を証する書面の様式は、別記第42号の17の2様式による。
- 18 法第18条第34項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。次項及び第20項において同じ。）に規定する中間検査合格証の様式は、別記第42号の19の2様式による。
- 19 指定確認検査機関が次条において準用する第4条の11の2において準用する第4条の8第1項第一号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合における法第18条第34項の規定による中間検査合格証の交付は、当該図書及び書類を添えて行わなければならない。
- 20 法第18条第36項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。次項及び第22項において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第18条第34項の中間検査合格証の交付の日又は次条において準用する第4条の12の2第1項の規定による通知をした日から7日以内とする。
- 21 法第18条第36項に規定する中間検査報告書は、別記第42号の19の3様式による。
- 22 法第18条第36項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 別記第42号の17様式の第2面から第4面までによる書類
 - 二 確認審査等に関する指針に従つて法第18条第32項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の検査を行つたことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの
- 23 第4条の14第4項の規定は、前項の書類について準用する。
- 24 法第18条第39項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次項及び第26項において同じ。）の国

土交通省令で定める期間は、次条において準用する第4条の16第5項の規定による通知をした日から7日以内とする。

- 25 法第18条第39項に規定する仮使用認定報告書は、別記第42号の23の3様式による。
- 26 法第18条第39項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 別記第42号の21様式の第2面による書類
 - 二 法第18条第38項第二号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する国土交通大臣が定める基準に従つて法第18条第38項第二号の規定による認定を行つたことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの
- 27 第4条の16の2第4項の規定は、前項の書類について準用する。

第8条の2の2（準用）

第1条の3及び第1条の4（これらの規定を第3条の3第1項において準用する場合を含む。）、第2条（第2項を除く。）、第3条の3第4項、第3条の4第1項、第3条の6から第3条の8まで、第3条の9（第2項を除く。）、第3条の12、第3条の13第2項、第4条（第4条の4の2において準用する場合を含む。）、第4条の3の2、第4条の4、第4条の5の2、第4条の8（第4条の11の2において準用する場合を含む。）、第4条の9、第4条の12の2、第4条の16並びに第4条の16の3の規定は、法第18条の規定による国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|----------|-----------|
| 第1条の3の見出し（第3条の3第1項において準用する場合を含む。） | 確認申請書 | 通知書 |
| 第1条の3第1項 | 法第6条第1項（ | 法第18条第2項（ |
| 第1条の3第1項（第3条の3第1項において準用する場合を含む。） | 確認の申請書 | 通知に係る通知書 |
| 第1条の3第1項第一号及び第4項第一号（これらの規定を第3条の3第1項において準用する場合 | 別記第2号様式 | 別記第42号様式 |

| | | |
|--|--------------------|------------------|
| を含む。) | | |
| 第1条の3第1項第一号イ(2)及び(3)、同項の表2、第4項の表1、第8項並びに第10項(これらの規定を第3条の3第1項において準用する場合を含む。)、第4条第1項第一号(第4条の4の2において準用する場合を含む。)、第4条の8第1項第一号(第4条の11の2において準用する場合を含む。))並びに第4条の16第1項及び第2項 | 確認に | 審査に |
| 第1条の3第1項第一号ロ及び第四号、同項の表1から表3まで、第4項第一号ロ及びハ並びに第四号並びに第5項第一号(これらの規定を第3条の3第1項において準用する場合を含む。)、第1条の3第7項、第9項及び第11項(第3条の3第1項において準用する場合を含む。)、第1条の4(第3条の3第1項において準用する場合を含む。)、第3条の7第1項第一号ロ及び第四号、第3条の8、第4条第1項第五号及び第2項(これらの規定を第4条の4の2において準用する場合を含む。))並びに第4条の8第1項第三号及び第2項(これらの規定を第4条の11の2において準用する場合を含む。)) | 申請に | 通知に |
| 第1条の3第1項第三号及び第4項第三号並びに第1条の4(これらの規定を第3条の3第1項において準用する場合を含む。)) | 確認の申請 | 通知 |
| 第1条の3第1項の表2、第4項の表1及び第5項第一号(これらの規定を第3条の3第1項において準用する場合を含む。)) | 確認する | 審査する |
| 第1条の3第1項の表2の(85の2)項(第3条の3第1項において準用する場合を含む。)) | 第11条第1項又は第2項 | 第12条第2項又は第3項 |
| 第1条の3第1項の表3(第3条の3第1項において準用する場合を含む。)) | 確認申請時 | 通知時 |
| 第1条の3第2項から第5項まで、第8項及び第10項(これらの規定を第3条の3第1項において準用する場合を含む。))並びに第3条の3第4項 | 確認の申請書 | 通知書 |
| 第1条の3第4項 | 法第6条第1項の規定による確認の申請 | 法第18条第2項の規定による通知 |
| 第1条の3第4項第一号ロ(第3条の3第1項において準用する場合を含む。)) | 別記第8号様式 | 別記第42号の7様式 |
| 第1条の3第6項(第3条の3第1項において準用する場合を含む。)、第7項及び第9項、第2条第1項及び第4項、第3条の7の見出し及び第2項から第4項まで並びに第3条の9第1項 | 申請書 | 通知書 |
| 第1条の3第7項、同条第8項、第10項及び第11項(これらの規定を第3条の3第1項において準用する場合を含む。))並びに第4条 | 確認を | 審査を |

| | | |
|---|---|---------------------------------|
| 第1項第一号及び第2項(これらの規定を第4条の4の2において準用する場合を含む。)) | | |
| 第1条の3第8項(第3条の3第1項において準用する場合を含む。)) | 規定する申請書 部分の申請書 別記第4号様式 | 規定する通知書 部分の通知書 別記第42号の2様式 |
| 第1条の3第8項及び第11項(これらの規定を第3条の3第1項において準用する場合を含む。)、第3条の7第1項第三号、第3項及び第4項、第4条第1項第七号(第4条の4の2において準用する場合を含む。))及び第2項並びに第4条の8第1項第五号(第4条の11の2において準用する場合を含む。))及び第2項 | 申請を | 通知を |
| 第1条の3第10項(第3条の3第1項において準用する場合を含む。)) | 係る確認の申請 当該申請 | 係る通知 当該通知 |
| 第1条の3第11項(第3条の3第1項において準用する場合を含む。)、第4条第1項第五号及び第2項(これらの規定を第4条の4の2において準用する場合を含む。)、第4条の8第1項第三号及び第2項(これらの規定を第4条の11の2において準用する場合を含む。))並びに第4条の16第1項及び第2項 | 直前の確認 | 直前の審査 |
| 第1条の3第11項(第3条の3第1項において準用する場合を含む。))及び第4条第2項(第4条の4の2において準用する場合を含む。)) | 当該確認 | 当該審査 |
| 第1条の4及び第3条の3第4項 | 法第6条第1項 | 法第18条第2項 |
| 第1条の4(第3条の3第1項において準用する場合を含む。))及び第3条の8 | 構造計算適合性判定の申請 | 構造計算適合性判定の通知 |
| 第2条第1項 | 法第6条第4項 別記第5号様式 その写し、同令第6条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写し | 法第18条第3項 別記第42号の3様式 その写し |
| 第2条第1項及び第4項 | 第11条第6項 | 第12条第7項 |
| 第2条第1項及び第4項並びに第3条の4第1項 | 第8条に | 第9条第5項において準用する同令第8条に |
| 第2条第3項 | 法第6条第6 | 法第18条第14 |

| | 項 | 項 |
|---|---------------------------|--|
| | 同条第4項 | 同条第3項 |
| | 別記第5号の2の様式 | 別記第42号の4の様式 |
| 第2条第4項 | 別記第6号様式 | 別記第42号の5の様式 |
| 第2条第4項及び第5項 | 法第6条第7項 | 法第18条第15項 |
| 第2条第4項及び第3条の12 | 法第6条の3第7項 | 法第18条第11項 |
| 第2条第5項 | 別記第7号様式 | 別記第42号の6の様式 |
| 第3条の3第1項において読み替えて準用する第1条の3第1項及び第4項並びに第1条の4並びに第3条の4第1項 | 法第6条の2第1項 | 法第18条第4項 |
| 第3条の3第1項において準用する第1条の3第4項 | 確認の申請に | 通知に |
| 第3条の3第4項 | 第1条の3第7項、第2条の2第4項又は第3条第6項 | 第8条の2の2において準用する第1条の3第7項 |
| | 申請書に添える | 通知書に添える |
| | 前各項 | 第8条の2の2において準用する第1項 |
| 第3条の4第1項 | 別記第15号様式 | 別記第42号の3の2の様式 |
| | 前条 | 第8条の2の2において準用する前条第1項 |
| | 第2条の2又は第3条の通知書 | 第8条の2の5第1項において準用する前条第2項において準用する第2条の2又は第8条の2の6第1項において準用する前条第3項において準用する第3条の通知書 |
| 第3条の6 | 法第6条の2第6項 | 法第18条第19項 |
| | 別記第17号様式及び別記第18号様式 | 別記第42号の6の5の様式及び別記第42号の6の6の様式 |
| 第3条の7第1項 | 申請書 | 通知に係る通知書 |
| 第3条の7第1項及び第3条の8 | 法第6条の3第1項 | 法第18条第5項 |
| 第3条の7第1項第一号 | 別記第18号の2様式 | 別記第42号の12の2様式 |
| 第3条の7第3項 | 別記第18号の3様式 | 別記第42号の12の3様式 |

| | | |
|---|---|---|
| 第3条の8 | 法第6条第4項に規定する審査又は法第6条の2第1項の規定による確認のための審査 | 法第18条第3項又は第4項の規定による審査 |
| | 法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請 | 法第18条第2項又は第4項の通知 |
| 第3条の9第1項 | 法第6条の3第4項 | 法第18条第8項 |
| 第3条の9第1項第一号 | 別記第18号の4様式 | 別記第42号の12の4様式 |
| 第3条の9第1項第二号 | 別記第18号の5様式 | 別記第42号の12の5様式 |
| 第3条の9第3項 | 法第6条の3第5項の規定による同条第4項 | 法第18条第9項の規定による同条第8項 |
| | 別記第18号の6様式 | 別記第42号の12の6様式 |
| 第3条の9第4項 | 法第6条の3第6項 | 法第18条第10項 |
| | 別記第18号の7様式 | 別記第42号の12の7様式 |
| 第3条の13第2項 | 法第6条の3第1項ただし書 | 法第18条第5項ただし書 |
| 第4条（見出しを含む。）（第4条の4の2において準用する場合を含む。） | 完了検査申請書 | 工事完了通知書 |
| 第4条 | 法第7条第1項 | 法第18条第20項 |
| 第4条第1項（第4条の4の2において準用する場合を含む。） | 別記第19号様式 | 別記第42号の13様式 |
| 第4条第1項及び第4条の8第1項 | 検査の申請書 | 通知に係る通知書 |
| 第4条第1項第二号（第4条の4の2において準用する場合を含む。）及び第4条の8第1項第二号（第4条の11の2において準用する場合を含む。） | の適用を受けようとする場合 | に規定する建築物 |
| 第4条第1項第四号（第4条の4の2において準用する場合を含む。） | ホまで | ニまで |
| 第4条第1項第四号イ（第4条の4の2において準用する場合を含む。） | 第11条第1項 | 第12条第2項 |
| | 第11条第2項 | 第12条第3項 |
| 第4条第1項第四号ハ（第4条の4の2において準用する場合を含む。） | 、第3条第4項又は第4条第2項 | 又は同令第9条第1項において読み替えて準用する同令第3条第4項若しくは第4条第2項 |
| | 法第7条第4項 | 法第18条第21項 |

| | | |
|--|--|---------------------------|
| 第4条の3の2第1項、第4条の5の2第1項、第4条の9第1項及び第4条の12の2第1項 | 建築主 | 国の機関の長等 |
| 第4条の3の2第2項 | 別記第20号の2様式 | 別記第42号の15様式 |
| 第4条の4 | 法第7条第5項 | 法第18条第22項 |
| | 別記第21号様式 | 別記第42号の16様式 |
| 第4条の4の2において読み替えて準用する第4条第1項及び第2項、第4条の5の2第1項並びに第4条の16第3項 | 法第7条の2第1項 | 法第18条第23項 |
| 第4条の4の2において準用する第4条第1項及び第4条の11の2において準用する第4条の8第1項 | 検査の申請書 | 検査に係る通知書 |
| 第4条の4の2において準用する第4条第2項並びに第4条の11の2において準用する第4条の8第1項及び第2項 | 申請を | 検査に係る通知を |
| 第4条の5の2第2項 | 別記第23号の2様式 | 別記第42号の15の2様式 |
| 第4条の8（見出しを含む。）（第4条の11の2において準用する場合を含む。） | 中間検査申請書 | 特定工程工事終了通知書 |
| 第4条の8 | 法第7条の3第1項 | 法第18条第28項 |
| 第4条の8第1項（第4条の11の2において準用する場合を含む。） | 別記第26号様式 | 別記第42号の17様式 |
| 第4条の9第1項 | 法第7条の3第4項 | 法第18条第29項 |
| 第4条の9第2項 | 別記第27号様式 | 別記第42号の18様式 |
| 第4条の11の2において読み替えて準用する第4条の8第1項及び第2項並びに第4条の12の2第1項 | 法第7条の4第1項 | 法第18条第32項 |
| 第4条の12の2第2項 | 別記第30号の2様式 | 別記第42号の18の2様式 |
| 第4条の16第1項 | 法第7条の6第1項第一号 | 法第18条第38項第一号 |
| | 別記第33号様式 | 別記第42号の20様式 |
| 第4条の16第2項 | 法第7条の6第1項第二号 | 法第18条第38項第二号 |
| | 別記第34号様式 | 別記第42号の21様式 |
| 第4条の16第3項 | 法第7条第1項の規定による申請が受理される前 | 法第18条第20項の規定による通知を行う前 |
| 第4条の16第4項 | 法第6条第1項の規定による確認の申請と同時に（法第6条の2第1項の確認を受けようとする者にあつては、指定確認検査 | 法第18条第2項又は第4項の規定による通知と同時に |

| | | |
|-----------|---------------------------------|--|
| | 機関が当該確認を引き受けた後遅滞なく) | |
| 第4条の16第5項 | 法第7条の6第1項第一号又は第二号 | 法第18条第38項第一号又は第二号 |
| | 別記第35号様式、別記第35号の2様式又は別記第35号の3様式 | 別記第42号の22様式、別記第42号の23様式又は別記第42号の23の2様式 |
| 第4条の16の3 | 法第7条の6第4項 | 法第18条第40項 |
| | 別記第35号の5様式及び別記第36号様式 | 別記第42号の23の4様式及び別記第42号の23の5様式 |

第8条の2の3（指定構造計算適合性判定機関に対する構造計算適合性判定の通知等）

前条において読み替えて準用する第3条の7、第3条の8及び第3条の9（第2項を除く。）並びに第8条の2第2項の規定は、法第18条の2第4項において読み替えて適用する法第18条第5項及び第8項から第10項までの規定による国の機関の長等による指定構造計算適合性判定機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、前条において読み替えて準用する第3条の7第1項及び第3条の8中「法第18条第5項」とあるのは「法第18条の2第4項において読み替えて適用する法第18条第5項」と、前条において準用する第3条の7第1項第一号ロ(3)及び第3項並びに第3条の8（見出しを含む。）中「都道府県知事」とあるのは「指定構造計算適合性判定機関」と、前条において読み替えて準用する第3条の9第1項中「法第18条第8項」とあるのは「法第18条の2第4項において読み替えて適用する法第18条第8項」と、前条において読み替えて準用する同項第一号中「別記第42号の12の4様式」とあるのは「別記第42号の12の8様式」と、同条において読み替えて準用する同項第二号中「別記第42号の12の5様式」とあるのは「別記第42号の12の9様式」と、同条において読み替えて準用する第3条の9第3項中「法第18条第9項の規定による同条第8項」とあるのは「法第18条の2第4項において読み替えて適用する法第18条第9項の規定による法第18条の2第4項において読み替えて適用する法第18条第8項」と、「別記第42号の12の

6 様式」とあるのは「別記第 42 号の 12 の 10 様式」と、前条において読み替えて準用する第 3 条の 9 第 4 項中「法第 18 条第 10 項」とあるのは「法第 18 条の 2 第 4 項において読み替えて適用する法第 18 条第 10 項」と、「別記第 42 号の 12 の 7 様式」とあるのは「別記第 42 号の 12 の 11 様式」と、第 8 条の 2 第 2 項中「法第 18 条第 9 項」とあるのは「法第 18 条の 2 第 4 項において読み替えて適用する法第 18 条第 9 項」と、同項第三号中「構造計算適合性判定に関する事務に従事する者相互間」とあるのは「構造計算適合性判定員相互間」と読み替えるものとする。

第 8 条の 2 の 4 (国の機関の長等による用途変更に関する通知等)

第 4 条の 2 の規定は、法第 87 条第 1 項において準用する法第 18 条第 20 項の規定による通知について準用する。この場合において、第 4 条の 2 の見出し中「工事完了届」とあるのは「工事完了通知書」と、同条第 1 項中「読み替えて準用する法第 7 条第 1 項の規定による届出は、別記第 20 号様式」とあるのは「準用する法第 18 条第 20 項の規定による通知は、別記第 42 号の 14 様式」と、同条第 2 項中「届出」とあるのは「通知」と、「法第 6 条第 1 項」とあるのは「法第 18 条第 17 項」と読み替えるものとする。

第 8 条の 2 の 5 (国の機関の長等による建築設備に関する通知等)

第 2 条の 2 (第 6 項を除く。)、同条第 6 項において読み替えて準用する第 2 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項並びに第 3 条の 3 第 2 項において読み替えて準用する第 2 条の 2 (第 4 項及び第 6 項を除く。)の規定は、法第 87 条の 4 において準用する法第 18 条の規定による国の機関の長等による建築設備に係る建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|-------------------|-----------------|
| 第 2 条の 2 第 1 項 | 法 第 6 条 第 1 項 | 法 第 18 条 第 2 項 |
| 第 2 条の 2 第 1 項 (第 3 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。) | 確認の申請書 | 通知に係る通知書 |
| 第 2 条の 2 第 1 項第一号 (第 3 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。) | 別記第 8 号様式 | 別記第 42 号の 7 様式 |
| 第 2 条の 2 第 1 項第一号ロ及び同項の表 (これらの規定を第 3 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)並びに第 4 項 | 申請に | 通知に |
| 第 2 条の 2 第 1 項第二号 (第 3 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。) | 確認の申請 | 通知 |
| 第 2 条の 2 第 2 項及び第 5 項 (これらの規定を第 3 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。) | 確認の申請書 | 通知書 |
| 第 2 条の 2 第 3 項 (第 3 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)及び第 4 項並びに第 2 条の 2 第 6 項において準用する第 2 条第 1 項及び第 4 項 | 申請書 | 通知書 |
| 第 2 条の 2 第 4 項及び第 5 項 (第 3 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。) | 確認を | 審査を |
| 第 2 条の 2 第 5 項 (第 3 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。) | 規定する申請書 | 規定する通知書 |
| | 確認に | 審査に |
| | 申請を | 通知を |
| | 部分の申請書 | 部分の通知書 |
| 第 2 条の 2 第 6 項において読み替えて準用する第 2 条第 1 項 | 法 第 6 条 第 4 項 | 法 第 18 条 第 3 項 |
| | 別記第 5 号様式 | 別記第 42 号の 3 様式 |
| 第 2 条の 2 第 6 項において準用する第 2 条第 4 項 | 別記第 6 号様式 | 別記第 42 号の 5 様式 |
| 第 2 条の 2 第 6 項において読み替えて準用する第 2 条第 4 項及び第 5 項 | 法 第 6 条 第 7 項 | 法 第 18 条 第 15 項 |
| 第 2 条の 2 第 6 項において準用する第 2 条第 5 項 | 別記第 7 号様式 | 別記第 42 号の 6 様式 |
| 第 3 条の 3 第 2 項において読み替えて準用する第 2 条の 2 第 1 項 | 法 第 6 条 の 2 第 1 項 | 法 第 18 条 第 4 項 |

2 前項において読み替えて準用する第 2 条の 2 第 4 項の規定に基づき特定行政庁が規則で法第 87 条の 4 において準用する法第 18 条第 2 項の規定による通知に係る通知書に添えるべき図書を定めた場合にあっては、前項の規定による通知書に当該図書を添えるものとする。

第 8 条の 2 の 6 (国の機関の長等による工作物に関する通知等)

第 3 条 (第 8 項を除く。)、同条第 8 項において

| | | |
|--|-------|-----|
| 第 2 条の 2 の見出し (第 3 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。) | 確認申請書 | 通知書 |
|--|-------|-----|

読み替えて準用する第2条第1項、第4項及び第5項並びに第3条の3第3項において読み替えて準用する第3条（第6項及び第8項を除く。）の規定は、法第88条第1項又は第2項において準用する法第18条の規定による国の機関の長等による工作物に係る建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---------------------|--------------------------|
| 第3条の見出し（第3条の3第3項において準用する場合を含む。） | 確認申請書 | 通知書 |
| 第3条第1項から第3項まで | 法第6条第1項 | 法第18条第2項 |
| 第3条第1項及び第2項（これらの規定を第3条の3第3項において準用する場合を含む。） | 確認の申請書 | 通知に係る通知書 |
| 第3条第1項第一号及び第3項第一号口（これらの規定を第3条の3第3項において準用する場合を含む。） | 別記第10号様式 別記第8号様式 | 別記第42号の9様式 別記第42号の7様式 |
| 第3条第1項第一号口、同項の表1、第2項第一号口、同項の表、第3項第一号二及び第四号並びに第5項（これらの規定を第3条の3第3項において準用する場合を含む。）並びに第6項 | 申請に | 通知に |
| 第3条第1項第二号及び第2項第三号（これらの規定を第3条の3第3項において準用する場合を含む。） | 確認の申請 | 通知 |
| 第3条第1項の表2（第3条の3第3項において準用する場合を含む。） | 確認 | 審査 |
| 第3条第2項第一号（第3条の3第3項において準用する場合を含む。） | 別記第11号様式 | 別記第42号の10様式 |
| 第3条第3項（第3条の3第3項において準用する場合を含む。） | 確認申請 確認の申請を | 通知 通知を |
| 第3条第3項、第4項及び第7項（これらの規定を第3条の3第3項において準用する場合を含む。） | 確認の申請書 | 通知書 |
| 第3条第3項第一号（第3条の3第3項において準用する場合を含む。） | 別記第2号様式 | 別記第42号様式 |
| 第3条第3項第一号イ及びハ | 第1条の3第1項 | 第8条の2の2において準用する第1条の3第1項 |
| 第3条第5項（第3条の3第3項において準用する場合を含む。）及び第6項並びに第3条第8項において準用する第2条第1項及び第4項 | 申請書 | 通知書 |
| 第3条第6項及び第7項（第3条 | 確認を | 審査を |

| | | |
|------------------------------------|--------------------------|---|
| の3第3項において準用する場合を含む。） | | |
| 第3条第7項（第3条の3第3項において準用する場合を含む。） | 規定する申請書 | 規定する通知書 |
| | 確認に | 審査に |
| | 申請を | 通知を |
| | 部分の申請書 | 部分の通知書 |
| | 別記第13号様式 | 別記第42号の11様式 |
| | 別記第14号様式 | 別記第42号の12様式 |
| 第3条第8項において読み替えて準用する第2条第1項 | 法第6条第4項 別記第5号様式 | 法第18条第3項 別記第42号の3様式 |
| 第3条第8項において準用する第2条第4項 | 別記第6号様式 | 別記第42号の5様式 |
| 第3条第8項において読み替えて準用する第2条第4項及び第5項 | 法第6条第7項 | 法第18条第15項 |
| 第3条第8項において準用する第2条第5項 | 別記第7号様式 | 別記第42号の6様式 |
| 第3条の3第3項において読み替えて準用する第3条第1項から第3項まで | 法第6条の2第1項 | 法第18条第4項 |
| 第3条の3第3項において読み替えて準用する第3条第3項第一号イ及びハ | 第3条の3第1項において準用する第1条の3第1項 | 第8条の2の2において準用する第3条の3第1項において準用する第1条の3第1項 |

2 前項において読み替えて準用する第3条第6項の規定に基づき特定行政庁が規則で法第88条第1項又は第2項において準用する法第18条第2項の通知書に添えるべき図書を定めた場合に於ては、前項の規定による通知書に当該図書を添えるものとする。

第10条の4の4（容積率の算定の基礎となる延べ面積に床面積を算入しない機械室等に設置される給湯設備その他の建築設備）

法第52条第6項第三号の国土交通省令で定める建築設備は、建築物のエネルギー消費性能の向上に資するものとして国土交通大臣が定める給湯設備とする。

第10条の5の16（認証型式部材等に関する検査の特例）

法第68条の20第2項（法第68条の22第2項及び法第88条第1項において準用する場合を含む。）の確認は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 法第7条第4項、法第7条の3第4項又は法第18条第21項若しくは第29項の規定による検査 第4条第1項若しくは第4条の8第1項の申請書又は第8条の2の2において読み替えて準用する第4条第1項若しくは第4条の8第1項の通知書並びにその添付図書及び添付書類を審査し、必要に応じ、法第12条第5項の規定による報告を求める。
- 二 法第7条の2第1項、法第7条の4第1項又は法第18条第23項若しくは第32項の規定による検査 第4条の4の2（第8条の2の2において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する第4条第1項第一号に規定する図書及び書類、第4条の4の2において準用する第4条第1項第二号に規定する写真、第4条の11の2（第8条の2の2において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する第4条の8第1項第一号に規定する図書及び書類並びに第4条の11の2において準用する第4条の8第1項第二号に規定する写真を審査し、特に必要があるときは、法第77条の32第1項の規定により照会する。

第10条の23（全体計画認定の申請等）

- 全体計画認定の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる図書及び書類を特定行政庁に提出するものとする。ただし、第1条の3第1項の表1の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、同条第1項の表2の(23)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(28)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(29)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、同条第1項の表1の(3)項に掲げる2面以上の立面図又は2面以上の断面図は、同条第1項の表2の(28)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の2面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の2面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の2面以上の立面図又は同表の(45)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。
- 一 別記第67号の3様式による申請書（以下

この条及び次条において単に「申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類で、全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成したものを添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）

- イ 第1条の3第1項の表1の各項に掲げる図書（同条第1項第一号イの認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同号イに規定する国土交通大臣の指定した図書を除く。）
- ロ 申請に係る建築物が第1条の3第1項第一号ロ(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類
- ハ 申請に係る建築物が法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものであることを示す書面

二 全体計画概要書

- 2 申請に係る全体計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

- 一 別記第67号の3様式による正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類で、全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成したものを添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）
 - イ 前項第一号イからハまでに掲げる図書及び書類
 - ロ 申請に係る全体計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第6条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物の全体計画に令第146条第1項第三号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては、別記第8号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類
 - ハ 申請に係る全体計画に含まれる建築設備が第1条の3第4項第一号ハ(1)及び

- (2)に掲げる建築設備である場合にあっては、当該(1)及び(2)に定める図書及び書類
- 二 全体計画概要書
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の全体計画に係る申請書にあっては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。
- 一 法第6条の4第1項第二号に掲げる建築物
認定型式の認定書の写し（その認定型式が令第136条の2の11第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては、当該認定型式の認定書の写し及び第1条の3第5項第一号に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類）を添えたものにあつては、同項の表1の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。
- 二 法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物
第1条の3第5項の表2の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、同表の(ハ)欄に掲げる図書については同表の(ニ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。
- 三 認証型式部材等を有する建築物
認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、第1条の3第5項の表1の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の(ニ)欄に掲げる図書については同表の(ホ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。
- 4 第1条の3第1項の表1の各号に掲げる図書に明示すべき事項を同表に掲げる図書のうち他の図書に明示してその図書を第1項又は第2項の申請書に添える場合においては、第1項又は第2項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各号に掲げる図書に明示すべきすべての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各号に掲げる図書を第1項又は第2項の申請書に添えることを要しない。
- 5 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第39条第2項、第40条、第43条第3項、第43条の2、第49条から第50条まで、第68条の2第1項若しくは第68条の9第1項の規定に基づく条例（法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第68条の9第2項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第1項又は第2項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。
- 6 前各項に規定する図書及び書類のほか、特定行政庁が全体計画の内容を把握するため又は申請に係る建築物の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める図書及び書類を申請書に添えなければならない。
- 7 前各項の規定により申請書に添えるべき図書及び書類のうち2以上の図書及び書類の内容が同一である場合においては、申請書にその旨を記載した上で、これらの図書及び書類のうちいずれかの図書及び書類を申請書に添付し、他の図書の添付を省略することができる。
- 8 特定行政庁は、全体計画認定をしたときは、別記第67号の5様式による通知書に、当該全体計画認定に係る申請書の副本及びその添付図書及び添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。
- 9 特定行政庁は、全体計画認定をしないときは、別記第67号の6様式による通知書に、当該通知に係る申請書の副本及びその添付図書及び添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。
- 第11条の2（安全上の措置等に関する計画届の様式）**
- 法第90条の3（法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画の届出（安全上の措置等に関する計画届）をしようとする建築主は、別記第69号様式による届出書に次の表に掲げる図書を添えて特定行政庁に提出するものとする。当該計画を変更した場合も同様とする。
- 表（略）
- 2 法第7条の6第1項第一号若しくは第二号又は法第18条第38項第一号若しくは第二号の規定による仮使用の認定を受けた者が前項の届出をする場合においては、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書を添えることを要し

ない。

第 11 条の 2 の 3 (手数料の額)

法第 97 条の 4 第 1 項の国土交通省令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 構造方法等の認定 申請 1 件につき、2 万円に、別表第 2 の(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額を加算した額。ただし、法第 68 条の 25 第 5 項及び第 7 項の規定により申請する場合にあつては、2 万円とする。
 - 二 特殊構造方法等認定 申請 1 件につき、212 万円
 - 三 型式適合認定 申請 1 件につき、別表第 3 の(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額
 - 四 法第 68 条の 11 第 1 項の認証又はその更新申請に係る工場等 1 件につき、49 万円
 - 五 法第 68 条の 22 第 1 項の認証又はその更新申請に係る工場等 1 件につき、39 万円に、職員 2 人が同条第 2 項（法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）において準用する法第 68 条の 13 に掲げる基準に適合するかどうかを審査するため、当該審査に係る工場等の所在地に出張するとした場合に旅費法の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、第 10 条の 5 の 18 から第 10 条の 5 の 20 までの規定を準用する。
- 2 前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手料は、当該各号に定める額とする。
- 一 構造方法等の認定のための審査に当たつて実物等の提出を受けて試験その他の方法により評価を行うことが困難であることその他の理由により申請者が工場等において行う試験又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を目視その他適切な方法により確認する必要がある場合として国土交通大臣が定める場合 申請 1 件につき、前項第一号本文に定める額に、当該目視その他適切な方法による確認を行うために必要な費用として国土交通大臣が定める額を加算した額（ただし、法第 68 条の 25 第 5 項及び第 7 項の規定により申

請する場合にあつては、2 万円)

- 二 既に構造方法等の認定のための審査に当たつて行われた評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる評価に基づいて行われる認定を受けようとする場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める額（ただし、法第 68 条の 25 第 5 項及び第 7 項の規定により申請する場合にあつては、2 万円）
 - イ 法第 2 条第九号若しくは第九号の二口、法第 27 条第 1 項（防火設備に関するものに限る。）若しくは法第 61 条第 1 項（防火設備に関するものに限る。）又は令第 1 条第五号若しくは第六号、令第 20 条の 7 第 2 項から第 4 項まで、令第 112 条第 1 項若しくは第 12 項ただし書、令第 114 条第 5 項若しくは令第 137 条の 10 第一号ロ(4)の規定に基づく認定の場合 35 万円
 - ロ 令第 46 条第 4 項の規定に基づく認定の場合（令第 45 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく認定を併せて受けようとする場合を含む。）又は第 8 条の 3 の規定に基づく認定の場合 139 万円
 - ハ 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号。第 5 項第一号において「機関省令」という。）第 63 条第四号に掲げる認定のうち、イ又はロの認定以外の認定の場合 46 万円
- 三 既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額（ただし、法第 68 条の 25 第 5 項及び第 7 項の規定により申請する場合にあつては、2 万円）
 - イ 法第 20 条第 1 項第一号の規定に基づく認定の場合 2 万円に、別表第 2 (イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額の $\frac{1}{3}$ の額を加算した額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

- ロ イに掲げる場合以外の場合 2万円に、別表第2(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額の $\frac{1}{10}$ の額を加算した額
- 四 既に特殊構造方法等認定を受けた構造方法又は建築材料の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合 57万円
- 五 既に特殊構造方法等認定を受けた構造方法又は建築材料に係る第10条の5の23第1項の申請書又は同項各号に掲げる図書の記載事項の形式的な変更の認定を受けようとする場合 2万円
- 六 次の表の各項に掲げる規定のうち、既に型式適合認定（建築物の部分で、門、扉、改良便槽、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のものに関する認定に限る。）を受けた型式について、認定を受けようとする場合 次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに定める額
- イ 次の表の(1)項に掲げる規定に係る変更をしようとする場合 別表第3(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額の $\frac{3}{5}$
- ロ 次の表の(2)項に掲げる規定に係る変更をしようとする場合 別表第3(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額の $\frac{1}{4}$
- ハ 次の表の(3)項に掲げる規定に係る変更をしようとする場合 別表第3(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額の $\frac{1}{4}$
- ニ 次の表の(1)項及び(2)項に掲げる規定に係る変更をしようとする場合（イ又はロに掲げる場合を除く。） 別表第3(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額の $\frac{4}{5}$
- ホ 次の表の(1)項及び(3)項に掲げる規定に係る変更をしようとする場合（イ又はハに掲げる場合を除く。） 別表第3(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額の $\frac{4}{5}$
- ヘ 次の表の(2)項及び(3)項に掲げる規定に係る変更をしようとする場合（ロ又はハに掲げる場合を除く。） 別表第3(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額の $\frac{9}{20}$
- 表（略）
- 七 既に型式部材等製造者の認証を受けた者が、当該認証に係る技術的生産条件で製造をする別の型式部材等につき新たに型式部材等製造者の認証を受けようとする場合 申請1件につき2万6,000円
- 八 同時に行われる申請において、一の技術的生産条件で製造をする2以上の型式の型式部材等につき認証を受けようとする場合 2万6,000円に申請件数から1を減じた数を乗じた額及び前項第四号又は第五号に規定する額（申請に係る工場等の件数を1として算定したものとする。次号において同じ。）の合計額
- 九 一の申請において、一の技術的生産条件で2以上の工場等において認証を受けようとする場合 2万6,000円に申請に係る工場等の件数から1を減じた数を乗じた額及び前項第四号又は第五号に規定する額の合計額
- 3 法第97条の4第2項の国土交通省令で定める手数料のうち指定認定機関又は指定性能評価機関が行う処分又は性能評価（以下この条において「処分等」という。）に係るものの額は、次の各号に掲げる処分等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 型式適合認定 申請1件につき、第1項第三号に掲げる額
- 二 法第68条の11第1項の認証又はその更新 申請に係る工場等1件につき、第1項第四号に掲げる額
- 三 法第68条の22第1項の認証又はその更新 申請に係る工場等1件につき、39万円に、指定認定機関の主たる事務所の所在地より当該申請に係る工場等の所在地に出張するとした場合に第1項第五号の規定に準じて算出した旅費の額に相当する額を加算した額
- 四 性能評価 別表第2の(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額
- 4 第2項（第一号から第四号までを除く。）の規定は、前項第一号から第三号までに掲げる処分

- の申請に係る手数料の額について準用する。
- 5 第3項第四号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、当該各号に定める額とする。
- 一 機関省令第63条第五号の規定による審査に基づく性能評価を受ける場合 申請1件につき、別表第2の(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額に、第2項第一号に規定する国土交通大臣が定める額を加算した額
 - 二 既に構造方法等の認定のための審査に当たつて行われた性能評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる性能評価を受ける場合 申請1件につき、次のイからハまでに掲げる性能評価の区分に応じ、当該イからハまでに定める額
 - イ 第2項第二号イに掲げる認定に係る性能評価 33万円
 - ロ 第2項第二号ロに掲げる認定に係る性能評価 137万円
 - ハ 第2項第二号ハに掲げる認定に係る性能評価 44万円
 - 三 既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合に係る性能評価を受ける場合 次のイ又はロに掲げる性能評価の区分に応じ、当該イ又はロに定める額
 - イ 第2項第三号イに掲げる認定に係る性能評価 別表第2(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額の $\frac{1}{3}$ （その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）
 - ロ 第2項第三号ロに掲げる認定に係る性能評価 別表第2(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額の $\frac{1}{10}$
- 6 指定性能評価機関が、自らが行う性能評価に係る手数料の額について、次項各号に掲げる基準に適合するものとして国土交通大臣の認可を受けたときは、当該性能評価に係る手数料の額は、第3項第四号及び前項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。
- 7 法第97条の4第2項の国土交通省令で定める
- 手数料のうち承認認定機関又は承認性能評価機関が行う処分等に係るものの額は、次に掲げる基準に適合するものとして国土交通大臣の認可を受けた額とする。
- 一 手数料の額が当該処分等の業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。
 - 二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと。
- 8 承認認定機関、指定性能評価機関又は承認性能評価機関は、前2項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。
- 一 認可を受けようとする手数料の額（業務の区分ごとに定めたものとする。次号において同じ。）
 - 二 審査1件当たり要する人件費、事務費その他の経費の額
 - 三 旅費（鉄道費、船賃、航空賃及び車賃をいう。）、日当及び宿泊料の額
 - 四 その他必要な事項

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(抄)

令和6年国土交通省令第68号(令和7年4月1日施行分)、令和6年国土交通省令第92号((令和6年11月1日施行)を反映したものです。

第15条(指定確認検査機関に係る指定区分)

法第77条の18第2項の国土交通省令で定める確認検査の業務の区分は、次に掲げるものとする。

- 一 床面積の合計が300㎡以内の建築物(当該建築物の計画に含まれる建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第146条第1項各号に掲げる建築設備を含む。以下この条において同じ。)の建築確認等(法第6条の2第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による確認及び法第18条第4項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第28条第1項第二号及び第29条第3項において同じ。)の規定による審査をいう。以下この条及び第16条において同じ。)を行う者としての指定
- 二 床面積の合計が300㎡以内の建築物の完了検査(法第7条の2第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第28条第1項第四号及び第80条第1項において同じ。)及び法第18条第23項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第28条第1項第四号において同じ。)の検査をいう。以下この条及び第16条において同じ。)及び中間検査(法第7条の4第1項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。第28条第1項第四号において同じ。)及び法第18条第32項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。第28条第1項第四号において同じ。)の検査をいう。以下この条及び第16条において同じ。)を行う者

としての指定

- 二の二 床面積の合計が300㎡以内の建築物の仮使用認定(法第7条の6第1項第二号(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)及び法第18条第38項第二号(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定をいう。以下同じ。)を行う者としての指定
- 三 床面積の合計が300㎡を超え、2,000㎡以内の建築物の建築確認等を行う者としての指定
- 四 床面積の合計が300㎡を超え、2,000㎡以内の建築物の完了検査及び中間検査を行う者としての指定
- 四の二 床面積の合計が300㎡を超え、2,000㎡以内の建築物の仮使用認定を行う者としての指定
- 五 床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物の建築確認等を行う者としての指定
- 六 床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物の完了検査及び中間検査を行う者としての指定
- 六の二 床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物の仮使用認定を行う者としての指定
- 七 床面積の合計が10,000㎡を超える建築物の建築確認等を行う者としての指定
- 八 床面積の合計が10,000㎡を超える建築物の完了検査及び中間検査を行う者としての指定
- 八の二 床面積の合計が10,000㎡を超える建築物の仮使用認定を行う者としての指定
- 九 小荷物専用昇降機以外の建築設備(建築物の計画に含まれるものを除く。次号において同じ。)の建築確認等を行う者としての指定
- 十 小荷物専用昇降機以外の建築設備の完了検査及び中間検査を行う者としての指定
- 十一 小荷物専用昇降機(建築物の計画に含まれるものを除く。次号において同じ。)の建築確認等を行う者としての指定
- 十二 小荷物専用昇降機の完了検査及び中間検査を行う者としての指定
- 十三 工作物の建築確認等を行う者としての指定

- ㉔ 工作物の完了検査及び中間検査を行う者としての指定
- ㉔の二 工作物の仮使用認定を行う者としての指定

第 16 条 (確認検査員又は副確認検査員の数)

法第 77 条の 20 第一号の国土交通省令で定める数は、その事業年度において確認検査を行おうとする件数を、次の表の(い)欄に掲げる建築物、建築設備及び工作物の別並びに(ろ)欄に掲げる建築確認等、完了検査、中間検査及び仮使用認定の別に応じて区分し、当該区分した件数をそれぞれ同表の(は)欄に掲げる値で除して得た数を合計したもの（1 未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該合計した数が 2 未満であるときは、2 とする。

| (い) | (ろ) | (は) |
|--|------------------------|-------|
| 第 15 条第一号から第二号の二までの建築物（法第 6 条第 1 項第三号に掲げる建築物及び法第 68 条の 10 第 1 項の認定（令第 136 条の 2 の 11 第一号に係る認定に限る。以下この条において同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分に有する建築物に限る。） | 建築確認等 | 2,600 |
| | 完了検査（遠隔から検査を行う場合に限る。） | 2,600 |
| | 完了検査（実地に検査を行う場合に限る。） | 860 |
| | 中間検査（遠隔から検査を行う場合に限る。） | 2,600 |
| | 中間検査（実地に検査を行う場合に限る。） | 860 |
| | 仮使用認定（遠隔から検査を行う場合に限る。） | 2,600 |
| | 仮使用認定（実地に検査を行う場合に限る。） | 860 |
| 第 15 条第一号から第二号の二までの建築物（法第 6 条第 1 項第三号に掲げる建築物及び法第 68 条の 10 第 1 項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分に有する建築物を除く。） | 建築確認等 | 1,300 |
| | 完了検査（遠隔から検査を行う場合に限る。） | 1,600 |
| | 完了検査（実地に検査を行う場合に限る。） | 720 |
| | 中間検査（遠隔から検査を行う場合に限る。） | 2,000 |
| | 中間検査（実地に検査を行う場合に限る。） | 780 |
| | 仮使用認定（遠隔から検査を行う場合に限る。） | 1,600 |
| | 仮使用認定（実地に検査を行う場合に限る。） | 720 |
| 第 15 条第三号から第四号の二までの建築物 | 建築確認等 | 360 |
| | 完了検査（遠隔から検査を行う場合に限る。） | 850 |
| | 完了検査（実地に検査を行う場合に限る。） | 510 |
| | 中間検査（遠隔から検査を行う場合に限る。） | 1,500 |
| | 中間検査（実地に検査を行う場合に限る。） | 680 |
| | 仮使用認定（遠隔から検査を行う場合に限る。） | 850 |

| | | |
|---------------------------|------------------------|-------|
| 第 15 条第五号から第六号の二までの建築物 | 仮使用認定（実地に検査を行う場合に限る。） | 510 |
| | 建築確認等 | 230 |
| | 完了検査（遠隔から検査を行う場合に限る。） | 430 |
| | 完了検査（実地に検査を行う場合に限る。） | 320 |
| | 中間検査（遠隔から検査を行う場合に限る。） | 690 |
| | 中間検査（実地に検査を行う場合に限る。） | 450 |
| | 仮使用認定（遠隔から検査を行う場合に限る。） | 430 |
| | 仮使用認定（実地に検査を行う場合に限る。） | 320 |
| 第 15 条第七号から第八号の二までの建築物 | 建築確認等 | 200 |
| | 完了検査（遠隔から検査を行う場合に限る。） | 280 |
| | 完了検査（実地に検査を行う場合に限る。） | 230 |
| | 中間検査（遠隔から検査を行う場合に限る。） | 460 |
| | 中間検査（実地に検査を行う場合に限る。） | 340 |
| | 仮使用認定（遠隔から検査を行う場合に限る。） | 280 |
| | 仮使用認定（実地に検査を行う場合に限る。） | 230 |
| | 第 15 条第九号及び第十号の建築設備 | 建築確認等 |
| 完了検査 | | 780 |
| 中間検査 | | 2,200 |
| 第 15 条第十一号及び第十二号の小荷物専用昇降機 | 建築確認等 | 2,600 |
| | 完了検査 | 1,000 |
| | 中間検査 | 3,500 |
| 第 15 条第十三号から第十四号の二までの工作物 | 建築確認等 | 1,900 |
| | 完了検査 | 1,000 |
| | 中間検査 | 3,300 |
| | 仮使用認定 | 1,000 |

第 17 条 (指定確認検査機関の有する財産の評価額)

法第 77 条の 20 第三号の国土交通省令で定める額は、その者が確認検査の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該その者が負うべき国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）による責任その他の民事上の責任（同法の規定により当該確認検査に係る建築物又は工作物について確認その他の建築基準法令の規定による処分をする権限を有する建築主事又は建築副主事が置かれた市町村又は都道府県（第 31 条において「所轄特定行政庁」という。）が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）の履行を確保するために必要な額として次に掲げるもののうちいずれか高い額とする。

- 一 3,000万円。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当する場合にあっては、それぞれ当該イ又はロに定める額とする。
 - イ 第15条第五号から第六号の二までのいずれかの指定を受けようとする場合（ロに該当する場合を除く。）1億円
 - ロ 第15条第七号から第八号の二までのいずれかの指定を受けようとする場合3億円
- 二 その事業年度において確認検査を行おうとする件数と当該事業年度の前事業年度から起算して過去20事業年度以内において行った確認検査の件数の合計数を、次の表の(イ)欄に掲げる建築物、建築設備及び工作物の別に応じて区分し、当該区分した件数にそれぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額を乗じて得た額を合計した額

表 (略)

- 2 法第77条の20第三号の財産の評価額（第4項において「財産の評価額」という。）は、次に掲げる額の合計額とする。
 - 一 その事業年度の前事業年度における貸借対照表に計上された資産（創業費その他の繰延資産及びのれんを除く。以下同じ。）の総額から当該貸借対照表に計上された負債の総額を控除した額
 - 二 その者が確認検査の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該その者が負うべき前項に規定する民事上の責任の履行に必要な金額を担保するための保険契約を締結している場合にあっては、その契約の内容を証する書類に記載された保険金額
- 3 前項第一号の資産又は負債の価額は、資産又は負債の評価額が貸借対照表に計上された価額と異なることが明確であるときは、その評価額によって計算するものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、前2項の規定により算定される額に増減があったことが明確であるときは、当該増減後の額を財産の評価額とするものとする。

第28条（帳簿）

法第77条の29第1項の確認検査の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める事項
 - イ 建築物 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）別記第3号様式の建築計画概要書（第3面を除く。）に記載すべき事項
 - ロ 建築設備 施行規則別記第8号様式又は施行規則別記第42号の7様式による申請書の第2面に記載すべき事項
 - ハ 法第88条第1項に規定する工作物 施行規則別記第10号様式又は施行規則別記第42号の9様式（令第138条第2項第一号に掲げる工作物にあっては、施行規則別記第8号様式（昇降機用）又は施行規則別記第42号の7様式（昇降機用））による申請書の第2面に記載すべき事項
 - ニ 法第88条第2項に規定する工作物 施行規則別記第11号様式又は施行規則別記第42号の10様式による申請書の第2面に記載すべき事項
- 二 法第6条の2第1項の規定による確認の引受けを行った年月日及び法第18条第4項の規定による通知を受けた年月日、法第7条の2第3項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、法第7条の4第2項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、法第18条第24項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、及び法第18条第33項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する書面を交付した年月日並びに仮使用認定の引受けを行った年月日
- 三 法第7条の2第3項及び法第7条の4第2項の通知を行った年月日
- 四 法第7条の2第1項、法第7条の4第1項、法第18条第23項及び法第18条第32項の検査を行った年月日
- 五 当該建築物等に係る確認検査を実施した確認検査員又は副確認検査員の氏名
- 六 当該指定確認検査機関（次号において「機関」という。）が行った確認検査の結果
- 七 機関が交付した確認済証、検査済証、中間

検査合格証並びに施行規則別記第35号の3様式及び施行規則別記第42号の23の2様式の仮使用認定通知書の番号並びにこれらを交付した年月日

八 当該建築物等に係る確認検査の業務に関する手数料の額

九 法第6条の2第5項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、法第7条の2第6項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、法第7条の4第6項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）、法第7条の6第3項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、法第18条第18項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、法第18条第27項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、法第18条第36項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）及び法第18条第39項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告を行った年月日

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定確認検査機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第77条の29第1項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 法第77条の29第1項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、第31条の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。

第29条（図書の保存）

法第77条の29第2項の確認検査の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第3条の3第1項（施行規則第8条の2の2において準用する場合を含む。）において準用する施行規則第1条の3、施行規則第3条の3

第2項（施行規則第8条の2の5第1項において準用する場合を含む。）において準用する施行規則第2条の2、施行規則第3条の3第3項

（施行規則第8条の2の6第1項において準用する場合を含む。）において準用する施行規則第3条、施行規則第4条の4の2（施行規則第8条の2の2において準用する場合を含む。）において準用する施行規則第4条、施行規則第4条の11の2（施行規則第8条の2の2において準用する場合を含む。）において準用する施行規則第4条の8並びに施行規則第4条の16第2項（施行規則第8条の2の2において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類、施行規則第3条の5第3項第二号、施行規則第4条の7第3項第二号、施行規則第4条の14第3項第二号、施行規則第4条の16の2第3項第二号、施行規則第8条の2第7項第二号、施行規則第8条の2第14項第二号、施行規則第8条の2第22項第二号及び施行規則第8条の2第26項第二号に掲げる書類、法第6条の3第7項及び法第18条第11項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第6項及び同法第12条第7項に規定する適合判定通知書又はその写し（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第8条第一号に掲げる場合にあっては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し。）とする。

2 前項の図書及び書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定確認検査機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもって同項の図書及び書類に代えることができる。

3 法第77条の29第2項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、当該建築物又は工作物に係る法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、法第6条の2第1項又は法第18条第3項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若し

くは第2項において準用する場合を含む。)若しくは第4項の規定による確認済証(計画の変更に係るものを除く。)の交付の日から15年間保存しなければならない。

第31条の11(図書の保存)

法第77条の35の14第2項の構造計算適合性判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第3条の10において準用する施行規則第3条の7及び施行規則第8条の2の3において準用する施行規則第8条の2の2において準用する施行規則第3条の7に規定する図書及び書類とする。

- 2 前項の図書及び書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定構造計算適合性判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもって同項の図書及び書類に代えることができる。
- 3 法第77条の35の14第2項に規定する書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は、法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用する法第6条の3第4項又は法第18条第8項の規定による通知書の交付の日から15年間保存しなければならない。

建築士法

令和4年法律第69号(令和7年4月1日施行分)を反映したものです。

第2条(定義)

- この法律で「建築士」とは、一級建築士、二級建築士及び木造建築士をいう。
- 2 この法律で「一級建築士」とは、国土交通大臣の免許を受け、一級建築士の名称を用いて、建築物に関し、設計、工事監理その他の業務を行う者をいう。
 - 3 この法律で「二級建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、二級建築士の名称を用いて、建築物に関し、設計、工事監理その他の業務を行う者をいう。
 - 4 この法律で「木造建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、木造建築士の名称を用いて、木造の建築物に関し、設計、工事監理その他の業務を行う者をいう。
 - 5 この法律で「建築設備士」とは、建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者をいう。
●規則17条の18(建築設備士)→506
 - 6 この法律で「設計図書」とは建築物の建築工事の実施のために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書を、「設計」とはその者の責任において設計図書を作成することをいう。
 - 7 この法律で「構造設計」とは基礎伏図、構造計算書その他の建築物の構造に関する設計図書で国土交通省令で定めるもの(以下「構造設計図書」という。)の設計を、「設備設計」とは建築設備(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第三号に規定する建築設備をいう。以下同じ。)の各階平面図及び構造詳細図その他の建築設備に関する設計図書で国土交通省令で定めるもの(以下「設備設計図書」という。)の設計をいう。
●規則1条(定める設計図書)→498
 - 8 この法律で「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認することをいう。
 - 9 この法律で「大規模の修繕」又は「大規模の模様替」とは、それぞれ建築基準法第2条第十四

号又は第十五号に規定するものをいう。

- 10 この法律で「延べ面積」、「高さ」又は「階数」とは、それぞれ建築基準法第92条の規定により定められた算定方法によるものをいう。

第3条（一級建築士でなければならない設計又は工事監理）

次に掲げる建築物（建築基準法第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物を除く。以下この章において同じ。）を新築する場合には、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

●建築基準法4条7項(大規模建築物)→23

●建築基準法85条(応急仮設建築物)→109

- 一 学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場（オーディトリウムを有しないものを除く。）又は百貨店の用途に供する建築物で、延べ面積が500㎡を超えるもの
 - 二 木造の建築物又は建築物の部分で、高さが16mを超えるもの又は地階を除く階数が4以上であるもの
 - 三 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れんが造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が300㎡を超えるもの、高さが16mを超えるもの又は地階を除く階数が4以上であるもの
 - 四 延べ面積が1,000㎡を超え、かつ、階数が2以上である建築物
- 2 建築物を増築し、改築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、当該増築、改築、修繕又は模様替に係る部分を新築するものとみなして前項の規定を適用する。

建築士法施行規則

令和6年国土交通省令第68号（令和7年4月1日施行分）を反映したものです。

第21条（帳簿の備付け等及び図書の保存）

法第24条の4第1項に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 契約の年月日
 - 二 契約の相手方の氏名又は名称
 - 三 業務の種類及びその概要
 - 四 業務の終了の年月日
 - 五 報酬の額
 - 六 業務に従事した建築士及び建築設備士の氏名
 - 七 業務の一部を委託した場合にあつては、当該委託に係る業務の概要並びに受託者の氏名又は名称及び住所
 - 八 法第24条第4項の規定により意見が述べられたときは、当該意見の概要
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該建築士事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第24条の4第1項に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 3 建築士事務所の開設者は、法第24条の4第1項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、当該閉鎖をした日の翌日から起算して15年間当該帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を保存しなければならない。
- 4 法第24条の4第2項に規定する建築士事務所業務に関する図書で国土交通省令で定めるものは、建築士事務所に属する建築士が建築士事務所業務として作成した図書（第三号口にあつては、受領した図書）のうち次に掲げるものとする。
- 一 設計図書のうち次に掲げるもの
 - イ 配置図、各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図
 - ロ 当該設計が建築基準法第6条第1項に

規定する建築基準法令の規定に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた建築物の設計である場合にあっては、当該構造計算に係る図書

- ハ 当該設計が建築基準法施行令第46条第4項又は同令第47条第1項の規定の適用を受ける建築物の設計である場合にあっては当該各項の規定に、同令第80条の2又は建築基準法施行規則第8条の3の規定の適用を受ける建築物の設計である場合にあっては当該各条の技術的基準のうち国土交通大臣が定めるものに、それぞれ適合することを確認できる図書（イ及びロに掲げるものを除く。）

●令元国交告755(技術的基準)→図1092

二 工事監理報告書

三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第63条第1項に規定する計画作成市町村の条例で定める用途に供する建築物の建築で当該条例で定める規模以上のものに係る設計を行った場合にあっては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める図書

- イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第63条第1項の規定による説明を行った場合 同項に規定する書面
- ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第63条第2項の意思の表明があつた場合 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第79条に規定する書面

- 5 建築士事務所の開設者は、法第24条の4第2項に規定する図書を作成した日（前項第三号ロに規定する図書にあっては、受領した日）から起算して15年間当該図書を保存しなければならない。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（抄）

令和6年政令第172号（令和7年4月1日施行分）を反映したものです。

第7条（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

法第2条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の2第1項又は第2項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第148条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

- 2 法第2条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の3第1項又は第2項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第四号の延べ面積をいう。第26条において同じ。）が1万㎡を超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第51条（同法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

令和4年法律第69号(令和7年4月1日施行分)を反映したものです。

第1章 総則

第1条(目的)

この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上及び建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進(以下「建築物のエネルギー消費性能の向上等」という。)に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上等を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

第2条(定義等)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第一号に規定する建築物をいう。
- 二 エネルギー消費性能 建築物の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギー(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーをいい、建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備(第6条第2項及び第29条第3項において「空気調和設備等」という。)において消費されるものに限る。)の量を基礎として評価される性能をいう。
●令1条(空気調和設備等)→図115
- 三 建築物エネルギー消費性能基準 建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のため

に必要な建築物の構造及び設備に関する経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。

●省令1条(建築物エネルギー消費性能基準)→図138

- 四 建築主等 建築主(建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。)又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
- 五 所管行政庁 建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、同法第97条の2第1項若しくは第2項又は第97条の3第1項若しくは第2項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

●令2条(建築物)→図115

- 2 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、建築物エネルギー消費性能基準のみによっては建築物のエネルギー消費性能の確保を図ることが困難であると認める場合においては、条例で、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加することができる。

第2章 基本方針等

第3条(基本方針)

国土交通大臣は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する基本的な方針(以下この条、第30条第1項第二号及び第60条第1項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

●令5国交告971(基本方針)→図1144

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 建築物のエネルギー消費性能の向上等の意義及び目標に関する事項
 - 二 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項
 - 三 建築物のエネルギー消費性能の向上等のために建築主等が講ずべき措置に関する基本的な事項
 - 四 第60条第1項に規定する促進計画に関す

る基本的な事項

- 五 前各号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する重要事項
- 3 基本方針は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第3条第1項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。
- 5 国土交通大臣は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第4条（国の責務）

- 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 国は、地方公共団体が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。
- 3 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上等を図るために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する研究、技術の開発及び普及、人材の育成その他の建築物のエネルギー消費性能の向上等を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

第5条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第6条（建築主等及び建築士の努力）

建築主は、その建築（建築物の新築、増築又は改築をいう。以下同じ。）をしようとする建築

物について、エネルギー消費性能の一層の向上（建築物エネルギー消費性能基準（第2条第2項の条例で付加した事項を含む。次章第1節において同じ。）に適合する建築物において確保されるエネルギー消費性能を超えるエネルギー消費性能を当該建築物において確保することをいう。）を図るよう努めなければならない。

- 2 建築主は、その修繕等（建築物の修繕若しくは模様替、建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をいう。次項、第29条第1項及び第62条において同じ。）をしようとする建築物について、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物について、エネルギー消費性能の向上を図るよう努めなければならない。
- 3 建築士は、建築物の建築又は修繕等に係る設計を行うときは、国土交通省令で定めるところにより、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明するよう努めなければならない。

●規則1条（建築士の努力義務）→図117

第7条（建築物に係る指導及び助言）

所管行政庁は、建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

第8条（建築物の設計等に係る指導及び助言）

国土交通大臣は、建築物のエネルギー消費性能の向上のため特に必要があると認めるときは、建築物の設計又は施工を行う事業者に対し、建築物のエネルギー消費性能の向上及び建築物のエネルギー消費性能の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

第9条（建築材料に係る指導及び助言）

経済産業大臣は、建築物のエネルギー消費性能の向上のため特に必要があると認めるときは、建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床（これらに設ける窓その他の開口部を含む。）を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料の製造、加工又は輸入を行う事業者に対し、当

該建築材料の断熱性に係る品質の向上及び当該品質の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

第3章 建築主が講ずべき措置等

第1節 建築主の基準適合義務等

第10条（建築主の基準適合義務）

建築主は、建築物の建築（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模以下のものを除く。）をしようとするときは、当該建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

●令3条(政令で定める規模)→[図116](#)

●省令1条(建築物エネルギー消費性能基準)→[図138](#)

2 前項の規定は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定とみなす。ただし、同法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物の建築をする場合における同法第6条第1項、第4項若しくは第7項若しくは第6条の2第1項、第4項若しくは第6項の規定又は同法第18条第3項、第4項、第15項、第16項若しくは第19項の規定の適用及び同法第7条の5に規定する同号に掲げる建築物の建築の工事をする場合における同法第7条第4項若しくは第5項、第7条の2第1項、第5項若しくは第7項、第7条の3第4項、第5項若しくは第7項若しくは第7条の4第1項、第3項若しくは第7項の規定又は同法第18条第21項から第23項まで、第26項、第29項、第30項、第32項、第34項若しくは第37項の規定の適用については、この限りでない。

第11条（建築物エネルギー消費性能適合性判定）

建築主は、前条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築（建築基準法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物の建築に該当するものを除く。以下この項並びに次条第1項及び第2項において「特定建築行為」という。）であって、同法第6条第1項の規定による確認を要するも

の（以下この条において「要確認特定建築行為」という。）をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画（特定建築行為に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。以下この条及び次条において同じ。）を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、要確認特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。

●規則2条(特定建築行為)→[図117](#)

●規則3条(書類の様式)→[図118](#)

●規則28条(証明書の交付)→[図125](#)

2 建築主は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして要確認特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

●規則5条(軽微な変更)→[図120](#)

3 所管行政庁は、前2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から14日以内に、当該提出に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該提出者に交付しなければならない。

4 所管行政庁は、前項の場合において、同項の期間内に当該提出者に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、28日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該提出者に交付しなければならない。

5 所管行政庁は、第3項の場合において、建築物エネルギー消費性能確保計画の記載によっては当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築

物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定によりその期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に当該提出者に交付しなければならない。

- 6 建築主は、第3項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書（当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。以下同じ。）である場合においては、当該要確認特定建築行為に係る建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認をする建築主事若しくは建築副主事又は指定確認検査機関（同法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。以下同じ。）に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該要確認特定建築行為に係る建築物の計画（同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請に係る建築物の計画をいう。次項及び第8項において同じ。）について同法第6条第7項又は第6条の2第4項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。
- 規則8条(通知書又は写しの提出)→図121
- 7 前項の場合において、要確認特定建築行為に係る建築物の計画が建築基準法第6条第1項の規定による建築主事又は建築副主事の確認に係るものであるときは、前項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、同条第4項の期間（同条第6項の規定によりその期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）の末日の3日前までにしなければならない。
- 8 建築主事又は建築副主事は、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を受理した場合において、指定確認検査機関は、同法第6条の2第1項の規定による確認の申請を受けた場合において、建築物の計画が要確認特定建築行為（第1項ただし書に規定する国土交通省令で定める特定建築行為であるものを除く。）に係るものであるときは、建築主から第6項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認をすることができる。
- 9 建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類及び第3項から第5項までの通知書の様式は、国土交通省令で定める。

第12条（国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例）

国、都道府県又は建築主事若しくは建築副主事を置く市町村（以下この条及び次条第2項において「国等」という。）の機関の長が行う特定建築行為については、前条の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第9項までの規定に定めるところによる。

- 2 国等の機関の長は、特定建築行為であって、建築基準法第18条第2項の規定による通知を要するもの（以下この条において「要通知特定建築行為」という。）をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない。ただし、要通知特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。
- 規則2条(特定建築行為)→図117
- 3 国等の機関の長は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして要通知特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない。この場合には、同項ただし書の規定を準用する。
- 規則9条2項(軽微な変更)→図121
- 4 所管行政庁は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日から14日以内に、当該通知に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。
- 5 所管行政庁は、前項の場合において、同項の期間内に当該通知をした国等の機関の長に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、28日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。
- 6 所管行政庁は、第4項の場合において、第2項

又は第3項の規定による通知の記載によっては当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を第4項の期間（前項の規定によりその期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

- 7 国等の機関の長は、第4項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書である場合においては、当該要通知特定建築行為に係る建築基準法第18条第3項又は第4項の規定による審査をする建築主事若しくは建築副主事又は指定確認検査機関に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該要通知特定建築行為に係る建築物の計画（同条第2項又は第4項の規定による通知に係る建築物の計画をいう。第9項において同じ。）について同条第15項又は第16項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。
- 8 前項の場合において、同項の規定による適合判定通知書又はその写しの建築主事又は建築副主事への提出は、建築基準法第18条第3項の期間（同条第14項の規定によりその期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）の末日の3日前までにしなければならない。
- 9 建築主事若しくは建築副主事又は指定確認検査機関は、建築基準法第18条第3項又は第4項の場合において、建築物の計画が要通知特定建築行為（第2項ただし書に規定する国土交通省令で定める特定建築行為であるものを除く。）に係るものであるときは、当該通知をした国等の機関の長から第7項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同条第3項又は第4項の確認済証を交付することができる。

第13条（基準適合命令等）

所管行政庁は、第10条第1項の規定に違反している事実があると認めるときは、建築主に対し、相当の期限を定めて、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 国等の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、当該建築物が第10条第1項の規定に違反してい

る事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該建築物に係る国等の機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

第14条（登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能適合性判定の実施）

所管行政庁は、第36条から第39条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）に、第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項及び第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることができる。

●規則10条(委任の公示)→図122

- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合における第11条第1項から第5項まで及び第12条第2項から第6項までの規定の適用については、これらの規定中「所管行政庁」とあるのは「第14条第1項の登録を受けた者」と、第11条第2項及び第12条第3項中「同項ただし書」とあるのは「前項ただし書」とする。

第15条（報告、検査等）

所管行政庁は、第13条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、当該建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

●法2条1項四号(建築主等)→図96

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第16条（特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定）

建築主は、第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築をしようとする場合において、当該建築物が特殊の構造又は設備を用いるため建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものであるときは、国土交通大臣に対し、当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の認定を申請することができる。

●規則14条(認定の申請)→[図122](#)

●規則18条(評価書の交付等)→[図122](#)

2 前項の規定による申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を提出して、これを行わなければならない。

●規則15条(記載事項)→[図122](#)

3 国土交通大臣は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

●規則16条(認定書の交付等)→[図122](#)

4 国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けた建築物の建築が行われる場所を管轄する所管行政庁に通知するものとする。

第17条（審査のための評価）

国土交通大臣は、前条第3項の認定のための審査に当たっては、審査に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価（以下「評価」という。）であって、第53条から第55条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物エネルギー消費性能評価機関」という。）が行うものに基づきこれを行うものとする。

●規則17条(評価の申請)→[図122](#)

2 前条第1項の規定による申請をしようとする者は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が作成した当該申請に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価書を同条第2項の申請書に添えて、これをし

なければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該評価書に基づき同条第3項の認定のための審査を行うものとする。

第18条（認定を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物に関する特例）

第16条第3項の認定を受けた建築物は、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとみなす。

2 第16条第1項の特殊の構造又は設備を用いて建築物の建築をしようとする者が当該建築物について同条第3項の認定を受けたときは、当該建築物の建築のうち第11条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、同条第3項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第6項から第8項までの規定を適用する。

第19条（手数料）

第16条第1項の規定による申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

●規則19条(手数料)→[図123](#)

第20条（適用除外）

この節の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

●令4条(適用除外)→[図116](#)

- 一 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空調設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物
- 二 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物
- 三 仮設の建築物であって政令で定めるもの

第2節 分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等に係る措置

第21条（特定一戸建て住宅建築主及び特定共同住宅等建築主の努力）

特定一戸建て住宅建築主（自らが定めた一戸建

ての住宅の構造及び設備に関する規格に基づき一戸建ての住宅を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であって、その1年間に新築する当該規格に基づく一戸建ての住宅（以下この項及び次条第1項において「分譲型一戸建て規格住宅」という。）の戸数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。）は、第6条第1項及び第2項に定めるもののほか、その新築する分譲型一戸建て規格住宅を次条第1項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

●令5条1項(住宅の戸数)→図116

- 2 特定共同住宅等建築主（自らが定めた共同住宅等（共同住宅又は長屋をいう。以下この項及び第24条第2項において同じ。）の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であって、その1年間に新築する当該規格に基づく共同住宅等（以下この項及び次条第1項において「分譲型規格共同住宅等」という。）の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。）は、第6条第1項及び第2項に定めるもののほか、その新築する分譲型規格共同住宅等を次条第1項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

●令5条2項(住戸の数)→図116

第22条（分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、経済産業省令・国土交通省令で、分譲型一戸建て規格住宅又は分譲型規格共同住宅等（以下この条及び次条において「分譲型一戸建て規格住宅等」という。）ごとに、特定一戸建て住宅建築主又は特定共同住宅等建築主（次項及び同条において「特定一戸建て住宅建築主等」という。）の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上（建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物において確保されるエネルギー消費性能を超えるエネルギー消費性能を当該建築物において確保することをいう。以下同じ。）のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準を定めなければならない。

●省令8条(構造及び設備に関する基準)→図141

- 2 前項に規定する基準は、特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のうちエネルギー消費性能が最も優れているものの

当該エネルギー消費性能、分譲型一戸建て規格住宅等に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

第23条（特定一戸建て住宅建築主等に対する勧告及び命令等）

国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等につき、前条第1項に規定する基準に照らしてエネルギー消費性能の一層の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該特定一戸建て住宅建築主等に対し、その目標を示して、その新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の勧告を受けた特定一戸建て住宅建築主等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 国土交通大臣は、第1項の勧告を受けた特定一戸建て住宅建築主等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、前条第1項に規定する基準に照らして特定一戸建て住宅建築主等が行うべきその新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を著しく害すると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該特定一戸建て住宅建築主等に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 国土交通大臣は、前3項の規定の施行に必要な限度において、特定一戸建て住宅建築主等に対し、その新築する分譲型一戸建て規格住宅等に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定一戸建て住宅建築主等の事務所その他の事業場若しくは特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等若しくはその工事現場に立ち入り、特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第3節 請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等に係る措置

第24条（特定一戸建て住宅建設工事業者及び特定共同住宅等建設工事業者の努力）

特定一戸建て住宅建設工事業者（自らが定めた一戸建ての住宅の構造及び設備に関する規格に基づき一戸建ての住宅を新たに建設する工事を業として請け負う者であって、その1年間に新たに建設する当該規格に基づく一戸建ての住宅（以下この項及び次条第1項において「請負型一戸建て規格住宅」という。）の戸数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。）は、その新たに建設する請負型一戸建て規格住宅を同項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

●令6条1項(住宅の戸数)→題116

- 2 特定共同住宅等建設工事業者（自らが定めた共同住宅等の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新たに建設する工事を業として請け負う者であって、その1年間に新たに建設する当該規格に基づく共同住宅等（以下この項及び次条第1項において「請負型規格共同住宅等」という。）の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。）は、その新たに建設する請負型規格共同住宅等を同項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

●令6条2項(住戸の数)→題116

第25条（請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、経済産業省令・国土交通省令で、請負型一戸建て規格住宅又は請負型規格共同住宅等（以下この条及び次条において「請負型一戸建て規格住宅等」という。）ごとに、特定一戸建て住宅建設工事業者又は特定共同住宅等建設工事業者（次項及び同条において「特定一戸建て住宅建設工事業者等」という。）の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準を定めなければならない。

●省令9条の2(構造及び設備に関する基準)→題142

- 2 前項に規定する基準は、特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規

格住宅等のうちエネルギー消費性能が最も優れているものの当該エネルギー消費性能、請負型一戸建て規格住宅等に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

第26条（特定一戸建て住宅建設工事業者等に対する勧告及び命令等）

国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等につき、前条第1項に規定する基準に照らしてエネルギー消費性能の一層の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、その目標を示して、その新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の勧告を受けた特定一戸建て住宅建設工事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 国土交通大臣は、第1項の勧告を受けた特定一戸建て住宅建設工事業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、前条第1項に規定する基準に照らして特定一戸建て住宅建設工事業者等が行うべきその新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を著しく害すると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 国土交通大臣は、前3項の規定の施行に必要な限度において、特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、その新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定一戸建て住宅建設工事業者等の事務所その他の事業場若しくは特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等若しくはその工事現場に立ち入り、特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第4章 販売事業者等による建築物の販売等に係る措置

第27条（販売事業者等の表示）

建築物の販売又は賃貸（以下この項並びに次条第1項及び第4項において「販売等」という。）を行う事業者（次項及び同条において「販売事業者等」という。）は、その販売等を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示するよう努めなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による建築物のエネルギー消費性能の表示について、次に掲げる事項を定め、これを告示するものとする。

●令5国交告970(表示及び遵守事項)→図1154

- 一 建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項
- 二 表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項

第28条（販売事業者等に対する勧告及び命令等）

国土交通大臣は、販売事業者等が、その販売等を行う建築物について前条第2項の規定により告示されたところに従ってエネルギー消費性能の表示をしていないと認めるときは、当該販売事業者等に対し、その販売等を行う建築物について、その告示されたところに従ってエネルギー消費性能に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の勧告を受けた販売事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 国土交通大臣は、第1項の勧告を受けた販売事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上を著しく害すると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該販売事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 国土交通大臣は、前3項の規定の施行に必要な限度において、販売事業者等に対し、その販売等を行う建築物に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、販売事業者等の事務所その他の事業場若しくは販売事業者等の販売等を行う建築物に立ち入り、販売事業者等の販売等を行う建築物、帳簿、書類その他の物件を検査

させることができる。

- 5 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第5章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

第29条（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定）

建築主等は、エネルギー消費性能の一層の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の増築、改築若しくは修繕等（以下「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」という。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

●法2条1項四号(建築主等)→図96

●法6条2項(修繕等)→図97

●規則20条(認定の申請)→図123

- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 建築物の位置
 - 二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積
 - 三 エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に係る資金計画
 - 四 その他国土交通省令で定める事項
- 規則21条(記載事項)→図124
- 3 建築主等は、第1項の規定による認定の申請に係る建築物（以下「申請建築物」という。）以外の建築物（以下「他の建築物」という。）のエネルギー消費性能の一層の向上にも資するよう、当該申請建築物に自他供給型熱源機器等（申請建築物及び他の建築物に熱又は電気を供給するための熱源機器等（熱源機器、発電機その他の熱又は電気を発生させ、これを建築物に供給するための国土交通省令で定める機器であつて空気調和設備等を構成するものをいう。以下この項において同じ。）をいう。）を設置しようとするとき（当該他の建築物に熱源機器等（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとし

て国土交通省令で定めるものを除く。)が設置されているとき又は設置されることとなるときを除く。)は、建築物エネルギー消費性能向上計画に、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

●規則22条(熱源機器等)→図124

- 一 他の建築物の位置
- 二 他の建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積
- 三 その他国土交通省令で定める事項

●規則23条(記載事項等)→図124

4 建築主等は、次に掲げる場合においては、第1項の規定による認定の申請をすることができない。

- 一 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき。
- 二 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき(当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が当該他の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物と同一であるときを除く。)

第30条(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等)

所管行政庁は、前条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

●規則24条(認定の通知)→図125

- 一 申請建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準(建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。第四号及び第35条第1項において同じ。)に適合するものであること。

●省令10条(誘導基準)→図142

- 二 建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- 三 前条第2項第三号の資金計画がエネルギー

消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。

四 建築物エネルギー消費性能向上計画に前条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものであること。

2 前条第1項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画(他の建築物に係る部分を除く。以下この条において同じ。)を建築主事又は建築副主事に通知し、当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

3 前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画を建築主事又は建築副主事に通知しなければならない。

4 建築基準法第18条第3項及び第15項の規定は、建築主事又は建築副主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

5 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第1項の認定をしたときは、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画は、同法第6条第1項の確認済証の交付があったものとみなす。

6 所管行政庁は、第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第1項の認定をしてはならない。

7 建築基準法第12条第8項及び第9項並びに第93条から第93条の3までの規定は、第4項において準用する同法第18条第3項及び第15項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

8 エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第1項の認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等のうち、

第11条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第2項の規定による申出があった場合及び第2条第2項の条例が定められている場合を除き、第11条第3項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第6項から第8項までの規定を適用する。

第31条（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更）

前条第1項の認定を受けた者（次条から第34条までにおいて「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

●規則25条(軽微な変更)→図125

●規則26条(計画変更の認定申請)→図125

2 前条の規定は、前項の認定について準用する。

第32条（認定建築主に対する報告の徴収）

所管行政庁は、認定建築主に対し、第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。次条及び第35条において「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めることができる。

第33条（認定建築主に対する改善命令）

所管行政庁は、認定建築主が認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第34条（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し）

所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第30条第1項の認定を取り消すことができる。

第35条（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例）

建築基準法第52条第1項、第2項、第7項、第12項及び第14項、第57条の2第3項第二号、第57条の3第2項、第59条第1項及び第3項、第59条の2第1項、第60条第1項、第60条の2第1項及び第4項、第68条の3第1項、第68条の4、第68条の5（第二号イを除く。）、第68条の5の2（第二号イを除く。）、第68条の5の3第1項（第一号ロを除く。）、第68条の5の4（第一号ロを除く。）、第68条の5の5第1項第一号ロ、第68条の8、第68条の9第1項、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項、第86条の5第3項並びに第86条の6第1項に規定する建築物の容積率（同法第59条第1項、第60条の2第1項及び第68条の9第1項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第52条第3項及び第6項に定めるもののほか、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち、建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

●令7条(容積率の特例に係る床面積)→図116

2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち、」とあるのは、「申請建築物の床面積のうち、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物を」とする。

第6章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第1節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

第36条（登録）

第14条第1項の登録（以下この節において「登録」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、建築物エネルギー消費性能適合性判

定の業務（以下「判定の業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

第 37 条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 未成年者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - 四 第52条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
 - 五 心身の故障により判定の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
- 規則30条(定める者)→題126
- 六 法人であって、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

第 38 条（登録基準等）

国土交通大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる基準の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 第42条の適合性判定員が建築物エネルギー消費性能適合性判定を実施し、その数が次のいずれにも適合するものであること。
 - イ 次の(1)から(6)までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ(1)から(6)までに定める数（その数が2未満であるときは、2）以上であること。
 - (1) 床面積の合計が300㎡未満の建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の棟数を820で除した数
 - (2) 床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満の建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の棟数を620で除した数
 - (3) 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建

築物の棟数を420で除した数

- (4) 床面積の合計が2,000㎡以上1万㎡未満の建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の棟数を350で除した数
 - (5) 床面積の合計が1万㎡以上5万㎡未満の建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の棟数を250で除した数
 - (6) 床面積の合計が5万㎡以上の建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の棟数を120で除した数
- ロ イ(1)から(6)までに掲げる建築物の区分の2以上にわたる建築物について建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合にあっては、第42条の適合性判定員の総数が、それらの区分に応じそれぞれイ(1)から(6)までに定める数を合計した数（その数が2未満であるときは、2）以上であること。
- 二 登録申請者が、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者（以下この号及び第55条第1項第二号において「建築物関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、建築物関連事業者がその親法人(会社法(平成17年法律第86号)第879条第1項に規定する親法人をいう。第55条第1項第二号イにおいて同じ。)であること。
 - ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。第55条第1項第二号ロにおいて同じ。)にあっては、業務を執行する社員)に占める建築物関連事業者の役員又は職員（過去2年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が $\frac{1}{2}$ を超えていること。
 - ハ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、建築物関連事業者の役員又は職員（過去2年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員で

あった者を含む。)であること。

- 三 判定の業務を適正に行うために判定の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。
 - 四 債務超過の状態にないこと。
- 2 登録は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 三 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が判定の業務を行う事務所の所在地
 - 四 第42条の適合性判定員の氏名
 - 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

●規則31条(記載事項)→[図126](#)

第39条 (登録の公示等)

国土交通大臣は、登録をしたときは、前条第2項第二号から第四号までに掲げる事項その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

●規則32条(公示事項)→[図126](#)

- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、前条第2項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

第40条 (登録の更新)

登録は、5年以上10年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

●令8条(登録の有効期間)→[図117](#)

- 2 第36条から第38条までの規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

第41条 (承継)

登録建築物エネルギー消費性能判定機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関について相続、合併若しくは分割(当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったとき

は、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第37条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

●規則35条(承継の届出)→[図126](#)

第42条 (適合性判定員)

登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、建築に関する専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備えるものうちから適合性判定員を選任しなければならない。

●規則36条(適合性判定員の要件)→[図127](#)

第43条 (秘密保持義務)

登録建築物エネルギー消費性能判定機関(その者が法人である場合にあっては、その役員)及びその職員(適合性判定員を含む。)並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第44条 (判定の業務の義務)

登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定の業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、判定の業務を行わなければならない。

- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により判定の業務を行わなければならない。

●規則52条(判定業務の実施基準)→[図130](#)

第45条 (判定業務規程)

登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判

定の業務に関する規程（以下「判定業務規程」という。）を定め、判定の業務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。

- 2 判定業務規程には、判定の業務の実施の方法、判定の業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。
- 3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定業務規程を変更するときは、当該変更に係る判定の業務の開始の日までに、変更後の判定業務規程を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 4 国土交通大臣は、第1項又は前項の規定による届出のあった判定業務規程が、この節の規定に従って判定の業務を公正かつ適確に実施する上で不適当であり、又は不適当となったと認めるときは、その判定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第46条（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項第一号及び第三号並びに第76条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、5年間事務所に備えて置かなければならない。

- 2 利害関係人は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁

●規則54条(表示方法)→図131

的方法であって国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

●規則55条(電磁的方法)→図131

第47条（帳簿の備付け等）

登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、国土交通省令で定めるところにより、判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

●規則56条(帳簿)→図132

- 2 前項に定めるもののほか、登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、国土交通省令で定めるところにより、判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

●規則57条(書類の保存)→図132

第48条（適合命令）

国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が第38条第1項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第49条（改善命令）

国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が第44条の規定に違反していると認めるときは、その登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対し、判定の業務を行うべきこと又は判定の業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第50条（報告、検査等）

国土交通大臣は、判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対し判定の業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所に立ち入り、判定の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規

定による立入検査について準用する。

第51条 (判定の業務の休廃止等)

登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により判定の業務の全部を廃止しようとする届出があったときは、当該届出に係る登録は、その効力を失う。
- 3 国土交通大臣は、第1項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

第52条 (登録の取消し等)

国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が第37条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

- 2 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて判定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 一 第39条第2項、第41条第2項、第46条第1項、第47条又は前条第1項の規定に違反したとき。
 - 二 第45条第1項又は第3項の規定による届出のあった判定業務規程によらないで判定の業務を行ったとき。
 - 三 正当な理由がないのに第46条第2項各号の請求を拒んだとき。
 - 四 第45条第4項、第48条又は第49条の規定による命令に違反したとき。
 - 五 判定の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する適合性判定員若しくは法人にあってはその役員が、判定の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
 - 六 不正な手段により登録を受けたとき。
- 3 国土交通大臣は、前2項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により判定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第2節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関

第53条 (登録)

第17条第1項の登録(以下この節において「登録」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、第16条第3項の認定のための審査に必要な評価の業務を行おうとする者の申請により行う。

- 2 第39条第1項及び第40条の規定は登録について、第39条第2項及び第3項、第41条並びに第43条から第51条までの規定は登録建築物エネルギー消費性能評価機関について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|--------------|--------------------|
| 第39条第1項及び第2項 | 前条第2項第二号 | 第55条第2項第二号 |
| 第40条第2項 | 第36条から第38条まで | 第53条第1項、第54条及び第55条 |
| 第41条第1項ただし書 | 第37条各号 | 第54条各号 |
| 第43条 | 適合性判定員 | 第56条の評価員 |
| 第43条から第45条まで、第47条、第49条、第50条第1項、第51条第1項及び第2項 | 判定の業務 | 評価の業務 |
| 第45条 | 判定業務規程 | 評価業務規程 |
| 第48条 | 第38条第1項各号 | 第55条第1項各号 |

第54条 (欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 第37条第一号から第三号までに掲げる者
- 二 第57条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- 三 心身の故障により評価の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

●規則61条(定める者)→図133

- 四 法人であって、その役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの

第55条 (登録基準等)

国土交通大臣は、登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に

掲げる基準の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 次条の評価員が評価を実施し、その数が3以上であること。
- 二 登録申請者が、建築物関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、建築物関連事業者がその親法人であること。
 - ロ 登録申請者の役員（持分会社にあっては、業務を執行する社員）に占める建築物関連事業者の役員又は職員（過去2年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が $\frac{1}{2}$ を超えていること。
 - ハ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、建築物関連事業者の役員又は職員（過去2年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。
- 三 評価の業務を適正に行うために評価の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。
- 四 債務超過の状態にないこと。

2 登録は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録建築物エネルギー消費性能評価機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が評価の業務を行う事務所の所在地
- 四 次条の評価員の氏名
- 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

●規則62条(記載事項)→題133

第56条(評価員)

登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、次に掲げる者のうちから評価員を選任しなければならない。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において建築学、機械工学、電気工学若しくは衛生工学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職に

あった者

- 二 建築、機械、電気又は衛生に関する分野の試験研究機関において10年以上試験研究の業務に従事した経験を有する者
- 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

第57条(登録の取消し等)

国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が第54条第一号、第三号又は第四号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

- 2 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて評価の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 一 第53条第2項において準用する第39条第2項、第41条第2項、第46条第1項、第47条又は第51条第1項の規定に違反したとき。
 - 二 第53条第2項において読み替えて準用する第45条第1項又は第3項の規定による届出のあった評価業務規程によらないで評価の業務を行ったとき。
 - 三 正当な理由がないのに第53条第2項において準用する第46条第2項各号の請求を拒んだとき。
 - 四 第53条第2項において準用する第45条第4項、第48条又は第49条の規定による命令に違反したとき。
 - 五 評価の業務に関し著しく不適當な行為をしたとき、又はその業務に従事する評価員若しくは法人にあってはその役員が、評価の業務に関し著しく不適當な行為をしたとき。
 - 六 不正な手段により登録を受けたとき。
- 3 第52条第3項の規定は、前2項の規定による登録の取消し又は前項の規定による評価の業務の停止について準用する。

第58条(国土交通大臣による評価の実施)

国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときその他必要があると認めるときは、評価の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

- 一 登録を受ける者がいないとき。

- 二 第53条第2項において読み替えて準用する第51条第1項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関から評価の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があったとき。
 - 三 前条第1項若しくは第2項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により評価の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
 - 四 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が天災その他の事由により評価の業務の全部又は一部を実施することが困難となったとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により評価の業務を行い、又は同項の規定により行っている評価の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。
 - 3 国土交通大臣が第1項の規定により評価の業務を行うこととした場合における評価の業務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

第59条 (手数料)

前条第1項の規定により国土交通大臣が行う評価の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第7章 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置

第60条 (建築物再生可能エネルギー利用促進区域)

市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の一定の区域であって、建築物への再生可能エネルギー利用設備(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備その他の再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものをいう。))の利用に資する設備として国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。))の設置の促進を図ることが必要であると認められるもの(以下「建

築物再生可能エネルギー利用促進区域」という。))について、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画(以下この条、次条及び第64条において「促進計画」という。)を作成することができる。

●規則76条(再生可能エネルギー利用設備)→図136

- 2 促進計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 建築物再生可能エネルギー利用促進区域の位置及び区域
 - 二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域において建築物への設置を促進する再生可能エネルギー利用設備の種類に関する事項
 - 三 建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において再生可能エネルギー利用設備を設置する建築物について建築基準法第52条第14項、第53条第5項、第55条第3項又は第58条第2項の規定(第5項及び第64条において「特例対象規定」という。)の適用を受けるための要件に関する事項
- 3 促進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置に関する啓発及び知識の普及に関する事項その他建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関し必要な事項を定めるものとする。
- 4 市町村は、促進計画を作成するときは、あらかじめ、当該建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 市町村は、促進計画を作成するときは、あらかじめ、これに定めようとする第2項第三号に掲げる事項について、当該建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物について特例対象規定による許可の権限を有する特定行政庁(建築基準法第2条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。)と協議をしなければならない。
- 6 市町村は、促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 前3項の規定は、促進計画の変更について準用する。

第61条 (建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物の建築主等への支援)

促進計画を作成した市町村(第63条第1項において「計画作成市町村」という。)は、建築

物への再生可能エネルギー利用設備の設置を促進するため、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物の建築主等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

第62条（建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築主の努力）

建築物再生可能エネルギー利用促進区域内においては、建築主は、その建築又は修繕等をしようとする建築物について、再生可能エネルギー利用設備を設置するよう努めなければならない。

第63条（建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る説明）

建築士は、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において、計画作成市町村の条例で定める用途に供する建築物の建築で当該条例で定める規模以上のものに係る設計を行うときは、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備について、国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

●規則77条(説明)→[図136](#)

●規則78条(記載事項)→[図136](#)

2 前項の規定は、同項に規定する設計の委託をした建築主から同項の規定による説明を要しない旨の意思の表明があった場合については、適用しない。

●規則79条(意思の表明)→[図136](#)

3 建築士は、第1項の規定による書面の交付に代えて、国土交通省令で定めるところにより、当該建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該建築士は、当該書面を交付したものとみなす。

●規則80条(承諾)→[図137](#)

●規則81条(電磁的方法)→[図137](#)

第64条（建築基準法の特例）

促進計画が第60条第6項（同条第7項におい

て準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に対する特例対象規定の適用については、建築基準法第52条第14項第三号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は同法第60条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第1項に規定する促進計画に定められた同条第2項第三号に掲げる事項（次条第5項第四号、第55条第3項及び第58条第2項において「特例適用要件」という。）に適合する建築物」と、同法第53条第5項第四号、第55条第3項及び第58条第2項中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は特例適用要件に適合する建築物」とする。

第8章 雑則

第65条（審査請求）

この法律の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録建築物エネルギー消費性能評価機関の行う処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条第2項及び第3項、第46条第1項及び第2項、第47条並びに第49条第3項の規定の適用については、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録建築物エネルギー消費性能評価機関の上級行政庁とみなす。

第66条（権限の委任）

この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第67条（国土交通省令への委任）

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

第68条（経過措置）

この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内にお

いて、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第9章 罰則

第69条

第43条（第53条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 第52条第2項又は第57条第2項の規定による判定の業務又は評価の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第70条

第13条第1項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、300万円以下の罰金に処する。

第71条

第23条第3項、第26条第3項又は第28条第3項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、100万円以下の罰金に処する。

第72条

次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第15条第1項、第23条第4項、第26条第4項若しくは第28条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 二 第50条第1項（第53条第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第50条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第73条

次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第47条第1項（第53条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- 二 第47条第2項（第53条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 三 第51条第1項（第53条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

第74条

第32条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第75条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第69条第2項又は第70条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第76条

次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の過料に処する。

- 一 第41条第2項（第53条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第46条第1項（第53条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第46条第2項各号（第53条第2項において準用する場合を含む。）の請求を拒んだ者

附則

第1条（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して1年を超え

ない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

●平28政令7号（定める日）平成28年4月1日

- 一 附則第10条の規定 公布の日
- 二 第8条から第10条まで、第3章、第30条第8項及び第9項、第6章、第63条、第64条、第67条から第69条まで、第70条第一号（第38条第1項に係る部分を除く。）、第70条第二号及び第三号、第71条（第一号を除く。）、第73条（第67条第二号、第68条、第69条、第70条第一号（第38条第1項に係る部分を除く。）、第70条第二号及び第三号並びに第71条（第一号を除く。）に係る部分に限る。）並びに第74条並びに次条並びに附則第3条及び第5条から第9条までの規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

●平28政令363号（定める日）平成29年4月1日

第2条から第4条まで 削除

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令

令和6年政令第172号（令和7年4月1日施行分）を反映したものです。

第1条（空気調和設備等）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第2条第1項第二号の政令で定める建築設備は、次に掲げるものとする。

- 一 空気調和設備その他の機械換気設備
- 二 照明設備
- 三 給湯設備
- 四 昇降機

第2条（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

法第2条第1項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項又は第2項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第148条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

- 2 法第2条第1項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の3第1項又は第2項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。
 - 一 延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第四号の延べ面積をいう。第7条第1項において同じ。）が1万㎡を超える建築物
 - 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第51条（同法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に

限る。)の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

第3条 (エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない建築物の建築の規模)

法第10条第1項の政令で定める規模は、建築物の建築に係る部分の床面積（内部に間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）を有しない階又はその一部であって常時外気に開放された開口部を有するものうち、当該開口部の面積の合計の割合が当該階又はその一部の床面積の $\frac{1}{10}$ 以上であるものの床面積を除く。）の合計が10㎡であることとする。

第4条 (適用除外)

法第20条第一号の政令で定める用途は、次に掲げるものとする。

- 一 自動車庫車、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊その他これらに類する用途
- 二 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院その他これらに類する用途（壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるものに限る。）

●平28国交告1377(高い開放性)→図1159

2 法第20条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- 二 文化財保護法第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物
- 三 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定により重要美術品等として認定された建築物
- 四 文化財保護法第182条第2項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であって、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの

五 第一号、第三号又は前号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物であって、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの

六 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物

3 法第20条第三号の政令で定める仮設の建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 建築基準法第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物であって、その建築物の工事を完了した後3月以内であるもの又は同条第3項の許可を受けたもの
- 二 建築基準法第85条第2項に規定する事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- 三 建築基準法第85条第6項又は第7項の規定による許可を受けた建築物

第5条 (特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数等)

法第21条第1項の政令で定める数は、150戸とする。

2 法第21条第2項の政令で定める数は、1,000戸とする。

第6条 (特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅の戸数等)

法第24条第1項の政令で定める数は、300戸とする。

2 法第24条第2項の政令で定める数は、1,000戸とする。

第7条 (認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例に係る床面積)

法第35条第1項の政令で定める床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの（当該床面積が当該建築物の延べ面積の $\frac{1}{10}$ を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の $\frac{1}{10}$ ）とする。

●平28国交告272(床面積)→図1159

2 法第35条第2項の規定により同条第1項の規定を読み替えて適用する場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積

のうち」とあるのは「申請建築物の床面積のうち」と、「建築物の延べ面積」とあるのは「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物の延べ面積の合計」とする。

第8条（登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の登録の有効期間）

法第40条第1項（法第53条第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、5年とする。

附則

この政令は、法の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

令和6年国土交通省令第68号（令和7年4月1日施行分）、令和6年国土交通省令第92号（令和6年11月1日施行）を反映したものです。

第1章 建築士の努力義務

第1条

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第6条第3項の規定により当該建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明を行おうとする建築士は、当該建築物の工事が着手される前に、当該説明を行うよう努めなければならない。

第2章 建築主の基準適合義務等

第2条（建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為）

法第11条第1項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為及び法第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為は、次に掲げる建築行為のいずれかに該当するものとする。

- 一 住宅（複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第一号に規定する複合建築物をいう。）の住宅部分（同条第2項に規定する住宅部分をいう。）のみの増築又は改築をする場合における当該住宅部分を含む。以下この号において同じ。）の建築であって、当該住宅（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする住宅の部分）を次に掲げる基準のいずれかに適合させるもの
 - イ 基準省令第1条第1項第二号イ(2)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び

同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準（同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅（ロにおいて「気候風土適応住宅」という。）にあっては、同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に限る。）

ロ 基準省令第10条第二号イ(2)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準（気候風土適応住宅にあっては、同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に限る。）

二 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下この号及び次条第4項において「設計住宅性能評価」といい、特定建築行為に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の設計住宅性能評価に限る。）を受けた住宅の新築

三 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の認定（同法第8条第1項の変更の認定を含む。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第1項の確認（次条第4項において「確認」という。）を受けた住宅の新築

2 法第11条第2項後段において準用する同条第1項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為及び法第12条第3項後段において準用する同条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為は、前項第一号に掲げる建築行為に該当するものとする。

第3条（建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式）

法第11条第1項（法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第1による計画書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書（当該建築物エネルギー消費性能

確保計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ロ)項に掲げる図書に代えて同表の(イ)項に掲げる図書）その他所管行政庁が必要と認める図書を添えたもの（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。）とする。

| 図書の種類 | 明示すべき事項 | |
|-------------|--|---|
| (イ) 設計内容説明書 | 建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分。以下この表において同じ。）のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることの説明 | |
| | 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| | 配置図 | 縮尺及び方位 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備（以下この表及び第12条第1項の表において「エネルギー消費性能確保設備」という。）の位置 |
| | 仕様書（仕上げ表を含む。） | 部材の種類及び寸法 エネルギー消費性能確保設備の種類 |
| | 各階平面図 | 縮尺及び方位 |
| | | 間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ |
| | | 壁の位置及び種類 |
| | | 開口部の位置及び構造 エネルギー消費性能確保設備の位置 |
| | 床面積求積図 | 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 |
| | 用途別床面積表 | 用途別の床面積 |
| 立面図 | 縮尺 | |
| | 外壁及び開口部の位置 | |
| | エネルギー消費性能確保設備の位置 | |
| 断面図又は矩計図 | 縮尺 | |
| | 建築物の高さ | |
| | 外壁及び屋根の構造 | |
| | 軒の高さ並びに軒及びびさしの出 | |
| | 小屋裏の構造 | |
| | 各階の天井の高さ及び構造 床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造 | |
| 各部詳細図 | 縮尺 | |
| | 外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種類及び寸法 | |
| 各種計算書 | 建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容 | |
| (ロ) 機器表 | 空気調和設備 | 熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種類、仕様及び数 |
| | 空気調和設備以外の機械換気設備 | 給気機、排気機その他これらに類する設備の種類、仕様及び数 |
| | 照明設備 | 照明設備の種類、仕様及び数 |
| | 給湯設備 | 給湯器の種類、仕様及び数 |
| | | 太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、仕様及び数 |
| | | 節湯器具の種類及び数 |
| | 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備 | 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種類、仕様及び数 |

| | | | |
|------------------------------|------------------------------|--|--------------------|
| 仕様書 | 昇降機 | 昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法 | |
| | 系統図 | 空調設備 空調設備の位置及び連結先 空調設備以外の機械換気設備 空調設備以外の機械換気設備の位置及び連結先 給湯設備 給湯設備の位置及び連結先 空調設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備 空調設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置及び連結先 | |
| 各階平面図 | 空調設備 | 縮尺 空調設備の有効範囲 熱源機、ポンプ、空調機その他の機器の位置 | |
| | 空調設備以外の機械換気設備 | 縮尺 給気機、排気機その他これらに類する設備の位置 | |
| | 照明設備 | 縮尺 照明設備の位置 | |
| | 給湯設備 | 縮尺 給湯設備の位置 配管に講じた保温のための措置 節湯器具の位置 | |
| | 昇降機 | 縮尺 位置 | |
| | 空調設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備 | 縮尺 位置 | |
| | 制御図 | 空調設備 | 空調設備の制御方法 |
| | | 空調設備以外の機械換気設備 | 空調設備以外の機械換気設備の制御方法 |
| | | 照明設備 | 照明設備の制御方法 |
| | | 給湯設備 | 給湯設備の制御方法 |
| 空調設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備 | | 空調設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の制御方法 | |
| (ハ) 機器表 | 空調設備 | 空調設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 | |
| | 空調設備以外の機械換気設備 | 空調設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 | |
| | 照明設備 | 照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 | |
| | 給湯設備 | 給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法 太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 節湯器具の種別、位置及び数 | |
| | 空調設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備 | 空調設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 | |

2 前項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に

明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。

- 3 第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の計画書に添えることを要しない。
- 4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。次条第2項において同じ。）であるものに対し、特定建築行為（住宅の新築に限る。以下この項及び次条第2項において同じ。）に係る住宅について設計住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価（次条第2項において「変更設計住宅性能評価」という。）を除く。）の申請又は確認（同令第7条の2第1項に規定する変更確認（次条第2項において「変更確認」という。）を除く。）の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書（同令第3条第1項に規定する設計評価申請添付図書をいう。以下この項及び次条第2項において同じ。）又は確認申請添付図書（同令第7条の2第1項に規定する確認申請書の添付図書をいう。以下この項及び次条第2項において同じ。）を提出した場合に限る。）において、法第14条第2項において読み替えて適用する法第11条第1項の規定により、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、第1項の規定にかかわらず、同項の表の各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

第4条（変更の場合の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式）

法第11条第2項（法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第2による計画書の正本及び副本に、それぞれ前条第1項に

規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対して提出を行う場合においては、別記様式第2による計画書の正本及び副本に、それぞれ同項に規定する図書（変更に係る部分に限る。）を添えたものとする。

- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるもの（前条第4項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。）に対し、特定建築行為に係る住宅について変更設計住宅性能評価の申請又は変更確認の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書又は確認申請添付図書を提出した場合に限る。）において、法第14条第2項において読み替えて適用する法第11条第2項の規定により、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、前項の規定にかかわらず、前条第1項の表の各項に掲げる図書（変更に係る部分に限る。）を前項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

第5条（建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更）

法第11条第2項（法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更とする。

●規則13条（証明書の交付）→ 122

第6条（所管行政庁が交付する適合判定通知書等の様式等）

法第11条第3項の規定による通知書の交付は、

次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものに第3条第1項又は第4条第1項の計画書の副本及びその添付図書（第3条第4項後段又は第4条第2項後段の規定により当該添付図書とみなされるものを除く。）を添えて行うものとする。

- 一 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された場合 別記様式第3による適合判定通知書
 - 二 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定された場合 別記様式第4による通知書
- 2 法第11条第4項の規定による同条第3項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記様式第5により行うものとする。
- 3 法第11条第5項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記様式第6により行うものとする。

第7条（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合判定通知書等の様式等）

法第14条第2項において読み替えて適用する法第11条第3項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものに、第3条第1項又は第4条第1項の計画書の副本及びその添付図書（第3条第4項後段又は第4条第2項後段の規定により当該添付図書とみなされるものを除く。）を添えて行わなければならない。

- 一 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された場合 別記様式第7による適合判定通知書
 - 二 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定された場合 別記様式第8による通知書
- 2 法第14条第2項において読み替えて適用する法第11条第4項の規定による同条第3項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記様式第9により行うものとする。
- 3 法第14条第2項において読み替えて適用する

法第11条第5項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記様式第10により行うものとする。

- 4 前3項に規定する図書及び書類の交付については、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の交付によることができる。

第8条（適合判定通知書又はその写しの提出）

法第11条第6項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、当該適合判定通知書又はその写しに第3条第1項若しくは第4条第1項の計画書の副本又はその写しを添えて行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める書類の提出をもって法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しを提出したものとみなす。

- 一 法第18条第2項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第11条第6項の規定を適用する場合 第16条第1項の認定書の写し
- 二 法第30条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第11条第6項の規定を適用する場合 第24条第2項（第27条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書又はその写し及び第20条第1項若しくは第26条の申請書の副本又はその写し
- 三 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第9項又は同法第54条第8項の規定により、適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第11条第6項の規定を適用する場合 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第5条第2項（同令第8条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書若しくはその写し及び同令第3条若しくは同令第7条の申請書の副本若しくはその写し又は同令第43条第2項（同令第46条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書若

しくはその写し及び同令第41条第1項若しくは同令第45条の申請書の副本若しくはその写し

第9条（国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例）

第3条及び第4条の規定は、法第12条第2項及び第3項（これらの規定を法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による通知について準用する。この場合において、第3条第1項中「別記様式第1」とあるのは「別記様式第11」と、同条中「計画書」とあるのは「通知書」と、第4条第1項中「別記様式第2」とあるのは「別記様式第12」と、同条中「計画書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

- 2 第5条の規定は、法第12条第3項（法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。
- 3 第6条の規定は、法第12条第4項から第6項までの規定による通知書の交付について準用する。この場合において、第6条第1項中「第3条第1項又は第4条第1項」とあるのは「第9条第1項において読み替えて準用する第3条第1項又は第4条第1項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、「第3条第4項後段又は第4条第2項後段」とあるのは「第9条第1項において読み替えて準用する第3条第4項後段又は第4条第2項後段」と、同項第一号中「別記様式第3」とあるのは「別記様式第13」と、同項第二号中「別記様式第4」とあるのは「別記様式第14」と、同条第2項中「別記様式第5」とあるのは「別記様式第15」と、同条第3項中「別記様式第6」とあるのは「別記様式第16」と読み替えるものとする。
- 4 第7条の規定は、法第14条第2項において読み替えて適用する法第12条第4項から第6項までの規定による通知書の交付について準用する。この場合において、第7条第1項中「第3条第1項又は第4条第1項」とあるのは「第9条第1項において読み替えて準用する第3条第1項又は第4条第1項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、「第3条第4項後段又は第4条第2項後段」とあるのは「第9条第1項において読み替えて準用する第3条第4項後段又は第4条第2項後段」と、同項第一号中「別記

様式第7」とあるのは「別記様式第17」と、同項第二号中「別記様式第8」とあるのは「別記様式第18」と、同条第2項中「別記様式第9」とあるのは「別記様式第19」と、同条第3項中「別記様式第10」とあるのは「別記様式第20」と読み替えるものとする。

- 5 前条の規定は、法第12条第7項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出について準用する。この場合において、前条中「第3条第1項若しくは第4条第1項」とあるのは、「第9条第1項において読み替えて準用する第3条第1項若しくは第4条第1項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

第10条（委任の公示）

法第14条第1項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることとした所管行政庁（次条において「委任所管行政庁」という。）は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日を公示しなければならない。

第11条（建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任の解除）

委任所管行政庁は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせないこととするときは、委任の解除の日の6月前までに、その旨及び解除の日付を公示しなければならない。

第12条（立入検査の証明書）

法第15条第2項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第21によるものとする。

第13条（軽微な変更に関する証明書の交付）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、同法第7条の2第5項又は同法第18条第22項若しくは第26項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第5条（第9条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を所管行政庁又は登録建築

物エネルギー消費性能判定機関に求めることができる。

第14条（特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の申請）

法第16条第1項の申請をしようとする者は、別記様式第22による申請書に第18条第1項の評価書を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

第15条（申請書の記載事項）

法第16条第2項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第16条第1項の申請をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特殊の構造又は設備を用いる建築物の名称及び所在地
- 三 特殊の構造又は設備を用いる建築物の概要

第16条（認定書の交付等）

国土交通大臣は、法第16条第3項の認定をしたときは、別記様式第23による認定書を申請者に交付しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、法第16条第3項の認定をしないときは、別記様式第24による通知書を申請者に交付しなければならない。

第17条（評価の申請）

法第17条第1項の評価（以下「評価」という。）の申請をしようとする者は、別記様式第25による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを登録建築物エネルギー消費性能評価機関に提出しなければならない。

- 一 特殊の構造又は設備を用いる建築物の概要を記載した書類
- 二 前号に掲げるもののほか、平面図、立面図、断面図及び実験の結果その他の評価を実施するために必要な事項を記載した図書

第18条（評価書の交付等）

登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価を行ったときは、別記様式第26による評価書（以下「評価書」という。）を申請者に交付しなければならない。

- 2 評価書の交付を受けた者は、評価書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、評価書の再交付

を申請することができる。

- 3 評価書の交付については、登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第 19 条（特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の手数料）

法第 19 条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、印紙をもって納め難い事由があるときは、現金をもってすることができる。

- 2 法第 19 条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請 1 件につき 2 万円とする。

第 3 章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

第 20 条（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請）

法第 29 条第 1 項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第 27 による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書（当該建築物エネルギー消費性能向上計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ロ)項に掲げる図書に代えて同表の(ハ)項に掲げる図書）その他所管行政庁が必要と認める図書（法第 11 条第 1 項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。）を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

| 図書の種類 | 明示すべき事項 |
|-------------|--|
| (イ) 設計内容説明書 | 建築物のエネルギー消費性能が法第 30 条第 1 項第一号に掲げる基準に適合するものであることの説明 |
| 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| 配置図 | 縮尺及び方位 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエ |

| | | |
|---------------|--|---|
| | エネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置 | |
| 仕様書（仕上り表を含む。） | 部材の種類及び寸法 エネルギー消費性能向上設備の種類 | |
| 各階平面図 | 縮尺及び方位 間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ 壁の位置及び種類 開口部の位置及び構造 エネルギー消費性能向上設備の位置 | |
| 床面積求積図 | 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 | |
| 用途別床面積表 | 用途別の床面積 | |
| 立面図 | 縮尺 外壁及び開口部の位置 エネルギー消費性能向上設備の位置 | |
| 断面図又は矩計図 | 縮尺 建築物の高さ 外壁及び屋根の構造 軒の高さ並びに軒及びひさしの出 小屋裏の構造 各階の天井の高さ及び構造 床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造 | |
| 各部詳細図 | 縮尺 外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種類及び寸法 | |
| 各種計算書 | 建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容 | |
| (ロ) 機器表 | 空気調和設備 | 熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種類、仕様及び数 |
| | 空気調和設備以外の機械換気設備 | 給気機、排気機その他これらに類する設備の種類、仕様及び数 |
| | 照明設備 | 照明設備の種類、仕様及び数 |
| | 給湯設備 | 給湯器の種類、仕様及び数 太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、仕様及び数 節湯器具の種類及び数 |
| | 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備 | 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備の種類、仕様及び数 |
| 仕様書 | 昇降機 | 昇降機の種類、数、積載量、定格速度及び速度制御方法 |
| 系統図 | 空気調和設備 | 空気調和設備の位置及び連結先 |
| | 空気調和設備以外の機械換気設備 | 空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先 |
| | 給湯設備 | 給湯設備の位置及び連結先 |
| | 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備 | 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備の位置及び連結先 |
| | 各階平面図 | 空気調和設備 |
| | 空気調和設備以外の機械換気設備 | 縮尺 給気機、排気機その他これらに類する設備の位置 |
| | 照明設備 | 縮尺 |

| | | |
|----------------------------------|---|---------------------------------------|
| | | 照明設備の位置 |
| | 給湯設備 | 縮尺 |
| | | 給湯設備の位置 |
| | | 配管に講じた保温のための措置 |
| | | 節湯器具の位置 |
| | 昇降機 | 縮尺 |
| | | 位置 |
| | 空調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備 | 縮尺 |
| | | 位置 |
| 制御図 | 空調和設備 | 空調和設備の制御方法 |
| | 空調和設備以外の機械換気設備 | 空調和設備以外の機械換気設備の制御方法 |
| | 照明設備 | 照明設備の制御方法 |
| | 給湯設備 | 給湯設備の制御方法 |
| | 空調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備 | 空調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備の制御方法 |
| | | |
| (イ) 機器表 | 空調和設備 | 空調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 |
| | 空調和設備以外の機械換気設備 | 空調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 |
| | 照明設備 | 照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 |
| | 給湯設備 | 給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法 |
| | | 太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 |
| | | 節湯器具の種別、位置及び数 |
| 空調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備 | 空調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 | |

- 2 前項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。
- 3 第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。

第21条 (建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項)

法第29条第2項第四号の国土交通省令で定め

る事項は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期とする。

第22条 (熱源機器等)

法第29条第3項の国土交通省令で定める機器は、次に掲げるものとする。

- 一 熱源機器
 - 二 発電機
 - 三 太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源から熱又は電気を得るために用いられる機器
- 2 法第29条第3項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 前項各号に掲げる機器のうち一の居室のみに係る空調和設備等を構成するもの
 - 二 前項各号に掲げる機器のうち申請建築物から他の建築物に供給される熱又は電気の供給量を超えない範囲内の供給量の熱又は電気を発生させ、これを供給するもの

第23条 (自他供給型熱源機器等の設置に関して建築物エネルギー消費性能向上計画に記載すべき事項等)

法第29条第3項第三号の国土交通省令で定める事項は、申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置の状況とする。

- 2 法第29条第3項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した建築物エネルギー消費性能向上計画について同条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、第20条第1項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。
- 一 他の建築物に関する第20条第1項の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書
 - 二 申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置の状況を記載した図面
 - 三 申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給することに関する当該他の建築物の建築主等の同意を証する書面

第24条（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知）

所管行政庁は、法第30条第1項の認定をしたときは、速やかに、その旨（同条第5項の場合においては、同条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。）を申請者に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、別記様式第28による通知書に第20条第1項の申請書の副本（法第30条第5項の場合にあっては、第20条第1項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

第25条（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更）

法第31条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の6月以内の変更
- 二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を一層向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更（同条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）

第26条（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請）

法第31条第1項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第29による申請書の正本及び副本に、それぞれ第20条第1項に規定する図書（法第29条第3項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画に同項各号に掲げる事項を記載した場合にあっては、第23条第2項各号に掲げる図書を含む。）のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、第20条第1項の表中「法第30条第1項第一号」

とあるのは、「法第31条第2項において準用する法第30条第1項第一号」とする。

第27条（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の通知）

第24条の規定は、法第31条第1項の変更の認定について準用する。この場合において、第24条第1項中「同条第5項」とあるのは「法第31条第2項において準用する法第30条第5項」と、「同条第4項」とあるのは「法第31条第2項において準用する法第30条第4項」と、同条第2項中「別記様式第28」とあるのは「別記様式第30」と、「法第30条第5項」とあるのは「法第31条第2項において準用する法第30条第5項」と読み替えるものとする。

第28条（軽微な変更に関する証明書の交付）

法第11条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第7条第5項、同法第7条の2第5項又は同法第18条第22項若しくは第26項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第25条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。

第4章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第1節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

第29条（登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の申請）

法第36条に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第31による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。
- 三 申請に係る意思の決定を証する書類

- 四 申請者（法人にあっては、その役員（持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員。以下同じ。）の氏名及び略歴（申請者が建築物関連事業者（法第38条第1項第二号に規定する建築物関連事業者をいう。以下この号において同じ。）の役員又は職員（過去2年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）である場合にあっては、その旨を含む。第60条第四号において同じ。）を記載した書類
- 五 主要な株主の構成を記載した書類
- 六 組織及び運営に関する事項（判定の業務以外の業務を行っている場合にあっては、当該業務の種類及び概要を含む。）を記載した書類
- 七 申請者が法第37条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書
- 八 申請者が法第37条第三号から第六号までに該当しない旨を誓約する書面
- 九 別記様式第32による判定の業務の計画棟数を記載した書類
- 十 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類
- 十一 適合性判定員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が第36条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類
- 十二 その他参考となる事項を記載した書類

第30条（心身の故障により判定の業務を適正に行うことができない者）

法第37条第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により判定の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第31条（登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿の記載事項）

法第38条第2項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が法人である場合は、役員の名
- 二 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

- 三 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が判定の業務を行う区域

第32条（公示事項）

法第39条第1項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

第33条（登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る事項の変更の届出）

登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第39条第2項の規定により法第38条第2項第二号から第五号までに掲げる事項を変更をしようとするときは、別記様式第33による届出書に第29条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条第二号ただし書の規定は、この場合について準用する。

第34条（登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の更新）

登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第40条第1項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第34による申請書に第29条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条第二号ただし書の規定は、この場合について準用する。

- 2 第30条及び第31条の規定は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が登録の更新を行う場合について準用する。

第35条（承継の届出）

法第41条第2項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第35による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 法第41条第1項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事業の全部を譲り受けて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した者にあっては、別記様式第36による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
- 二 法第41条第1項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であつて、2以上の相続人の全員の同意により選定された者にあっては、

別記様式第 37 による事業相続同意証明書及び戸籍謄本

- 三 法第 41 条第 1 項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であって、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第 38 による事業相続証明書及び戸籍謄本
- 四 法第 41 条第 1 項の規定により合併によって登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
- 五 法第 41 条第 1 項の規定により分割によって登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第 39 による事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

第 36 条 (適合性判定員の要件)

法第 42 条の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 次の表の左欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者のいずれかに該当する者であり、かつ、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を習得させるための講習であつて、次条から第 39 条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録適合性判定員講習」という。）を修了した者。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 13 条の評価員である者にあつては、住宅に限って建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合は、登録適合性判定員講習を修了することを要しない。

表 (略)

- 二 前号に掲げる者のほか、国土交通大臣が定める者

第 37 条 (適合性判定員講習の登録の申請)

前条第一号の登録は、登録適合性判定員講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

- 2 前条第一号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 前条第一号の登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 講習事務を開始しようとする年月日
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
- イ 住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類
- ロ 申請者の略歴（申請者が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員（過去 2 年間に当該建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員であつた者を含む。次号ニ並びに第 39 条第 1 項第三号ロ及びハにおいて同じ。）である場合にあつては、その旨を含む。）を記載した書類
- 二 法人である場合においては、次に掲げる書類
- イ 定款及び登記事項証明書
- ロ 株主名簿又は社員名簿の写し
- ハ 申請に係る意思の決定を証する書類
- ニ 役員の氏名及び略歴（役員が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員である場合にあつては、その旨を含む。）を記載した書類
- 三 講師が第 39 条第 1 項第二号イ又はロのいずれかに該当する者であることを証する書類
- 四 登録適合性判定員講習の受講資格を記載した書類その他の講習事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 五 講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 六 前条第一号の登録を受けようとする者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 七 その他参考となる事項を記載した書類

第 38 条 (欠格事項)

次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第 36 条第一号の登録を受けることができない。

- 一 法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- 二 第 48 条の規定により第 36 条第一号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者
- 三 法人であって、講習事務を行う役員のうち前 2 号のいずれかに該当する者があるものの

第 39 条 (登録の要件等)

国土交通大臣は、第 37 条第 1 項の登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 第 41 条第三号イからハマまでに掲げる科目について講習が行われること。
- 二 次のいずれかに該当する者が講師として講習事務に従事するものであること。
 - イ 適合性判定員（第 36 条第一号の表の建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 3 条第 1 項各号に掲げる建築物の項の右欄に掲げる者のいずれかに該当する者（登録適合性判定員講習を修了していない者を除く。）又は同条第二号に掲げる者に限る。）として 3 年以上の実務の経験を有する者
 - ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
- 三 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 第 37 条第 1 項の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社である場合にあっては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関がその親法人（会社法第 879 条第 1 項に規定する親法人をいう。）であること。
 - ロ 登録申請者の役員に占める登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員の割合が $\frac{1}{2}$ を超えていること。
 - ハ 登録申請者（法人にあっては、その代

表権を有する役員）が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員であること。

- 2 第 36 条第一号の登録は、登録適合性判定員講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 講習事務を行う者（以下「講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 講習事務を行う事務所の名称及び所在地
- 四 講習事務を開始する年月日

第 40 条 (登録の更新)

第 36 条第一号の登録は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前 3 条の規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

第 41 条 (講習事務の実施に係る義務)

講習実施機関は、公正に、かつ、第 39 条第 1 項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

- 一 第 36 条第一号の表の右欄に掲げる者のいずれかに該当する者であることを受講資格とすること。
- 二 登録適合性判定員講習は、講義及び修了考査により行うこと。
- 三 講義は、次に掲げる科目についてそれぞれ次に定める時間以上行うこと。
 - イ 法の概要 60 分
 - ロ 建築物エネルギー消費性能適合性判定の方法 150 分
 - ハ 例題演習 60 分
- 四 講義は、前号イからハマまでに掲げる科目に応じ、国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いて行うこと。
- 五 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。
- 六 修了考査は、講義の終了後に行い、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を修得したかどうかを判定できるものであること。
- 七 登録適合性判定員講習を実施する日時、場所その他の登録適合性判定員講習の実施に

関し必要な事項を公示すること。

- 八 不正な受講を防止するための措置を講じること。
- 九 終了した修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準を公表すること。
- 十 修了考査に合格した者に対し、別記様式第40による修了証明書（第43条第八号並びに第49条第1項第五号及び第4項第四号において「修了証明書」という。）を交付すること。

第42条（登録事項の変更の届出）

講習実施機関は、第39条第2項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第43条（講習事務規程）

講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 講習事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 講習事務を行う事務所の所在地及び登録適合性判定員講習の実施場所に関する事項
- 三 登録適合性判定員講習の受講の申込みに関する事項
- 四 登録適合性判定員講習に関する料金及びその収納の方法に関する事項
- 五 登録適合性判定員講習の日程、公示方法その他の登録適合性判定員講習の実施の方法に関する事項
- 六 修了考査の問題の作成及び修了考査の可否判定の方法に関する事項
- 七 終了した登録適合性判定員講習の修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準の公表に関する事項
- 八 修了証明書の交付及び再交付に関する事項
- 九 講習事務に関する秘密の保持に関する事項
- 十 財務諸表等（法第46条第1項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。）の備付け及び財務諸表等に係る第45条第2項各号の請求の受付に関する事項
- 十一 第49条第1項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項
- 十二 講習事務に関する公正の確保に関する事項

- 十三 不正受講者の処分に関する事項
- 十四 その他講習事務に関し必要な事項

第44条（講習事務の休廃止）

講習実施機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする登録適合性判定員講習の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

第45条（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

講習実施機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、5年間事務所に備えて置かななければならない。

- 2 登録適合性判定員講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - 三 財務諸表等が電磁的記録（法第46条第1項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - イ 講習実施機関の使用に係る電子計算機と当該請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当

該情報が記録されるもの

- ロ 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

第46条（適合命令）

国土交通大臣は、講習実施機関が第39条第1項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その講習実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第47条（改善命令）

国土交通大臣は、講習実施機関が第41条の規定に違反していると認めるときは、その講習実施機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第48条（登録の取消し等）

国土交通大臣は、講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該講習実施機関に係る第36条第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第38条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第42条から第44条まで、第45条第1項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第45条第2項各号の請求を拒んだとき。
- 四 前2条の規定による命令に違反したとき。
- 五 第50条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 不正な手段により第36条第一号の登録を受けたとき。

第49条（帳簿の備付け等）

講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 登録適合性判定員講習の実施年月日
- 二 登録適合性判定員講習の実施場所

三 講義を行った講師の氏名並びに講義において担当した科目及びその時間

四 受講者の氏名、生年月日及び住所

五 登録適合性判定員講習を修了した者については、前号に掲げる事項のほか、修了証明書の交付の年月日及び証明書番号

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項の帳簿への記載に代えることができる。

3 講習実施機関は、第1項の帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録適合性判定員講習を実施した日から3年間保存しなければならない。

- 一 登録適合性判定員講習の受講申込書及びその添付書類
- 二 講義に用いた教材
- 三 終了した修了考査の問題及び答案用紙
- 四 修了証明書の写し

第50条（報告の徴収）

国土交通大臣は、講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、講習実施機関に対し、講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

第51条（公示）

国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第36条第一号の登録をしたとき。
- 二 第42条の規定による届出があったとき。
- 三 第44条の規定による届出があったとき。
- 四 第48条の規定により第36条第一号の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

第52条（判定の業務の実施基準）

法第44条第2項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 建築物エネルギー消費性能適合性判定は、適合性判定員（第36条第一号に定める者）にあつては、同号の表の右欄に掲げる建築

物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物（登録適合性判定員講習を修了していない者にあつては、住宅に限る。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者のいずれかに該当する者に限る。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類をもって行うこと。

- 二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を自ら行った場合その他の場合であつて、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合においては、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わないこと。
- 三 判定の業務を行う部門の専任の管理者は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。
- 四 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、適合性判定員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。
- 五 判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結していること。

第 53 条（判定業務規程）

登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第 45 条第 1 項の規定による判定業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第 41 による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 法第 45 条第 2 項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 判定の業務を行う時間及び休日に関する事項
 - 二 事務所の所在地及びその事務所が判定の業務を行う区域に関する事項
 - 三 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の区分その他判定の業務の範囲に関する事項
 - 四 判定の業務の実施の方法に関する事項
 - 五 判定の業務に関する料金及びその収納の方法に関する事項
 - 六 適合性判定員の選任及び解任に関する事項
 - 七 判定の業務に関する秘密の保持に関する事項
 - 八 適合性判定員の配置及び教育に関する事項

- 九 判定の業務の実施及び管理の体制に関する事項
 - 十 財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第 46 条第 2 項各号の請求の受付に関する事項
 - 十一 法第 47 条第 1 項の帳簿その他の判定の業務に関する書類の管理に関する事項
 - 十二 判定の業務に関する公正の確保に関する事項
 - 十三 その他判定の業務の実施に関し必要な事項
- 3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第 45 条第 3 項の規定による判定業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第 42 による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定業務規程を判定の業務を行う全ての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

第 54 条（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

法第 46 条第 2 項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

第 55 条（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

法第 46 条第 2 項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものとする。

- 一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機と法第 46 条第 2 項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

- 2 前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

第56条（帳簿）

法第47条第1項の判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 別記様式第1による計画書の第2面及び第3面、別記様式第2による計画書の第2面及び第3面、別記様式第11による通知書の第2面及び第3面並びに別記様式第12による通知書の第2面及び第3面に記載すべき事項
 - 二 法第14条第2項において読み替えて適用する法第11条第1項又は第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた年月日及び法第14条第2項において読み替えて適用する法第12条第2項又は第3項の規定による通知を受けた年月日
 - 三 建築物エネルギー消費性能適合性判定を実施した適合性判定員の氏名
 - 四 建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果
 - 五 建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書の番号及びこれを交付した年月日
 - 六 判定の業務に関する料金の額
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第47条第1項の帳簿（次項及び第59条第1項第二号において「帳簿」という。）への記載に代えることができる。
- 3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第59条第1項第二号において同じ。）を、判定の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

第57条（書類の保存）

法第47条第2項の判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第3条第1項及び第4条第1項（これらの規定を第9条第1項

において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する書類（第3条第4項後段又は第4条第2項後段（これらの規定を第9条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により当該書類とみなされるものを含む。）とする。

- 2 前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項の書類に代えることができる。
- 3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、第1項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第59条第1項第二号において「書類」という。）を、法第14条第2項において読み替えて適用する法第11条第3項又は法第12条第4項の規定による通知書を交付した日から15年間、保存しなければならない。

第58条（判定の業務の休廃止の届出）

登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第51条第1項の規定により判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第43による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第59条（判定の業務の引継ぎ等）

登録建築物エネルギー消費性能判定機関（国土交通大臣が法第52条第1項又は第2項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録を取り消した場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関であった者。次項において同じ。）は、法第51条第1項の規定により判定の業務の全部を廃止したとき又は法第52条第1項又は第2項の規定により登録を取り消されたときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 判定の業務を、その業務区域を所轄する所管行政庁（以下「所轄所管行政庁」という。）に引き継ぐこと。
- 二 帳簿を国土交通大臣に、書類を所轄所管行政庁に引き継ぐこと。
- 三 その他国土交通大臣又は所轄所管行政庁が必要と認める事項

- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、前項第二号の規定により書類を引き継ごうとするときは、あらかじめ、引継ぎの方法、時期その他の事項について、所轄所管行政庁に協議しなければならない。

第2節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関

第60条（登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の申請）

法第53条第1項に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第44による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。
- 三 申請に係る意思の決定を証する書類
- 四 申請者（法人にあっては、その役員）の氏名及び略歴を記載した書類
- 五 主要な株主の構成を記載した書類
- 六 組織及び運営に関する事項（法第17条第1項の評価の業務以外の業務を行っている場合にあっては、当該業務の種類及び概要を含む。）を記載した書類
- 七 申請者が法第37条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書
- 八 申請者が法第37条第三号及び第54条第二号から第四号までに該当しない旨を誓約する書面
- 九 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類
- 十 評価員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が法第56条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類
- 十一 その他参考となる事項を記載した書類

第61条（心身の故障により評価の業務を適正に行うことができない者）

法第54条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により評価の業務を適正

に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第62条（登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録簿の記載事項）

法第55条第2項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が法人である場合は、役員の氏名
- 二 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
- 三 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が評価の業務を行う区域

第63条（公示事項）

法第53条第2項において読み替えて準用する法第39条第1項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

第64条（登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る事項の変更の届出）

登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第53条第2項において読み替えて準用する法第39条第2項の規定により法第55条第2項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式第45による届出書に第60条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条第二号ただし書の規定は、この場合について準用する。

第65条（登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の更新）

登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第53条第2項において準用する法第40条第1項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第46による申請書に第60条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条第二号ただし書の規定は、この場合について準用する。

- 2 第61条及び第62条の規定は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が登録の更新を行う場合について準用する。

第66条（承継の届出）

法第53条第2項において準用する法第41条第2項の規定による登録建築物エネルギー消費性

能評価機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第 47 による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 法第 53 条第 2 項において準用する法第 41 条第 1 項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の事業の全部を譲り受けて登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した者にあつては、別記様式第 48 による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
- 二 法第 53 条第 2 項において準用する法第 41 条第 1 項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した相続人であつて、2 以上の相続人の全員の同意により選定された者にあつては、別記様式第 49 による事業相続同意証明書及び戸籍謄本
- 三 法第 53 条第 2 項において準用する法第 41 条第 1 項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第 50 による事業相続証明書及び戸籍謄本
- 四 法第 53 条第 2 項において準用する法第 41 条第 1 項の規定により合併によって登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
- 五 法第 53 条第 2 項において準用する法第 41 条第 1 項の規定により分割によって登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第 51 による事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

第 67 条（評価の業務の実施基準）

法第 53 条第 2 項において読み替えて準用する法第 44 条第 2 項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 評価は、評価の申請に係る書類をもって行うこと。
- 二 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が評価の申請を自ら行った場合その他の場合であつて、評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通

大臣が定める場合においては、評価を行わないこと。

- 三 評価の業務を行う部門の専任の管理者は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。
- 四 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。
- 五 評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結していること。

第 68 条（評価業務規程）

登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第 53 条第 2 項において読み替えて準用する法第 45 条第 1 項の規定による評価業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第 52 による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 法第 53 条第 2 項において読み替えて準用する法第 45 条第 2 項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 評価の業務を行う時間及び休日に関する事項
 - 二 事務所の所在地及びその事務所が評価の業務を行う区域に関する事項
 - 三 評価を行う建築物の種類その他評価の業務の範囲に関する事項
 - 四 評価の業務の実施の方法に関する事項
 - 五 評価の業務に関する料金及びその収納の方法に関する事項
 - 六 評価員の選任及び解任に関する事項
 - 七 評価の業務に関する秘密の保持に関する事項
 - 八 評価員の配置及び教育に関する事項
 - 九 評価の業務の実施及び管理の体制に関する事項
 - 十 財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第 53 条第 2 項において準用する法第 46 条第 2 項各号の請求の受付に関する事項
 - 十一 法第 53 条第 2 項において読み替えて準用する法第 47 条第 1 項の帳簿その他の評価の業務に関する書類の管理に関する事項
 - 十二 評価の業務に関する公正の確保に関する事項
 - 十三 その他評価の業務の実施に関し必要な事項
- 3 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法

第53条第2項において読み替えて準用する法第45条第3項の規定による評価業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第53による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 4 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価業務規程を評価の業務を行う全ての事務所業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

第69条（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

法第53条第2項において準用する法第46条第2項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

第70条（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

法第53条第2項において準用する法第46条第2項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が定めるものとする。

- 一 登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第53条第2項において準用する法第46条第2項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

第71条（帳簿）

法第53条第2項において読み替えて準用する法第47条第1項の評価の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 評価を申請した者の氏名又は名称及び住所

並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 二 評価の申請に係る建築物の名称
 - 三 評価の申請に係る建築物に用いる特殊な構造及び設備の概要
 - 四 評価の申請を受けた年月日
 - 五 評価を実施した評価員の氏名
 - 六 評価の結果
 - 七 評価書の番号及びこれを交付した年月日
 - 八 評価の業務に関する料金の額
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第53条第2項において読み替えて準用する法第47条第1項の帳簿（次項及び第74条第二号において「帳簿」という。）への記載に代えることができる。
- 3 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第74条第二号において同じ。）を、同号に掲げる行為が完了するまで保存しなければならない。

第72条（書類の保存）

法第53条第2項において読み替えて準用する法第47条第2項の評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第17条の申請書及びその添付書類並びに評価書の写しその他の審査の結果を記載した書類とする。

- 2 前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項の書類に代えることができる。
- 3 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、第1項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第74条第二号において「書類」という。）を、同号に掲げる行為が完了するまで保存しなければならない。

第73条（評価の業務の休廃止の届出）

登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第53条第2項において読み替えて準用する法

第51条第1項の規定により評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第54による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第74条（評価の業務の引継ぎ）

登録建築物エネルギー消費性能評価機関（国土交通大臣が法第57条第1項又は第2項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録を取り消した場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能評価機関であった者）は、法第58条第3項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 評価の業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 二 帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

第75条（国土交通大臣が行う評価の手数料）

法第59条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、印紙をもって納め難い事由があるときは、現金をもってすることができる。

- 2 法第59条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請1件につき164万円とする。ただし、既に法第58条第1項の国土交通大臣の評価を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物に係る軽微な変更があった場合において、当該軽微な変更後の特殊の構造又は設備を用いる建築物について評価を受けようとするときの手数料の額は、申請1件につき41万円とする。

第5章 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置

第76条（再生可能エネルギー利用設備）

法第60条第1項の国土交通省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその付属設備
 - イ 太陽光
 - ロ 風力
 - ハ 水力

ニ 地熱

ホ バイオマス（動植物由来の有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。次号において同じ。）

二 次に掲げる再生可能エネルギー源を熱として利用するための設備又はバイオマスを熱源とする熱を利用するための設備

イ 地熱

ロ 太陽熱

ハ 雪又は氷を熱源とする熱その他の自然界に存する熱（大気中の熱並びにイ及びロに掲げるものを除く。）

第77条（建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る説明）

法第63条第1項の規定により当該建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備について説明を行おうとする建築士は、当該建築物の工事が着手される前に、当該説明を行わなければならない。

第78条（書面の記載事項）

法第63条第1項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第63条第1項の規定による説明の年月日
- 二 説明の相手方の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 当該建築物の所在地
- 四 当該建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備の種類及び規模
- 五 当該建築物の建築に係る設計を行った建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
- 六 当該建築士の属する建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

第79条（説明を要しない旨の意思の表明）

法第63条第2項の意思の表明（以下この条において「意思の表明」という。）は、当該建築

物の建築に係る設計を行う建築士に次に掲げる事項を記載した書面を提出することによって行うものとする。

- 一 意思の表明の年月日
- 二 意思の表明を行った建築主の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 法第 63 条第 1 項の規定による説明を要しない建築物の所在地
- 四 当該建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

第 80 条（書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等）

建築士は、法第 63 条第 3 項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 次条第 1 項各号に掲げる方法のうち当該建築士が用いるもの
- 二 ファイルへの記録の方式
- 2 前項の規定による承諾を得た建築士は、当該建築主から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該建築主に対し、法第 63 条第 3 項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該建築主が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第 81 条（電磁的方法）

法第 63 条第 3 項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 建築士の使用に係る電子計算機と建築主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファ

イルに当該事項を記録する方法（法第 63 条第 3 項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- 二 磁気ディスクをもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、建築主がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 3 第 1 項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第 6 章 雑則

第 82 条（磁気ディスクによる手続）

次の各号に掲げる計画書、通知書若しくは申請書又はその添付図書のうち所管行政庁が認める書類については、当該書類に代えて、所管行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクであって、所管行政庁が定めるものによることができる。

- 一 別記様式第 1 又は別記様式第 2 による計画書
- 二 別記様式第 11 又は別記様式第 12 による通知書
- 三 別記様式第 27 による申請書
- 四 別記様式第 29 による申請書
- 2 次の各号に掲げる計画書若しくは通知書又はその添付図書のうち登録建築物エネルギー消費性能判定機関が認める書類については、当該書類に代えて、当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクの提出のうち登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものによることができる。
 - 一 別記様式第 1 又は別記様式第 2 による計画書
 - 二 別記様式第 11 又は別記様式第 12 による通知書

第 83 条（権限の委任）

法第 6 章第 1 節に規定する国土交通大臣の権限のうち、その判定の業務を 1 の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて行う登録建築物エネルギー消費性能判定機関に関するものは、当該地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第 45 条第 4 項、法第 48 条、法第 49 条、法第 50 条第 1 項及び法第 52 条に規定する権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

附則

この省令は、法の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）から施行する。ただし、第 11 条から第 32 条までの規定は、法附則第 1 条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別記様式（略）**建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令**

令和 6 年経済産業省・国土交通省令第 1 号（令和 7 年 4 月 1 日施行分）を反映したものです。

第 1 条（建築物エネルギー消費性能基準）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 非住宅部分（住宅部分以外の建築物の部分を用いる。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を有する建築物を用いる。以下同じ。）を除く。第 10 条第一号において「非住宅建築物」という。） 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする非住宅部分。以下この号において同じ。）が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（1 年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定するエネルギーを用いる。以下同じ。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）であって、建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定に用いるものをいう。以下同じ。）が、非住宅部分の基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる基準となる一次エネルギー消費量を用いる。以下同じ。）を超えないこと。ただし、非

住宅部分を2以上の用途に供する場合にあっては、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

- ロ 非住宅部分の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物（国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいい、非住宅部分の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする非住宅部分と同一の部分に限る。以下このロにおいて同じ。）の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。ただし、非住宅部分を2以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

- 二 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「住宅」という。）次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅部分。イ(2)及びロにおいて同じ。）が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれか（住宅部分の増築又は改築をする場合にあっては、(2)に適合すること。ただし、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより(1)及び(2)に適合させることが困難なものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものについては、この限りではない。

●令元国交告786(適合困難の基準)→図1203

- (1) 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の外皮平均熱貫流率（単位住戸の内外の温度差1度当たりの総熱損失量（換気による熱損失量を除く。）を外皮（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分を含む。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあっては、屋根）、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分を含む。）の面積で除した数値をいう。以下同じ。）及び冷房期（1年間のうち1日の最高気温が23度以上となる全ての期間をいう。以下同じ。）の平均日射熱取得率（日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下同じ。）が、次の表の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる数値以下であること。

表（略）

●平28国交告265(算出方法等に係る事項)→図1162

- (2) 住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

●平28国交告266(基準)→図1194

- ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) 住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

(2) 住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

●平28国交告266(基準)→図1194

- 三 複合建築物 次のイ又はロのいずれか（複合建築物の増築又は改築をする場合にあっては、イ）に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって複合建築物（増築又は改築をする場

合にあっては、当該増築又は改築をする複合建築物の部分)が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 非住宅部分が第一号に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が前号に定める基準に適合すること。

ロ 次の(1)及び(2)に適合すること。

(1) 複合建築物の設計一次エネルギー消費量が、複合建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

(2) 住宅部分が前号イに適合すること。

2 前項の住宅部分(以下「住宅部分」という。)は、次に掲げる建築物の部分とする。

一 居間、食事室、寝室その他の居住のために継続的に使用する室(当該室との間に区画となる間仕切壁又は戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)がなく当該室と一体とみなされる台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を含む。)

二 台所、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、物置その他これらに類する建築物の部分であって、居住者の専用に供するもの(前号に規定する台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を除く。)

三 集会室、娯楽室、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、昇降機、倉庫、自動車車庫、自転車駐車場、管理人室、機械室その他これらに類する建築物の部分であって、居住者の共用に供するもの(居住者以外の者が主として利用していると認められるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)

3 第1項第二号イ(1)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。

第4条 (住宅部分の設計一次エネルギー消費量)

第1条第1項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が1である場合に限る。)及び第3項各号の単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_T 、 E_H 、 E_C 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_T 設計一次エネルギー消費量(単位 GJ/年)

E_H 暖房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

E_C 冷房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

E_V 機械換気設備の設計一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

E_L 照明設備の設計一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

E_W 給湯設備(排熱利用設備を含む。次項において同じ。)の設計一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

E_S エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量(単位 MJ/年)

E_M その他一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

2 前項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量、冷房設備の設計一次エネルギー消費量、機械換気設備の設計一次エネルギー消費量、照明設備の設計一次エネルギー消費量、給湯設備の設計一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

●平28国交告265(算出方法等に係る事項)→函1162

3 第1条第1項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が1である場合を除く。以下この項において同じ。)は、次の各号のいずれかの数値とする。

一 単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計と共用部分(住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。)の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値

二 単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値

4 第2条第1項及び第2項の規定は、前項第一号の共用部分の設計一次エネルギー消費量について準用する。

第5条 (住宅部分の基準一次エネルギー消費量)

第1条第1項第二号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が1である場合に限る。）及び第3項各号の単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_{ST} 基準一次エネルギー消費量(単位 GJ/年)
- E_{SH} 暖房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)
- E_{SC} 冷房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)
- E_{SV} 機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)
- E_{SL} 照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)
- E_{SW} 給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)
- E_M その他一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

2 前項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量、冷房設備の基準一次エネルギー消費量、機械換気設備の基準一次エネルギー消費量、照明設備の基準一次エネルギー消費量、給湯設備の基準一次エネルギー消費量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

●平28国交告265(算出方法等に係る事項)→圖1162

3 第1条第1項第二号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が1である場合を除く。以下この項において同じ。）は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を前条第3項第一号の数値とした住宅 単位住戸の基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値
- 二 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を前条第3項第二号の数値とした住宅 単位住

戸の基準一次エネルギー消費量を合計した数値

4 第3条第1項及び第2項の規定は、前項第一号の共用部分の基準一次エネルギー消費量について準用する。

第8条 (特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)

特定一戸建て住宅建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る法第22条第1項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定一戸建て住宅建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 特定一戸建て住宅建築主が令和2年度以降に新築する分譲型一戸建て規格住宅が、第1条第1項第二号イ(1)に適合するものであること。
- 二 特定一戸建て住宅建築主が令和2年度以降の各年度に新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る第1条第1項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新築する分譲型一戸建て規格住宅の特定一戸建て住宅建築主基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる特定一戸建て住宅建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。次条第1項において同じ。）の合計を超えないこと。

2 特定共同住宅等建築主の新築する分譲型規格共同住宅等に係る法第22条第1項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定共同住宅等建築主の新築する分譲型規格共同住宅等が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 特定共同住宅等建築主が令和8年度以降に新築する分譲型規格共同住宅等が、第10条第二号イ(1)に適合するものであること。
- 二 特定共同住宅等建築主が令和8年度以降の

各年度に新築する分譲型規格共同住宅等に係る第1条第1項第2号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新築する分譲型規格共同住宅等の特定共同住宅等建築主基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる特定共同住宅等建築主の新築する分譲型規格共同住宅等に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）の合計を超えないこと。

第9条の2（特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準）

特定一戸建て住宅建設工事業者の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅に係る法第25条第1項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定一戸建て住宅建設工事業者の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 特定一戸建て住宅建設工事業者が令和6年度以降に新たに建設する請負型一戸建て規格住宅が、第1条第1項第2号イ(1)に適合するものであること。
- 二 特定一戸建て住宅建設工事業者が令和6年度以降の各年度に新たに建設する請負型一戸建て規格住宅に係る第1条第1項第2号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新たに建設する請負型一戸建て規格住宅の特定一戸建て住宅建設工事業者基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる特定一戸建て住宅建設工事業者の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。次条第1項において同じ。）の合計を超えないこと。

2 特定共同住宅等建設工事業者の新たに建設する請負型規格共同住宅等に係る法第25条第1項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定共同住宅

等建設工事業者の新たに建設する請負型規格共同住宅等が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 特定共同住宅等建設工事業者が令和6年度以降に新たに建設する請負型規格共同住宅等が、第1条第1項第2号イ(1)に適合するものであること。
- 二 特定共同住宅等建設工事業者が令和6年度以降の各年度に新たに建設する請負型規格共同住宅等に係る第1条第1項第2号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新たに建設する請負型規格共同住宅等の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる特定共同住宅等建設工事業者の新たに建設する請負型規格共同住宅等に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）の合計を超えないこと。

第10条（建築物エネルギー消費性能誘導基準）

法第30条第1項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 非住宅建築物 次のイ及びロ（非住宅部分の全部を工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（イ(1)、別表第1及び別表第3において「工場等」という。）の用途に供する場合にあっては、ロ）に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

●平28国交令265(算出方法等に係る事項)→圖1162

- (1) 国土交通大臣が定める方法により算出した非住宅部分（工場等の用途に供する部分を除く。以下(1)及び(2)において同じ。）の屋内周囲

空間（各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が5m以内の屋内の空間、屋根の直下階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）の年間熱負荷（1年間の暖房負荷及び冷房負荷の合計をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び第1条第1項第二号イ(1)の地域の区分（以下単に「地域の区分」という。）に応じて別表第2に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を2以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表第2に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。

- (2) 非住宅部分の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物（非住宅部分の形状を単純化した建築物であって、屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が認めるものをいう。以下(2)において同じ。）について、国土交通大臣が定める方法により算出した屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び地域の区分に応じて別表第2に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を2以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分に係る年間熱負荷モデル建築物の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表第2に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

- (1) 非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量であって、建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するかどうかの審査に用いるものをいう。以下同じ。）が、非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる建築物エネルギー消費性能誘導基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。ただし、非住宅部分を2以上の用途に供する場合にあっては、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。
- (2) 非住宅部分の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。ただし、非住宅部分を2以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

- 二 住宅 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有するこ

とが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

- (1) 第1条第1項第二号イ(1)の国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、次の表の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる数値以下であること。

表 (略)

- (2) 住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

●令4国交告1106(誘導基準)→圏1204

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

- (1) 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。
- (2) 住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

●令4国交告1106(誘導基準)→圏1204

三 複合建築物 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。

イ 非住宅部分が第一号に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が前号に定める基準に適合すること。

ロ 次の(1)から(3)までに適合すること。

- (1) 非住宅部分が第1条第1項第一号イに定める基準に適合し、かつ、住宅部分が同項第二号ロ(1)に適合すること。
- (2) 複合建築物の誘導設計一次エネルギー消費量が、複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。
- (3) 非住宅部分が第一号イ(1)に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が前号イに適合すること。

別表第1 (第3条関係)

| | 規模 | 用途 | 非住宅部分の基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数 |
|-----|-----------------|------|----------------------------|
| (1) | 非住宅部分の床面積 (建築物の | 事務所等 | 0.8 |
| (2) | エネルギー消費性能の向上等に | ホテル等 | 0.8 |
| (3) | 関する法律施行令 (平成28年 | 病院等 | 0.85 |
| (4) | 政令第8号) 第3条に規定する | 百貨店等 | 0.8 |
| (5) | 床面積 (非住宅部分の増築又は | 学校等 | 0.8 |
| (6) | 改築をする場合にあっては、当 | 飲食店等 | 0.85 |
| (7) | 該増築又は改築に係る部分の床 | 集会所等 | 0.85 |
| (8) | 面積) をいう。以下この表にお | 工場等 | 0.75 |
| (9) | 非住宅部分の床面積の合計が | | 1.0 |
| | 2,000㎡未満であること。 | | |

備考

- 1 「事務所等」とは、事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第2及び別表第3において同じ。
- 2 「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第2及び別表第3において同じ。
- 3 「病院等」とは、病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第2及び別表第3において同じ。
- 4 「百貨店等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第2及び別表第3において同じ。
- 5 「学校等」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第2及び別表第3において同じ。
- 6 「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第2及び別表第3において同じ。
- 7 「集会所等」とは、図書館等、体育館等及び映画館等をいう。別表第2及び別表第3において同じ。
- 8 「図書館等」とは、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「体育館等」とは、体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「映画館等」とは、映画館、カラオケボックス、ばちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第2において同じ。

都市の低炭素化の促進に関する法律 (抄)

令和4年法律第69号(令和7年4月1日施行分)を反映したものです。

第10条(集約都市開発事業計画の認定基準等)

市町村長は、前条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る集約都市開発事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- 一 当該集約都市開発事業が、都市機能の集約を図るための拠点の形成に貢献し、これを通じて、二酸化炭素の排出を抑制するものであると認められること。
 - 二 集約都市開発事業計画(特定建築物の整備に係る部分に限る。次項から第4項まで及び第6項において同じ。)が第54条第1項第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものであること。
 - 三 当該集約都市開発事業により整備される特定建築物の敷地又は特定公共施設において緑化その他の都市の低炭素化のための措置が講じられるものであること。
 - 四 集約都市開発事業計画に記載された事項が当該集約都市開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 五 当該集約都市開発事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- 2 建築主事又は建築副主事を置かない市町村(その区域内において施行される集約都市開発事業により整備される特定建築物が政令で定める建築物である場合における建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2第1項若しくは第2項又は第97条の3第1項若しくは第2項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村を含む。)の市町村長は、前項の認定をしようとするときは、当該認定に係る集約都市開発事業計画が同項第二号に掲げる基準に適合することについて、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。
 - 3 前条第1項の規定による認定の申請をする者は、市町村長に対し、当該市町村長が当該申請に係る集約都市開発事業計画を建築主事又は建築副主事に通知し、当該集約都市開発事業計画

が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

- 4 前項の規定による申出を受けた市町村長は、速やかに、当該申出に係る集約都市開発事業計画を建築主事又は建築副主事に通知しなければならない。
- 5 建築基準法第18条第3項及び第15項の規定は、建築主事又は建築副主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。
- 6 市町村長が、前項において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第1項の認定をしたときは、当該認定を受けた集約都市開発事業計画は、同法第6条第1項の確認済証の交付があったものとみなす。
- 7 市町村長は、第5項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第1項の認定をしてはならない。
- 8 建築基準法第12条第8項及び第9項並びに第93条から第93条の3までの規定は、第5項において準用する同法第18条第3項及び第15項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。
- 9 集約都市開発事業を施行しようとする者がその集約都市開発事業計画について第1項の認定を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に基づく特定建築物の整備のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第3項の規定による申出があった場合及び同法第2条第2項の条例が定められている場合を除き、同法第11条第3項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第6項から第8項までの規定を適用する。

第54条(低炭素建築物新築等計画の認定基準等)

所管行政庁は、前条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- 一 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること。
●平24経産・国交・環境告119(誘導基準)→圖1216
 - 二 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。
 - 三 前条第2項第三号の資金計画が低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。
- 2 前条第1項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事又は建築副主事に通知し、当該低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。
 - 3 前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事又は建築副主事に通知しなければならない。
 - 4 建築基準法第18条第3項及び第15項の規定は、建築主事又は建築副主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。
 - 5 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第1項の認定をしたときは、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画は、同法第6条第1項の確認済証の交付があったものとみなす。
 - 6 所管行政庁は、第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第1項の認定をしてはならない。
 - 7 建築基準法第12条第8項及び第9項並びに第93条から第93条の3までの規定は、第4項において準用する同法第18条第3項及び第15項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。
 - 8 低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第1項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第2項の規定による申出があった場合及び同法第2条第2項の条例が定められている場合を除き、同法第11条第3項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第6項から第8項までの規定を適用する。

建設業法施行令（抄）

令和6年政令第366号（令和7年1月1日までの施行分）を反映したものです。

第28条（法第26条第3項第一号イの金額）

法第26条第3項第一号イの政令で定める金額は、1億円とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合においては、2億円とする。

第29条（監理技術者の行うべき職務を補佐する者）

法第26条第3項第二号の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 法第7条第二号イ、ロ又はハに該当する者のうち、法第26条の4第1項に規定する技術上の管理及び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者
- 二 国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

第30条（同一の主任技術者又は監理技術者を置くことができる工事現場の数）

法第26条第4項の政令で定める数は、2とする。

第31条（特定専門工事の対象となる建設工事）

法第26条の3第2項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事
 - 二 鉄筋工事
- 2 法第26条の3第2項の政令で定める金額は、4,000万円とする

第32条（法第26条の3第6項の規定による承諾に関する手続等）

法第26条の3第6項の規定による承諾は、注文者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る元請負人に対し電磁的方法（同項に規定する方法をいう。以下この条において同じ。）による通知に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該元請

負人から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

- 2 注文者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る元請負人から書面等により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による通知をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該元請負人から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

第33条（法第26条の5第1項第二号の金額）

法第26条の5第1項第二号の政令で定める金額は、1億円とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合においては、2億円とする。

第34条（営業所技術者等が主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねることができる工事現場の数）

法第26条の5第2項の政令で定める数は、1とする。

第37条（技術検定の検定種目等）

法第27条第1項の規定による技術検定（以下「技術検定」という。）は、次の表の検定種目の欄に掲げる種目（以下「検定種目」という。）に区分し、当該検定種目ごとに同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として行う。

表（略）

- 2 技術検定は、検定種目ごとに、一級及び二級に区分して行う。
- 3 一級の技術検定は、検定種目ごとに、法第27条第1項に規定する者が監理技術者として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するために行う。
- 4 二級の技術検定は、検定種目ごとに、法第27条第1項に規定する者が主任技術者として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するために行う。
- 5 前各項の規定にかかわらず、建設機械施工管理、土木施工管理及び建築施工管理に係る二級の技術検定（建築施工管理に係る二級の技術検定にあつては、第二次検定に限る。）は、当該検定種目を国土交通省令で定める種別（以下「検定種別」という。）に区分し、当該検定種別ご

とに行う。

第 38 条 (技術検定の科目及び基準並びに受検資格)

第一次検定及び第二次検定の科目及び基準並びに受検資格は、前条の規定による技術検定の区分に応じ、国土交通省令で定める。

第 39 条 (検定の免除)

次の表の左欄に掲げる者については、申請により、それぞれ同表の右欄に掲げる検定を免除する。

表 (略)

第 40 条 (称号)

法第 27 条第 7 項の政令で定める称号は、第一次検定に合格した者にあつては級及び検定種目の名称を冠する技士補とし、第二次検定に合格した者にあつては級及び検定種目の名称を冠する技士とする。

2 前項に定めるもののほか、第 37 条第 5 項の規定による二級の技術検定に合格した者にあつては、前項に規定する称号にその合格した技術検定に係る検定種別の名称を付するものとする。

第 45 条 (公共性のある施設又は工作物に関する建設工事)

法第 27 条の 23 第 1 項の政令で定める建設工事は、国、地方公共団体、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 別表第 1 に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人が発注者であり、かつ、工事 1 件の請負代金の額が 500 万円 (当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、1,500 万円) 以上のものであつて、次に掲げる建設工事以外のものとする。

- 一 堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによつて必要を生じた応急の建設工事
- 二 前号に掲げるもののほか、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事

消防法 (抄)

令和 4 年法律第 69 号 (令和 7 年 4 月 1 日施行分) を反映したものです。

第 7 条 (建築許可等についての消防長又は消防署長の同意)

建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、用途の変更若しくは使用について許可、認可若しくは確認をする権限を有する行政庁若しくはその委任を受けた者又は建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 6 条の 2 第 1 項 (同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。) の規定による確認を行う指定確認検査機関 (同法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関をいう。以下この条において同じ。) は、当該許可、認可若しくは確認又は同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長の同意を得なければ、当該許可、認可若しくは確認又は同項の規定による確認をすることができない。ただし、確認 (同項の規定による確認を含む。) に係る建築物が都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第五号に掲げる防火地域及び準防火地域以外の区域内における住宅 (長屋、共同住宅その他政令で定める住宅を除く。) である場合又は建築主事若しくは建築副主事が建築基準法第 87 条の 4 において準用する同法第 6 条第 1 項の規定による確認をする場合においては、この限りでない。

●令 1 条 (同意を要する住宅) → 894

2 消防長又は消防署長は、前項の規定によつて同意を求められた場合において、当該建築物の計画が法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定 (建築基準法第 6 条第 4 項又は第 6 条の 2 第 1 項 (同法第 87 条第 1 項の規定によりこれらの規定を準用する場合を含む。)) の規定により建築主事若しくは建築副主事又は指定確認検査機関が同法第 6 条の 4 第 1 項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕 (同法第 2 条第十四号の大規模の修繕をいう。)、大規模の模様替 (同法第 2 条第十五号の大規模の模様替をいう。) 若しくは用途の変更又は同項第三号に掲げる建築物の建築について確認する場合において同意を求められたときは、同項の

規定により読み替えて適用される同法第6条第1項の政令で定める建築基準法令の規定を除く。)で建築物の防火に関するものに違反しないものであるときは、同法第6条第1項第三号に係る場合にあつては、同意を求められた日から3日以内に、その他の場合にあつては、同意を求められた日から7日以内に同意を与えて、その旨を当該行政庁若しくはその委任を受けた者又は指定確認検査機関に通知しなければならない。この場合において、消防長又は消防署長は、同意することができない事由があると認めるときは、これらの期限内に、その事由を当該行政庁若しくはその委任を受けた者又は指定確認検査機関に通知しなければならない。

- 3 建築基準法第68条の20第1項(同法第68条の22第2項において準用する場合を含む。)の規定は、消防長又は消防署長が第1項の規定によつて同意を求められた場合に行う審査について準用する。

●建築基準法68条の20(認証型式部材等の特例)→82

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(抄)

令和4年法律第69号(令和7年4月1日施行分)を反映したものです。

第25条(特別警戒区域内における居室を有する建築物に対する建築基準法の適用)

特別警戒区域(建築基準法第6条第1項第三号に規定する区域を除く。)内における居室を有する建築物(同項第一号又は第二号に掲げるものを除く。)については、同項第三号の規定に基づき都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内における建築物とみなして、同法第6条から第7条の5まで、第18条、第89条、第91条及び第93条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件

昭和 56 年 6 月 1 日 建設省告示第 1100 号

令和 6 年国土交通省告示 447 号（令和 7 年 4 月 1 日までの施行分）、令和 6 年国土交通省告示 1005 号（令和 7 年 4 月 1 日までの施行分）を反映したものです。

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 46 条第 4 項の規定に基づき、木造の建築物の軸組の構造方法を第 1 に、木造の建築物の軸組の設置の基準を第 2 から第 5 までに定める。

第 1

建築基準法施行令（以下「令」という。）第 46 条第 4 項に規定する木造の建築物の軸組の構造方法は、次の各号に定めるものとする。

一 別表第 1 (イ)欄に掲げる軸組

二 別表第 2 (イ)欄に掲げる材料を、同表(ロ)欄に掲げる方法によつて柱及び間柱並びにはり、桁、土台その他の横架材の片面に打ち付けた壁を設けた軸組（材料を継ぎ合わせて打ち付ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱、間柱、はり、桁若しくは胴差又は当該継手を補強するために設けた胴つなぎその他これらに類するものの部分に設けたものに限る。）

三 厚さ 1.5cm 以上で幅 4.5cm 以上の木材を 31cm 以下の間隔で柱及び間柱並びにはり、桁、土台その他の横架材にくぎ（日本産業規格（以下「JIS」という。）A5508-1975（鉄丸くぎ）に定める N50、NZ50 又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた胴縁に、別表第 2 (イ)欄に掲げる材料をくぎ（JIS A5508-1975（鉄丸くぎ）に定める N32、NZ32 又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（くぎの間隔が 15cm 以下のものに限る。）を設けた軸組

四 厚さ 3cm 以上で幅 4cm 以上の木材を用いて柱及びはり、桁、土台その他の横架材にくぎ（JIS A5508-1975（鉄丸くぎ）に定める N75、NZ75 又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受け材（床下地材の上から打ち付けたものを含む。）（くぎの間隔は、別表第 3 (1)項に掲げる軸組にあつては 12cm 以下、同表(2)項及び(3)項に掲げる軸組にあつては 20cm 以下、その他の軸組にあつては 30cm 以下に限る。）並びに間柱及び胴つなぎその他これらに類するものに、同表(イ)欄に掲げる材料を同表(ロ)欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組（材料を継ぎ合わせて打ち付ける場合にあつては、その継手を構造耐力上支障が生じないように間柱又は胴つなぎその他これらに類するものの部分に設けたものに限る。）に限り、同表(7)項に掲げる材料を用いる場合にあつては、その上にせつこうプラスター（JIS A6904-1976（せつこうプラスター）に定めるせつこうプラスター又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。次号において同じ。）を厚さ 15mm 以上塗つたものに限る。）

五 厚さ 1.5cm 以上で幅 9cm 以上の木材を用いて 61cm 以下の間隔で 5 本以上設けた貫（継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたものに限る。）に、別表第 3 (イ)欄に掲げる材料を同表(ロ)欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組（材料を継ぎ合わせて打ち付ける場合にあつては、その継手を構造耐力上支障が生じないように貫の部分に設けたもの）に限り、同表(7)項に掲げる材料を用いる場合にあつては、その上にせつこうプラスターを厚さ 15mm 以上塗つたものに限る。）

六 厚さ 3cm 以上で幅 4cm 以上（別表第 4 (1)項から(3)項までに掲げる軸組にあつては、6cm 以上）の木材を用いて、床下地材の上からはり、土台その他の横架材にくぎ（JIS A5508-2005（くぎ）に定める N75、NZ75 又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受け材（くぎの間隔は、同表(1)項から(3)項までに掲げる軸組にあつては 12cm 以下、同表(4)項及び(5)項に掲げる軸組にあつては 20cm 以下、その他の軸組にあつては 30cm 以下に限る。）並びに柱及び間柱並びにはり、桁その他の横架材の片面に、同表(イ)欄に掲げる材料を同表(ロ)欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組

七 厚さ 1.5cm 以上で幅 10cm 以上の木材を用いて 91cm 以下の間隔で、柱との仕口にくさびを設けた貫（当該貫に継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたもの）に限り、3 本以上設け、幅 2cm 以上の割竹又は小径 1.2cm 以上の丸竹を用いた間渡し竹を柱及びはり、桁、土台その他の横架材に差し込み、かつ、当該貫にくぎ（JIS A5508-2005（くぎ）に定め

る SFN25 又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。) で打ち付け、幅 2cm 以上の割竹を 4.5 cm 以下の間隔とした小舞竹 (柱及びはり、桁、土台その他の横架材との間に著しい隙間がない長さとしたものに限る。以下同じ。) 又はこれと同等以上の耐力を有する小舞竹 (土と一体の壁を構成する上で支障のないものに限る。) を当該間渡し竹にシュロ縄、パーム縄、わら縄その他これらに類するもので締め付け、荒壁土 (100 リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して 0.4kg 以上 0.6kg 以下のわらすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。) を両面から全面に塗り、かつ、中塗り土 (100 リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して 60 リットル以上 150 リットル以下の砂及び 0.4kg 以上 0.8kg のもみすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。) を別表第 5 (イ) 欄に掲げる方法で全面に塗り、土塗壁の塗り厚 (柱の外側にある部分の厚さを除く。) を同表 (ロ) 欄に掲げる数値とした土塗壁を設けた軸組

八 次に定めるところにより、土塗りの垂れ壁 (当該垂れ壁の上下の横架材の中心間距離が 0.75m 以上であるものに限る。次号において同じ。) を設けた軸組

イ 当該軸組の両端の柱の小径 (当該小径が異なる場合にあつては、当該小径のうちいずれか小さいもの。次号において同じ。) を別表第 6 (イ) 欄に掲げる数値と、中心間距離を同表 (ロ) 欄に掲げる数値とすること。

ロ 当該垂れ壁を別表第 6 (ハ) 欄に掲げる倍率の数値に応じた軸組に設けられる土塗壁とすること。

ハ 当該軸組の両端の柱と当該垂れ壁の下の横架材をほぞ差し込み栓打ち又はこれと同等以上の強度を有する接合方法により接合すること。

九 次に定めるところにより、土塗りの垂れ壁及び高さ 0.8m 以上の腰壁を設けた軸組

イ 当該軸組の両端の柱の小径を別表第 7 (イ) 欄に掲げる数値と、中心間距離を同表 (ロ) 欄に掲げる数値とすること。

ロ 土塗りの垂れ壁及び腰壁を別表第 7 (ハ) 欄に掲げる倍率の数値 (当該数値が異なる場合にあつては、当該数値のうちいずれか小さいもの) に応じた軸組に設けられる土塗壁とすること。

ハ 当該軸組の両端の柱と当該垂れ壁の下の横架材及び当該腰壁の上の横架材をほぞ差し込み栓打ち又はこれと同等以上の強度を有する接合方法により接合すること。

十 別表第 8 (イ) 欄に掲げる木材 (含水率が 15% 以下のものに限る。) を、同表 (ロ) 欄に掲げる間隔で互いに相欠き仕口により縦横に組んだ格子壁 (継手のないものに限り、大入れ、短ほぞ差し又はこれらと同等以上の耐力を有する接合方法によつて柱及びはり、桁、土台その他の横架材に緊結したのものに限る。) を設けた軸組

十一 厚さ 2.7cm 以上で別表第 9 (イ) 欄に掲げる幅の木材 (継手のないものに限り、含水率が 15% 以下のものに限る。以下「落とし込み板」という。) と当該落とし込み板に相接する落とし込み板を同表 (ロ) 欄に掲げるだば又は吸付き棧を用いて同表 (ハ) 欄に掲げる接合方法により接合し、落とし込み板が互いに接する部分の厚さを 2.7cm 以上として、落とし込み板を同表 (ニ) 欄に掲げる方法によつて周囲の柱及び上下の横架材に設けた溝 (構造耐力上支障がなく、かつ、落とし込み板との間に著しい隙間がないものに限る。同欄において同じ。) に入れて、はり、桁、土台その他の横架材相互間全面に、水平に積み上げた壁を設けた軸組 (柱相互の間隔を同表 (ハ) 欄に掲げる間隔としたものに限る。)

十二 別表第 10 (イ) 欄に掲げる軸組

十三 別表第 11 (イ) 欄及び (ロ) 欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十四 別表第 12 (イ) 欄、(ロ) 欄及び (ハ) 欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十五 別表第 13 (イ) 欄、(ロ) 欄、(ハ) 欄及び (ニ) 欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十六 第二号から第十一号までに掲げる壁、第十三号から前号までに掲げる併用した壁若しくは筋かい又は別表第 1 (イ) 欄に掲げる壁若しくは筋かい及び別表第 10 (イ) 欄に掲げる壁を併用した軸組

第 2

第 1 各号に定める軸組及び令第 46 条第 4 項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組の倍率の数値は、次の各号に定めるものとする。

一 第 1 第一号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第 1 (ロ) 欄に掲げる数値

二 第 1 第二号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第 2 (ハ) 欄に掲げる数値

三 第 1 第三号に定める軸組にあつては、0.5

- 四 第 1 第四号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第 3(ハ)欄に掲げる数値
- 五 第 1 第五号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第 3(ニ)欄に掲げる数値
- 六 第 1 第六号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第 4(ハ)欄に掲げる数値
- 七 第 1 第七号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第 5(ハ)欄に掲げる数値
- 八 第 1 第八号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第 6(ニ)欄に掲げる数値
- 九 第 1 第九号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第 7(ニ)欄に掲げる数値
- 十 第 1 第十号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第 8(ハ)欄に掲げる数値
- 十一 第 1 第十一号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第 9(ハ)欄に掲げる数値
- 十二 第 1 第十二号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第 10(ヲ)欄に掲げる数値
- 十三 第 1 第十三号から第十六号までに定める軸組にあつては、併用する壁又は筋かいを設け又は入れた軸組の第一号から前号までに掲げるそれぞれの数値の和（当該数値の和が 7 を超える場合は 7）
- 十四 令第 46 条第 4 項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組にあつては、当該軸組について国土交通大臣が定めた数値

第 3

令第 46 条第 4 項に規定する木造の建築物においては、第 1 各号に定める軸組又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組を、各階の張り間方向及び桁行方向につき、当該軸組の長さにより第 2 各号に定める当該軸組の倍率の数値を乗じて得た長さの合計（以下「存在壁量」という。）が、次の各号に掲げる数値以上となるように、設置しなければならない。

- 一 当該階の床面積（当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置その他これに類するもの（以下「物置等」という。）を設ける場合にあつては、当該階の床面積に小屋裏面積を加えた面積）に次の式により計算した数値（第 4 第一号において「単位面積当たりの必要壁量」という。）を乗じて得た数値（以下この号において「必要壁量」という。）。この場合において、第 1 各号に定める軸組及び令第 46 条第 4 項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組のうち、第 1 第十二号に定める軸組及びこれに類する形状の軸組（以下「準耐力壁等」という。）以外のものの長さにより当該軸組の倍率の数値を乗じて得た長さの合計は、準耐力壁等において柱の折損その他の脆性的な破壊によつて構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれがないことが確かめられた場合を除き、必要壁量の $\frac{1}{2}$ 以上としなければならない。

$$Lw = (Ai \cdot Co \cdot \Sigma wi) / (0.0196 \cdot Afi)$$

この式において、Lw、Ai、Co、 Σwi 及び Afi は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- Lw 単位面積当たりの必要壁量（単位 cm/m²）
- Ai 昭和 55 年建設省告示第 1793 号第 3 に定める式により算出した数値
- Co 0.2（特定行政庁が令第 88 条第 2 項の規定によつて指定した区域内における場合においては、0.3）
- Σwi 当該階（当該階が 3 階以下の階である場合に限る。）が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和（単位 kN）
- Afi 当該階の床面積（当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、当該階の床面積に小屋裏面積を加えた面積）（単位 m²）

- 二 当該階（当該階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又は桁行方向の鉛直投影面積をいう。以下この号において同じ。）から当該階の床面からの高さが 1.35m 以下の部分の見付面積を減じたものに次の表に掲げる数値を乗じて得た数値

| | 区域 | 見付面積に乘ずる数値（単位 cm/m ² ） |
|-----|---|--|
| (1) | 特定行政庁がその地方における過去の風の記録を考慮してしばしば強い風が吹くと認めて規則で指定する区域 | 50 を超え、75 以下の範囲内において特定行政庁がその地方における風の状況に応じて規則で定める数値 |
| (2) | (1) に掲げる区域以外の区域 | 50 |

- 2 前項第一号の「小屋裏面積」とは、次の式によつて計算した面積をいう。ただし、物置等の水平投影面積がその存する階の床面積の $\frac{1}{8}$ 以下である場合は、0 とすることができる。

$$a = \frac{h}{2.1} A$$

- この式において、a、h及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。
- a 小屋裏面積（単位 m²）
 - h 当該物置等の内法高さの平均の値（ただし、同一階に物置等を複数個設ける場合にあっては、それぞれのhのうち最大の値をとるものとする。）（単位 m）
 - A 当該物置等の水平投影面積（単位 m²）

第4

令第46条第4項に規定する木造の建築物においては、次に定める基準に従つて軸組を設置しなければならない。ただし、令第82条の6第二号ロに定めるところにより構造計算を行い、各階につき、張り間方向及び桁行方向の偏心率が0.3以下であることを確認した場合においては、この限りでない。

- 一 各階につき、建築物の張り間方向にあつては桁行方向の、桁行方向にあつては張り間方向の両端からそれぞれ $\frac{1}{4}$ の部分（以下「側端部分」という。）について、第1各号に定める軸組又は令第46条第4項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組（当該側端部分に設けるものに限り、準耐力壁等（第3第1項第一号の規定により柱の折損その他の脆性的な破壊によつて構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれがないことを確かめたものを除く。）を除く。）の長さに第2各号に定める当該軸組の倍率の数値を乗じて得た長さの合計（次号において「側端部分の存在壁量」という。）及び当該側端部分の床面積（当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあっては、当該階の床面積に第3第2項に規定する小屋裏面積を加えた面積）に側端部分の単位面積当たりの必要壁量を乗じて得た数値（同号において「側端部分の必要壁量」という。）を求めること。
- 二 各側端部分のそれぞれについて、側端部分の存在壁量を側端部分の必要壁量で除した数値（以下この号及び次号において「壁量充足率」という。）を求め、建築物の各階における張り間方向及び桁行方向双方ごとに、壁量充足率の小さい方を壁量充足率の大きい方で除した数値（同号において「壁率比」という。）を求めること。
- 三 前号に規定する壁率比がいずれも0.5以上であることを確かめること。ただし、同号の規定により算出した側端部分の壁量充足率がいずれも1を超える場合においては、この限りでない。

第5

令第88条第1項に規定する地震力により建築物の各階の張り間方向又は桁行方向に生ずる水平力に対する当該階の壁又は筋かいが負担する水平力の比が0.8以上であつて、かつ、昭和62年建設省告示第1899号に規定する構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた木造の建築物（地階を除く階数が3以下であるものに限り、直交集成板を用いたパネルを水平力及び鉛直力を負担する壁として設ける工法によるもの及び短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が13.72kN/mを超える軸組を用いるものを除く。）にあつては、第2から第4までに定める基準によらないことができる。

別表第1

| | (い) | (ろ) |
|-----|---|-----|
| (1) | 土塗壁又は木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に打ち付けた壁を設けた軸組 | 0.5 |
| (2) | 木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の両面に打ち付けた壁を設けた軸組 | 1 |
| | 厚さ1.5cm以上で幅9cm以上の木材又は径9mm以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組 | |
| (3) | 厚さ3cm以上で幅9cm以上の木材の筋かいを入れた軸組 | 1.5 |
| (4) | 厚さ4.5cm以上で幅9cm以上の木材の筋かいを入れた軸組 | 2 |
| (5) | 9cm角以上の木材の筋かいを入れた軸組 | 3 |

| | | |
|-----|--|---|
| (6) | (2)項から(5)項までに掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組 | (2)項から(5)項までのそれぞれの数値の2倍 (5)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組にあつては、5) |
| 一 | (2)項から(6)項までに掲げる筋かいを入れた軸組にあつては、当該筋かいの両端の端部を、柱とはりその他の横架材との仕口又はその周辺に緊結しなければならない。 | |
| 二 | 前号の軸組にあつては、横架材の上端の相互間の垂直距離が3.2mを超える場合は、(3)欄に掲げる数値に次の式によつて計算した数値 (当該数値が1を超える場合にあつては、1) を乗ずることとする。 | |
| | $\alpha_h = 3.5 \times L_d / H_o$ | |
| | この式において、 α_h 、 L_d 及び H_o は、それぞれ次の数値を表すものとする。 | |
| | α_h (3)欄の数値に乗ずる値 L_d 当該軸組の柱間の距離 (単位 mm) H_o 横架材の上端の相互間の垂直距離 (単位 mm) | |

別表第 2

| | (い) 材料 | (ろ) 緊結の方法 | | (は) 倍率 |
|-----|---|----------------|---|-----------|
| | | くぎ又はねじの種類 | くぎ又はねじの間隔 | |
| (1) | 構造用パーティクルボード (JIS A5908-2015 (パーティクルボード) に規定する構造用パーティクルボードに限る。) 又は構造用 MDF (JIS A5905-2014 (繊維板) に規定する構造用 MDF に限る。) | N50 又は NZ50 | 1 枚の壁材につき外周部分は 7.5cm 以下、その他の部分は 15cm 以下 | 4.3 |
| (2) | 構造用合板又は化粧ばり構造用合板 (合板の日本農林規格 (平成 15 年農林水産省告示第 233 号) に規定するもの (屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁 (以下「屋外壁等」という。) に用いる場合は特類に限る。) で、厚さが 9mm 以上のものに限る。) | CN50 又は CNZ50 | | 3.7 |
| (3) | 構造用パネル (構造用パネルの日本農林規格 (昭和 62 年農林水産省告示第 360 号) に規定するもので、厚さが 9mm 以上のものに限る。) | N50 又は NZ50 | | |
| (4) | 構造用合板又は化粧ばり構造用合板 (合板の日本農林規格に規定するもの (屋外壁等に用いる場合は特類に限る。) で、厚さが 5mm (屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同等以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、7.5mm) 以上のものに限る。) | N50 又は NZ50 | 15cm 以下 | 2.5 |
| (5) | パーティクルボード (JIS A5908-1994 (パーティクルボード) に適合するもの (曲げ強さによる区分が 8 タイプであるものを除く。) で厚さが 12mm 以上のものに限る。)、構造用パーティクルボード (JIS A5908-2015 (パーティクルボード) に規定する構造用パーティクルボードに限る。)、構造用 MDF (JIS A5905-2014 (繊維板) に規定する構造用 MDF に限る。) 又は構造用パネル (構造用パネルの日本農林規格に規定するものに限る。) | | | |
| (6) | ハードボード (JIS A5907-1977 (硬質繊維板) に定める 450 又は 350 で厚さが 5mm 以上のものに限る。) | | | 2 |
| (7) | 硬質木片セメント板 (JIS A5417-1985 (木片セメント板) に定める 0.9C で厚さが 12mm 以上のものに限る。) | | | |
| (8) | 炭酸マグネシウム板 (JIS A6701-1983 (炭酸マグネシウム板) に適合するもので厚さ 12mm 以上のものに限る。) | GNF40 又は GNC40 | | |

| | | | | |
|------|---|-------------------------|---------|---|
| (9) | パルプセメント板 (JIS A5414-1988 (パルプセメント板) に適合するもので厚さが 8mm 以上のものに限る。) | | | 1.5 |
| (10) | 構造用せつこうボード A 種 (JIS A6901-2005 (せつこうボード製品) に定める構造用せつこうボード A 種で厚さが 12mm 以上のものに限る。)(屋外壁等以外に用いる場合に限る。) | GNF40、GNC40、WSN 又は DTSN | | 1.7 |
| (11) | 構造用せつこうボード B 種 (JIS A6901-2005 (せつこうボード製品) に定める構造用せつこうボード B 種で厚さが 12mm 以上のものに限る。)(屋外壁等以外に用いる場合に限る。) | | | 1.2 |
| (12) | せつこうボード (JIS A6901-2005 (せつこうボード製品) に定めるせつこうボードで厚さが 12mm 以上のものに限る。)(屋外壁等以外に用いる場合に限る。) 又は強化せつこうボード (JIS A6901-2005 (せつこうボード製品) に定める強化せつこうボードで厚さが 12mm 以上のものに限る。)(屋外壁等以外に用いる場合に限る。) | | | 0.9 |
| (13) | シージングボード (JIS A5905-1979 (軟質繊維板) に定めるシージングインシュレーションボードで厚さが 12mm 以上のものに限る。) | | SN40 | 1 枚の壁材につき外周部分は 10 cm 以下、その他の部分は 20cm 以下 |
| (14) | ラスシート (JIS A5524-1977 (ラスシート (角波亜鉛鉄板ラス)) に定めるもののうち角波亜鉛鉄板の厚さが 0.4mm 以上、メタルラスの厚さが 0.6mm 以上のものに限る。) | N38 又は NZ38 | 15cm 以下 | |
| 1 | この表において、N38、NZ38、N50、NZ50、CN50、CNZ50、GNF40、GNC40 及び SN40 は、それぞれ JIS A5508-2005 (くぎ) に定める N38、NZ38、N50、NZ50、CN50、CNZ50、GNF40、GNC40 及び SN40 又はこれらと同等以上の品質を有するくぎを、WSN は、JIS B1112 (十字穴付き木ねじ) -1995 に適合する十字穴付き木ねじであつて、呼び径及び長さが、それぞれ 3.8mm 及び 32mm 以上のもの又はこれと同等以上の品質を有するねじを、DTSN は、JIS B1125 (ドリリングタッピンねじ) -2003 に適合するドリリングタッピンねじであつて、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれトランペット、4.2mm 及び 30mm 以上のもの又はこれと同等以上の品質を有するねじをいう。 | | | |
| 2 | 表中(イ)欄に掲げる材料 ((10)項から(12)項までに掲げるものを除く。)を地面から 1m 以内の部分に用いる場合には、必要に応じて防腐措置及びしろありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずるものとする。 | | | |
| 3 | 2 以上の項に該当する場合は、これらのうち(ハ)欄に掲げる数値が最も大きいものである項に該当するものとする。 | | | |

別表第 3

| | (イ) 材料 | (ロ) 緊結の方法 | | (ハ) 第 1 第四号に定める軸組に係る倍率 | (ニ) 第 1 第五号に定める軸組に係る倍率 |
|-----|---|------------------|---|---------------------------|---------------------------|
| | | くぎ又はねじの種類 | くぎ又はねじの間隔 | | |
| (1) | 構造用パーティクルボード (JIS A5908-2015 (パーティクルボード) に規定する構造用パーティクルボードに限る。) 又は構造用 MDF (JIS A5905-2014 (繊維板) に規定する構造用 MDF に限る。) | N50 又は NZ50 | 1 枚の壁材につき外周部分は 7.5 cm 以下、その他の部分は 15 cm 以下 | 4.0 | - |
| (2) | 構造用合板又は化粧ばり構造用合板 (合板の日本農林規格に規定するもの (屋外壁等に用いる場合は特類に限る。)) で、厚さが 9mm 以上のものに限る。) | CN50 又は CNZ50 | | 3.3 | - |
| (3) | 構造用パネル (構造用パネルの日本農林規格に規 | N50 | | | - |

| | | | | | |
|------|---|--|--------|-----|-----|
| | 定するもので、厚さが9mm以上のものに限る。) | 又は NZ50 | | | |
| (4) | 構造用合板又は化粧ばり構造用合板（合板の日本農林規格に適合するもの（屋外壁等に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが7.5mm以上のものに限る。） | N50 又は NZ50 | 15cm以下 | 2.5 | 1.5 |
| (5) | パーティクルボード（JIS A5908-1994（パーティクルボード）に適合するもの（曲げ強さによる区分が8タイプであるものを除く。）で厚さが12mm以上のものに限る。）又は構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格に規定するものに限る。） | | | | |
| (6) | 構造用パーティクルボード（JIS A5908-2015（パーティクルボード）に規定する構造用パーティクルボードに限る。）又は構造用MDF（JIS A5905-2014（繊維板）に規定する構造用MDFに限る。） | | | | - |
| (7) | せつこうラスボード（JIS A6906-1983（せつこうラスボード）に適合するもので厚さが9mm以上のものに限る。） | GNF32、 GNC32、 WSN 又は DTSN | | 1.5 | 1.0 |
| (8) | 構造用せつこうボード A 種（JIS A6901-2005（せつこうボード製品）に定める構造用せつこうボード A 種で厚さが12mm以上のものに限る。）（屋外壁等以外に用いる場合に限る。） | 第1第四号 による場合 はGNF40、 GNC40、 | | 1.5 | 0.8 |
| (9) | 構造用せつこうボード B 種（JIS A6901-2005（せつこうボード製品）に定める構造用せつこうボード B 種で厚さが12mm以上のものに限る。）（屋外壁等以外に用いる場合に限る。） | WSN 又は DTSN、第 1第五号に よる場合 はGNF32、 GNC32、 WSN 又は DTSN | | 1.3 | 0.7 |
| (10) | せつこうボード（JIS A6901-2005（せつこうボード製品）に定めるせつこうボードで厚さが12mm以上のものに限る。）（屋外壁等以外に用いる場合に限る。）又は強化せつこうボード（JIS A6901-2005（せつこうボード製品）に定める強化せつこうボードで厚さが12mm以上のものに限る。）（屋外壁等以外に用いる場合に限る。） | | | 1.0 | 0.5 |
| 1 | この表において、N50、NZ50、CN50、CNZ50、GNF32、GNC32、GNF40 及び GNC40 は、それぞれ JIS A5508-2005（くぎ）に定める N50、NZ50、CN50、CNZ50、GNF32、GNC32、GNF40 及び GNC40 又はこれらと同等以上の品質を有するくぎを、WSN は、JIS B1112（十字穴付き木ねじ）-1995 に適合する十字穴付き木ねじであつて、呼び径及び長さが、それぞれ 3.8mm 及び 32mm 以上のもの又はこれと同等以上の品質を有するねじを、DTSN は、JIS B1125（ドリリングタッピンねじ）-2003 に適合するドリリングタッピンねじであつて、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれ 4.2mm 及び 30mm 以上のもの又はこれと同等以上の品質を有するねじをいう。 | | | | |
| 2 | 表中(イ)欄に掲げる材料（(7)項から(10)項までに掲げるものを除く。）を地面から 1m 以内の部分に用いる場合には、必要に応じて防腐措置及びしろありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずるものとする。 | | | | |
| 3 | 2 以上の項に該当する場合は、これらのうち、第1第三号に定める軸組にあつては(ハ)欄に掲げる数値、第1第四号に定める軸組にあつては(ニ)欄に掲げる数値が、それぞれ最も大きいものである項に該当するものとする。 | | | | |

別表第 4

| | (い) 材料 | (ろ) 緊結の方法 | | (は) 倍率 |
|---|---|--|----------------|-----------|
| | | くぎ又は ねじの種類 | くぎ又は ねじの間隔 | |
| | | (1) 構造用パーティクルボード (JIS A5908-2015 (パーティクルボード) に規定する構造用パーティクルボードに限る。) 又は構造用 MDF (JIS A5905-2014 (繊維板) に規定する構造用 MDF に限る。) | N50 又は NZ50 | |
| (2) 構造用合板又は化粧ばり構造用合板 (合板の日本農林規格に規定するもの (屋外壁等に用いる場合は特類に限る。)) で、厚さが 9mm 以上のものに限る。) | CN50 又は CNZ50 | 15cm 以下 | 3.7 | |
| (3) 構造用パネル (構造用パネルの日本農林規格に規定するもので、厚さが 9mm 以上のものに限る。) | N50 又は NZ50 | | | |
| (4) 構造用合板又は化粧ばり構造用合板 (合板の日本農林規格に規定するもの (屋外壁等に用いる場合は特類に限る。)) で、厚さが 5mm (屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同等以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、7.5mm) 以上のものに限る。) | | 15cm 以下 | 2.5 | |
| (5) パーティクルボード (JIS A5908-1994 (パーティクルボード) に適合するもの (曲げ強さによる区分が 8 タイプであるものを除く。)) で厚さが 12mm 以上のものに限る。)、構造用パーティクルボード (JIS A5908-2015 (パーティクルボード) に規定する構造用パーティクルボードに限る。)、構造用 MDF (JIS A5905-2014 (繊維板) に規定する構造用 MDF に限る。)) 又は構造用パネル (構造用パネルの日本農林規格に規定するものに限る。) | | | | |
| (6) 構造用せつこうボード A 種 (JIS A6901-2005 (せつこうボード製品) に定める構造用せつこうボード A 種で厚さが 12mm 以上のものに限る。)) (屋外壁等以外に用いる場合に限る。)) | GNF40、 GNC40、WSN 又は DTSN | 15cm 以下 | 1.6 | |
| (7) 構造用せつこうボード B 種 (JIS A6901-2005 (せつこうボード製品) に定める構造用せつこうボード B 種で厚さが 12mm 以上のものに限る。)) (屋外壁等以外に用いる場合に限る。)) | | | 1.0 | |
| (8) せつこうボード (JIS A6901-2005 (せつこうボード製品) に定めるせつこうボードで厚さが 12mm 以上のものに限る。)) (屋外壁等以外に用いる場合に限る。)) 又は強化せつこうボード (JIS A6901-2005 (せつこうボード製品) に定める強化せつこうボードで厚さが 12mm 以上のものに限る。)) (屋外壁等以外に用いる場合に限る。)) | | | 0.9 | |
| 1 | この表において、N50、NZ50、CN50、CNZ50、GNF40 及び GNC40 は、それぞれ JIS A5508-2005 (くぎ) に定める N50、NZ50、CN50、CNZ50、GNF40 及び GNC40 又はこれらと同等以上の品質を有するくぎを、WSN は、JIS B1112 (十字穴付き木ねじ) -1995 に適合する十字穴付き木ねじであつて、呼び径及び長さが、それぞれ 3.8mm 及び 32mm 以上のもの又はこれと同等以上の品質を有するねじを、DTSN は、JIS B1125 (ドリリングタッピンねじ) -2003 に適合するドリリングタッピンねじであつて、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれトランペット、4.2mm 及び 30mm 以上のもの又はこれと同等以上の品質を有するねじをいう。 | | | |
| 2 | 表中(い)欄に掲げる材料 ((6)項から(8)項までに掲げるものを除く。)) を地面から 1m 以内の部分に用いる場合には、必要に応じて防腐措置及びしろありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずるものとする。 | | | |
| 3 | 2 以上の項に該当する場合は、これらのうち(は)欄に掲げる数値が最も大きいものである項に該当するものとする。 | | | |

別表第 5

| | (い) | (ろ) | (は) |
|-----|----------|---------|-----|
| | 中塗り土の塗り方 | 土塗壁の塗り厚 | 倍率 |
| (1) | 両面塗り | 7cm以上 | 1.5 |
| (2) | | 5.5cm以上 | 1.0 |
| (3) | 片面塗り | | 1.0 |

別表第 6

| | (い) | (ろ) | (は) | (に) |
|-----|----------|------------------|---------------|--------------------------|
| | 軸組の両端の柱 | | 土塗壁の倍率 | 倍率 |
| | 小径 | 中心間距離 | | |
| (1) | 0.15m 未満 | 0.45m 以上 1.5m 未満 | 0.5 以上 1.0 未満 | 0.1 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値 |
| (2) | | | 1.0 以上 1.5 未満 | 0.2 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値 |
| (3) | | | 1.5 以上 2.0 未満 | 0.3 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値 |
| (4) | | 1.5m 以上 | 0.5 以上 2.0 未満 | 0.1 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値 |
| (5) | 0.15m 以上 | 0.45m 以上 | 0.5 以上 1.0 未満 | 0.1 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値 |
| (6) | | | 1.0 以上 1.5 未満 | 0.2 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値 |
| (7) | | | 1.5 以上 2.0 未満 | 0.3 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値 |

別表第 7

| | (い) | (ろ) | (は) | (に) |
|-----|-------------------|------------------|---------------|--------------------------|
| | 軸組の両端の柱 | | 土塗壁の倍率 | 倍率 |
| | 小径 | 中心間距離 | | |
| (1) | 0.13m 以上 0.15m 未満 | 0.45m 以上 1.5m 未満 | 0.5 以上 1.0 未満 | 0.2 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値 |
| (2) | | | 1.0 以上 1.5 未満 | 0.5 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値 |
| (3) | | | 1.5 以上 2.0 未満 | 0.8 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値 |
| (4) | 0.15m 以上 | 0.45m 以上 | 0.5 以上 1.0 未満 | 0.2 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値 |
| (5) | | | 1.0 以上 1.5 未満 | 0.5 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値 |
| (6) | | | 1.5 以上 2.0 未満 | 0.8 を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値 |

別表第 8

| | (い) | | (ろ) | (は) |
|-----|----------|----------|---------------|-----|
| | 木材 | | 格子の間隔 | 倍率 |
| | 見付け幅 | 厚 さ | | |
| (1) | 4.5cm以上 | 9.0cm以上 | 9cm以上 16cm以下 | 0.9 |
| (2) | 9.0cm以上 | | 18cm以上 31cm以下 | 0.6 |
| (3) | 10.5cm以上 | 10.5cm以上 | | 1.0 |

別表第 9

| | (い) | (ろ) | (は) | (に) | (ほ) | (へ) |
|-----|------------------|--|--|---|----------------------------|-----|
| | 落とし 込み板 の幅 | だぼ又は吸付き棧 | 接合方法 | 柱及び上下の 横架材との 固定方法 | 柱相互 の間隔 | 倍率 |
| (1) | 13cm 以上 | 相接する落とし込み板に十分に水平力を伝達できる長さを有する小径が1.5cm以上の木材のだぼ（なら、けやき又はこれらと同等以上の強度を有する樹種で、節等の耐力上の欠点のないものに限る。）又は直径9mm以上の鋼材のだぼ（JIS G3112-1987（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定するSR235若しくはSD295Aに適合するもの又はこれらと同等以上の強度を有するものに限る。） | 落とし込み板が互いに接する部分に62cm以下の間隔で3箇所以上の穴（ろ欄に掲げるだぼと同寸法のものに限る。以下同じ。）を設け、当該穴の双方に隙間なく当該だぼを設けること。 | 柱に設けた溝に落とし込み板を入れること。 | 180cm 以上 230cm 以下 | 0.6 |
| (2) | 20cm 以上 | 相接する落とし込み板に十分に水平力を伝達できる長さを有する小径が2.4cm以上の木材の吸付き棧（なら、けやき又はこれらと同等以上の強度を有する樹種で、節等の耐力上の欠点のないものに限る。） | 落とし込み板が互いに接する部分に50cm以下の間隔で90cmにつき2箇所以上の穴を設け、当該穴の双方にだぼの径の3倍以上の長さずつ隙間なく当該だぼを設けること。 | 周囲の柱及び上下の横架材に設けた溝に落とし込み板を入れ、落とし込み板1枚ごとに柱に対して15cm以下の間隔で2本以上、上下の横架材に対して15cm以下の間隔で、それぞれくぎ（JIS A5508-1975（鉄丸くぎ）に定めるCN75又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）を打ち付けること。 | 90cm 以上 230cm 以下 | 2.5 |
| (3) | | 相接する落とし込み板に十分に水平力を伝達できる長さを有する小径が2.4cm以上の木材の吸付き棧（なら、けやき又はこれらと同等以上の強度を有する樹種で、節等の耐力上の欠点のないものに限る。） | 落とし込み板の片面に30cm以下の間隔で90cmにつき3箇所以上の深さ15mm以上の溝を設け、当該溝の双方にろ欄に掲げる吸付き棧の小径の3倍以上の長さずつ隙間なく当該吸付き棧を設け、外れないよう固定すること。 | 下の間隔で2本以上、上下の横架材に対して15cm以下の間隔で、それぞれくぎ（JIS A5508-1975（鉄丸くぎ）に定めるCN75又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）を打ち付けること。 | | 3.0 |

別表第 10

| | (い) | (ろ) |
|---|---|--|
| (1) | 別表第 2(4)項、(5)項又は(12)項の(い)欄に掲げる材料を、同表(ろ)欄に掲げる方法によつて、柱及び間柱の片面に高さ 36cm 以上となるように打ち付けた壁を設けた軸組（壁の高さが横架材間内法寸法の $\frac{8}{10}$ 未満である場合にあつては、当該軸組の両端の柱の距離は 2m 以下とし、かつ、両端の柱のそれぞれに連続して、同じ側に同じ材料を同じ方法によつて、柱及び間柱の片面に高さ横架材間内法寸法の $\frac{8}{10}$ 以上となるように打ち付けた壁（ただし、同表(12)項(い)欄に掲げる材料の端部を入り隅の柱に打ち付ける場合にあつては、同表(ろ)欄に掲げる方法によつて、当該端部を厚さ 3cm 以上で幅 4cm 以上の木材を用いて柱にくぎ（JIS A5508-2005（くぎ）に定める N75、NZ75 又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受材（釘の間隔は、30cm 以下に限る。）の片面に打ち付け、他端を柱又は間柱に打ち付けた壁とすることができる。）を有するものとする。（2)項において同じ。） | 別表第 2(は)欄に掲げる数値に 0.6 を乗じて得た数に、壁の高さの横架材間内法寸法に対する比を乗じて得た数値 |
| (2) | 木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に高さ 36cm 以上となるように打ち付けた壁を設けた軸組 | 0.5 に壁の高さの横架材間内法寸法に対する比を乗じて得た数値 |
| (3) | (1)項又は(2)項の壁をそれぞれ両面に設けた軸組 | (1)項又は(2)項のそれぞれの数値の 2 倍 |
| (4) | (1)項及び(2)項の壁を組み合わせた軸組 | (1)項及び(2)項の数値の和 |
| この表において、上下に離して同じ壁を設けた場合にあつては、壁の高さはそれぞれの壁の高さの和とする。 | | |

別表第 11

| | (い) | (ろ) |
|-----|---|--|
| (1) | 第 1 第二号から第六号までに掲げる壁のうち 1 | 第 1 第二号から第六号まで若しくは第十一号に掲げる壁、別表第 1(1)項に掲げる壁又は同表(2)項から(6)項までに掲げる筋かいのうち 1 |
| (2) | 第 1 第二号若しくは第三号に掲げる壁、別表第 1(1)項に掲げる壁（土塗壁を除く。）又は同表(2)項に掲げる壁のうち 1 | 第 1 第七号又は第十号に掲げる壁のうち 1 |
| (3) | 第 1 第十号に掲げる壁 | 別表第 1(1)項に掲げる壁又は同表(2)項から(4)項まで若しくは(6)項（同表(4)項及び(5)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。）に掲げる壁若しくは筋かいのうち 1 |
| (4) | 別表第 1(1)項又は(2)項に掲げる壁のうち 1 | 別表第 1(2)項から(6)項までに掲げる筋かいのうち 1 |

別表第 12

| | (い) | (ろ) | (は) |
|-----|---|---|---|
| (1) | 第 1 第二号から第六号までに掲げる壁のうち 1 | 別表第 1(1)項に掲げる壁 | 別表第 1(2)項から(6)項までに掲げる筋かいのうち 1 |
| (2) | 第 1 第二号又は第三号に掲げる壁のうち 1 | 別表第 1(1)項に掲げる壁（土塗壁を除く。） | 第 1 第十一号に掲げる壁 |
| (3) | 第 1 第二号から第六号までに掲げる壁のうち 1 | 第 1 第二号から第六号までに掲げる壁のうち 1 | 第 1 第十一号に掲げる壁又は別表第 1(2)項から(6)項までに掲げる筋かいのうち 1 |
| (4) | 第 1 第二号又は第三号に掲げる壁のうち 1 | 第 1 第二号若しくは第三号に掲げる壁又は別表第 1(1)項に掲げる壁（土塗壁を除く。）のうち 1 | 第 1 第七号又は第十号に掲げる壁のうち 1 |
| (5) | 第 1 第二号若しくは第三号に掲げる壁、別表第 1(1)項に掲げる壁（土塗壁を除く。）又は同表(2)項に掲げる壁のうち 1 | 第 1 第十一号に掲げる壁 | 別表第 1(1)項に掲げる土塗壁又は同表(2)項から(4)項まで若しくは(6)項（同表(4)項及び(5)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。）に掲げる筋かいのうち 1 |

別表第 13

| (い) | (ろ) | (は) | (に) |
|------------------------|------------------------|---------------|---|
| 第 1 第二号又は第三号に掲げる壁のうち 1 | 第 1 第七号又は第十号に掲げる壁のうち 1 | 第 1 第十一号に掲げる壁 | 別表第 1(1)項に掲げる土塗壁又は同表(2)項から(4)項まで若しくは(6)項（同表(4)項及び(5)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。）に掲げる筋かいのうち 1 |

附則（令和 6 年国土交通省告示第 447 号）（抄）

第 1 条（略）

第 2 条

木造の建築物に物置等を設ける場合に階の床面積に加える面積を定める件（平成 12 年建設省告示第 1351 号）及び木造建築物の軸組の設置の基準を定める件（平成 12 年建設省告示第 1352 号）は、廃止する。

第 3 条、第 4 条（略）

構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対する木造の柱の小径の割合等を定める件

制定：平成 12 年 5 月 23 日 建設省告示第 1349 号

令和 6 年国土交通省告示 447 号（令和 7 年 4 月 1 日施行）を反映したものです。

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 43 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書の規定に基づき、木造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

第 1

建築基準法施行令（以下「令」という。）第 43 条第 1 項の国土交通大臣が定める割合は、次の式によって計算した割合とする。ただし、壁が柱に取り付く場合（当該壁を設ける方向の小径について横架材の相互間の垂直距離に対する割合を計算する場合に限る。）及び第 2 に定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

$$de/l = 0.027 + 22.5 \cdot Wd/l^2$$

この式において、 de 、 l 及び Wd は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- de 柱の小径 (単位 mm)
- l 横架材の相互間の垂直距離 (単位 mm)
- Wd 当該階が負担する単位面積当たりの固定荷重と積載荷重の和 (単位 N/m^2)

- 2 柱が負担する荷重の実況に応じて、構造耐力上の安全性を適切に評価して計算をすることができる場合にあつては、前項の規定にかかわらず、令第43条第1項の国土交通大臣が定める割合を当該計算により得られた数値とすることができる。

第2

令第43条第2項ただし書に規定する木造の柱の構造耐力上安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

- 一 令第3章第8節第2款に規定する荷重及び外力によって当該柱に生ずる力を計算すること。
- 二 前号の当該柱の断面に生ずる長期及び短期の圧縮の各応力度を令第82条第二号の表に掲げる式によって計算すること。
- 三 前号の規定によって計算した長期及び短期の圧縮の各応力度が、平成13年国土交通省告示第1024号第1第一号口に定める基準に従って計算した長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する圧縮材の座屈の各許容応力度を超えないことを確かめること。

学校の木造の校舎の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

制定：令和6年5月31日 国土交通省告示第445号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の2第一号の規定に基づき、学校における壁、柱及び横架材を木造とした校舎の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を次のように定める。

第1

学校における壁、柱及び横架材を木造とした校舎の構造方法に関する安全上必要な技術的基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 外壁には、9cm角以上の木材の筋かいを使用すること。
- 二 桁行が12mを超える場合においては、桁行方向の間隔12m以内ごとに9cm角以上の木材の筋かいを使用した通し壁の間仕切壁を設けること。ただし、控柱又は控壁を適当な間隔に設け、かつ、昭和62年建設省告示第1899号に規定する構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
- 三 桁行方向の間隔2m（屋内運動場その他規模が大きい室においては、4m）以内ごとに柱、はり及び小屋組を配置し、柱とはり又は小屋組とを緊結すること。
- 四 構造耐力上主要な部分である柱は、13.5cm角以上のもの（2階建ての1階の柱で、張り間方向又は桁行方向に相互の間隔が4m以上のものについては、13.5cm角以上の柱を2本合わせて用いたもの又は15cm角以上のもの）とすること。

第2

第1の規定は、次の各号のいずれかに掲げる校舎については、適用しない。

- 一 建築基準法施行令第46条第2項第一号に掲げる基準に適合するもの
- 二 建築基準法施行令第147条第1項に規定する応急仮設建築物等に該当するもの
- 三 昭和56年建設省告示第1100号第5に規定する木造の建築物に該当するもの
- 四 日本産業規格 A3301（木造校舎の構造設計標準）-2015に適合するもの

附則（抄）

1 （略）

2 学校の木造の校舎の日本産業規格を指定する件（平成12年建設省告示第1453号）は、廃止する。

ボルト接合によることができると安全上支障がない建築物の基準を定める件

制定：令和6年6月25日 国土交通省告示第955号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第67条第1項ただし書の規定に基づき、ボルトが緩まないように必要な措置を講じたボルト接合によることができると安全上支障がない建築物の基準を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第67条第1項ただし書の国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 鉄骨造の建築物（平成14年国土交通省告示第474号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）であること。
- 二 地階を除く階数が3以下であること。
- 三 高さが16m以下であること。
- 四 架構を構成する柱の相互の間隔が6m以下であること。
- 五 延べ面積が500㎡以下であること。
- 六 令第82条の2に適合することが確かめられたものであること。この場合において、ボルト接合を用いる部分の存する階の層間変形角は、平成19年国土交通省告示第594号第3第二号の規定により計算した層間変位に、ボルト孔のずれによって生ずる層間変位を加えたものの当該階の高さに対する割合とすること。ただし、ボルト孔のずれの影響を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができるとする。

確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーターを定める件

制定：令和6年9月9日 国土交通省告示第1148号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第146条第1項第一号の規定に基づき、確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーターを次のように定める。

建築基準法施行令第146条第1項第一号に規定する人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーターは、次に掲げるものとする。

- 一 籠が住戸内のみを昇降するもの
- 二 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第二号に掲げる建築物（階数が3以上であるもの、延べ面積が500㎡を超えるもの及び高さが16mを超えるものを除く。）に設けるもの

令和7年版

建築関係法令集【法令編・法令編S・告示編】追録ダウンロード版

令和7年4月1日 発行 非売品

編集 総合資格学院 **編集責任者**: 福田年則 / 中川和之

発行 株式会社 総合資格

発行人 佐藤 拓也

〒163-0557 東京都新宿区西新宿1-26-2

電話 (03) 3340-6714 (販売に関する問い合わせ先)

(03) 3340-6711 (内容に関する問い合わせ先)

総合資格学院 URL <https://www.shikaku.co.jp/>

総合資格学院出版サイト URL <https://www.shikaku-books.jp/>

Printed in Japan

©Sogoshikaku Co., Ltd. 2025

*本書の一部または全部を無断で複写、複製、転載、あるいは電子媒体などに入力することを禁じます。

*落丁・乱丁はお取り替え致します。

本書に関する法改正・正誤などの最新情報は当社ホームページ(<https://www.shikaku.co.jp/>)及び当社出版サイト(<https://www.shikaku-books.jp/>)にてご案内致します。定期的に、また、試験直前には必ずご確認ください。